

昭和五十四年十二月七日

四日市市議会議定例會會議錄（第一号）

四日市市議會

○議事日程 第一号

昭和五十四年十二月七日(金) 午前十時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 報告第一一七号 専決処分の報告について

第四 議案第一一三号 昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算

(第二号).....(議案説明：質疑、委員付託、委員長報告、質疑、討論、議決)

第五 議案第一一四号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第三号).....

第六 議案第一一五号 昭和五十四年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号).....

第七 議案第一一六号 昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号).....

第八 議案第一一七号 昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第三号).....

第九 議案第一一八号 昭和五十四年度四日市市土地画整理事業特別会計補正予算(第二号).....

第一〇 議案第一一九号 昭和五十四年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

(第二号).....

第一一 議案第一二〇号 昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算.....

第一二 議案第一二一号 昭和五十四年度四日市市水道事業会計第一回補正予算.....

第一三 議案第一二二号 昭和五十四年度四日市市農業共済事業会計第二回補正予算.....

第一四 議案第一二三号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助手支給条例等の一部改正

について.....

第一五	議案第一二四号	四日市市税条例の一部改正について……………	議案説明
第一六	議案第一二五号	四日市市休日応急診療所条例の一部改正について……………	"
第一七	議案第一二六号	四日市市水道事業給水条例の一部改正について……………	"
第一八	議案第一二七号	町の区域の変更について……………	"
第一九	議案第一二八号	字の区域の変更について……………	"
第二〇	議案第一二九号	町及び字の区域の廃止及び変更について……………	"
第二一	議案第一三〇号	町及び字の区域の廃止及び変更について……………	"
第二二	議案第一三一号	市道路線の変更について……………	"
第二三	議案第一三二号	工事請負契約の締結について……………	"
第二四	議案第一三三号	委託協定の締結について……………	"

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十四名)

青	山	井	伊	伊	小	青	宇	小	大	大	金	川	川	喜	訓	粉	小	後	後	坂	佐	高	高	田	谷
峯	道	信	藤	藤	井	山	治	川	島	谷	森	口	村	野	霸	川	林	藤	藤	口	野	井	木	中	口
男	一	敏	敏	敏	敏	敏	良	良	武	喜	洋	幸	也	也	也	博	博	寛	長	正	光	三	基	基	保
男	夫	一	敏	敏	敏	敏	市	郎	雄	正	二	善	等	男	男	次	次	次	六	次	信	夫	勲	介	保

○出席議事説明者

市	助	助	市	取	市	總	財	市	福	產	環	都	建	下
長	役	役	長	入	長	務	政	民	社	業	境	市	設	水
加	三	坂	平	阿	齋	伊	矢	岩	谷	川	美	石	建	下
藤	輪	倉	井	南	藤	藤	田	山	沢	合	部	井	設	水
寬	喜	哲	清	輝	久	治	三	義	文	一	博	三	設	水
嗣	代	司	三	彦	美	郎	郎	弘	男	郎	美	夫	設	水
嗣	司	男	三	彦	美	郎	郎	弘	男	郎	美	夫	設	水
嗣	司	男	三	彦	美	郎	郎	弘	男	郎	美	夫	設	水

渡山
辺本
一
彦勝

山山山山森水松前堀堀古福平橋野野生永中
 中路口口野島川内市田野本呂崎川田村
 忠信安幹良辰弘新兵元香行增平貞平正信
 一剛生孝吉郎一男士衛一史信藏和芳藏巳夫

病院事務長 藪田裕

消防長 渡辺靖三

次長 岡本林衛

教育長 山鹿静夫

次長 六田猶裕

水道事業管理者 村山了

技術部長 黒川薫

代表監査委員 吉田耕吉

事務局長 佐々木晃精

議事課長 小坂大之丞

議事係長 板崎大之丞

主事 山口克彦

主事 金山伸夫

主事 金森

○出席事務局職員

午前十時二分開会

○議長（大谷喜正君） ただいまから、昭和五十四年十二月四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布の議事説明者要求書写しのとおりであります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配布の議事日程第一号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（大谷喜正君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において橋本増蔵君及び大島武雄君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から十二月二十一日までの十五日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から十二月二十一日までの十五日間と決定いたしました。

日程第三 報告第一七号 専決処分分の報告について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第三、報告第十七号専決処分分の報告についてを議題といたします。提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の報告第十七号は、去る六月議会においてそれぞれご決議いただきました工事請負契約につきまして、地方自治法第八十条の規定に基づき専決処分したものでありまして、三重団地公営住宅建設工事第一工区及び第二工区は、ともに排水管、通気管の材質変更に伴う増額、日永小学校改築工事は、普通教室を視聴覚室に変更することに伴う減額を行ったものであります。

○議長（大谷喜正君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、本件については、これをもって報告を終了いたします。

日程第四 議案第一一三号 昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第四、議案第十三号昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第十三号は、本市公共下水道特別会計補正予算第二号であります。

今回の補正は、富田、富洲原地域の浸水対策事業の一環として、四日市港管理組合の運輸省所管海岸整備事業と建設省所管の流域関連公共下水道事業との合併施行により築造いたします新富洲原合同ポンプ場建設事業の債務負担行為限度額の変更をお願いするものであります。

本事業は、総事業費八十六億円で、口径千二百ミリメートル一台、二千ミリメートル五台の雨水ポンプを設置する事業でありまして、うち本市が分担する事業費は五十一億八千五百万円、昭和五十三年度から六十年の継続事業で施行するものであり、すでに昭和五十三年度におきまして鋼管杭の一部を購入いたしております。本年度は、当初護岸仮締切工事を一部債務負担行為をもって発注する予定で、限度額四億八千六百万円を計上しておりましたが、地元関係者との調整を終え、ようやく着工の運びとなりましたので、今後の事業の促進と経済性を配慮いたしまして、ポンプ場土木工事と上屋建築工事をあわせて施行いたしたく、限度額を二十七億五千七百七十一万七千円に変更しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただきますとともに、本事業は四日市港管理組合に委託して施行するものでありまして、委託契約時期の関係上早期ご決議につきまして格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 債務負担行為、五カ年で二十七億という大きな債務負担行為を提案しておみえになるわけでございますが、まことにこの事業の促進という点から結構なことだと思えますが、こうしたこの債務負担行為を、巨額に上る行為をこの事業においてはできたわけですけれども、他の事業との関連、どういう限界とか限度とか可能性とか、そのような問題があるのかお聞きしておきたいと思うわけです。

いろいろこの治水事業で細切れ工事があるわけですけれども、こういう思い切った債務負担行為が可能だとするならば、やはり全体の四日市の緊急性をより強めております治水対策事業あるいは道路整備事業等においても、こうした問題の可能性というものを相当追求していただかなきゃならぬと思うんです。そういうこの債務負担行為のいままでの常識を超えた形になっておると思うんです。で、こういうことがどの程度まで可能なのか、そういう点を明らかにしておいていただきたいと思いますし、あわせてこの地元の調整云々という問題におけるハマグリ業者あるいは谷口石油とのいろいろな問題は、どのように最終的に決着がついたのかをあわせて教えていただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまご質問の債務負担行為に関連いたしましたして、他事業との関連でございますが、本件につきましては、市長の提案理由の説明の中にもございましたように、建設省と運輸省との事業を合併施行するものでございまして、この点につきましては建設省並びに運輸省当局との話し合いをいたしましたして、この事業の特質から、しかもまたこの事業そのものが、いろいろな観点で地元の方に非常にご心配をおかけし、ご迷惑をおかけしとったんでございますが、地元調整が非常に長引いたということが一つございます。と申しますことは、あの富洲原橋の下は航路になっております。ただいまのご指摘のございました谷口石油あるいは富洲原の漁業組合の漁船等の出入りを行っております。したがって、建設省と運輸省との調整に非常に時間がかかった、並びに地元の関係者との調整に時

間がかかったのでございます。そういうようなこと等も踏まえまして、管理組合側といたしまして、これはまあ施行者でございますが、ここが運輸省と調整いたしましたして、こういうふうなことで急ぎ、急遽やるべきであるというふうな結論に達してやったものでございまして、債務負担行為といたしましては異例中の異例の事業でございます。他の事業におきましては、なかなかこういうふうな五年ないし六年という長期にわたる債務負担行為というものは不可能でございますが、工事の、高潮対策という一つの工事、それから都市下水路という排水対策等の工事、この上での調整をなされた、こういうことでございますので、他事業においてはなかなかこのようにはまいらないと思えますが、特に排水事業につきましては、いつも債務負担をお願いいたしておりますが、こういう限度で、過去においてお願いしておるような限度で私どもといたしましてもできる限り地元のご要望に沿うように努力はしてまいりたいと思えます。

それから、本件につきましては、谷口石油は一部、まだ完全に調整はなされておりませんが、航路の問題でございまして、これにつきましてはこのポンプ場とは関連はございますが、ハマグリ業者につきましては埋立てとの関連でございまして、この事業と直接関連はございませんが、おのこの件につきましては、一応当事者間において了解がつき、あるいはつきつあるということでございます。いずれこの点につきましては、十二月開会されますところの管理組合議会において、管理組合当局より詳細にまたご報告を申し上げますことと存じますが、いまの時点では私その程度のことしか承知をいたしておりませんので、ご了承を賜りたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 このように巨額です、債務負担行為で事業が促進されると、早期に進められるということについて大いに評価したいわけでございますが、同じような治水事業あるいは道路整備事業等が大変細切れになってやらざ

るを得ない事情があり、で、そうした関連です。ね、債務負担行為が他は不可能だけれどもこれはうまくいったんだと、巨額の債務負担行為が認められるんだと、他はだめでこれはいいという、その関係がちょっとわからぬわけですね。いままでの債務負担行為の額と比べましても比較にならないほどの多額のもので、こういうことが他の事業においてもうまく及ばないものなのかどうか、及ぶものと及ばないものとのこの違いはどこにあるのか、そうしたところを一遍他の緊急性を持っている治水事業、道路整備事業等においても、その早期促進を願う見地から、これと関連してその辺をわかりやすくひとつご説明いただきたいし、今後の方策等についてもお答えいただければということなのであります。改めてご答弁いただきたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 再度のご質問でございますが、ただいま申し上げましたように、このポンプ場工事につきまして、一般の道路ないし都市下水道の管を入れるとかあるいはボックスを入れるとかいう下水工事とは多少趣を異にいたしました。本来言うならこの工事は一年ないし二年で完成する工事でございますけれども、海の中へこのポンプの建屋を建てると、こういうふうな一つの特殊な工事でございます。そういう点を管理組合の方で運輸省の方へ十分話し合いを進めた上でご了解を得て債務負担に持ったということ、それから債務負担に持っていくことによりまして、工事が非常に節減できるという関連で持ったんでございまして、他の一般の工事につきましては、そのようなことが非常にむずかしいのでございます。

したがって、これは特殊な事業でございますので、このようにお願いをしておる異例中の異例だというふうにご理解をいただきたいということで答弁にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大谷喜正君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を建設委員会に付託いたします。

暫時、休憩いたします。

午前十時十八分休憩

午前十一時四十三分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第百十三号昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。
本件に関する委員長の報告を求めます。

建設委員長 福田香史君。

〔建設委員長（福田香史君）登壇〕

○建設委員長（福田香史君） ただいま議題となっております議案第百十三号昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、四日市港管理組合の海岸整備事業と合併施行により着手されている新富洲原合同ポンプ場建設事業の債務負担行為限度額の補正であります。本事業は総事業費八十六億円、本市負担分五十一億八千五百万円となっております。今回の補正は、現時点において検討の結果、その後に予定されている上屋建築工事をあわせて施行することが事業の促進と経済性があるものと思われ、債務負担行為の限度額を二十七億五千七百七十一万七千円に変更しようとするものであります。

当委員会といたしましては、審査の結果、このような長期の債務負担行為による事業の推進については画期的なことであり、他の事業についても今回の手法を大いに取り入れられるよう努力すること、また本事業が長期にわたること

とから、事業施行期における原材料費等の価格変動によって事業費に変更を来すことのないよう契約の時点において配慮するとともに、本事業の円滑な推進を図るため、地元関係者に対して十分な配慮をもってトラブル等の生じないよう要望いたしました次第であります。

以上、簡単であります。建設委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。
ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより、直ちに本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後一時二分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第五 議案第一一四号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし

日程第二四 議案第一一三三号 委託協定の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第五、議案第百十四号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算第三号、ないし日程第二十四、議案第百三十三号委託協定の締結についての二十件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第百十四号は、本市一般会計補正予算第三号であります。

今回補正の主なる内容は、過般の災害による災害復旧経費をはじめ、国県補助割当の決定によるもの並びに議員及び各委員会の委員等の報酬改定に伴う所要見込額のほか、緊急に措置を要する扶助費、物件費、単独事業費等の追加補正と、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正でありまして、歳入歳出予算の追加額は十三億九千八百四十七万円となり、補正後の予算総額は三百九十四億九千七百三十三万円と相なるのであります。以下歳出各款における補正の主なる内容をご説明申し上げます。

第一款議会費は、議員の報酬の改定に伴う所要見込額等を計上いたしました。

第二款総務費は、日永出張所の用地購入費、大里町ほかの公会所建設費補助金及び過年度国県支出金返還金を追加し、地方財政法等に基づく財政調整基金の積立金を計上いたしました。

第三款民生費のうち社会福祉費は、国県支出金の決定に基づき、国民年金加入勸奨経費及び地方改善施設整備事業

費を追加補正し、(仮称)西部老人福祉センター備品購入費を計上いたしました。児童福祉費は、県補助金の決定いたしました簡易保育所運営費補助金等のほか、いずみ保育園新築費及び厚生会母子寮改築費に対する補助金と関連する債務負担行為を計上しました。生活保護費は、医療扶助費等の不足見込額を追加補正し、災害救助費は、本年九月の災害に対して支給いたしました災害見舞金と備蓄用資材購入費を計上したものであります。

第四款衛生費は、来年一月中旬に開始する運びとなります夜間応急診療に係る運営諸経費並びに一次救急医療体制事業の運営費補助金等のほか、麻しん等の予防接種費と過級の災害における特別防疫対策費を計上いたしました。清掃費では、平山物産についての解決策の一環としてすでにご了解をいただき、実施してまいりました漁洋の転送等に要する経費のほか、災害後緊急に処理しました経費を含めた塵芥及び尿尿処理経費と焼却施設修繕料等の不足見込額を追加し、埋立処分場費用の不用見込額を減額補正いたしました。また、病院費は、公営企業会計への繰出金を増額するものであります。

第五款労働費は、就労者に対する賃金改定に伴う所要見込額と労働福祉会館下水道管接続工事費を追加いたしました。

第六款農林水産業費のうち農業費は、水田利用再編対策に係る推進特別交付金、転作促進特別対策事業及び転作定着化促進事業の稲作転換関係に係る補助金と、マツクイムシの防除事業費を追加補正するとともに、農業構造改善事業に対する補助金等を追加しました。畜産業費においても、県補助金の決定により、水沢地区における自給飼料生産向上特別対策事業及び神前地区における農林業同和对策共同畜舎建設事業並びに県地区における家畜ふん尿処理施設設置事業に対する補助金を追加補正しました。農地費では、県単土地改良事業費を新規計上し、市単土地改良事業費等を追加補正いたしました。

第七款商工費は、北勢公設地方卸売市場組合負担金を追加補正し、一番街商店街振興組合等が実施する中小企業団体等共同施設建設費に対する補助金を計上いたしました。

第八款土木費のうち道路橋梁費は、市道維持補修用材料費を追加し、国庫補助事業費の決定に基づき、山条高原線外二路線の補正と内堀町東浦線外一線の新設改良費を追加計上するとともに、災害復旧事業費と関連して整備する三の谷橋の予算の組替えと東名阪高速道路と交差する道路橋整備事業費を追加いたしました。また、山条高原線改良工事及び三の谷橋新設改良工事費について、本年度工事との関連上債務負担行為を計上しております。港湾費は、四日市港管理組合負担金を減額補正いたしました。都市計画費は、国庫補助事業費の決定により、赤堀山城線外一線の街路事業費を減額補正するとともに、近鉄富田駅周辺外四カ所の自転車駐車場整備工事費を新規計上したほか、霞ヶ浦緑地整備附帯事業費を追加いたしました。なお、土地区画整理事業特別会計への繰出金については減額補正いたしております。公共下水道費では、特別会計への繰出金を増額し、都市下水路費は、排水場の電気使用料不足見込額等の追加並びに新設改良費においては羽津、雨池都市下水路事業費等の追加補正と、羽津・茂福都市下水路ポンプ場用地費の債務負担行為を計上いたしました。住宅費は、市営住宅維持補修費及び施設整備工事費を追加計上いたしました。

第九款消防費は、燃料費不足見込額と水防資材備蓄費を追加いたしました。

第十款教育費につきましては、小中学校費で電気使用料、校舎等維持補修費を追加し、学校建設費では校舎等使用料及び校舎等譲受費を国庫負担金の年度割当変更等に伴い減額補正いたしました。幼稚園費では、私立幼稚園就園助成費を追加し、社会教育費では、日永公民館用地購入費及び地区市民センター整備計画に基づく水沢、常磐公民館の整備費等を計上しました。

第十一款災害復旧費は、本年九月の台風十六号及び十月の台風二十号による現年発生災害復旧費であります。農林水産施設災害復旧費は、本年度割当見込額と地元立替金による施越工事分を含めて計上し、関連する債務負担行為を

計上しました。河川、道路等の土木施設災害復旧費は、現年発生災害のうちおおむね国の災害復旧基準に従い、認定見込事業費の四〇％と市単独災害を予算計上し、あわせて翌年度割当見込事業のうち本年度工事と同時に発注を要するものについて債務負担行為を追加いたしました。また、公園、都市下水路及び公営住宅の各施設の市単独土木災害復旧事業につきましては、本年度に完了するよう予算を計上いたしました。文教施設災害復旧費におきましても、年度内に復旧が完了するよう補助災害復旧事業費及び市単独災害復旧事業費を計上しているものであります。

以上、歳出並びに関連する債務負担行為の概要を申し上げますが、歳入は歳出各科目に対する特定財源を収入見込みにより補正しましたほか、一般財源として地方交付税及び前年度繰越金を計上して収支の均衡を図ったのであります。

議案第百十五号から議案第百二十二号までは、各特別会計及び公営企業会計の補正予算案であります。

国民健康保険特別会計の補正は、五十三年度療養給付費の精算に伴う過年度国庫支出金の返還金の追加であります。歳入には前年度繰越金及び諸収入を充當いたしました。

と畜場食肉市場特別会計の補正は、業務用電気水道使用料等の不足見込額の追加でありまして、歳入には事業収入の増加見込額と前年度繰越金を充當いたしました。

公共下水道特別会計の補正は、業務費においては水洗便所改造資金貸付金の減額と電気使用料等施設管理経費の不足見込額を追加補正し、建設改良費においては国庫補助事業割当の決定に伴い、各排水区の管渠、ポンプ場及び終末処理場建設費の一部組替えと減額補正を行うとともに、管渠布設工事に起因する家屋等の損傷補償金を追加しました。また、災害復旧費は、過般の災害によるポンプ場及び管渠施設の復旧費であります。歳入につきましては、下水道使用料、国庫補助金、諸収入及び市債をそれぞれ減額補正し、受益者負担金の増加見込額と前年度繰越金及び一般会計繰入金を充當いたしました。

土地区画整理事業特別会計の補正は、業務費において県の調査委託事業費の決定に伴う減額補正を、事業費では浜田第二及び西浦土地区画整理事業の国庫補助事業をそれぞれの実施に合わせた一部組替えと、浜田第二土地区画整理事業の街路築造工事費を追加計上いたしました。歳入では、保留地処分収入及び国庫支出金を追加し、県支出金及び一般会計繰入金を減額補正しております。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正は、貸付希望者の増加に伴い貸付金を増額しようとするものであり、財源には国庫支出金及び市債を追加いたしました。

次に、公営企業会計の補正であります。

市立四日市病院会計の補正につきましては、収益的収入及び支出におきまして薬品費、庁用事業用燃料費並びに減価却引当金等を追加補正し、企業債利子及び病院改築用地取得費割賦金利息の不足見込額と一時借入金利息の不用見込額を減額補正するものであり、これらの財源として診療収入、預金利息及び公舎等使用料の増収見込額と一般会計からの負担金及び県補助金を追加計上いたしました。資本的収入及び支出におきましては、事業用器械備品等を追加し、看護学生等就学資金ほかの長期貸付金の不用見込額を減額補正するものであります。また、最近の患者の動向を踏まえ、がん、脳出血等の診断関連機器を早期に導入いたしたく存じ、債務負担行為と重要資産の取得を計上いたしております。

水道事業会計の補正は、収益的収入及び支出におきまして配水細管布設工事負担金を収入見込みにより計上し、支出におきましては水管橋補修工事費及び配水細管移設工事費等を追加補正いたしました。資本的収入及び支出におきましては、配水管移設等に伴う工事負担金収入と移設に要する工事費及び配水管布設工事費を追加補正し、簡易水道施設費では小林、神明簡易水道の水中ポンプを取り替えるため購入費を計上いたしました。これが補てん財源として損益勘定留保資金を充當いたしました。

農業共済事業会計の補正は、農作物共済、家畜共済、果樹共済、園芸施設共済及び業務勘定について引受面積、引受頭数、被害率及び引受共済金額の増加に伴い保険料、技術料、共済金及び責任準備金繰入れの不足見込額を追加し、収入には共済掛金、保険金等を計上いたしました。

続いて、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第二百二十三号吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正案は、恩給法等の一部改正に伴い、これに準じて退職料年額の増額、普通退職料等の最低保障の改善及び扶助料の増額等所要の改正をしようとするものであります。

議案第二百二十四号市税条例の一部改正案は、昨今の社会経済情勢にかんがみ、生活困窮者または著しく担税力を喪失した者に対する市民税の減免規定について見直しを行い、賦課期日以降において死亡した者及び当該年の合計所得金額見込額が前年の合計所得金額の二分の一以下に低下し、著しく納税が困難な者等について軽減対象限度額を引き上げる等所要の改正をしようとするものであります。

議案第二百五号休日応急診療所条例の一部改正案は、昭和五十年十二月から開設しております休日応急診療所につきまして、市民からの要望の強い夜間の診療を医師会及び薬剤師会の協力を得て来年一月十六日から開始し、休日夜間における応急診療体制の拡充を図るため所要の改正をしようとするものであります。

議案第二百二十六号水道事業給水条例の一部改正案は、給水料金の改正をお願いしようとするものでありまして、料金改定の前提となる料金体系につきましては引き続き口径別体系を基本とし、一部用途別制を踏襲した従来どおりの体系を基盤として、お手元に配布いたしました改定資料のとおり改定いたしたいと存じます。改定率につきましては平均四五・〇八%の値上げとなっておりますが、家庭用、公衆浴場用等日常生活と密接な関係のあるものにつきましては特別の配慮をいたしております。

なお、今回の改定は、昭和五十七年度までの必要最小限度の経費を賄うものでありまして、準備期間等も考慮し、来年四月分として徴収する料金から適用いたしたいと考えております。

議案第二百二十七号町の区域の変更につきましては、従来南浜田町と赤堀一丁目の境界となっておりました道路が西浦土地区画整理事業により一部廃止され、新たに道路が整備されましたので、このたび町の区域を変更しようとするものであります。

議案第二百二十八号字の区域の変更については、山之一色町地内において山之一色土地改良事業共同施行が実施する土地改良事業により、区域内の字の区域を変更しようとするもので、区域等はお手元の図に示すとおりであります。

議案第二百二十九号及び議案第三百十号は、町及び字の区域の廃止及び変更案でありまして、県、三重及び神前地区において施行されております県営圃場整備事業のうち第一、第五換地工区についてその工事が完了いたしましたので、このたびこれに係る区域について町及び字の区域を整備しようとするもので、区域等はお手元の図に示すとおりであります。

議案第三百一十一号市道路線の変更案は、海蔵地区における県営湛水防除事業の工事施行に伴う市道平松新屋敷一号线の一部を変更するもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第三百三十二号は、塩浜第一ポンプ場築造工事（下部土木工事）の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額二億九千万円をもって名古屋市中村区名駅三丁目、大成建設株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第三百三十三号委託協定の締結案は、昨年十月、下水道建設工事の受託をその業務とする日本下水道事業団に委託いたしました日永終末処理場（第三系統）建設工事につきまして、引き続き沈澱池等の施設土木工事の一部を同事業団に金額三億九千六百三十七万円をもって委託するための協定を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要でございます。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（大谷喜正君） この際、報告いたします。

本日まで、監査委員から報告が十三件ありました。すでにお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（大谷喜正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、十二月十二日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時二十七分散会

昭和五十四年十二月十二日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和五十四年十二月十二日(水) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十四名)

川 川 金 大 大 小 宇 伊 伊 小 青
治
村 口 森 谷 島 川 田 藤 藤 井 山
幸 洋 喜 武 四 良 雅 信 道 峯
善 二 正 正 雄 郎 市 敏 一 夫 男

○出席議事説明者

助 助 市

役 役 長

坂 三 加

倉 輪 藤

哲 喜 寛

代

男 司 嗣

渡 山 山 山 山 山 森 水 松 前 堀 堀 古 福
 辺 本 中 路 口 口 野 島 川 内 市 田
 一 忠 信 安 幹 良 辰 弘 新 元 香
 彦 勝 一 剛 生 孝 吉 郎 一 男 士 衛 一 史

平 橋 野 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜
 野 本 呂 崎 川 田 村 口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸 野
 行 増 平 貞 平 正 信 基 三 光 正 長 寛 博 也
 信 蔵 和 芳 蔵 巳 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等

日程第一 一般質問

○議長（大谷喜正君） これより本日の会議を開きます。
 ただいまの出席議員数は、四十二名であります。
 本日の議事は、お手元に配布しました議事日程第二号のとおり一般質問であります。

午前十時二分開議

主 事	主 事	議 事 係 長	議 事 課 長	事 務 局 長
金 森	山 口	板 崎	小 坂	佐 々 木
伸 夫	克 彦	大 之 丞	晃 靖	

○出席事務局職員

代表監査委員	技術部長	水道事業管理者
吉 田 耕 吉	黒 川 了	村 山

次 教 育 長	次 消 防 長	病 院 事 務 長	下 水 道 部 長	建 設 部 長	都 市 計 画 部 長	環 境 部 長	産 業 部 長	福 祉 部 長	市 民 部 長	財 政 部 長	総 務 部 長	市 長 公 室 長	収 入 役
六 山 田 猶 裕	岡 本 林 衛	藪 田	奥 村 仁 人	石 井 三 夫	美 濃 部 博 美	川 合 一 郎	谷 沢 文 男	岩 山 義 弘	矢 田 三 郎	伊 藤 治 郎	斎 藤 久 美	阿 南 輝 彦	平 井 清 三

○議長（大谷喜正君） 日程第一、これより一般質問を行います。

お手元に配布しました一般質問通告一覧表のとおり、質問の通告がまいっております。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

山路 剛君。

〔山路 剛君登壇〕

○山路 剛君 おはようございます。

十二月議会のトップバッターとして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、四日市都市計画事業の展望についてお尋ねをいたします。

四日市の都市計画は、二十一世紀を見てみた緑と太陽のある豊かなまちづくりのためにたゆまぬ努力が重ねられ、三重県下唯一の活力ある近代産業都市として大きく発展を遂げました。この先人の努力に対し深く感謝と敬意を表するものでございます。

さて、今後四日市の都市像はどのようになっていくのでしょうか。先般来より説明がありました総合計画基本構想を基本とした三十万都市、四十万都市の四日市を考えていかれることと思っております。

そこで、鈴鹿山系より出る清き流れをこの四日市の市街地に誘導することはできないのでしょうか。旧市内では三滝川の流れを、または伏流水を諏訪公園、鶴の森公園、そしてまた近鉄の駅前の噴水等、そして旧市内を流れる阿瀬知川等に流す。旧市内には本来にたくさん的小川や水路がありました。しかし、暗渠となって公共下水となり、水の流れを見ることができません。昔、四日市はサンズイに四と書いた洒水と言われ、水の都と言われたと思います。

どの道路を見ましても、ほとんどどちらか片方には水路がありまして、旧東海道にも一メートルほどの水路がございまして、その水路、小川にはいつも水がかかることなく小ブナやメダカが住みついていたのでございます。私も子供の当時にはよく川で魚を取ったり、また川で遊び、洗たくをしたり、また野菜や花畑に水をやったものでございます。たんぼには春ともなると菜の花が咲きみだれ、レンゲソウ等の花が咲きみだれましてのどかな時代がなつかしく思われるのでございます。

市内には、区画整理事業によりまして随所に小公園、児童公園ができております。しかし、水のある、池のある小公園は一カ所もないと思います。中央緑地または南部丘陵公園等におきましてはございますが、市街地に特色のある池のある公園等をお考えになってはいかがでしょうか。市長もよく緑と太陽のある豊かなまちづくりということを言っておられますが、緑と太陽と水をひとつ入れていただきたい。そして、緑と太陽と水のある豊かなまちづくり、これこそ本場に市長がよく言われる潤いのある住みよいまちづくりとなるのではないのでしょうか。大阪の方へ行きますと、地下街にもりっぱな川の流れがあり、噴水等ができておるのでございます。現在では、大阪の名所の一つとなっております。このような敵しい財政下において、何をとおしかりを受けるかもわかりませんが、そのようなお考えはないでしょうか、お伺いをいたします。

次に、都市改造計画でございますが、四日市の表玄関である近鉄四日市駅前、また諏訪栄、諏訪町新道通り南側、国鉄四日市駅前周辺で大がかりな改造計画があるやに聞いております。そのようなことがどこまで進んでおるのか、おわかりになっておりましたらお聞かせを願いたいと思っております。

また、それに関連いたしましたして、近鉄四日市駅前の閉鎖されました七十メートル道路の問題、または海蔵等につきましても抜本的な改造がない限りは、あのような道路は開通ができないとも聞いておりますが、その点もお聞かせを願いたいと思っております。

また、関連いたしましたして、工業高校跡地問題、または旧市立病院の跡地問題等につきましても、わかっておるだけで結構でございますが明らかにしていただきたいと思っております。

次に、用途地域の見直しについてお伺いをいたします。

用途地域の変更は、国の指定基準を踏まえて具体的な開発計画、また現在の土地利用の状況を勘案し、都市の望ましい成長のために周到な計画が練られておるのでありますが、この計画の中に用途地域見直しの基本方針は変えてはなりません、地域の発展の状態等をお考えの上、入れていただきたいと思えます。現在は住居地域でございますが、すでに公害の関係でございまして、住宅としての環境が悪化し西部住宅地等の方へ転居しております、ほとんど空き家状態になつております。まあそういう関係もございまして、その地域の発展にはやはり住居地域だけではなく、準工業等に指定を変更していただき、そしてまたどのようなものでも建つような方法にすれば、その土地は発展していくのではないかと思います。

また、そのほか最近は大がかりな店舗出店についての問題が話題となっております。その大型店等におきましても、商業地域または近隣商業地域はどのようなかっこうになっていくことをはっきりと市の方で行政指導をいただき、そしてやっていただかないと、大型店ができた、またそのような家が建ち商店ができて、それではここは近隣商業地にしようか、ここは商業地帯にしようかというのではなくして、根本的な四日市の将来像をながめていただき計画に入れていただきたいと思えます。

次に、阿瀬知川の改修についてお尋ねをいたします。阿瀬知川も以前はごみと汚泥、悪臭に悩まされて、道路事情が悪いときには、一日も早く暗渠にして道路づくりをしてほしいというような住民の声が圧倒的でした。しかし、先般来の集中豪雨によりまして、護岸のかさ上げの要求が出てきております。治水、排水は行政の一番大切な問題であろうと思いますが、地域懇談会等におきましても強く要請が出ていたところでございます。

最近になって、公共下水の働き、または河川の清掃等、行政の努力と住民の協力によりまして水がきれいになってまいりました。たまには小魚が群れをなし、または釣りをしている姿さえ見受けるようになったのでございます。

市長、この際思い切って阿瀬知川の改修をやっていただけませんか。川の拡幅のできる場所は拡幅をし、川底を掘り下げ、また底張りをして三滝川のきれいな砂を引いていただく、そこへ三滝の水を流す、四日市唯一の流れであります。この四日市でまた大きな財産でもあろうかと思えます。護岸のかさ上げと同時にその周辺の植樹をしていただき、川の拡幅ができるところは川幅を広げ、川で遊ぶ子供の遊び場としていただく、また、川にはひごい、まごいを生かす。また、夜ともなれば、淡い水銀灯の光の下で川に涼を求めて三々五々若者が集まる、ゆかたがけの子供が喜ぶ姿等、また、みたらしだんごやかき氷を売る屋台店が出るようなきれいなひとつまちづくりをしていただくことは、本当に四日市のオアシスとしてなることは間違いないと思うのでございます。治水と緑化、美化そして公園づくりを兼ねた一石三鳥ではないかと思えます。市長、次代に贈るすばらしい贈り物となることは間違いないと思えます。お考えをいただきたいと思えます。

次に、工事請負契約の期間の問題でございしますが、年末年始また年度末になりますと、特にそこに道路工事が目立ちまして、防護さくやまた通行どめの札をよく見るのでございます。ところが、期限が過ぎましても一向に急ぐような工事もすることなく、当然のような仕事ぶりでございます。業者に聞いてみますと、発注の時点において無理なことは役所の方もわかっておるんだと、だから強いことは言えませぬからというので、期限が一カ月も一カ月半おくれましても平気で仕事をやっているというのが現実でございます。そういうところがあるのでございます。実際にそのような、予算の関係はどうかもわかりませぬが、期限で無理な点の請負があるかどうか、その点についてもお考えをいただきたいと思えます。住民はその期限内には、いろいろ行政と相談の上、工場では材料の関係または商店では商品の関係等を予定しておりますので、たとえ十日でも二十日でもおくれるということは、本当に、その地元住民に対して迷惑をかけるのは当然でございします。もしそのような場合には地元の方に了解をとっていただきたいと思うのでございますが、その点につきましてもお伺いをいたしたいと思えます。

次に、四日市の青少年育成組織または補導組織の現況についてお尋ねをいたします。次代を担う、高齢化社会の担い手として青少年の健全な育成こそわれわれ社会の願望であります。また責務でもあらうかと思えます。四日市は三重県下でも最も古くから育成組織、補導組織があり、行政と熱心なボランティアの活動によって支えられ発展しりっぱな成果を上げているところでございます。

そこで、先般十二月六日、津簡裁におきまして子供会裁判が行われ、指導者の有罪判決がありました。野外活動中に子供が事故で死亡した、その育成者に対する判決であります。余りにも意外な判決のために、子供会関係者を中心として論議を呼んでいるところであります。しかしながら、野外活動はご承知のように集団教育として子供会活動に欠かせない行事の一つでございます。そのリーダーが事故を災難とはいえ、このような結果にならうとは、今後育成者、ボランティアについて大きな影響を及ぼすことは間違いありません。また、意欲をなくすのではないかと心配されるものでございます。

そこで、四日市の子供会育成者組織、または事故防止対策、そしてまた野外活動時における事故災害保険、または安全会等の組織がありましたらお聞かせを願いたいと思うのでございます。また、育成者補導委員がそういう子供会活動中または補導委員の補導中に起きた事故、安全対策については、保険についてどのような対策ができておるのか、またもし事故があった場合には四日市市の方でいろいろそういう損害補償金につきましても肩がわりをしていただけるかどうか、その点についてお尋ねをいたす次第でございます。

以上をもちまして第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまのご質問にお答えを申し上げますが、第二点、第三点につきましては、それぞれ担当の部長あるいは教育長の方からお答えを申し上げます。まず、第一点の都市計画事業の将来展望ということで三点ほど具体的な質問がございましたので、お答えをいたしたいと思えます。

確かに、市街地に特色のある公園ということになりますと、今日、都市計画上で認められました公園等につきましては、一応の整備をしつつあるわけでございますが、水のある、またそこで市民の方々が水に親しみながら余暇を過ごすという公園がないわけでございます。したがいまして、将来の問題といたしまして、やはりそういった公園を指していくことは、きわめて必要なことではないかというふうに私も感じておりました。なるほどなというふうな思っただ次第でございます。

特に、これはひとつの夢のような考え方でございますが、三滝川の水が近鉄四日市駅の西から暗渠で阿瀬知川につながっております。阿瀬知川に持っていく、阿瀬知川を改修をするということも一つの手当てではございますけれども、夢としてはこの中央通りの方に国鉄駅前まで水路をつくって阿瀬知川の水を流してまいると、一部を流してまいるということも一つの手ではないだろうかというふうに思っております。さらに、具体的に阿瀬知川を改修をするということにつきましては、従来はこの阿瀬知川の断面を小さくすると、そして道路なり駐車場なりというものに活用する予定であったのでございますが、今日の上の地域の開発状況、それから豪雨時におきます排水の状況等を考えますと、そういった阿瀬知川の改修計画というのは若干無理があるのではないだろうかということで、現在の抜本的な見直し計画といたしましては落合川の改修とあわせて阿瀬知川の改修も進める計画でございます。

その概要といたしましては、末端ポンプ場の新設と既設水路の改良等でございます。阿瀬知川は、公共下水道の整備によりましてかなり最近ではきれいになってまいっておりますのはご指摘のとおりでございますが、護岸が老朽化をしている箇所がかなりございますので、将来この改良については単なる河川改良ということでなくて、おっしゃられ

ましたように修景施設の一つといたしまして護岸の工法を工夫いたしますなり、あるいは可能な限り植樹を進めてまいるということで散策、憩いの場として親しまれる施設づくりを心がけてまいりたいというふうに思っております。この点については住民の皆様方のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

それから、都市改造についてご質問がございました。都市改造というのは、元来都市の基盤整備を総合的に確立するとということがねらいでございます。住居の密集地あるいは今後発展が予想される地区など特に検討しなければならぬと思っております。その手法といたしまして、市街地改造や区画整理といったような事業が取り上げられるわけでございますが、旧市街地の周辺部対策あるいは本町、新道を中心といたしました都市再開発、それから富田、塩浜地区の都市改造、さらに、橋北、末永地区などの整備を必要とする地区が非常にたくさんございまして、いまそれらの地域につきましまして一応の調査、国費を導入して調査をすべきものは調査を進めておりまして、一定の結論を得てはおります。来年度にございませぬけれども、何と申しまして地域の方々の意識というものが重要でございます。したがって、来年度に向けまして、市街地全体の整備計画を検討するための組織を役所の内部に設ける予定にいたしております。そして、どの地域から着手をしていくかということについて十分検討をいたしまして、その地域の方々の住民意識の啓発を図ってまいりたいと思っております。

今日、調査は一応やった地区もございませぬけれども、まだそれならひとつこの地域を都市改造をしようじゃないかという結論にまで至っておる地域はございませぬ。したがって、これを一歩進める意味でいま申しましたような対策を来年度に向けて講じてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、第二点の工業高校の移転の問題でございますが、ほぼこの移転先について同意が得られましたので、いまその事務の取扱いの調整を県市の間でやっておる段階でございます。実際の移転は五十七年ごろになるのではないかとこのように見当をつけておるのでございますが、同時に跡地の利用についても、それまでには明確にいたしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、市立病院の跡地でございますが、これは売却をするということで考えておるのでございまして、郵政省等から働きかけがございましたけれども、話を進めてまいりますと、どうも私どもの考え方と郵政省の考え方が必ずしもびたっと一致をしないという点もございませぬので、もう一度出発点に戻らねばならないかというふうに現時点では考えておる次第でございます。いずれにいたしましても、貴重な財産でございますし、あそこの処分の仕方いかんによってはかえって地域の方々にご迷惑をおかけをするということにもなりかねませんので、その辺のところを十分考えまして慎重に取り扱ってまいりたいというふうに思っております。いずれ、もう少し安心のできる売却先が見出せましたら、議会にもお諮りを申し上げたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、第二番目の用途地域の見直しでございますが、都市計画法第六条によりまして、おおむね五年ごとに都市計画の見直しを行うというふうに規定をされておりますので、昨年からは基礎調査を行ってまいりました。この調査に基づきまして既存の用途地域内で変更すべき個所の検討、さらに各地区からのご要望等も出されておる個所もございませぬので、これらを検討の中に加えて現在調整の段階に入っておりますのでございませぬ。ただ、この見直しはあくまでも微調整にとどめなければならぬというふうに考えておるのでございませぬ。用途地域の決定、変更ということには市民生活に非常に影響を与える問題でございますので、この点を十分考慮をいたして検討をしておる段階でございます。変更をするに当たりましては、十分住民の方々のコンセンサスを得る必要がありますので、広報を使ったりあるいは説明会を行ったり、公聴会を行ったりと、あるいは議会側のご意見を反映させる、さらには都市計画審議会の

討議などを行いまして、五十五年前期に変更決定をいたすべく作業を進めておる段階でございます。

先ほど、大型店舗のお話ございましたが、私は、現在四日市市内に大型店が出店をしてくるというような話は聞いておりません。これ以上四日市市内に大型店が出てまいりますことについては、いささか問題点があるかどうかというふうに考えておるのでございますが、用途地域の問題は現在の段階ではただいま申し上げましたような微調整ということでございますので、そういった方向で今日の段階では検討を進めておりますというふうにお答えを申し上げます。

以下の点についてはそれぞれ担当部局からお答えを申し上げます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 工事の契約の工期の延長の問題でお尋ねがございました。

請負契約を当初に締結をいたします段階では工期を設定をいたしまして、それぞれ事業の執行に入るわけでございますが、事業の執行中に特にやむを得ない事情がございました場合には延長をすることを契約協議の上で決定をいたしております。ただいまご指摘がございましたように、年末を最近控えておりますし、さらに交通事情等大変頻繁なところもございます。そういう中で、あるいは道路が狭いとかということであるんが事情がございしますが、そういう中で工事を実施していくということにつきましては大変むずかしい工事になるかということもございしますが、交通を完全遮断をするということについては大変地域の住民の方々にもご迷惑をかける形になりますので、そういう意味合いからいきますと、多少工期が長くなるということはあるかも知れませんが、いずれにいたしましても、極力期限内に事業を完成させるようにそれぞれ指導をまいっておるわけでございます。特に、発注に際しまして期限内完成が大変むずかしいというような問題はありはしないかということでございますが、工事を発注する側

といたしまして、極力年度内に均等に工事が発注ができればいいわけでございますけれども、国の補助事業等決定がおくれたというような問題もございまして、多少ずれてまいるものもあるわけでございます。そういう点では工事の監督施行に当たりまして十分配慮をいたすように従来からも指導をまいっておりますが、今後交通渋滞等あるいは地域の住民の方々にも特にご迷惑をかけないように、工事の監督あるいは現場の管理、あるいはそれに関連をいたします地元のご了解、協議というようなことについて、十分配慮をいたしますように関係各課に指示をし督促をまいりたいというふうに思っております。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

次代を担います青少年の健全育成のために、子供会などの青少年関係団体あるいは地区補導委員の方々のお骨折りにつきましては、敬意と謝意をまず表すものでございます。

さて、ご質問にございました現況でございますが、かいつまんで申し上げますと、本市におきましては、子供会は早くから結成されてまいりまして、現在三十五地区組織がございまして、単位子供会の数は五百を超えております。また、地区補導委員会は十八地区に結成されておりまして、地域の実態に即した活発な活動が展開されております。これらの善意無償のボランティアの方々の本当に献身的なご尽力によって青少年の問題が逐次解決されてくるという実情を見ますと、先般の津の子供会の判決は、私も予想外でございましたが、今後のボランティア活動への影響が心配されるわけでございます。こうした事故の再発を防止いたしますためには、行事につきまして計画段階で綿密な準備が必要でございますし、また、実施段階ではそれに即応した十分な指導が必要でございます。団体活動におきます安全管理の徹底を図るため指導者の安全教育に関する研修の機会を今後充実いたしまして、事故の未然防止に万

全を期していきたいと、そう考えております。

それから、次に身分保証の問題でございますが、子供会育成者の方や地区補導委員の皆様方の身分保証は、こういう活動は地域のある意味の合意と連帯に基づく信頼関係の上に成り立っておりますのでございまして、市からこれを任命するという任命行為を伴わないことでございますので、先ほどお話のありました賠償の問題が起こった場合の市の方で肩がわりはできないかというような問題は大変むずかしい問題であると考えておるわけでございます。

なお、災害補償の問題につきましては、子供会活動には全国子供会安全会というのがございまして、障害、廃疾には九万円から二百四十万円、死亡の場合は二百万円の見舞金制度がございます。また、賠償責任が生じた場合は一名につきまして二千万円、一事故につき二億円を限度とする賠償責任保険制度に加入することができるようになっております。したがって、ボランティアの人も子供会は大部分これに加入をしていただいているということでございます。

本市の数字を申し上げますと、いまの安全会には、子供は三万三千二百二十七名、育成者、指導者は三千七百十八名の人が加入しております。そのほか全国社会福祉協議会のボランティア保険、あるいは保険会社の各種保険制度がございますので、これらに加入することによりまして事故による補償問題の解決を図るよう、たとえば地区補導委員の方々のことを考えた場合に、今後そういう方面をお勧めしていきたいと思えます。なお、ちなみに申し上げますと、保険料は、子供会安全会の場合は子供は年五十円、育成者は年百円、ボランティア保険の場合は保険料が年二百円という低額でございます。

いずれにいたしましても、事故を防止することが何よりも大事なことでございますので、津の判決は、私是一个のやはり警告とこれを受けとめまして、これを契機といたしまして、特に野外活動の安全管理につきましては指導者の方の養成あるいは研修に努めまして、今後積極的に活動に取り組んでいただくよう、この判決によりまして有意義な

ボランティア活動が萎縮しないように努力をしてみたいと、そう考えております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 山路 剛君。

（山路 剛君登壇）

○山路 剛君 議会のトップバッターでございますのでいろいろ幅広いご質問を申し上げます、丁寧にご答弁いただきますとありますがございました。しかし、二、三再質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど来、大型店の問題につきまして、市長が大型店の出店ということは現在聞いておりませんと、まあそういう経過がまだ私の耳に入っていないと言われますが、現在大がかりな店舗が出店計画をされ開発の方にも回っております。いろいろな業者におきましては死活問題であるということで、大きな反対運動を起こしておるわけでございます。そういう点でやはり市の方も在来からの商店が相当に、このような店が出てくるために死活問題として本当に悲惨な目に遭うという現実がありますので、現在四日市の商業ペースを考えていただきまして、これ以上はもう四日市は必要ないんだという点で、開発計画のそういうチェックポイント、たとえば道路公害の問題または排水路の問題、そしてまた騒音とかまた病院の近くであるとか、いろいろその出店のための公害があらうと思えます。ただ、一部のその周辺の土地の値上がりとかまた便利になるというような消費者の賛成意見もあるかと思えますけれども、全市的な四日市の商店のことをひとつお考えいただきまして行政指導をよろしくお願いしたいと思います。

それから、子供会活動についてでございますが、このような問題につきましてはかわいい子供を亡くした親の気持ちというものは十分私にはわかるわけでございます。しかし、現在のこういう集団の、家庭教育でもできない、また学校教育でもなかなかできない、それをやはりこういう社会のボランティアによって小集団の教育がなされるというのは、本当に現在の国際児童年ということでそういうことが強く叫ばれているときでございます。それだけに特にこれを契機といたしまして、事故の防止のためにますますひとつ万全な対策を期していただきたいというお願いでござ

ございます。私も実は十五、六年前このような事故に遭いました。しかし、このような問題にならずに、かえってその子供または母親から励まされました事件があったわけでございます。昌栄町という町内でバス旅行に参りまして、そのバスが正面衝突を起こしまして大きな事故を起こしました。現在も一人は身体障害者となっておりますが、バス一台がトラックと衝突をやりまして、事故を起こし、ほかのバスは名古屋の方に参ったのですが、そのバスは迎えのバスで全員が引き返したという問題で、その後うちの方の浜田地区におきましては一々野外活動の場合にはその親の承諾書を取ってやっておりますが、その場合におきましても現在の津の問題とは反対に非常に私らは責任を感じておるのに、子供自体がもうこれははくが家におってもこういう事故があったかわからぬというような子供からの声を聞き、また、その母親からは決してそのようなことでこういふことをやめてもうては困るんだということで、また、毎年一回の行事でございますが、来年度その町内は前よりも参加者が多かったという例もありますので、そのような親の気持ち、親のこの小集団の子供会活動に対する理解等、やはりこれは全市的にそのようなPRといえますか協力体制をつくっていくことがそのような問題にまで発展しなかつたのではないかとすることも考えております。いずれにしても、これは子供の問題でございます。育成者の問題いろいろありますけれども、最終的には子供の問題でございますので、どうしてもわれわれのこれは責務でございます。何とかますます活発にこの育成活動が続けられまして、子供の幸せを祈る次第でございます。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 渡辺一彦君。

〔渡辺一彦君登壇〕

○渡辺一彦君 通告に従いまして質問いたします。

二十一世紀を展望した新総合計画基本構想四日市の都市像、四本柱の一つであります「文化を創造する都市」の中で、「市民一人一人の豊かな人格と社会性を培うためには充実した教育環境と誇りある文化を育てなければなりません。」とありますが、市民みずからが学び活動する風風をはぐくみ、生涯にわたる学習の場の充実に努めます。」、これは基本構想の中身でございますが、また、「大入道やクジラ船などに象徴される風俗、文化や遺跡など数々の文化財を正しく継承するとともに、四日市の特色を生かした新しい文化の創造に努め魅力ある都市の実現を目指す。」とございますが、さきに答申がありました本市に対する家庭教育の振興方策についてお尋ねいたします。

同答申では、前文に家庭教育の不在や混乱の実態の現状を訴え、問題の所在を分析し、子供の教育などどのように取り組んでいるかを親みずからが新たに学習していくことを課題とし、その学習活動の提供や活動展開のための地域環境づくり等行政の立場での条件整備が望まれる、さらに学習機会の設定には、親になるときの学習、親になっての学習、さらに親としての学習、またこの学習活動の推進には手引書の作成とその活用、学校と家庭の連携、リーダーの育成と地域ぐるみの取組み方、施策推進のための条件整備等を提言し、ときに地域社会教育活動推進のためには、拠点である地区市民センターの施設整備及び人的条件を整える必要こそ地域における各種関係団体の有機的な連携を促進しなければならぬと結んでおります。これを受けた教育委員会では、「手引書をつくるなどできるものから来年度予算に盛り込んでみたい。」と話しておられます。答申を受け内容を検討の中で生まれた言葉なんでしょうか。できるものからというのは、困難なものがほかにあるということなのでしょうが、具体的な方策についてお答え願いたいと思います。

また、繰り返し申しますが、さきの答申の終章にございます「人的条件を整える必要こそ」の提言に関連しまして、本年も各地区で行われました地区懇談会への要望の中で、市民センターにおける社会教育担当者の複数設置の声が叫ばれております。「広報よっかいち」で市長は、「教育、行政両部門の縦割組織にこだわることなく、館長のもとにセンター職員が一丸となって地域の実情に応じた地域社会づくりを推進できるようにしたい、また、社会教育推進員

制度の導入による地域活動に指導、助言云々」と答えられております。センター機能の中には、行政と社会教育という機能があり、内容的にも行政の実際に行う時間帯にも一人二役は無理なんじゃないかと考えるものでございます。この課題は十分検討されて、地区民の声であるこの複数増員については格段のご配慮を煩わしいと思うのであります。

第二に、本市における文化活動は、文化の日を中心として十月、十一月期に各地域に文化祭としての活動成果の発表がなされております。しかしながら、その内容につきましては、対象区域が地区ごとあるいは地域ごと、ブロックごと、学区区あるいは全市的な団体活動、実施主体につきましてもそれぞれの地区の実行委員会であったり、あるいはPTAの方々であったり、さきに申しました文化協議会団体であったりしております。また一方、会場につきましても、地区の小さな公会所あるいはセンター、公民館、市民ホール等が使われております。その開催内容に對しても、作品展示であるとか、あるいは舞台発表であるとか、文化講演会であるとか、さまざまな活動がなされておるわけでございますが、新しく総合文化センター等もいよいよ次年度軌道に乗ろうとしている現在、こういった活動等について、十分市の施策といえますか、協議会のあり方あるいはこういった文化団体等の育成につきまして十二分なご配慮をお願いしたいと存するものであります。

また、一方文化財の保護につきましては、いろいろと文化財保護条例等あるいは市においても文化財の保護措置要綱等々、一応の体系を見ておるわけでございますが、今後の有形民俗文化財に対する保護対策について、特に県指定のもので維持管理補修等に、従来は地域の住民の方々の浄財で賄っておった実態で本当に苦しい運営になっていたり承っております。こういうものの、いま申しました維持管理補修等に財政的援助をお願いしたいというものでございます。以上で第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十六分休憩

午前十一時十二分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お尋ねの第一点、社会教育の中でも家庭教育の振興の問題について、人的条件についてのご要請がございました。

本市では、公民館事業として各種の学級を開催いたしておりますし、さらに学校、PTA、婦人会などと連絡をしながら家庭教育の振興を図るためにいろいろな会合を持ち、あるいは冊子を発行するなりいたしておるのでございます。ただ、こういった事柄だけで家庭教育が充実していくというふうにも思いませんが、やはり家庭教育を振興していくためには、それぞれの地域における地域の方々の主体的な活動に待たねばならない面が多々あるかというふうなふうに思っております。そのためにこの地区市民センターでの活動ということが大いに有効なことになるわけでございますが、市民センターの中身の充実という事柄を進めてまいらねばならないことは言うまでもないわけでございますが、人員の問題になりますと、一挙にすべてを整備してまいるということはなかなか困難でございます。今日の四日市の置かれております財政環境等を見た場合に、余り固定化をしようということはなかなか一挙にはできない問題でございます。まあ館長、それから公民館主事、さらには社会教育指導員と、そういった方々あるいは館においてこの地区市民センターに勤務をする人たちの執務上の心構え、役割等を見直してみる必要があるのではないかと思っております。そうは申しましても全く公民館主事の配置なしではできない仕事でございますので、できるだ

けご希望の線に沿いたいとは思っておりますが、先ほど申しましたような事情もございますので、差し当たりはこの学区区が二つに別れておるといふような地域につきまして複数配置をいっただらうかといふふうにいままの段階では考えておる次第でございます。なお、社会教育指導員の方々の充実を図っていくということも一つの方法であらうかといふふうに思いますし、さらに、それぞれの地域におきますいろいろな事情がございますので、それぞれの地域に見合った活動してもらうために、役所の内部の人員配置というものを固定的に考えずに応援をさせていくというようなことも一つの方法であらうかといふふうに考えておる次第でございます。いずれにいたしましても、財政硬直化を急激にもたらしすといふことはいささか危険でもありますので、そういったことも配慮をしながら、できるだけの手当てを講じてまいりたいといふことを申し上げておきたいと思ふ次第でございます。

第二点につきましては、教育委員会の方からご答弁させていただきます。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 第一点につきまして市長からお答えいたしましたわけでございますが、若干補足いたしましたのご答弁申し上げたいと思います。

家庭教育の振興方策でございますが、従来とも、たとえば公民館事業におきます家庭教育学級あるいは乳幼児学級というのをずっと続けております。また、五十二年度から小中学校、幼稚園のPTAの連絡協議会に家庭教育講座の開設を委託いたしましたして全部の小中学校、中学校及び幼稚園のPTAごとに家庭教育の推進の委託事業を行っております。それで、先日いただきました家庭教育研究協議会からの委員会への答申に基づきまして、さらに家庭教育の具体策、推進について努力をいたしたいと、そう考えております。

それで、答申にございます家庭ごと親としての手引書をつくるか、あるいはいわゆる地域ぐるみで家庭教育に取り組むためにモデル地区を設定すると、こういった問題等につきましてできるところからでなくて、できる限り予算化について努力をしていきたいと、そう考えておりますのでご理解をいただきたいと、そう思います。

それから、第二点の文化振興事業の方策でございますが、潤いのある市民生活の実現のために、いわゆる文化の振興が重要であることは言うまでもないことでございますが、これは、一つは現況を申し上げますと、すでにご存じのとおり、中央部におきましては秋の文化祭を中心に美術展覧会、あるいは各種の芸術鑑賞会等を開催しております、また助成もしております。また、地区においてはそれぞれ文化祭りあるいは移動文化教室等を行っております、ございます。そこで、この文化の振興というのは、これはまず第一はできる限り文化施設の整備をすることがまず先決でございます。中部公民館に音楽の部屋を設けまして、これがずいぶん利用をされております。また、総合文化会館につきましては来年度から建設の予定になっております。その他地区市民センターあるいは公会所、こういった要するにそういう施設をまず整備するというのが先決でございます。そこを一つの根拠としてできるだけ質の高い芸術をそこで提供する、あるいは市民の方が発表していただく場として利用していただくと、これがまず行政側としてなし得ることであろうと、そういうふうに考えるわけでございます。ことに教育委員会いたしましたしましては、このこういう施設を整備いたしましたして現在行っております、ことに次代を担います青少年に力点を置きまして、本物と云っては何でございますが、本物の芸術を呼んできて子供に鑑賞をさせると、たとえば子供芸術劇場であるとかあるいは移動芸術劇場がこれでございます。しかし、考えてみますと、文化振興といいますが、これはあくまでも受け身の文化・芸術でございますので、基本的に考えますと市民の皆さんがそれぞれみずから積極的に創作し参加をするという活動が、これが真の文化振興であらうかと思えます。一口に地域文化と申し上げてもそれぞれ地域ごとに性格がございますので、それぞれの地区におきましてみずから経費を出し合ってサークルをつくり、あるいは同好会をつくる、こういったのがこれが真の根の深い文化振興であらうかと、そう考えます。それに対して行政側からいわゆる誘い

水をするかしないか、どの程度かというのは、これは一つの課題であろうかと思えますけれども、基本的には文化振興というのはそれぞれの地域の実情に依じてみずからが参加する、みずからが生み出していくと、こういう文化振興でなければならぬと、そういうふうな基本的に考えておるわけでございます。

それで、先ほど触れました総合文化会館でございますが、これは新しい四日市の文化振興の拠点として考えたいと思いますが、これはただ貸し館というだけにとどまらないで、この総合文化会館を文化振興の核といたしまして、文化財団というものの構想を現在検討をいたしております。

それから、有形文化財の助成の問題でございますが、これにつきましては現在関係者と協議を進めている段階でございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 渡辺一彦君。

〔渡辺一彦君登壇〕

○渡辺一彦君 第一回の質問に対して市長よりるる答弁がございました。その中でやはり財政環境下における複数指導員の職員の張りつけについては、全市的にわたった場合には非常に問題点があるというご説明がございましたが、ただ明るくい見通しといたしましては、学区区二つ以上に複数設置を考えているという心強いお言葉をいただきましたので、今後その需要といたしますか地域の対応に対する検討の中で配慮を進めていただきたいと思っております。

なお、要望でございますが、やはり家庭教育を含めた社会教育の活動の場ということになりますと、いろいろ市民要求も多岐にわたります。自治会活動等地域振興業務等も含めまして市民センターの業務が本来に幅広くなっております。たとえば富田地区で昨年結核検診をやったわけでございますが、残念なことに六百七十一名という受診者でございます。しかしながら、本年実施いたしました結果千三百三十六名と倍近くの受診者があつたわけでございます。これは本庁の環境部衛生課の職員が現地に出席しているいろいろ地域の方々と相談していただきPR活動をやっていたといった成果だと思えます。この社会教育問題につきましては、市長も言われましたように、地域の一人一人がそれぞれみずからの自覚によって行動すべきだということは論をまたないことでございますが、何と申しましても、そのようなわずかな手だてによって成果が上がるということも一つの形ではないだろうかということをお願いしたいと思います。

なお、第二点の文化振興方策につきましては、教育長より力強い「文化施設の整備がまず大切だ。」というお言葉をいただきました。本当にそうあっていただきたいと思うのでございます。

なお、今後の文化活動につきましては、新しい総合文化会館等、新しい財団のもとに本当に意義ある文化都市としての歩みが進められると思えます。

なお、有形文化財に対する助成につきましては、目下検討中だということでございますが、実のある援助を重ねてお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大谷喜正君） この際、報告いたします。

森安吉君から一般質問の通告について取り下げの申し出がありましたので、ご了承願います。

○議長（大谷喜正君） 谷口 保君。

〔谷口 保君登壇〕

○谷口 保君 通告に従いまして質問をさせていただきます。

治山治水についてでございますが、地元の問題で特に危険な箇所、この点についてお伺いいたします。

第一番目でございますが、山城町の桜野に通称山城ためがあります。集中豪雨または大雨にてその堤防の幅は一メ

ートルも現在欠けております、危険な状態でございます。中でも四十九年の集中豪雨のときには堤防の至るところから水があふれ出しました。決壊寸前になったのでございます。これは理事者側もよくご存じのことと思えます。このためは、現在六反四畝の水田の用水池といたしまして利用しておりますが、第三八千代台の造成以前は二町五反の用水池でありました。現在は三分の一の面積になっております。大雨が降りますと、このためにゴルフ場または周囲の水が濁流となって流れ込んで堤防決壊寸前になります。このたびに山城町の住民は不安と恐怖の思いで雨の中を見守るのであります。地区住民はこういう思いを何十回と繰り返しおるのであります。このことは市長もよくご存じのことと存じますが、どんな防御の計画を創案されていられることか、お伺いしたいと思えます。

第二番目ではありますが、これは朝明川増水についてでございます。この朝明川は、朝明川住宅地関連公共施設整備促進事業として本年から三年計画で、大矢知の松寺から中村井堰まで国または県費によりまして十一億の予算で護岸工事ができるように聞いております。朝明川の流域の住民は本当に喜んでおる次第であります。その上流でございしますが、下野地区にこの朝明川に四カ所の井堰がございします。一つは中村井堰、中下野井堰、その上に六丁井堰、もう一つは山鼻井堰でございます。増水いたし危険水域に達しますと地区住民はいつも土のうを積み重ねまして警戒に当たるのでございますが、何遍も何遍も増水のあるたびに堤防が切れております。この四つの井堰の中で一番水の流れを阻害するのは中下野井堰であります。この高さは四十五センチあります。この井堰があるために、私の記憶にございますだけでも山城駅周辺が床上浸水を四、五回も繰り返ししております。ここは常時浸水地域であります。この災害を防ぐためにこの井堰を取り外さなければなりません。この井堰を水源といたしております田が約五町歩ございします。この五町歩の水田の用水はポンプによる給水にならなくてはならないかと思えます。工事は水害から住民を守るという立場から、真に実施していただきたいと思えます。

この問題は、私が自治会長長のとき市長はじめ理事者の皆さん方に陳情いたしましたから、もう一步というところまでこれ保留になっておるように聞いておりますがいかげんかでしょうか。それからもう四年になります。役所の仕事は言い出してから十年はかかるということ聞いておりますが、この工事はどのように考えておられるのか、はっきりとご回答をいただきたいと思えます。第一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの谷口議員の下野地区のため池と井堰につきましてお答え申し上げます。

まず、ため池につきましては、ご承知のとおり農業用水のため池としてその機能を果たすものでございまして、農家が水利権を持って農業用に利用しておりますのが通常でございます。したがって、その補修、改良に当たりましては関係受益者に費用の一部をご負担願っております。一般の土地改良事業におきましては市の負担は六五％であり、地元負担は三五％であるというふうなことはご承知のとおりでございます。

次に、農地防災事業で行いますと市の負担が八〇％で地元負担が二〇％であります。災害復旧事業で行う場合は、国の補助が六五％ございまして市の負担が二六・二五％、地元負担八・七五％という形になっておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。ところで、ただいま指摘の山城ため池でございますが、これは五十一年に市単の土地改良事業費でもちまして余水分けの改良を行ってまいりました。また、排水路の改修につきましては工法、施行箇所、あるいは地元負担等で地元と協議を進めてまいりましたところでございますけれども、何分、区間延長が非常に長く、地形的にも工法もいろいろ困難な状況でございまして、工事が非常にかさむということで、そのために地元負担が非常に大きな数字になるということで、関係者との調整が難航いたしておたわけでございます。

今回、九月の集中豪雨によりまして被災をいたしましたので、五十四年度の国の災害査定申請をいたしまして、水路のうち約二カ所、延長にいたしまして百七十三メートルの災害復旧が認められましたので、今議会に補正を提案

申し上げておる次第でございます。その点よろしくご了承のほどをお願い申し上げます。

次に、朝明川の井堰でございますけれども、ただいまご指摘のとおりでございます。下野地区には四カ所の井堰がございます。そのうち六丁井堰と中下野井堰との統合についてのご意見でございましたが、通常井堰は利水施設でございます。治水上から考えますと必ずしも好ましい施設でないということで、河川改修を進める場合、これは通常河川の治水側から考えました場合には一つでも廃止していきたいと、あるいは統合していきたいというふうに考えられておりまして、河川管理者と農業者との調整を進めていくのが現状でございます。

次に、費用負担につきまして先ほど申し上げましたが、今回の地域につきましては、受益面積が二十ヘクタールあれば団体営事業で国の補助四五％、県五％、市が二四・七五％、地元二五・二五％ということになるわけでございますが、河川改修が進めれば河川側で持つことになろうというふうに思いますけれども、河川改修の地域にも入ってございませぬのでそういうことはできないということになれば、そういう意味では費用負担はいまの数字で持たなければならぬというふうに考えるわけでございます。いまの統合廃止によって従前の井堰より取水が変わらないという状況で、取水量が確保できるように計画がなされなければならぬのでございますが、まず地元での十分な調整が必要でございますので、今後地元の方々とご意見を十分交わしまして、ご協力を得ながら実施をさせていただくよう検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 谷口 保君。

〔谷口 保君登壇〕

○谷口 保君 いろいろこう数字的に説明をいただいたんでありますが、まことに答弁ありがとうございます。

私はこれ素人考えであります。四十七年以前の開発は、その排水路も考えやんと、もちろん調整池もつくらなんだ、全く乱開発でございます。それで私は、こういう二つの問題は耕地関係ばかりでなくして土木の方で取り上げて

もらいたい。住民を災害から守るためにも早期に工事ができるように再度お願いいたしました。私の質問は終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後一時一分再開

○副議長（訓覇也男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木 勲君。

〔高木 勲君登壇〕

○高木 勲君 通告の順に従いまして質問いたします。

高度成長の時代では、どんな産業を育成させていかねばならぬとか、その利便はどうかといったような事柄が町づくりの一番大切なことであつたかもわかりません。しかし、今日におきましては、生産や利便よりもきれいな水や空気に恵まれた生活空間を確保して健康を守るといったことや、大災害や交通事故に対しても何の心配もなく、安全に暮らしていけるといったことに重点を置いた町づくりをしなければならぬと言われております。この立場から、保健センターづくりと九月二十四日の豪雨に関連した排水問題、第三の無謀ハンターによる流れ弾事件についてお尋ねしたいと思います。

第一の問題で、国民健康保険は、ご存じのように、社会的に比較的弱い立場の人たちがたくさん加入いたしております。また、大企業や官庁などを定年退職した人たちも加入してまいりますので、老人や年配者も多いのであります。ために、国保財政の運営は必ずしも楽ではありません。その上、保険の普及充実と医療技術の向上、さらに人口の老

齡化などによりまして、その財政運営はますます苦しくなっております。その財政運営で一番大切なのは、申し上げるまでもなく医療費であります。医療費は、四十九年には三二%、五十年には二〇%、五十一年には二〇%、五十二年には一二%、五十三年には二〇%と、毎年約二〇%ずつ増高いたしております。医療費が高くなったから、高くなった分だけ全部加入者負担をさせることができないので、市では一般会計から繰り入れをという名目で助成をいたしております。五十年には二億八千七百万円、五十一年には二億二百九十四万円、五十二年には二億八千四百万円、五十三年には三億一千五十六万円、五十四年には三億五千万円もの金が繰入れをいたしておりますが、この分では五十五年度には四億円に近い繰入れをいたしていかなければならぬと思われれます。こんな状況に対しまして、行政としてどんな対応をしたらよいだらうかということをお私たちの会派ではいろいろ検討いたしました。根本的には、日本の保険制度を改革するより道がなかるかと思えますけれども、市の行政として、健康を増進して、一人でも病気がかからないような健康づくりを考えることであろうと結論いたしました。そうして、昨年七月、会派は佐世保市へ参りました。人口が、四日市と同じように二十五万の都市であります。市で佐世保港も管理いたしております。また、その上保健所も設置をいたしておりますので、いろいろ勉強いたしてまいりました。本年六月、教育民生委員会がこの佐世保市へ視察に参りましたので、伊藤議員が港や保健所の関係の資料をもらってまいりました。

私たちは、市民の健康づくりをするためには保健所を設置するのがいいのかどうかについて、財政の面や運営の面からいろいろ検討をいたしております。その結果、保健所設置よりも、厚生省の打ち出している保健センターを設置してその強化を図る方が良策であろうと考えました。厚生省において、老人医療制度の創設を検討しているようございしますが、その内容は、市町村が実施主体となって健康診断、生活指導、予防と病後の機能回復を主眼に置いた保健事業を行うことを考えているようであります。また、地方の時代にふさわしい権限の委譲、即ち現在の保健所の持っている権限も遠からず一部委譲されることも予想されるのであります。その将来への受けざらとして、保健センタ

ーが早急に検討しなくてはならぬのだろうと思われれます。四日市の保健行政も、公害関係については充実した活動が行われておりますが、ほかの分野ではまだ行政がばらばらでございまして、統一された行政が実施されているとは思えません。たとえば、簡単なお医者さん関係だけ見ましても、内科関係のお医者さんは衛生課で取り扱い、歯医者関係は福祉部または教育委員会で扱っております。老人の健康問題は福祉で取り扱ったり、幼児関係では三カ月検診や三歳児検診は保健所で行い、一歳半検診は、その実施に当たって厚生省の指導が行われております。学童に関する保健事業は教育委員会といったような、ばらばらの行政が目につくのであります。ご承知のように、県の保健所で実施いたしております保健事業もきわめて広範囲でありますので、市民の日常生活に密着した、頻度の高い保健サービスが実施できないのであります。地域住民にきめ細い行政を実施していくための保健センターは時代の要請でもあります。市長のお考えをお聞きます。

次に、常時浸水地帯の排水について、初めにも申し上げましたように、どんな災害があっても絶対に大丈夫、私たちの生命や財産には決して心配はないという都市づくりは、健康で暮らせるといふことと並んで大切なことでもあります。

四日市は、ご存じのように、地盤が沈下しておりますので排水が非常に悪く、ちょっとした水でもすぐ床下、床上浸水の起きる地域がたくさんあります。五十一年九月、私たちは議会決議によりまして、常時浸水地域の早期解消を市当局に求めました。その後、本市の大きな課題である常時浸水地域の解消については、関係住民の切なる願いにもかかわらず、いまだ解消されず、今回の九・九災害においてもこれら常時浸水地域の住民は、またもや多大の被害をこうむったのである。この被害は天災というよりもむしろ人災とも考えられる点の多いことを反省され、市長はじめ理事者においては、本問題の早期かつ根本的な解決を図られんことを強く望むものである。この提案説明の中で、市当局においてもこの解消に最大の努力を講じつつあることは理解し、評価し得ても、その効果が容易にあらわれず、

むしろ豪雨があるたびにその地域が拡大され、深刻になりつつあることを憂うものであるという言葉がありますよ。本年九月二十四日の集中豪雨では、また違った被害が生じております。公共下水道の完備した旧市が被害に襲われた。排水ポンプ場へわら、ごみがたくさん流れ込んで排水の妨害になった。富田、富洲に議会決議後も何十億という経費を投入して排水施設設備を整備したけれども、その被害状況は四十九災、五十一年九災と、余り変わらなかつた。いずれにいたしましても、時間当たり百五ミリの雨量ではどうしようもないと言ってしまうれば、これで議論の余地もありませんが、しかし、市民の安全性を確保するという立場から、一、こうした豪雨への対応策はどうするか、二、現在建設省の基準としている、時間当たり六十四ミリの雨量で設計された諸施設はこのままでよいのか、三、五十四年度で下水排水の予算は、塩浜地区の公害関係の補助事業が完了したので、三十五億円ぐらい減額されました。その途端こうした災害が起こりましたが、塩浜で減額しても、ほかでこれを補うことを考える必要があったのではなかったかなどが考えられます。四日市が都市下水路の構想を打ち出してからまだ十年にもなりません。しかし、この構想の実現は、未完成ではありますが、それでも四日市の排水には大きく貢献してくれました。しかし、幹線だけができて、この幹線へ流す周辺の支線水路がほとんど手つかずの状況であります。幹線には国の補助があるけれども、支線にはほとんど補助金がつかず、全部市負担だからむずかしいという言い分はありますけれども、これでは仏つくって魂入れずの言葉どおりであります。だから、この構想は未完成だと言ったのであります。たとえこの豪雨が基準の六十四ミリの量を超していても、こんなことが二度と起こらない保証はどこにもありません。この現実に対応して、支線水路、ポンプ力の増強、ポンプ場の設置等まだまだ常時浸水地域の解消にはやらねばならぬ施設設備がたくさんあります。次期への対応策について、具体的にお示しただけがあればありがたいと思っております。

第三点の、無謀ハンターによる流れ弾事件についてでございます。

過日十一月二十日、県地区で、学校から帰る途中の学童が無謀ハンターによる流れ弾で重傷を負った事件でございます。県地区ではキジが多いので、ハンターがたくさん集まってまいります。このあいだの日曜日など、私が見たハンターだけでも十名くらいありました。禁猟区でないので、ハンターに何ら注意の標識もありません。ご承知のように、四日市市内は、経済の発展とともにどの地区も都市化して、人家が目立っております。このあたりが禁猟区になつていないこと自体不合理だと思います。こうした関係の所管は北勢林業事務所でございますが、市の農林水産課では猟友会に年額、わずかでございますが、五万円の補助金を出しております。補助金は人脈がつきもので、かつてこの補助金を削って、担当部長が某議員にしぼられ、また復活したという話も聞いております。それが今日まで続いているわけでございますが、どういう理由で補助金を出しているのかということと、将来これも補助を続けていくお考えなのかお伺いいたします。

次に、この事件で、下校途中の事故でございますが、これに対して教育委員会はどうか対処してこられたのか、またどうか対処されようとしておられるのか、この点についてお伺いいたします。さらに、この重傷を負い、三重大学で弾の摘出手術を受けたのでありますが、この治療費はどことが責任を持って支出するのでしょうか。猟友会であるのか、それとも教育関係だから教育委員会なのだろうか。聞くところによりますと、本人の家庭が加入しておりますので、国保で処理して、本人負担三割を安全会で支出したらという考えが教育委員会にあるということの流れ承っております。次第でございますが、会派で検討いたしましたとき、国保の七割といっても、保険を掛けているから使用できますが、内容は本人負担であるという意見でした。なぜ流れ弾だからという理由で本人が負担しなくてはならないのでしょうか。さらに、本人から聞いたことではございませんが、もし相手がわかれば、慰謝料の要求は当然で、あり得ることです、この点について検討されたでしょうか。いずれにいたしましても、こんな状況のままでは、子供を安心して学校へ通わすこともできません。安心して通学できるための措置を至急検討するよう要望いたします。禁猟区

は十年ごと、保護区は三年ごと更新、禁猟区にするためにはいろいろ制限もあります。この事件と相前後してあがたが丘団地の屋根に流れ弾がばらばら落ちてきたり、またナシ園で作業しておりまして、弾がばらばら落ちてきております。ほかの地区で幾多このような話を、また現情をどこへ申し出たらと困っております。農業団体の同意あるいは地区の同意がなければ銃砲禁止区域指定になりませんが、市民、学童の命を守る立場から、早急に善処すべきであります。所管が四日市市でなければ、県と交渉し、適切な地域指定をお願いしたいのであります。

第一回の質問を終わります。

○副議長（訓覇也男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず第一点の、保健センターの設置でございますが、現在国保会計が年々一般会計からの補助金、繰入金をもってつじつまを合わしているというのが今日の実態でございます。過日国の方に陳情をいたしました、その際にも陳情の主眼は、現在の保険制度を見直してほしいと、いわゆる老人保険というものを新たに創設をして、国民保険とは別建てにしてほしいという陳情を行ったのでございますが、三重県選出の国会議員の先生方も陳情の趣旨は十分にご了承をいただいて、それぞれ厚生省等に働きかけをしていただくことになっておるのでございますが、その際のお話として、いま直ちにこの老人保険を別建てにするということは非常に困難であるというふうなお話があったことも事実でございます。そうだといたしますと、やはりこの健康ということ、健康を保つという問題については、ある県で行われた世論調査等を見ますと、市民の方々の関心が最も高いという結果が出ておりますし、私どもがそういうそのアンケート調査等の統計資料を見るまでもなく、人間生活の上で病気にかかるといことが大変不幸な問題であると私も考えておりまして、現実にはやはり病気にかからない健康づくりというものを進めていく、必要があるということは論をまたないというふうに考えておるのでございます。

私どもといたしましては、妊産婦、乳幼児に係る母子保健、胃がん、婦人がん等成人病の予防、高齢化に伴う老人保健等々地域の住民の方々に密着した、総合的な対人保健サービスを充実してまいらなければならないかと思っております。このためには、市民の生活の中で、ご指摘のありましたように、気軽に健康相談、健康教育、健康診査を受けることができるようにすることがまず第一歩でありまして、市民がみずからの健康に対する自覚を深めてもらう必要があるかと考えておるのでございます。市といたしまして、総合計画の中では、この健康づくりの意欲の向上、衛生思想の啓蒙普及、あるいはこの健康づくりを進めてまいるための地区組織というものを体系づける必要があるのではないかというふうにかというふうに考えております。さらに、保健サービス体制の整備をしてまいることを基本方針としておりますので、健康づくりを進めるために、いまご指摘のありました公的な機関として、保健所というよりはやはり保健センター的な考えの方がいいように私どもも考えておりますが、同時にそのための市民の地区組織というものを整えていく必要があるかというふうに思っております。現在四日市市には、保健衛生婦人会という組織があるわけでございますが、この組織は、地域的な活動については各地区でばらばらでございますので、そういったものも含めながらこの組織づくりを、地区的な組織づくりを進めてまいる必要があるのではないかというふうに考えております。来年度におきまして、そういった方針を確立したいというふうに考えておる次第でございます。

それから、常襲の浸水地帯の問題がご指摘ありました。

去る九月二十四日の集中豪雨で、市民の皆様方に大変な被害をもたらしましたことに対しましては、私といたしましてもまことに残念なことでございます。われわれの対策が十分及んでおらないことは自覚をいたしておるのでございまして、この点少しでも浸水地帯の解消に向かって努力をしまいたいと思っております。五十四年度は、塩浜の公害防止計画による事業が一段落をしたということであらう予算体制になったのでございますが、これには企業からの借入金というものが大幅にあったということで、実際国のおの事業に対する補助というのは今後も続

いていくわけでございます。そういう事情があったということをご承知おきいただきたいと思っております。来年度以降におきましては、支派線の整備等も含めまして、またこの都市下水道事業の推進ということが本市の重点課題になってまいることは間違いないというふうに考えておる次第でございます。具体的な問題点につきましては、それぞれ担当部長の方からお答えを申し上げたいと思っております。

第三番目の、無謀ハンターの流れ弾事件で、子供さんが通学路で負傷をされたということに対しましては、私としては、大変遺憾なことでございます。心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

基本的には、やはり都市化が進んでおります。現在の段階のこの禁猟、猟銃禁止区域の設定について直ちに見直しを行って、林業事務所の方に申請をするように進めている段階でございます。この点につきまして、深くお見舞いを申し上げます。早急に対処をいたしたいと考えておりますので、よろしくお見舞いを申し上げます。以上でございます。

○副議長（訓覇也男君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 第二点の、五十四年九月の豪雨に関連いたしました排水問題につきまして、市長答弁に補足させていただきます。

昭和五十一年九月議会の議決でございます。常時浸水地域の解消につきましては、その後私ども、重点事業の一つとして最善の努力をいたしてまいっております。基幹となりますポンプ場施設、幹線水路の建設につきましては、事業費面で非常に膨大となりますこと、それから密集市街地での工事の困難性などございまして、その効果が発揮されるまでにはかなりの期間を要する事業でございますが、本年九月二十四日の豪雨につきましては、

時間当たり中央部で百八ミリ、北部で百五ミリという異常な降雨によりまして、市内各所で浸水被害が生じたことは、まことに申しわけなく思っております。おる次第でございます。

ご指摘の、設計基準を超えた豪雨への対応ということにつきましては、その考え方をいたしましては、既設の水路、遊水池等を非常時用といたしまして対処できるように必要に応じて改良、整備を図っていきたく存じております。またご指摘の、ごみ・わら対策につきましても、ポンプ場のスクリーンの技術的な改良であるとか、あるいは緊急除去の方策を平生から十分に対応いたしますとともに、あらゆる機会をとらえまして、水路へごみを捨てていただかないよう市民の方々へPRを続けてまいりたいと考えておる次第でございます。

それから、現在の設計降雨量の件でございますが、国の補助対象事業であります関係上、やはり補助基準に従って計画をしているものでございまして、経済性の問題、面的整備の進捗の問題等ある程度整備のめどがございました段階で、国に対しまして降雨強度の増大であるとか、あるいは基準確立年の引上げ等を強く要望いたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

また、幹線水路の整備と併行いたしまして、支派線整備に力を注ぎたいというご指摘でございます。今後とも未整備の地域につきましては、幹線水路とともに準幹線、支派線水路の整備促進等鋭意努力をいたしていく所存でございます。この点につきましては、都市下水路、公共下水道の雨水幹線、ともに国費対象となるものでございますが、その面的整備の支派線につきましては、現在のところ市単独費で施行しておる次第でございます。幹線につきまします準幹線につきましては、国費対象にしておられるように日本下水道協会あるいは地方支部等におきまして、毎年国費対象枠の拡大ということで強く要請を続けておる次第でございますが、浸水対策上、準幹線、支派線整備につきましては、今後ともできるだけだけの努力を続ける所存でございます。よろしくご了承のほどをお願い申し上げます。

それから、先ほど市長の方からもご答弁ございましたんですが、五十四年度、塩浜都市下水路の関係で、公害防止計画の完了に伴います関係企業からの資金の借入によって施行してありました事業が進捗、塩浜につきましては完成をいたしましたし、雨池都市下水路につきましても、かなりの進捗を見たわけでございます。また、朝明都市下水路事業が五十三年度で完了をいたしております。事業費が大幅に減少しておるわけでございますが、これにつきましては、新しくまた五十四年度から一般都市下水路としまして、塩浜及び羽津、茂福都市下水路事業に着手をさせていただいております。地域の浸水解消を図る所存でございますので、よろしくご了承のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

○副議長（訓覇也男君） 産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君） 第三番目の、無謀なハンターによる流れ弾事件について、市長の答弁に補足しながら不足の分についてお答えをさせていただきます。

まず第一に、禁猟区指定の問題については、市長からもご答弁ございましたけれども、現在の四日市の禁猟区といたしましては、鳥獣の保護区が三カ所ございますし、休猟区が二カ所ございます。それに猟銃の禁止区域が三カ所と、全体四日市内で二千六百二ヘクタールございます。で、県地区における禁猟区設定につきましては、地元の自治会、学校、PTAのご要望もありまして、県地域についての禁猟区域の設定を林業事務所、地元関係者と事務的に進めておりますけれども、近く設定が出される予定でございます。ただ、今後の全市の禁猟区の設定につきましては、人命の安全ということに言うに及びませんけれども、有害鳥獣による農林作物の被害防止ということも配慮しなければなりませんので、教育委員会、地元関係者等とも十分調整研究をいたしまして、改善に努めてまいりたいと思いますので、ご了承を賜りたいと思います。

次に猟友会に対する市の補助でございますが、これは猟友会の運営費的なものに対してはございませんので、野犬とか野バトとかカラスとかという有害鳥獣による農林作物の被害防止と、人畜に対する野犬の被害防止というようなあくまでも有害鳥獣を駆除するための補助でございます。したがって、五十三年度におきましても、野犬が三十頭、野バトが五百四十頭、カラスが八十羽というような駆除実績をもって、それぞれ補助目的を達しておるわけでございまして、今後もこういう方向での補助は進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、負傷された子供さんに対する治療費とか見舞いあるいは慰謝料ということでございますが、ハンターは猟銃免許を持っておれば、猟友会の全国組織に加入をいたしますので、全国的な共済ということで、万が一事故が起きた場合にはその対象となるわけでございますけれども、今回の事故は、発砲者が現在不明でありますので、一日も早くその犯人が明らかになって、そしてハンターであるかどうかということを明快なることを念願しておるわけでございます。その他のことについては教育委員会の方からご答弁されると思っておりますので、ご了承を賜りたいと思っております。

○副議長（訓覇也男君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 第三の事項につきまして、教育委員会関係部分につきましてご答弁申し上げたいと思っております。

まず、負傷されました子供の治療費の問題でございますが、学校安全会の給付の対象になるわけでございます。これはいわゆる通学時における、通学路上での災害でございます。通学時といえますのは、登校、下校を含めて通学時でございます。内容につきましては、国保、社会保険等で七割が負担されまして、三割が自己負担となるわけでございますが、その自己負担分にさらに一割を加えたものが学校安全会から支給されると、そういうことになっております。

次に、通学路の安全確保と整備の問題でございますが、この問題につきましては、猟銃禁止区域設定のこともございますが、とりあえずの措置といたしまして、ハンターの方が注意をさせていただくために、通学路の明示その他を含めました標識を必要な場所に立てるように、私の方からいたすようにしてございます。それから、こういう心ないハンターによります事故が再発しないように、県の猟友会の会長、それから三泗、鈴鹿、亀山、関、員弁、桑名の各地区の猟友会長あて、文書をもって狩猟法の厳守、特に児童生徒の事故防止につきまして、会員を指導していただくよう申し入れをさせていただきます。特に三泗につきましては、出向きまして、文書を手交いたしました。その点については、依頼がさせていただきます。以上でございます。

○副議長（訓覇也男君） 高木 勲君。

〔高木 勲君登壇〕

○高木 勲君 第二点目の排水関係でございますが、いろいろ答弁いただきました。今後には備えられるということ等もございますが、ほかの問題として、小さい問題でございます。新道通りや西新地、元町等、栄、諏訪栄において、排水不備等によりまして、住民が雨の降るたびに土のうを積んでおるといふように、本当に恥ずかしいようなことを目の当たりにする次第でございます。そういうことも考えまして、今後の促進に当たりまして、関連事業とともに具体策を立てて、早急に住民を守る立場から、常時浸水地帯の不安解消に努力していただきたいと思っております。

第一点目の保健センターについて、全協で会派の川口議員は、この問題について、五カ年計画の中に作成されていないが、時代の要請する大切なものでありますから、調査費を計上して、いつでも対応できるように考えるべきだと発言しておりますが、この調査費についてお伺いしたいと思います。

また、保健所の関係もございまして、いま市長が言われたように、地区組織の中で体系づくりを考えると言われましたが、やはり行政指導が専門の諮問機関の答申を得て検討されると思っております。その点今後努力していただきたいと思っております。

それで、この近くでは松阪市がこの設立に踏み切ったということを聞きましたし、愛知県知多市ではこの三月竣工いたしましたので、研究のために、十一月二十日に見学に行っていました。三億四千万円ぐらいの経費をかけてつくられたもので、りっぱなものでございます。静岡市では、最近公民館と保健センターをドッキングしたものをつくったということ聞いております。この五カ年計画の中に、北部総合会館を建設することが示されておりますが、この会館と保健センターをドッキングさせることを一つの方法として考えられておるか、お考えをお聞かせ願いたいと思っております。

また、第三点でございますが、いろいろ害鳥獣に対する補助金ということを聞きました。それで、今後目的、効率等をよく考えて出していきたいと要望しておきます。

また、その事故につきまして、事故の起きたときの現状でございます。事故が起きたら、すぐ現場踏査するなり、また施策を考えるなり、現場の広聴を出張所に任さずに、こちらへも連絡しないとか、あるいは言うてもすぐ現場へ行かないというような初期動作について、今後市として速やかに対処していただきたいと強く要望いたします。市の行政のいろいろ吟味、問題、あるいは市民の合意等がどうしてもしなければならぬ仕事等についても障害になっておるといふ現状を目の当たりにしたこの事件でございます。学童を守り、また市民を守るために、地域指定については全力を尽くしてやっていただきたいと思います。

二、三要望あるいは再等弁をお願いいたしまして、二回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（訓覇也男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 保健センターについてお答えをいたします。

来年度調査費でもつける考えはないかということですが、基本構想の中には入っておりませんが、先ほど私がお答えを申し上げましたように、そういった機関と地域の組織と両方必要なんではないだろうかというふうに考えておるわけで、これは基本計画の中には入っておりませんが、重要なことでございますので、来年度はこれをどうまとめるかということについて、私どもで十分検討をして結論を出していきたいというふうに考えておるのでございまして、この点ご了解を賜りたいと思います。

それから、北部総合会館と保健センターのドッキングということは、現時点では考えておりませんが、保健センターというような機関は、別途にやはり必要なものではなからうかというふうな段階では考えておるわけでございます。ただしこれは、いま申しましたように、来年度の課題として考えておりますので、その中で十分検討してまいりたいと、かように思います。

○副議長（訓覇也男君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 新道通り、西新地等旧市街地の浸水対策につきましては、このたびの短時間の局所的な異常豪雨によるものではございますが、工業高校前のスクリーンに流水、ごみ等が重なって、流水があふれてご迷惑をおかけしたということもあるわけでございます。私どもとしましては、ご指摘の地域につきましては、局部的に浸水対策としてネックの解消ができるような方策をいま考えて、対処をしまいたいと思っておる次第でございますが、市長の地区懇談会等でもこういうご意見を賜っておりますので、その後最も地域に適しました局所的な浸水対策としての考え方をこれから樹立してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（訓覇也男君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 ただいまの高木議員の質問に対しまして、いまのご答弁では理解ができませんので、関連質問をさせていただきます。

児童が流れ弾に当たったと、その日は、ただいま高木君の質問の中では十一月二十日というふうにお聞きいたしました。そうしますと、もう現在まで二十日以上もたっておるということであります。その間、いまの答弁では、関係者に申請しておりますとか、学校保健法で処置しますとかいう話で、現在やりましたというご答弁は聞いておりません。そういう手ぬるいことでは、やはり被害者としてはたまらない心境に置かれておるのではないかと、このように心配するわけでございます。その処置を一日も早くやっていただくよう、何かの処置がありましたらご答弁をお願いしたいと思います。

それと、撃った者がだれであるかわからない場合には、いま教育長では、学校安全会ですか、国民健康保険等自己負担分三〇％に一〇％をプラスして支給するというふうなご答弁やにお聞きしたのでございますけれども、これぐらいの、一〇％ぐらいの支給ですとね、本人に果たして納得してもらえるか、これが本当に疑問に思うわけでございます。もう少し教育委員会として適切な処置をひとつ考えていただきたいと思います、そんなふうに思いますので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○副議長（訓覇也男君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 教育委員会の方からお答えさせていただきます。

児童がこういう事故に遭いましたことは、まことに遺憾なことでございますし、お気の毒なことと思うわけでござ

ございますが、私が先ほどご答弁申し上げましたのは、いわゆる学校安全会の給付の適用は、この場合こういうぐあい
にできるということを申し上げたわけですが、なおそれ以外の賠償等の問題につきましては、いまの制度としては、
私は大変むずかしい問題であるというふうに考えております。

なお、先ほども犯人が現在捜索中であると、犯人がわかった場合はこうであるという答弁があったわけですが、
すが、教育委員会の方といたしましては、いまの制度上は、これ以上のことはむずかしいというふうに判断をして
おりますので、ご了解を賜りたいと、こう思います。

○副議長（訓覇也男君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 いまのご答弁では、その児童としてはですね、一口に言えば、泣き寝入りというふうな状態ではな
らうかと思えます。十分これは、教育委員会としても適切な処置を考えていただき、早急に対処をしていただきたい
ということをお願いいたします、終わります。

○副議長（訓覇也男君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十六分休憩

午後二時十分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 通告ですね、ちょっと訂正をさせていただきます。

二項目とも機構と人事に係りしてと書いておりますが、関連もあると直しと書いていただきたいと思いま
すが、後でまたごたごた言われるとかないませぬのでね。

それから、先ほど来から答弁に立っていただいとるんですが、とにかく何かこう、私聞いておりました、私たちの
質問の立場に立った考え方やなしに、対立的になるような何か、こういうような気持ちが出ておりました、何かこう本
当に質問者がまじめにこの行政についての話し合いをしとるんですから、その質問者の立場に立った中でのご回答を願
いたいと思えます。

来年度予算編成に対してですね、現在財務で各課のヒヤリングが持たれております。十二月定例会は、来年度に向
かっての政策と施策を論じ合い、財政の基礎づくりをしなければならぬ時期だと私は思っております。こういった意
味において、まず財政問題というんですか、予算編成の時期に面して質問していきたいと思えます。

八十年代は、国、地方を問わず、財政再建元年と名をつけ、行財政を見直す時期だと思えます。私は、何度か申し
上げております。福祉とは、お金を使うだけでは本当の福祉はあり得ないと申し上げてまいりました。心の福祉をし
なければ真の福祉は実現できないと提言してまいりました。去る九月議会で議決され、十月一日付で老人医療費無料
化を六十八歳まで引き下げられたことは喜ばしいことではあります、一方では老人医療費を別の角度から考えても
らいたいという市民の声もあり、私はこの声の代弁と私の考えを言わせていただきます。

事実、この間うちからいろいろ資料を集めておりました、福祉の後退だとか、いろんな問題がこの新聞紙上をにぎ
わしとるわけですが、こういった中から取り上げながら考えていただきたい。老人医療を有料化するべきである
ということが最近ますます話されてることであります。その内容は、無料であれば患者がふえるのは当然なこと
で、有料患者の受診率の約三倍以上になるというデータも出ています。したがって、もしこの老人たちに医療
費を一部負担してもらえれば、私たちがまちまちですね、患者数は半減することでしょう。医療費無料は結構なこと

すが、ここですが、受益者対被保険者及び納税者との負担限度を適正に保たなければなりません。真に医療を必要とする老人で、医療費支出困難な方はですね、医療保護制度を活用すべきだと考えるわけでありまして。現に四日市市は交付団体となったわけでありまして、福祉の見直しもやむを得ないだろうと考えております。限られた国保料と補助金です、老人医療を支えておるわけでありまして、国保被保険者、納税者ともどもこの際よく制度の上で考えてもらいたいという要望もあるわけです。無料化と年齢引下げを放手放しで喜んでおるわけにはまいりません。現に、昭和生まれは全人口の約七五%近くまでなった今日、被保険者、納税者の立場から見た問題点として、来年度老人医療についてどのように財政面の施策をとられるのかお聞かせください。まず、この問題についてお答え願いたいと思っております。

それと、ちょっと関連はしませんが、病院の跡地問題は、先ほど山路議員の方から質問あって、郵政省と話しておいて云々で、白紙に持ってたということですが、私も六月に関連質問を出しております。その中では、ともかく経過をはっきりさせていたきたいし、もう一度やっぱり、この多くの利息を払っておるんですから、財政硬直化の折ですから、何らかもっと具体策を詳しくお聞かせいたきたいということだけお願いしておきます。

次に、負担金補助及び交付金についてお伺いするわけでありまして。当年度予算総計は約四億五千万円で、このうち四億円は財政、一般財源の充当額であります。この負担金補助及び交付金は、おのこの団体の利害関係を浮き彫りにするものでありますから、理事者としてはよほど気を遣っていることだと思っております。しかし、このままで手をつけず、従来どおり予算を毎年前例に従って支出してもよいものでしょうか。財政を建て直す意味においても、思い切った手段をとっていただきたい。一般財源の繰出しは四億円であります。不必要なものについては、減額させる気持ちはありませんか。一つ一つの款項目を挙げて指摘したい点があります。利害にですね、直接関連する面が多く見受けられます。そういうことについては、私たち議員もこの点をよく理解し、理事者に協力せねばならないと思っております。

だ、申し上げられることは、負担金補助及び交付金は、まず一度出発点のゼロの位置に戻してもらって、そこから改めて考えてみる気持ちはありませんか。主な目的を達成されたものは全廃されることであり、現在事業継続中であるもの、必要と認められたものは、今後期限を設定して支出していただくような考え方は、また見直しはできないものでしょうか。これも聞いてきます。

四日市市も財政再建元年であります。八十年代に入る時期でありますから、来年度の歳入面ですぐに目につくことにはですね、特別土地保有税二億円、償却資産税分約二億円、総計四億円の一般財源減収の見込みがまずは立っておるわけなんです。自然増収を見込んで、この減収は大きな壁となって予算編成に支障を来すでしょう。この問題をどう処理されるのでしょうか。今後は、何もかも市の責任において行政施策を動かせる時代ではありません。四日市市と受益を受ける市民とが相協力し合って、よりよい四日市市政をつくり出すときだと私は思うのであります。この際、市民によく理解を求め、市民が直接受益を受けるような、たとえば尿処理について考えた場合であります。五十三年度の決算資料から見ますと、収集に対する費用は五億六千一百万円、海洋投棄その他処理する費用は二億六千九百万円、総計八億三千万という金額になっております。一方、市民からくみ取りをする手数料として受け入れる金額は、総計で一億五千四百万円です。差し引き六億七千六百万円となっております。一般財源投入率は八一・四%と膨大な持ち出しをしているわけなんです。尿処理に限らず、その他一般ごみ処理関係、下水道処理など環境整備に必要な欠くべからざるこういったお金でありますから、このことを考えた場合、私たちのですね、町づくり、環境づくりといったことはですね、私たちの直接受益に結びつく一切の費用などはですね、市民と対話の場をつくらせて、協力していただくような施策を考えてみてはどうかと提言するわけでありまして。

私たち市民は、住みよい、環境のよい四日市市をつくる上においても、今後受益者負担の原則ですが、四日市市独自で考えるべきときが来たと思っております。今後は、ますます財政が硬直化していくと考えられる今日、また省エネ

ルギーを迎える八十年代でありますから、市長としても思い切った行財政施策を来年度は出していただけると信じますが、この点についても的確に判断をされ、見通しの誤らない考え方を御聞かせください。

市長は、先に見える方だと私はいつも思っているわけでありませぬ。八十年代の難関を切り抜けるための予想を立て、適切な人事配置をし、市民サービスをする準備として五十二年七月、機構改革を実施されたとは私は信じております。二年有余たった今日、どのような効果があらわれたのか、反省と実感をお伺いしたい。

この際もう一つお伺いしておきますが、行政の簡素化をすることに向かっても考えておられたら、この点もお聞かせください。

私の主観と申しましょうか、余談と申しましょうか、これも聞いていただきましたんですが、五十二年の機構改革については、現在の四日市市の職員数が膨大になったため、人事管理上困るから、役職をつくり出したような私は感じをしとるわけでありませぬ。四日市市も三千人以上の職員数であります。ただ、人事異動はですね、三月が来たから、年度末が来たからといって、また退職者も出てきたから、穴埋めをするだけの人事では困るわけです。人事は政策であります。総務部長、人事課長任せの事務的な人事配置をする時代ではないと思っております。ひとつこの際、部長にも人事権を与え、適材適所に人を配置する気持ちはありませんか。思い切った人事施策を出してもらいたいと思えます。機構と人事は、人みずからが仕事を愛し、人が仕事の処理をみずから行うという私は考えを持っておりますので、そういった機構改革であってほしい、四階、五階だけがいつも夜遅くまで残業することのないようにしてほしい、水道局の拡張課もですね、一段落であります。開発公社の三重団地についても終末を迎えた今日でありますから、技術者の活用と適正配置を考えてはどうかと思えます。こういうこともやはり政策であり、施策であります。おのおの役割も役職も自然につくられ、仕事の能率が上がる適正な人事配置がそこに生まれてくるものではないでしょうか。私たち、こちらにおける議員はですね、四年に一回一般市民から洗礼を受け、有能な人物と認められてこそ

当選もしてまいりました。市民の期待を裏切らないよう一生懸命市政に尽くすつもりであります。ここにお座りの助役、部長、あなた方を無能呼ばわりするものでは私はありません。しかし、一たんその役職につかれた以上ですね、降格ということはあり得ないわけです。降格とは、私たちが言う落選であります。まず落選されることないでしょう。何とか毎日無難に過ごせばよいと考えておられませんか。ともかく助役、部長は、一般市民の苦情処理の機関ではないし、窓口でもありません。あなた方は政策マンである。政策マンでありますことを忘れないようにしていただきたい。何ぼ頭のよい、先に見えるですね、仕事のできる加藤市長でも、一人ではよい行政を執行できないものであります。毎週月曜日には、部長会議を持たれてはいます。その会議を有意義に活用するよう、その場で大いに政策、施策を論じていただきたい、市民のためになる市政の基礎づくりをしていただくよう努めていただきたい。市長、三十代、四十代の職員の中には、有能な人材がたくさんおります。市長は、その人たちを育てる意味においても、見助役、部長のよき協力を得て、指導をしていただきたいと思えます。私は、あなた方を無能呼ばわりするものではありません。今後八十年代に向かって、いまよりも一層あなた方ですね、有能なる力を市民のため全力投球していただきたいと申し上げるのであります。よろしくご理解ください。

私の質問の中で、特に今後の受益者負担に対する市長の考え方を明確にしてください。四日市市の行財政を建て直す上においても、思い切った施策をとっていただきたいことをお願いしておきます。

次に、幼児教育と保育制度の確立についてお尋ねしてまいります。

幼保の二園行政がいかに幼児教育、保育の発展に大きな障害になっていることは、皆さん方もよくご承知のとおりであります。私は、過去五十年十二月と五十二年十二月の二回にわたって幼保の一元化について指摘してまいりました。その答弁を、内容を踏まえながら質問に入っていきます。

五十年当時、市長は岩野さんであります。岩野さんの答弁の内容の要点は、次のとおりであります。ちょっと読

まさせていただきますが、「幼稚園と保育所とは、教育と保護というもともと違った目的で発生し、発展してきたものでありますけれども、次第に幼稚園が一般化し、保育所でもまた幼稚園と同じような教育が行われているとすれば、同じ年ごろの幼児が全く違った機関で教育を受けるのも不自然なことであると考えます。幼稚園、保育所の職員が、保育の内容あるいは授業の実際等をよく研究しまして、その効果の長所、短所を調べ、相互の連絡を一層緊密にして、幼保一元化へ施策を探っていくべきである。」と、こう言っておられます。五十二年十二月、加藤市長はですね、次のような答弁をされております。「私は、実は文部省、厚生省の所管の違いがあつて、全国的なものだから仕方がないじゃないかというように申し上げるつもりはございません。」こういうことを前置きしてからの発言であります。が、「教育を受ける者は児童でございますから、どの児童にもやはりある一定段階のレベルの平等性といいますが、均一な教育を受けるといふ必要があるのではないだろうか、私はそうかねがね考えてまいりました。したがつて、今日、ただいま申し上げましたような、就学前教育というものの中に含まれております問題をどう解決していくか、早くこの問題に取り組まなければならぬということを考えてまいりました。この幼児問題について、やはり専門家の方々のご意見を十分拝聴しながらこれらの問題に対処してまいらねばならない。」そこで幼児問題研究会をつくると言っておられます。そして、最後のまとめとして、そこで一年間研究をしていたかどうかということでありますから、私はその成果を期待せざるを得ないであろうことで結んでみえるんです。

岩野市政は、幼保一元化への施策を探っていくと言われました。引き続きいた加藤市政は、その施策を前進させるべく四日市市幼児問題研究会を五十二年十月に発足させた次第であります。前向きに取り組まれた姿勢は評価できますが、現実はどうでしょうか。その証拠に、五十二年十二月に本会議での一般質問で指摘しましたときと現在の幼稚園、保育園の行政面の運営は、同じではありませんか。幼児問題研究会の報告書を見てもですね、この報告書なんです。四日市市は、当市の現状を踏まえて幼保を一元化していくべきであるということを書いておりますし、また同じこと

ろに、当市としては幼保一元化を早急に実施できるのではない、五十二年十月より文部、厚生両省で幼稚園及び保育所に関する懇談会が持たれているのであり、その結論をもって実質的に講ずるものと思われると、こういうことを報告書であらわしておりますが、これはあなた方がつくられた報告書であります。私たちは、これをどう理解しているのか、まずお尋ねしておきます。

幼児問題研究会は、五十三年十二月二十六日、この報告書をもって発展的に解消されたとは私は私なりに理解しております。その後五十四年四月より、新しく四日市市の幼児教育連絡協議会が設置され、幼児問題を引き続き研究していただくことは全くよいことだと思つておりますが、現在の委員構成でよいものでしょうか。四日市市の幼児行政を執行する上においても、いわゆる委員の構成をもう一遍見直してみてくれませんか。と申しますのは、幼児問題研究会のときの委員構成、組織ですが、この場合は、一つは市会議員、学識経験者、幼児教育及び保育関係者、市職員、その他市長が特に認めた者と、こういう構成で組織されております。片方の、いまできました幼教連でございますが、これは私立幼稚園の代表、私立保育所の代表、市職員、教育委員会、福祉部と、こういうふうな形の組織になつております。弱体化とは思いませんが、後でまたこれも述べますが、こういうことも前もって頭の中へ入れたいもつて、あと続けていきます。それではですね、こういったものをどうしていくんだということですが、幼保の一元化を進めるに当たつて、市長に対して三つの項目についての質問と提言をしておきます。

まず一つ目は、現教育の充実や人事の交流によって、保母と教員の資格能力一元化の方策を推進されるお気持ちはないかお尋ねしておきます。この問題は、人を対象にしたことでありますから、市の職員組合、教職員組合ともよく話し合つてもらわないとできないのであります。やはり五十二年十二月に、質問の中で答えていただいたことの中を探つていきたいと思うんですが、人事問題、こういうふうにおっしゃってます。「幼稚園、保育所の職員の扱いの問題でございますけれども、これは採用のときの条件が違うというふうな問題やら、あるいは勤務体系や交流に対する

職員自体の希望の相違うような問題も含まれております。あるいは単独免許所有者の対応をどうするかというようなことも考えなければなりませんので、この問題については、やはり慎重に取り扱ってまいりたい。できれば相互の交流が図れるということが一番いいふうに私自身も考えておる次第であります。この点については、それぞれの組合「それぞれの組合」ということは、先ほど申しました職員組合であり、教員組合であります。「と十分話し合いをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解ください。」と、過去二年間にわたって両組合と幼保の人事交流や一元化の施策などの点について話し合いされたことがありますか。あれば内容をお聞かせください。

二つ目は、幼稚園教員も保育園保母も同じ四日市の職員であります。勤務条件、処遇等の一本化の方向を推進する気はありませんか。たとえば幼稚園教員には夏休みがあります。この夏休みでございしますが、幼稚園職員は、園長あてにですね、研修願を出して家庭研修をしておるわけです。保育園の職員は、そのようなものはございません。また、長時間保育をしなくともいいから、楽でよい、また父兄から先生と呼ばれるのでかっこよいというような言葉が新卒採用時のですね、受験者の間で話されているのであります。幼稚園教員の応募者は、保母受験者より数倍多く、五十五年四月予定されておる競争率は、数十倍に一人という厳しい現状でありながら、なぜ幼稚園教員の採用試験を受けるのでしょうか。絶えず受験者は、保母の勤務状況と幼稚園の勤務状況を比較して考えているのではないのでしょうか。同じ市職員として採用するならば、幼稚園、保育園ともども別々の試験をするようなことなく、こういうことを改めるべきではないでしょうか。最近の新卒者は、幼保の免許を持った人たちがほとんどであります。採用試験の実態を見た上で、採用試験のあり方、方法を見直す気持ちはありませんか。まず、新規採用の時点から基礎づくりをして、一本化の方向を推進していくことも一つの考え方だと思います。

三つ目は、保育内容の共通性を見出して、四日市の幼児教育、保育のあり方について一層の確保策を講じていただくわけにはまいりませんか。そのためにも、先ほど申し上げたとおり、幼教連の委員の構成を拡大し、強力な委員組織をつくってもらいたい。

私案ですが、幼児教育行政に責任の持てる人、学識経験者、市職、教組の責任者、公立幼保の代表者などの人々も委員会組織のメンバーとして加えるような考えはありませんか。幼教連発足の目的は、一つは幼保の共通性を見出すということも課題の一つであると思います。よりよい具体案を早期につくり出していただきたいと思うのであります。たとえば、私立幼稚園に対する補助金を今後どうするべきか、公私立間の父母負担の格差是正をどのようにしていくのか、幼稚園が当該地域の実態に応じて保育時間の延長を措置しやすいよう国の積極的な援助を図るよう働きかける基礎づくりをしてはどうかと考える次第であります。幼保設置基準の一元化の研究を進めるお気持ちはございませんか。これからの四日市市については重要な課題であります。何度か私にこの幼保の問題で議会で質問させないでください。今後どのように市長は、新しい幼児教育と保育制度の推進のため市長のとられるべき具対策をお聞かせ願えれば結構だと思います。

黄色いランプもつきましたし、もう持ち時間ありません。再質問はできないわけです。冒頭に申しましたように、質問者の立場に立って、十分お答え願いたいと思います。以上です。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 八十年代にあと十数日が入っていくわけでまいりますけれども、ここ二、三年の当市を取り巻く財政環境というのは、ご指摘のとおり、大変厳しいものがあることは事実でございます。したがって、この福祉の問題につきましても、これを前進させなければならないという、考え方としては当然にだれしもが持っていることではないかというふうに思っておりますが、現実に財政的にどう対応してまいるのかということにつきましては、なかなかむずかしい問題でございます。

この本年十月に発足をいたしました、市の単独事業であります老人医療費の年齢引下げの問題につきましては、昨年来議会の中で十分ご議論のあった問題でございます。私は、市民のご要請にいかに対応し得るかということをか
かりの期間かけて検討したつもりでございます。この医療費の助成の実績がどうなっておるか申しますと、まだ一
カ月経過をした今日の状況では、資格申請者二千二百人のうち二千二百人が該当をいたしておりますが、十月分として
助成の申請がありましたものが六百十件でございます。助成額にして約二百五十万円でございます。したがいまし
て、若干当初予想と比較をいたしますと、資格者で二割、助成額で約三分の一ということになっております。ただこ
れは、制度発足直後のことでございますので、まだまだこれだけでこの制度の実態というのを推測することは困難か
と思えます。ましてや、この中で一部自己負担のあることによる影響がどれだけかというようなことを割り出すこと
は、大変むずかしい問題だろうというふうに思っております。三重県の方では、来年一月から県の単独事業として財
源の五分の三を負担するという意向が出されておりました。県下各市もこの事業の実施について、条例改正等をこの
十二月議会によその市ではお諮りをしているというふうには聞いておるのでございます。老人施策が、今日高齢化
社会が急速に進みつつある中で、各方面にわたってバランスがとれて進むことがよろしいのでございますけれども、医
療費助成ということに非常に重点がかかっているというふうに考えておりました。厚生省の方でもこの点に気づいて
おりまして、保健思想の普及のために老人健康教育、健康相談事業というものを拡充をいたしますとともに健康診査
訪問看護、機能回復訓練等を含めた老人保健医療総合対策事業や、あるいはスポーツ等による健康づくり施策を推進
するよう指針をあらわしておるのでございます。

なお私は、やはりこの際、現状の制度は来年度も維持をしまいたいというふうに考えておるのでございます。
これは、単に財政面からだけの議論で割り切ってしまうわけにはいかんんじゃないだろうかというふうにも考えた
りいたしておるのでございます。老人医療の問題については、来年度に向かって私はそのような考え方を持っておる
ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、負担金、補助金、交付金でございますが、これらのものは、実は非常に複雑な中身がございます。簡
単にこのゼロからというわけにはまいらない補助金なり、負担金なり、交付金なりがあるかと思えます。行政遂行
上の潤滑剤として、あるいはその補完の役割を果たしているという問題もございまして、したがって、その支出決定に
当たりましては、五十二年四月に四日市市行政調査会から答申を受けまして、その趣意を踏まえまして、日々の行
政の中で検討をしてきているわけでございます。さらに、全体的に個々の補助金、負担金等について、行政と市民と
の役割分担並びにその支出目的、効果予測等を分析いたしました。具体的な支出基準を明確にして、最近言われてお
りますサンセット方式というふうなものも来年度以降には採用をしまいたい、できるだけ拡大しないという方向
で進んでまいりたいと、さように考えております。ただ、ゼロから見直すということについては、ゼロベース予算と
いうことがよく言われるのでございますけれども、過日の市長会でぜひ議論のあったところでございます。必
ずしもゼロから見直してまいるということは、予算編成の能率から言って、余り感心した方法ではないという議論の
方が強かったように思っておりますので、ただいま申し上げましたような方向で考えてまいりたいというふうに思っ
ております。

それから、来年度の税収入に関連をいたしまして、保有税、償却資産税等のマイナスを考えた場合に、受益者負担
の適正化を図るべきであるというご意見でございます。

これは、もっともなご意見ではございますが、適正な受益者負担を図るということでも何もかもすべてこの料金を値
上げをしていくということになりますと、インフレマインドの助成というふうなことも考えなければなりません。し
たがいまして、今日国の段階で行われております各種料金の値上げ等をめぐっての議論を参考にしながら、来年度以
降に対処をしまいたいというふうにご考えておるのでございます。先ほどご指摘のありました、くみ取り手数料で

ございますとかあるいは下水道料金でございますとか、そういったものもいま検討をしている段階でございます。したがって、今日の段階で来年度どうこうするという結論はもう少し差し控えまして、十分諸物価の増高等もらみ合わせた上で結論を出してまいりたいと思っておりますので、研究の期間を与えていただきたいと、かように考えるのでございます。

それから、人事配置の問題でございますが、機構改革をやってどういう反省と実感を持っておるかという質問でございますが、多様化してまいります行政需要に対応するため、各局の管理組織機能の強化と、それから広報広聴機能の充実と、それから効率的な職員配置などを主眼に、実は五十二年七月に機構改革を行いました。同時に権限の委譲を行いました、責任の明確化と適正化、負担の適正化を図ったつもりでございます。

今日、どういうふうな効果があらわれたかということをお示しするのは大変むずかしいことだと思っておりますが、実感だけを端的に申し上げれば、まずその成果として、各局の問題の調整と機動的に対応するための管理調整担当課を設けたという点については、従来から見れば、かなりよくなったのではなからうかというふうに思っております。それから、権限の委譲ということについては、かなり進んだと思っておりますが、まだ委譲をしていく余地があるというふうに私は感じております。さらにもう一点、この際不急不要の行政事務の整理とか統合あるいは簡素化を図ることが必要でございますが、特にこの二、三年は、職員の増員を極力抑えておりまして、最小限度の補充に制限をいたしております。同時に事務の合理化あるいは委託等を行って、職員の一人一人の負担を少しでも軽くしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、部長に人事権を与えよというご指摘がございましたが、当然にこの各部長には担当部課員の配置あるいはこの仕事の配分等についてお考えおきをいただいているものだというふうに私は考えておりまして、適正配置なり技術者の活用なりということは、十分今後も考えてまいりたいというふうに思っております。非常に大切なことは、

この際職員のモラルを向上させるということが市民の皆様方と対応してもらう上で一番大事なことでないだろうかというふうに思っておる次第でございます。

それから、第三点の幼児問題についてでございますけれども、幼児問題研究会の報告書というのは、各課題ごと問題の所在と提出された主な意見と、それから問題についての考察の三項目に分かれて述べられております。

ご指摘の事項は、提出をされた意見でございますまして、結論となっていないのでございます。幼保の一元化につきましては、保育所と幼稚園の機能を認めた上で両施設の果たすべき役割を一律に規定する試みが必ずしも実り豊かなものではないという指摘もございまして、私も専門家ではないんですが、あの報告書を読んだ限りにおいては、もう少し研究をしてもらう必要があるんじゃないだろうかと考えました。幸い幼児教育連絡協議会というものをつくっていただきました、幼稚園、保育所の設置、保護者の負担、教育内容及び研修などを検討内容として、かなり熱心に会合を重ねられておるのでございます。来年度は一応現状のままこの検討会を続けてもらいまして、一年間、来年度たったところで反省をして、組織その他について結論づけてまいりたいというふうに思っております。

現在のこの幼児の教育の充実を図るために人事交流を行ったかどうかということでございますが、この点につきましては、研修会等をやっておるわけでございますが、人事交流につきましましては、所有する免許、それから職務内容、勤務体系の違い、職員自体の希望の相違点、こういうものを検討してまいりました。職員組合、それから教職員組合とも私自身も話し合ってみましたのでございますが、両組合との話からは、なかなか一致点を見出すことが困難であったというのがその実態でございます。ただ、やはり勤務条件の一本化と申しまして、この現在持っておる免許がですね、保母さんの側から言いますと、保母資格を持っておる人が二百六十四名、その中で幼稚園教諭の免許を持っている人が二百二十三名ということでございます。逆に、この幼稚園教諭の方から見ますと、保母資格を持っておられる方が二十三名、幼稚園教諭の免許を持っている人が八十八名、小学校教諭が十一名、中学校四、高等学校の資格が

一と、こんなような割振りになっております。したがって、この勤務条件というのは、基本的には同一であります。内容が幼稚園、保育所、それぞれ役割が違うということから、幼稚園の方では文部省の示す幼稚園教育要領によりまして教育を行っておりますが、現在保育時間は午後二時までやっておるわけでございます。また、教員としては、教特法によって研修が認められておりますので、夏休みはこの法により研修を行っておるというのが実情でございます。こういうように、かなり違いがあるということから、いま直ちに一本化を図っていくというには大変むずかしい点がありますので、十分研究をしてみたいと思います。で、特に、先ほどご指摘のありました、採用試験の再検討ということとは、全体について必要ではないだろうかというふうに私は感じておりました、この点については、来年度に向かいます十分検討をいたしたいと、かように思っております。

その他、私からお答えの漏れた点については、教育委員会ないし福祉部の方からお答えをさせていただきます。

〔私語する者あり〕

○市長（加藤寛嗣君） もちろん、この値上げをいたします場合には、十分この受益者の方々にご理解をいただくという必要がありますので、そういった点についての話し合いをどういう形で持つかということについてはよく考えてみたいと思いますが、ただいたずらに大衆討議にかけるということは、非常にむずかしい問題ではないだろうかとかように思っております。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 市長の答弁に補足をさせていただきます。

病院用地の具体的な考え方、策ということでございますが、本日の冒頭の答弁で市長がお答えをいたしておりますが、六月の議会で電電公社からの申し込みがあるということで、名古屋へ出向いても構わないというふうに市長は申し上げたわけでございますが、その後事務局といたしまして、名古屋電気通信局とも折衝をいたしてまいりました。しかしながら、相手方のご要望は、面積的にもごくわずかでございます。必ずしも私どもの条件を満足するものではなかったということもございまして、後々の土地の問題等解決ができれば同時に解決する方向も可能ではないかということで、返事は留保いたしております。ただ、市長のご答弁にもございましたように、処分の仕方については、地元にも大変影響の大きいこととございまして、できればいわゆる公共的な機関に対して処置をいたしたいというふうな考え方をいたしております。いろいろございませうけれども、ご意見等はございますが、まだ確定をいたしておりませんので、金利もかさんでまいりますので、できるだけ早く確定する方向で努力をしてみたいというふうに考えます。

○議長（大谷喜正君） 川村幸善君。

〔川村幸善君登壇〕

○川村幸善君 通告に従いまして、質問させていただきます。

最初から、地元神前地区の問題でまことに恐縮でございますが、よろしく願います。

神前地区の排水対策についてご質問申し上げます。高角町地内から曾井町地内の一部を経て三瀧川に通ずる排水路であります。この排水路は菅原町、寺方町、高角町の三町の排水をすべて受けておりました、下流では曾井町の排水も受けている延長千五百メートル、幅二メートルに及ぶ広域的な幹線水路であります。一方、夏期には農業用水の用水路とし、また地域の主要な水路でもあります。しかし、近年、住民の生活様式の多様化と宅地化が進み、家庭汚水の放流、増大などにより汚泥が蓄積され、加えて今日におきましては、家庭水洗便所の普及などにより、ここから発生する悪臭と害虫の発生により、住民の生活環境に大きな影響を与えているのが現状であります。さらにまた、雨期などには、土砂の流出と水路幅の狭隘なことから水田は浸水し、農作物にも影響を及ぼしております。このため地

元自治会におきましては、この排水路の清掃管理に努力をいたしておりますが、抜本的に改修しない限り解決できないのであります。こういった現状について、市は改修計画を持っておられるかどうか、もし改修計画があればあわせてお伺いいたします。

次に、三滝中学校周辺の排水対策についてであります。

ご承知のとおり、三滝中学校は、矢合川右岸に沿った田んぼの真ん中に位置し、毎年大雨や台風時期になりますと、学校西側の桜地区周辺の排水路すべてが校内に集中し、運動場はもとより本館の床下にも浸水する現状であります。特に運動場は、遊水地的な役割をしている状態にありまして、こうした役割がなければ周辺の住宅は浸水を免れない状態であります。したがって、学校周辺の抜本的な排水対策と川島地区の一部を経て三滝川に通ずる排水路の改修、特に水路の終末で排水能力が停滞するところがこの問題の大きな要因となっておりますので、この点の抜本的な整備についてどのように考えておられるかお伺いいたします。

次に、尾平地区の排水対策についてお尋ねいたします。近年、都市化の進展に伴って、尾平地区には新興住宅が開発され、現在四百六十戸の集落が形成されております。このような団地の雨水及び汚水対策につきましては、基準に基づいた、計画的な整備が行われ、住民の生活環境の条件はほぼ行き渡っているように思います。しかし、この団地の下にある旧尾平地区の排水対策は、従来から全く放置されているのが現状でありまして、しかも住宅団地の雨水、汚水のすべてが尾平地区にある排水路に集中し、加えて団地と尾平地区の間は、相当な傾斜になっておりまして、集中豪雨などによって、尾平地内の排水路がすべてはらんするのが現状であります。開発によって住宅団地が形成されることは、ここから出る雨水、汚水に対応し得る排水対策が事前に行われることが必要なことは申し上げるまでもないことと思えます。地区住民が安心して生活できる環境整備について、尾平地内の排水路すべてについて見直しをお願いするとともに、その対策について市長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、地区市民センターの社会教育担当職員の配置についてでございますが、渡辺議員の質問と重複しますが、けれども、私なりに質問させていただきます。地区市民センターの問題について、すでに多くの諸先輩から質問され、議論が行われておりますので、簡単にお伺いいたします。市の総合計画に基づいて、地域社会づくりを旨とした地区市民センター構想が打ち出され、昨年から本年にかけて九地区が地区市民センターとして指定され、試行的に実施されておりますが、残り十三地区についても指定される時期はそう遠くないように承っております。すでに試行されている地区市民センターの職員配置を拝見しますと、従来の出張所組織の中へ社会教育担当職員一名が配置されているに過ぎず、一般行政と教育行政と形式的につないただけのように思います。地区市民センターが地区住民の行政の出会いの場として、また地域社会づくりの拠点センターとして位置づけされるならば、従来の公民館機能以上の積極的な社会教育を推進し得る人的配置を含めた体制づくりを行う必要があるかと思えます。また、地域福祉社会活動を推進するための組織づくりも重要だと考えておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。私は、地区市民センターを真に住民の期待にこたえるセンターとして機能させるために社会教育担当職員など複数以上の配置は不可欠だと思うのでありますが、この点市長のお考えをお伺いしたいと思います。

三点目といたしまして、同和問題についてお尋ねいたします。同和対策事業特別措置法が施行されて十年が経過いたしました。昨年の国会におきまして、同和問題の重要性を考えて同法が三年間延長されたのは、すでにご存じのことと思われ。その間同和地区の生活環境の改善、社会福祉の充実、同和教育の推進といった諸施策につきましてご努力されていることに敬意を表します。しかしながら、今日依然として同和地区を取り巻く環境は厳しく、同和問題解決の道のりは、なお遠い感じがあります。とりわけ同和地区住民の就労問題は、同和問題解決の中心課題だと思っております。同和審査申の中でも明らかにされておりますように、就職の機会均等が同和地区住民に完全に保障されていないことが特に重大であるとしております。同和地区住民の就労状況は、その大半が依然として

不安定な状態に置かれているのでありまして、今日の厳しい雇用条件の中で、同和地区住民の就労を一層困難にしております。そこで、市長にお尋ねいたします。同和地区住民の雇用安定確保などの対策について、どのように対処されているかお伺いいたします。また、企業、事業主に対しまして、どのように指導、啓発されているのかあわせてお伺いいたします。

次に、学校教育、社会教育を通じての社会同和教育の推進についてであります。昨年の国会におきまして、同和对策事業特別措置法が延長されるに際して附帯決議が、一つとして同和問題に対する国民への啓発活動の充実を図ることとされていますが、最近におきましては、差別事象はむしろ増加の傾向にあり、同和問題解決の道筋は、想像以上に厳しい状態にあります。そこでお伺いいたしますのは、こうした実態を踏まえて、社会同和教育をどのように進められてきたのか、さらに、今後どのようにするのか、その方針をお尋ねいたします。これをもって第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十二分休憩

午後三時二十八分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 三点のご質問でございますが、第一点につきましては、坂倉助役の方から答弁をさせていただきます。

第二点の、地区市民センターの職員、特に公民館主事の複数配置の問題でございますが、これは、先ほどお答えを申し上げたわけでございますが、本市の地区市民センターは行政一般の窓口となるほか、小学校区域を基盤として、地域の諸課題を的確に把握をいたしまして、調整して解決への方向づけを行う一方、広く住民の皆様方のご参加のもとに、地域の特性に応じた学習活動や地域活動の推進、援助に努めて、地域社会づくりの拠点としての役割を担おうとするものでございます。このため、地区市民センター業務に従事をいたします職員は、従来の既成の業務範囲というものの観念にとらわれずに、広い視野に立ってその推進に努める必要があるかと思ひまして、資質の向上を図るために研修の充実を努めますとともに、館長を中心としてセンターの職員が一体となって地域社会づくりを推進できるようにいたしてまいりたいと思うのでございますが、社会教育担当職員の配置につきましては、先ほどご答弁を申し上げますように、複数の小学校区があるところについては、さしあたって複数配置をしてみたい、その他機動的な職員の交流及び社会教育指導員の充実というのを年を追って進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

さらに第三点の、同和問題、特にその中で同和地域の方々の就労対策を充実して、雇用安定の確保をしるという問題と、それから同和教育の推進の二点についてご質問がございましたので、お答えをいたしたいと思います。

同和地区住民の方々に對します雇用の促進と職業の安定を図りますことは、同和問題を解決する上できわめて重要な課題だというふうに考えております。ご承知のとおり、就労対策の機関をいたしまして、職業安定所があるわけでございます。現在、安定所には同和担当就職促進指導官が配置をされており、その援護措置をいたしまして、常勤一名、非常勤一名の同和地区職業相談員が委嘱をされまして職業相談、企業指導等が実施をされております。しかし、現在において、就労状況が必ずしも十分に改善をされていないという現実がございます。市といたしましては、

この就労問題ということはきわめて重要であるということにかんがみまして、本年度内にこの実態の把握をいたしまして、より一層関係機関と連携し、雇用の促進と職業の安定に努力いたしたいと考えております。

なお現在、大型作業所の建設を計画いたしております。婦人の方々を中心に雇用の確保に努めたいと思っております次第でございます。また、企業雇用主に対する指導、啓発につきましては、従業員百人以上雇用の企業、四日市市内には百社ございますが、その企業には同和問題企業内推進員が置かれており、その方々の研修会や新規学卒者の求人説明会等に職業安定所と連携をいたしまして、理解と認識を得るよう努めておるのでございます。さらに、個別的に企業、事業所などにつきましても啓発をいたしておりますが、国会での附帯決議を踏まえまして、引き続き努力をいたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

同和教育の推進でございますが、同対法の精神にのっとりまして昭和四十九年十月、四日市市同和教育基本方針及び四十九年度から五十三年度にわたります五カ年計画を策定いたしました。部差別が一日も早く解消されるよう努力をいたしましたつもりでございます。その要点といたしましては、学校教育でございますが、まず教職員の資質の向上を図るために各種研修会の開催、県内外の研修派遣への助成、指導資料の作成配布、校内研修の充実等に努めますとともに、市内のすべての学校であるいは園で同和教育の推進、指導を図ってまいりました。また、同時に対象地区児童生徒の進路を保障するために、各種の支度金なり、奨励金なりの制度が確立いたしました。年々その充実に努めますとともに、学力向上のための条件整備として指導主事の配置、加配教員の増員等に努めてまいりましたのでございます。

社会教育関係でございますけれども、まずそれに携わる職員の資質の向上を図るために研修会、学習会を開催いたしますとともに、一般市民啓発のために全戸配布の資料の作成をいたし、これを配布いたしました。さらに、市広報への掲載、各種団体の啓発活動の実施に努めてまいりましたのでございます。また、対象地区市民の方々の教育、文化並びに生活水準の向上に資するため教育集会所、市民会館の教育事業の推進、各種団体等への助成に努めてまいりましたのでございます。

これで十分だというわけではございませんで、先ほど指摘のありましたように、今日なお差別問題が発生するなどの事態を踏まえまして、今後の方針といたしましては、過去の実態を十分検討いたしまして、引き続き継続すべきもの、さらに強化、充実すべきもの等を明らかにいたしますとともに、根本的な解決を目指して五十四年度から五十八年度までの五カ年の長期計画を策定し、より充実した教育の推進に努力をいたしたいというふうを考えておるのでございます。若干具体的要点のみを申し上げますと、次のようなことに重点を置いてまいりたいと思っております。学校教育については、人権教育をすべての学校、園で教育計画の中に位置づけまして、意図的、計画的な実践に努めますとともに、地区を持つ学校では、特に幼小中の一貫した指導に努めたいと考えております。それから、社会教育面では、全市民がこの問題に対します理解を深めまして、人権尊重の精神を養うためにいろいろな資料をつくり、団体に対する研修会等の啓発活動をより充実していくことに努めますとともに、企業体においても自主的にそういった研修会が開催できるよう条件整備に努めてまいりたいと思う次第でございます。

以上が今日私どもが考えております内容でございますが、この問題解決は、当市の市民福祉の向上にとってきわめて重要な問題であろうかと思っておりますので、各面にわたって今後とも努力をいたすことを申し上げます。私のお答えといたしたいと思っておりますが、不足をいたします点につきましては、それぞれ担当部局の方から補足をさせていただきます。以上でございます。

○議長（大谷善正君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまご質問の排水問題についてお答えを申し上げます。

近年、生活の向上に伴いまして、農村部におきましても生活污水が増大いたしましたして、地元の排水路に対していろいろの問題を惹起しておるといふことは指摘のとおりでございますし、また開発等が進みまして、本来農業用排水路であったものがそれぞれの開発地区の排水路としての作用もするというところで、断面不足を来しているのも事実でございます。

そこで、ご質問の神前地区の排水対策でございますけれども、高角、曾井地区は、西谷川あるいは東谷川流域でございます。土地利用につきましては、上流部は市街化調整区域でございます。住家が密集する地域であります。下流部につきましては農用地になっており、また二点目の三滝中学でございますが、この周辺は調整区域でございます。この中に農用地が一部介在しておるといふ状況でございます。また三点の、尾平地区につきましては、市街化区域と調整区域が混在しているという状況でございます。したがって、排水対策につきましては、ご案内のとおり、市の内部で排水対策協議会というものを設置しております。その中で運用をしておるわけでございますが、建設部は農用地を除く市街化調整区域を実施しております。下水道部は市街化区域を担当しております。産業界は農用地域を担当しておるわけでございまして、これをご理解していただきながらお話を進めたいと思っております。まず第一の高角町、曾井町の関係につきましては、耕地課が主体になりまして、上下流部の排水の関係をよく調査いたしまして、土木課との調整を進めておる段階でございます。できる限り早い機会に、できれば五十五年度にも着工をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、三滝中学周辺の排水路の問題でございますが、これは土木課が主体になって計画を検討しております。遂次狭隘部分より早期に着工を進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、三点の尾平地区につきましては、下流部の農用地域内の排水路については、耕地課で五十三年度より着工しております。今後、継続的に改良を進めてまいりたいというふうに考えております。また、尾平町地内の市街化区域

の要望個所につきましては、本年度下水道部でネックになっております二カ所を改良いたしますとともに、新しい排水路につきましても、今後年次計画によりまして、なるべく早期に改良するよう努力いたしたいと考えております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 川村幸善君。

〔川村幸善君登壇〕

○川村幸善君 まず第一点の、排水対策についてでございますけれども、いまの助役の答弁では、とても満足のいく答弁じゃないと思います。いつも言われるように、考える、また検討する、そういう言葉ばかりのような気がします。仮に尾平地区の排水にしても、上は市街化地域、下は農振地域やと、市街化地域は下水でもやれるけれども、下は、農振地域は耕地課、耕地課は予算がないのできぬという、こういうことが間々にしてあります。そういうことのないように、ひとつぜひともやってほしいと思います。

それと三点目の、同和問題でございますけれども、いま市長の言われたように、一般的に同和教育はやっているという話でしたけれども、地区のあるところと地区のないところの違いがはなはだしいことがよくあります。といいますのも、学校教育においても、地区を抱えた学校は授業の中に取り入れている、しかし、一般地域の学校は、歴史と社会の時間にはんの少し出てくるだけと、こういう点を踏まえていつも考えることは、地区があれば同和教育はするけれども、地区のないところは形式的だけにしかやらぬかと、同和問題は国民的課題ということで、全市民一人一人の責任として真剣に取り組んでほしいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 本日の最後だそうでございますので、ご協力をお願いしたいと思います。

私の質問は二点でございます。すでに幾人かの方々の質問にお答えをいただいております部分もございませうけれども、会派で話し合った経過も持っておりますので、基本論議というたてまえを踏まえながら市長のご所見を拝聴したいと存じます。

ところで、いよいよ八十年代が近づいてまいりました。期せずして、そのスタートが加藤市政の第一ラウンドを総括する年でもございます。すでに八十年代を想定した多くの議論が尽くされておる中で、わが四日市が今後どういったデッサンのもとで行政を進められていくのか、いま真剣に問うべき段階にあるうかと存じます。

申すまでもなく、世界の大勢が大国主義的路線が後退をいたしまして、第三世界の台頭によるこの混迷の様相は一層強いものがございます。中でもエネルギー問題に象徴されます深刻な経済不安が露見しておるのでございます。こうした動勢にもかかわらず、わが国の政治は曲がり角そのものでありますし、国政はもとより、地方政治に新たな転換が求められてまいりました。しかしながら、高度成長経済にどっぷりつかって来た住民意識、国民意識といえますか、そういった意識は当然のこととは言いがたながら、引き続き広範な行政分野に過分の期待を寄せようといたしておりますし、総じて低成長下時代のあるべき指向に切実感を見出すことができないのでございます。この相入れられない現実をどうかじ取りし、調和させていくのか、実に頭の痛いところであり、同時に新年度予算をめぐる厳しい国勢の動向を展望いたしますとき、いつに地方行政に期待がつのるのには明らかでございます。本市にありましては、新総合計画第二ラウンドの遂行とともに、こうした政治、経済動勢の中でどのような施行を試みるのか、その結果といたしまして、どのような新年度予算かつ政策的デッサンが浮かび上がってくるのか、ひとしく注目をいたしておるところでございます。住民が広く望んでいる八十年代、これは一体いかなるものでありましょうか。住民個々にあっては、おおむね今日の動勢を冷静に受けとめられているとは存じますが、一方では、政策面における行政指導を望み、

かつ勇氣ある対応を期待するとの声が目ごとに高まっております。要は、市勢発展の新しい活力をどこに創造し、計画路線と現実的政策をどう調和させていくのかが問われているように思えてなりません。申すまでもなく、それが精神は、新総合計画の中に十二分に網羅されているところでありますが、動きの早い今日の趨勢の中で、これが基本精神をより具現していくためには、従来にも増して住民の理解と協力を必要といたすと考えております。今後の町づくりに当たりましては、将来を展望し、より飛躍を求める姿勢そのものをいかににつくるかでございます。万一この純化する経済構造の中で、先ほど申し上げた姿勢を見失うようでありますれば、今後の町づくりは無に等しいものとなるであります。要するに八十年代は、住民主導型を大切に尊重しつつも、住民相互の理解をより太く、強く求め、四日市の活力づくりに一定の枠組みを配置する必要があるように思えてなりません。私たちは、今日までの過程を決してないがしろにしようとは思いませんが、時として時代背景に即し得る新たな対応を実践することも重要かと存じます。これまでの議論を通して、市長自身も新しい活力源を求めるための一つとして財政力の強化、そのための第二次産業の適切な配置をご示唆なさっておりますので、私どもとしてその意のあるところは理解いたすといたしましても、今日、より確たるファクターを求める観点から、一層のご努力を求めたいと存じます。迎える八十年代の行政課題の節として、ぜひ組み入れていただきたい、かようにお願いするものであります。

ともあれ、財政力強化の立場から、第一次産業、第二次産業、第三次産業のうち、その活力を失いかけている第二次産業の近代化並びに安全で豊かな発展への礎をとともに考える基盤を今後の市行政の中に確立し、新しい時代を築いていただきたいと思います。

二つ目の観点は、四日市の行政改革の推進と、これにこたえかつ協調の得られる地域社会づくりをどう進めるかです。住民の要望にこたえかつこれを推進し、対策を求めるための庁内外の努力は、これまで二つの調査会答申の精神を受けて改革されてきたと判断しておりますが、果たして真実住民が期待する域に到達し得ているのでありま

しょうか、そして、市長の言う精神をくみ取っていこうとする受けざらは、それぞれの職域で十分に発揮されているでありましょうか。なかならず下からの十分なフィードバックがなされているでございましょうか。私は、それなりの努力を認める一方で、現象面に物足りないものを感じております。いま一步、調整機関の強化と各部門の主体性、必要性によるきめ細かい連携と合理性を求めるものでございます。金がないからできないという言葉をよく耳にいたしますが、確かにお金をかけなければできないものもございませぬ。しかし、金をかけなくてもできる仕事もあるはずでございます。そうした選択への努力が欠けているとは言えないでしょうか。たとえば教育の場合、その中身については、努力がまだまだ残されているやに思われますし、いつも申し上げておりますように、こと教育に至っては、積極性という点で行政側の姿勢の弱さに物足りないものを感じるのでございます。さらに、行政全体の現象面に言及いたしますなら、むずかしい問題に直面した場合の対応に、いたずらに時間の経過が目についてなりません。

次に、地域コミュニティをどう育てていくのが大きな問題としてクローズアップされてまいります。すでに、多くの実践の中で一定の基盤が確立されてきたとは理解いたしますが、それぞれの地域の問題がその本質論を踏まえ、中ではくくみ、定着化されていくには、なお時間ときめ細かい対応が不可欠と考えるものであります。一言でこれに対応し得る機能的な体制整備が八十年代前半に確立されていくことを願うものでございます。要は、これまでの対応を積極的に乗り越え、新たな行政改革に向かって果敢なるアタックを試みてほしいと希望いたします。地方の時代を名実ともにみずからのもとするためには、多少のデメリットを恐れることなく、ひたすら複合的メリットを目指してがんばってほしいということでございます。

さて、前置きが長くなりましたが、これまで触れてきました基本的考察の上に立って、市長のご所見並びに次のことに対するご見解をお尋ねいたしたいと存じます。

第一点、まず率直に申し上げまして、市長はこの三年余の行政をどのように集約なされているのでしょうか。なかんずく、そこにはどんな感想をお持ちになられたでしょう。私どもは、常々加藤市政の努力を評価し、その推移に注目してまいりました。ことのほか無難な展開に終始されたとも思いますが、今後の道のりを考えるとき、加藤カラーのより前面への押し出しを期待いたしております。

第二点、今日の状況にかんがみまして、来年度予算構想をどのようにデッサンされているのか。果たしてその特色は何か。前段での問題提起ともあわせ、新たな施策の導入は考えられているのかいなか。

第三点、新しい総合計画の遂行に欠かし得ない財政力強化の観点から、近代的な新しい活力源を求める立場で、霞ヶ浦工業用地造成地の活用を、さきに触れました基本的考え方の上に立って、市としてどう位置づけし、有効活用を図ろうとなさっていられるのか、お考えの一端をお聞かせいただきたいと思っております。

第四点、重要な生活道路の整備、とりわけ四日市土山線のような性格を持つ道路について、これが整備促進に対する現時点での市長の基本的考え方を伺っておきたいと思っております。

第五点、教育センター構想について、どのようなお考えをお持ちか伺いたいと思っております。

第六点、市長は、かねがね地域コミュニティの充実を指摘なさっておられますが、地域ごとの特色ある体系づくりを目指すため、総合的な体系づくりとモデル地区設定を押し進められるお考えはないものかどうか。

第七点、相対的に見まして、比較的むずかしい住民要求に対する取り組み基調の弱さ、あるいは問題を解決しようとする創造性に欠ける点につきまして、市長はどのような見解をお持ちでしょうか。

第八点、高齢化社会に対応する一つとして、定年退職なさった方々の中から、社会教育等地域社会の発展にお手伝いいただく手だては講じられないものかどうか。

第九点、その他問題の提起としてお受けとめいただきたいと思いますが、基金制度等による身障者雇用の道しるべづくり、交通安全意識啓蒙のための地域的取組み、母子家庭の市営住宅への優先入居、スポーツ振興のための公有

地の有効利用等々について、鋭意ご検討を賜りたいと思います。

大きく第二点目でございます。解決の核心を求められている平山物産の悪臭問題についてでございます。

当問題は、いまさらさかのぼって触れるまでもないことと存じますが、過ぐる議会で要望書をご決議いただき、県当局にご提示願った経緯を踏まえ、今日まで努力が続けられているのでございますが、いささかスローぎみの対応に怒りさえ感じます。私もこの間県に出向くこと数度、地元の生の声を精いっぱい訴えてきた一人でありますが、関係当局のきれいなことに過ぎる事の運び方、県市のすれ違いなど、県議会で知事が約束した期間に果たして解決し得るのかどうか、不安がつるのでございます。移転にすべてをかけ、それまでの間耐乏するといっている地元の声に反発するがごとき一部改善の動き、そして、いまだに展望すらつかめない移転先への問題と市長の公災害対策特別委員会での発言、広域魚滓処理推進協議会のスロースターターぶり、関係外市町村の冷たい対応、なぜかいまだに取りつけられない平山物産の一札、さらには協定処理量の不遵守、市費による本市処理とこれが利用の実態、現実には市内の魚屋さんの半分にも満たないなど、聞き及ぶにつけ問題なしとできないのであります。私も、こうした現状から、その解決の核心を過ぐる七日に発足を見た広域魚滓処理推進協議会の対応にかけるとうたわしましたが、これですべてよしと判断してよいものかどうか、まことに心もとない現況に思いをはせ、この間の報告かたがたご所見を承りたいと存じます。以上で第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） 大変広範囲にわたりますご質問でございますので、あるいはお答えが漏れるかもしれませんが、その点あらかじめご了承をいただきたいというふうに思う次第でございます。

あと数日で八十年代に一步を踏み出すわけでございますが、私なりに過去三カ年間にわたる当市の歩んできた道を振り返りながら、それは歴史というものを踏まえた上で進んできたつもりでございますが、改めて決意を新たに八十年代へ確かな一步を踏み出してまいらねばならないかというふうに考えておるのでございます。市政の基本的な方向づけというのは、すでに一月議会でご決議をいただきました基本構想に従いまして、新たにまとめられる基本計画を忠実に、そして着実に実施をしてまいることが市民福祉の向上と市勢の発展をもたらすものというふうに考えております。基本構想で述べられております四つの柱を実現していく政策を推進しなければならぬというわけでございますが、これらの施策が本当に実効を上げると、そのためにはただ役所側が事業を興すということだけでは、その成果を期待することができないかと思えます。福祉の充実にいたしまして、文化の振興にいたしまして、生活環境の改善にいたしまして、それぞれの地域におきます市民の方々の組織的なご協力をいただかなければならぬと申しますよりは、むしろこうした組織が体系的にまとめられるということがなければ、形だけ整って、実質的な効果を上げ得ないということになるかと思えます。ご指摘のありました、来年度はそのための組織づくりについて、一步前進をさせてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。このように、基本構想の目指すまちづくりを進めるべく八十年代に向かって突入をしていくわけでございますが、さて当市の財政環境ということになりますと、先ほどご指摘のありましたように、きわめて厳しい環境下にあるわけでございまして、基本計画についてご討議をいただきました際にお話を申し上げましたが、五カ年間の税収の伸びを平均九・三％というふうに見ておりますが、今日の経済情勢あるいは政治情勢で、率直に申しまして、この目標を達成してまいるにかなかなかむずかしい問題が山積をしておるのではないかというふうに考えておるのでございます。ちなみに、去る十一月中旬でございますが、ある新聞紙上で、五十三年度決算の分析、全国六百四十六都市の決算状況の比較が出されておりました。これを見ますと、実質収支比率でとってみると、四日市市はどれぐらいのところにあるかと申しますと、いい方から数えまして三百九十七番目でございます。それから、人口一人当たりの歳出額で見ますと、高い方から数えて二百五十五番目でございます。

ます。また、人口一人当たりの地方債の残高をとりますと、高い方から数えまして百六十九番目ということになります。さらに、法人市民税の伸び率では五百十七番目ということになっておるのでございます。したがって、四日市の財政力の基盤となっております経済力の伸びが、全国他の都市に比べて比較的低く、四日市の財政力というものが景気の変動にきわめて弱いということが明らかになっております。

そこで、本市の産業を一次産業から三次産業に至りますまで今日の実態を考えてみますと、第一次産業におきましては、お茶の生産販売額は年々着実に伸びておりますけれども、物価の騰貴等を考えますと、余り大きく期待をすることはできないかと思えます。その他の作物についてもしかりだというふうに考えておるのでございます。さらに、第三次産業におきましても、確かに商業販売額というものは年々伸びておりますが、物価の騰貴と差引きをいたしますと、むしろ近年、けさはどこ指摘のありました、大型店舗が隣接の市内、町内というものに進出をしまいたことによりまして、当市の商圏がだんだんに狭くなりつつあるという実態があるわけでございます。さらに第二次産業におきまして、特にこの地場産業であります万古業につきましては、年々この生産額、販売額は上昇しつつあるのをごいすけれども、最近の世界経済の影響を強く受けまして、輸出のシェアが、十年前あるいは十五年前の生産額の中に占める、あるいは販売額の中に占める輸出のシェアというものが減りつつあるという現状で、減った分が内需へ回ってきておるといふようなこともございます。あるいは、当市の工業生産額の大宗を占めております、約七〇%近くを占めております石油精製あるいは石油化学工業というものは、今日では国際経済の影響を強く受けておりますので、ある会社が非常に利益を計上したかと思うと、他の会社は逆にいままで利益があったのが逆転してマイナスになっていくというようなこともございますし、さらに施設全体が老朽化して、次第に活力が衰えつつあると、また活の方をとってみましても、港に出入りをいたします船舶の量というものが横ばいしないし若干下向きであるという今日の実態を踏まえてみますと、この大きな伸びは、このままの状態では推移をしまいたのでは余り期待ができない

んではないかと、将来に向かって甘い展望を託すことは無理があるように考えるのでございます。こうした実情下にあつて、財政運営上経常的経費の思い切った節減の実施、あるいは市民の方々に若干ご負担願う分についてご負担をいただくと思いたしても、それだけで大きくこの四日市の財政力の伸びの縮まり方を救済するというわけにはまいらないかと思えます。また、国に対して地方財源の拡充を求めべくいろんな機会を通じて努力をいたしておりますが、これもいま直ちに速効性が発揮できるというふうに思うのは、いささか冒険ではなからうかと思えます。さらに産業構造の多様化を図ってまいるといふことは、きわめて長期的な考え方で進まなければならぬ現実であろうかというふうに思いますので、そういった面を考えてみますと、なかなかこの八十年代というのは、このままで推移をするということは容易なことではないというふうに考えておるのでございます。もちろん、今日四日市の財政が急激に悪化をするということは、いろいろ手当てをしなから防いでまいらねばならないかと思ひまして、そういった努力は続けておるわけでございますが、やはり抜本的には、八十年代こそ当市として思い切った対策を立てまして、当市の市勢に活力を呼び戻していかねばならない時代ではなからうかと考えるのでございます。そのためには、港を持つという当市の有利性をフルに発揮をいたしまして、各方面に働きかけをしまいらねばならないかと考えておるのでございます。当市にあります資産の有効活用ももちろん図って、活性化に向かって努力をしまいるのが今日私どもに与えられた課題ではなからうかと、基本的には以上のような考え方を持っておるのでございます。

そこで、具体的に来年度予算構想ということでございますが、そういったようなことを踏まえながら、節約すべきものを節約して市民福祉あるいはこの教育、文化の設備の充実を図ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

四日市土山線をどう考えておるかということでございますが、これはもう三滝川の左岸道路を四日市土山線のバイパスとして考えざるを得ないということで、すでに県の方では調査費を組んでおるようでございますが、これをもう

一歩前進をさせてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

教育センター構想というお話が出ましたが、私は、教職員の資質の向上を図ってまいりたいことは今日の緊急の課題でもあろうかと思っておりますので、今日当市にございます教育研究所の中身の充実を当面は図ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

さらに、地域組織の体系づくりということでご指摘がありました。おっしゃるとおりだというふうに思います。けさほど保健の問題で若干それに触れたつもりでございますけれども、この保健の問題ばかりでなしに、福祉関係、その他の福祉事業の推進ということも地域組織との連携なくしては私はできないというふうに考えておりますので、そういう面での組織づくりについて努力をしてみたいと思います。

それから、この社会教育あるいは地域における教育の充実のために、役所のOBの方々あるいは教職員のOBの方々を活用、力を借りるつもりはないかというお話でございました。これは、社会教育指導員というような制度もございますので、先ほど来市民センターの充実ということに絡んで、若干そういうようなことを今後において具体化を図ってまいりたいというふうに考えておるのでございます。

その他、基金制度の充実、あるいは交通安全意識の啓蒙のための地域的な取組み、あるいは母子家庭の優先入居、公有地の有効活用等々具体的なご指摘がございまして、いずれもごもっともなことばかりでございますので、急激に一遍に全部を前進させると、一挙に前進をさせるというわけにはまいりませんが、集会所の建設でありますとか、あるいは学校開放の内容の充実でありますとか、そういったようなものも含めまして、遂次、当面は各施策の進展を図ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、最後に平山物産の問題についてご指摘がございました。この問題が今日まだ最終結論にまで関係者の間で一致を見ていないことは大変残念でございますけれども、すでにこの魚滓対策推進協議会というのは発足をいたしました。第一回の会合を開きました。その際に私は、この四日市が抱えている問題点を五点ばかり明確に指摘をしておきました。次回、来月でございますが、この協議会が開催をされるに当たりまして、各委員の方々に十分お考えをおきいただいて次回に臨んでいただきたいということ強く要請をいたしましたのでございます。この点につきましては、関係者の方々から余り異論が出なかったということだけ今日申し上げておきたいというふうに思うのでございます。それから、この議会の皆様方でご研究をいただいております公災害対策特別委員会で、新たな化製工場を立地する場所といたしまして、私は来年度前半で地域の方々のご同意をいただくように努力をいたしますということを申し上げましたのですが、一日も早くこの辺をはっきりさせよという強いご要請がございまして、年明けてからこの地域の方々に率直に働きかけをして、ご理解をいただくように努力をいたすことをお約束申し上げた次第でございます。

以上、落ちた点もあろうかと思っておりますが、余り長くなってもいけませんので、以上で私の答弁を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 ご答弁ありがとうございます。市長から余り長くなってもいかぬということで、私の方も余り長くなってはいかぬのかもしれませんが、二、三申し上げてみたいと思います。

全般の四日市の将来ということ考えた問題、あるいは来年度予算の問題につきましては、要点をかなり慎重にご答弁いただいたというふうに理解をいたしております。特に、四日市の新しい活力をどう求めるかという問題につきましては、慎重な言葉の中にその目指して見える、あるいは考えていらっしゃる方向を私なりに私の意図を解してご答弁いただいたと、こういう理解をさせていただきますと、こう思うわけでございます。確かにいまの時代を展望い

たしますときに、過去だけを振り返るといふことではいけないわけでございます。新しい時代の基本理念に乗って、私は新しい活力というものを探ってほしいと、こう申し上げたつもりでございますし、そのことが私は理解いただけたと、こう確信をいたすものでございます。

次に、行政の万般の問題ですが、この点については、余りお触れいただけませんでしたけれども、私は過去この四年なり五年いろいろと行政を見つめてまいりまして、一生懸命おやりをいただいておりますが、その一つ一つの中にも私は、連携とかあるいは機構上の問題とかいったものが感じられるわけでございますが、決して手ぬるいということも申し上げておるんでなくて、やはり時代に即した取組みというものをもう一度お考えいただきたいもんだと、声を大にしてそのことを申し上げるわけでございます。要は、そうした姿勢を持ちつつ新年度予算をどう形づくっていくのかがいま最も大事でございます。私の申し上げた点を踏まえて新年度予算の中身に注目を寄せたい、こういうふうに思うものでございます。

次に、平山物産問題ですが、かなりの部分について触れさせていただいたつもりでございますが、去る七日の状況をそれなりに伺ってまいりますと、市長は、先ほど関係者の間における異論はなかったというお話もございましたが、異論というよりもむしろ、いままでの経過を確認するという会議だったという位置づけを考えますと、異論は当然出ないのかもしれませんが、どうも四日市市が苦勞してきた経過、このことと、これから新しいシステムをつくってやっていこうというこの両者の間に、私はかなりのギャップがあるように承っております。いかようにも場所の問題を取り上げれば、すぐやはり四日市市に帰ってくると、そういった一つの、何ていいますか、推移が現実に存在しているわけでございます。前途多難を私なりに感じます。ただ、市長の来年早々から対策をとということについては、ぜひそうあってほしい、こういうふうに思います。それと同時に県の対応でございますが、私も幾度か県に出向しまして話し合いをいたしておりますが、どうも取組みに逃げが感じられてならないのでございます。先日の、この七日の会議

の席にも、今後平山物産の問題については、操業の内容を含め監視体制をとというふうに言われておりますが、いままでもこういった方向が打ち出されながらちっともやられてない、こういう問題もございまして、どうもその辺に場当たり的な感じを私は強く抱かざるを得ないのでございます。ただ、市長が四日市市としての五点の問題を指摘なさったことについては了解をいたしますし、ぜひそういうことが実現されることを期待しております。細かいことはもう抜きますけれども、要は、ここまで来た問題であります。少なくとも一日も早い解決に議会あるいは理事者の勇断を求めたいといえますか、議会の協力と理事者の勇断を求めたい、私なりにそう思うわけでございます。

大変長々申し上げましたが、とにかく私どもも与えられた立場で新年度を展望し、そして八十年代に向かってやっていく、そのためにも理事者の皆さんと手を携えてやっていきたい、こういうふうな気持ちを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大谷喜正君） 本日は、この程度にとどめ、あとの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時二十七分散会

昭和五十四年十二月十三日

四日市市議定会定例会會議録（第三号）

四日市市議會

○議事日程 第三号

昭和五十四年十二月十三日(木) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十四名)

川 川 金 大 大 小 宇 伊 伊 小 青
村 口 森 谷 島 川 田 藤 藤 井 山
幸 洋 喜 武 四 良 雅 信 道 峯
善 二 正 正 雄 郎 市 敏 一 夫 男

○出席議事説明者

助 助 市

役 役 長

坂 三 加

倉 輪 藤

哲 喜 寛

代

男 司 嗣

渡 山 山 山 山 山 森 水 松 前 堀 堀 古 福
 辺 本 中 路 口 口 野 島 川 内 市 田
 一 忠 信 安 幹 良 辰 弘 新 元 香
 彦 勝 一 剛 生 孝 吉 郎 一 男 士 衛 一 史

平 橋 野 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜
 野 本 呂 崎 川 田 村 口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸 野
 行 増 平 貞 平 正 信 基 三 光 正 長 寛 博 也
 信 蔵 和 芳 蔵 已 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等

収入役	平井清三
市長公室長	阿南輝彦
総務部長	斎藤久美
財政部長	伊藤藤治郎
市民部長	矢田三郎
福祉部長	岩山義弘
産業部長	谷沢文男
環境部長	川合一文郎
都市計画部長	美濃部博郎
建設部長	石井三夫
下水道部長	奥村仁人
病院事務長	薮田裕
消防長	渡辺靖三
教育長	山鹿静夫
次長	岡本林衛

○出席事務局職員

水道事業管理者	村山了
技術部長	黒川薫
代表監査委員	吉田耕吉
事務局長	佐々木晃精
議事課長	小坂靖
議事係長	板崎大之丞
主事	山本克彦
主事	金森伸夫

午前十時二分開議

○副議長（訓覇也男君）

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十六名であります。

本日の議事は、お手元に配布しました議事日程第三号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○副議長(訓覇也男君) 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

中村信夫君。

(中村信夫君登壇)

○中村信夫君 おはようございます。

昨日の質問の一部に重複もございましたし、いろいろご回答もいただいております。さらに、私たちの会派の金森議員の質問に対する答弁の中で、四日市市の将来展望、さらには市長からの政策に対する一部を聞かしていただき、ご理解を深めた中で質問させていただきます。多少細部の数項目にわたりますが、通告に従いましてよろしくお願ひ申し上げます。

地方の時代である八十年代に向けての、これまで産業優先の立場から行われてきました集権化また規格化された行政を、今後は地域の主体性、独自性を生かしてきめの細かい行政へと転換していかなければならないというもので、その気運は、特に地方において除々に盛り上がりつつございますのが現況でございます。地方自治制度の三十年を振り返って過去を、歴史を見たときに、わが国の経済が戦後復興を経て高度成長路線を直進し、四十八年以降エネルギー資源の節約、環境問題への対応から高度成長をも終止符が打たれ、経済の構造的な変革を伴う戦後最長の、また最大の不況に直面している昨今でございます。多くの企業が活力を失い、特に中小零細企業の多くは、倒産の危機に瀕している昨今でございます。都市も農村も失業と雇用不安にさらされ、学校を卒業して社会に出ようとする若者たちの就職の門もきわめて狭くなっております。こうした中で地方自治体は、直接住民の生活を守り、福祉の向上を図っていかなければならないのはいまさら言うまでもございません。地方の時代と言われる、それだけの仕事ができなければなりません。それがためには、それができる財政基盤が確立されなければなりません。昨日、市長から財政基盤の問題について、将来展望が述べられました。この昨今の緊迫した情勢の中で、市長としても非常に頭の痛いといっ

たところであろうと思えます。しかし、八十年代のスタートとして人間本来の頼いでございます自由と豊かさ、美しさと生きがいの願いを集約して、みずからの生活圏進歩発展を図るために、数項目にわたってお尋ねをしております。

一番目に、福祉に関係してでございます。特に高齢者の生きがいを願ってお尋ねいたします。円高による対外的な円の購買力は向上したにもかかわらず、国民の生活水準、福祉水準は、依然として先進国の中でも最低であり、老後の生活不安、病気による生活の圧迫、ウサギ小屋といまさら指摘されるまでなく住宅環境の劣悪さなどから、老後に希望が持てる社会をわれわれは願うものでございます。お年寄り、人間であるという立場から、すべての老人が社会への先駆者として敬愛され、重んぜられ、幸福な生活を営めるようにと思えます。特に寝たきり高齢者で老衰、諸病などによる方々を特別な病院または施設に収容して、完全看護のもとで療養できるように、また家庭の事情、都合により、家庭から離れられない方々については、巡回制度を設けて診療するなどいかがなものでございましょうか。また、高齢者への家族と近親が同一公営住宅に住めるようなケア住宅だとか、現在実施されているとは思いますが、高齢者の居室建設のための助成への今後の対策はいかがなものでしょうか。さらに、高齢者の雇用についてであります。高齢者を温かく受け入れてくれるような社会づくり、努力がほとんど皆無と聞いていいと思えます。多くの高齢者は、孤独感に陥るのが実情でございます。特に、私自身でさえもいままで要求してきましたのは、わずかばかりの医療費の補助だとか、年金とか、物的な面で考えてまいりましたが、一つの案として、地区の補導員などに高齢者を選任して生きがいを求めているかどうかというふうなことはいかがなものでございましょう。さらに、お年寄りに幼児と接触することによって、教育面からも高齢者の立場からも重要であると思ひ、幼稚園、保育所の近くに老人ホーム等を建設して子供たちとの接触、場合によっては触れ合い、世話係、そういうものはいかがなものでございましょうか。

二番目に、身障者対策でございますが、昨日のご回答にもございましたので、特に養護学校が、義務制が今年度か

らスタートいたしました。この身障者教育は、次第に充実されて、非常にわれわれとしては喜んでおりますが、まだまだ立ちおかれているというふうに思います。養護学校がこの北勢地域に一校でございます。この身障者の早期発見、またそれに対応した早期教育、訓練が必要にもかかわらず、その体制というものはまだまだ不十分であると、いまさら申し上げるまでもございません。特に、施設への入所を希望する者が、施設不足のために入れないというところは不公平であるというふうに思います。希望者全員が入所され、機能回復を目的とした治療、訓練を望むものでございます。特に、施設に収容されている方々と在宅地との間で使われている費用というものを単純計算いたしましたも、サービスの差は大きくあると思います。また、成人として十八歳以上になった場合に、いろいろと教育を受けていく中でこの不況のおおりに受けまして、多くの方々が今回の不況で退職を余儀なくされ、また転職をしております。一部の有識者、または企業あるいは行政の一部を含めて何とか福祉工場というものをこの北勢地区に設置することはできませんでしょうか。けさほどのニュースの中にも、知多市の実情をニュースで知らしておりました。やはり、他市がとっております、手をつなぐ親の会、精神薄弱者の育成会、そういうことごとく他市の実情を知って、今後の行政の方の参考としていただき、ご回答を賜りたいと思います。

三番目に、児童福祉でございますが、児童というものは、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障されるとの理念に基づいて、いまままで推進願っております。しかし、保育所については、その不足というか、公立、私立との差というか、地域によって非常に入所が困難であるように見受けられます。今年度は、どうも公立の方がたくさん競争増のようでございますが、いかなるものでございましょうか。核家族の進展に伴って、また女性の職場への進出などによって、保育に欠ける児童が増大し続けていると思います。保育所の整備も当然でございますが、保育の内容、保育時間の問題、乳児教育、保母の定数、保母の質的改善など、これからの方向性についてお考えがございましたらお答えをいただきたいと思っております。

次に、二番目の大きなタイトルでございます。公共設備の保守保安、民間委託についてお尋ねいたします。産業経済の発展に伴いまして、科学技術の発達は地域社会の構造に大きな変化をもたらしております。建築物の高層化、建築資材の多様化等で一般電気設備もまた複雑多岐なものとなってまいりました。電気は目に見えないもの、いま電気がついているからといって、これも安全な状態かどうかも判定はできません。人間にも寿命や病気があるように、設備にも耐用年数、劣化、器具の摩滅、使用機器の大きさによる取りかえ、交換等が必要でございます。一般電気工作物につきましては、電気事業法によりまして、保安の責任は事業家にあるとされていることは周知のとおりでございます。このため、電気を供給する電力会社の社会的責任として、二年に一回の調査が実施されております。特に、保安保守の重要性和社会的保安の確保が認識され、なお一層完璧ならしめるとともに、知識の向上を図るため、その対策について種々われわれとしても検討してまいりました。市の担当部局でもプロジェクトを設置され、あらゆる方向から検討されていると聞いております。最近の電気起因する設備事故、ごく最近でも原因は判明されてはいませんが、学校焼失ということが非常に多発しております。これらの災害というものは、直接人命にかかわるだけでなく、停電によって引き起こされます社会的影響、これが非常に大きく影響いたします。一般家庭はもちろんのこと、病院、浄水場、学校、公民館、さらに交通機関等々公共施設停電等伴うほか、二次的災害を起こすおそれがございます。また、市としても大切な資産、文化財、重要物を火災によって失う場合の責任についても、多くの課題がございます。参考に調べてまいりましたが、石川県、福井、富山などの方は、承認法人として早くからこの種の業務を実施しております。従来、とかく新しい仕事を作ることには熱心でございますが、その後の管理については、余り熱心でないように見受けられますが、この行政の姿勢についてもよくお考えいただき、この趣旨の方向性によって明確にお答えを賜りたいと思っております。

次に、三番目でございます。

豊かな人間性を育てるための教育について、私は特に今日の学校教育に大きな不安を抱いております。その一つは、教育費がかかるということです。父兄の負担が教育費は年々増加し、五十二年の調査時点で、幼稚園から大卒卒業まで子供一人にかかる教育費総額が、国立で五百万相当、私立で九百万円にも達していると言われます。昨今では、さらにそれが上積みされていると思います。もう一つは、受験のための教育を重視し、人間教育を忘れた今日の学校教育、人間性を疎外している厳しい受験競争、そして子供の信頼を失いつつある教師などではないかと思えます。私も、去る議会で幼稚園と保育所の一元化すべきでないかという質問を提言させていただきました。昨日宇治田議員からもこの点の提言がございました。同資格の先生から同様に教育が受けられるというふうには私には考えるものでございます。また、三歳、四歳、五歳児の完全就園化など、今後の検討課題ですが、お考えはいかがなものでございましょうか。

さらにつけ加えて、幼児教育のための母親教育でございますが、幼児教育は、家庭において母親と過ごす時間が特に多うございます。母親教育いかに将来の人間形成に大きな影響を与えることにかんがみ、しつけ、自制心の涵養を中心とする家庭教育における母親の重要性にかんがみ、まず第一に、母親に対してその幼児教育に対する研修の機会、第二に、学校教育の中において、母親のなすべき幼児教育についてどのようにお考えでございましょうか。はからずも最近、家庭教育研究協議会から答申がなされまして、子供の教育、まず親の教育が真剣にということでお出されております。この答申も踏まえた中でお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、学校教育において最も重要な課題は、たびたび指摘をいたしておりますが、教師に人を得ることでございます。教師は、教育理念及び人間成長の発展とともに深い理解、児童生徒に対する教育的愛情、教科内容に対する学識、さらに、それと教育効果として結実させる実践的な指導能力、高度の資質と総合的な能力が要求されてまいります。昨今の青少年の非行というものが目に余るようになり、将来の社会を任していく人材教育に不安を感じております。

教師の資質の向上、これからどのように進められてまいりますか、さらに、すぐれた人材を進んで教師に志望させるためにも給与水準、さらには処遇などについてはいかがなものでございましょう。

最後に、情報社会における教育としてご提言してまいりたいと思っております。現代は、まさに情報化時代でございます。言うまでもございません。その影響は、現代人にとって大きな影響を持ち、極言すれば、判断のすべてをマスコミにゆだねていることも少なくないと思います。今日、子供の文化の背景には、強いマスコミの影響がございます。テレビを通じて断片的に大人の世界を知り、世の中には多くの生き方のあるということを知らされ、子供の欲望は多様化してまいります。子供の流行語のほとんどがテレビの人気番組によっている。また、センサーショナルな使い捨て消費の美德をおおった感があった一部のマスコミの風潮が今日の時代到来となっております。それだけに、マスコミに課せられました教育的、文化的、社会的観点に欠けているというのでは断じてないが、やはりその経営が商業主義に依存するものであると思えます。教育性がややもすると後退するおそれがあることは、否めない事実でございます。このような点について、教育長としてどのように今後指導し、今後対処されていくか、お尋ねをしてみたいと思っております。

これで、第一回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（訓覇也男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 福祉の諸課題につきまして、お答え申し上げたいと思っております。

特に、その中で三点に分かれておりました、高齢者の生きがい総合対策につきまして、それから心身障害者の対策について及び児童福祉についてということでございますが、いずれにしましても、これまでの福祉施策につきまして、相当きめの細かな配慮のもとに積み上げがなされて努力されてきたというわけでございますが、今後さらに総合計画

の中で進めてまいらなきやならぬいろいろな問題点もあることは確かでございます。そうした場合に、やはり今後の福祉のあり方としまして、特に現在言われております在宅福祉の問題、これを中心に考えてまいりたいということでございますが、特にそうした場合に、家庭の努力あるいは地域との連帯、それから行政との連携、行政の具体的な努力というこの三者が一体になって初めて福祉は進められることとございますし、また進められるべきことだと考えております。

特に、高齢者の生きがい総合対策の問題でございますが、まず第一の医療の問題、特に完全看護の老人病院の設置というようなお話がございました。これについては、現在市内にも一カ所、老人専門の病院がございますが、こうしたものを公的な施設として設置したらどうかというお話でございましたが、現状としましては、相当無理があるんじゃないかろうかと、しかし、確かに老人が病院へ入院すると、そうした場合に付き添いがつかなくてはいけない、そういうことで家庭のご負担は相当多い場合もございますが、特に生活保護家庭の方々に対しては、必要やむを得ない場合、付き添い看護料の助成をしているというようなことがございますので、そうした面でひとつご了解いただきたいと思っております。それに関連する福祉の施設といたしまして、特別養護老人ホームがございます。これにつきましては、小山田特別養護老人ホーム、菟野聖十字の家、それぞれ百三十名、二十名の定員を確保してございまして、現在のところそうした要請に対しては、希望者の期待に沿えるということで考えております。

次に、巡回医療についてお話がございました。在宅の寝たきり老人の方々が、ほとんどが個々に何らかの治療を受けておられるという状態でございます。いわゆる主治医のような考え方がそこにはあると思うわけでございます。そうした場合に、断続的に他の医者が診療をするということは、非常に問題が出てきようかと思っております。市いたしましたし、むしろ介護される家庭の方々にこれら主治医の意見を聞きながら看護の方法、さらには看護に当たる方々の健康管理などを指導する、看護婦による訪問看護指導事業の範囲を広げていくのが適当ではなからうかと、現在

進めておりますが、今後ともそうした面についてのPRを進めてまいりたいと思っております。

次に、老人住宅のことでございますが、老人と同居している家庭に対しましては、現在老人の居室整備資金貸付けにより対処しております。実績としまして、五十三年度で五件、四百万円の貸付けをいたしました。公営住宅の老人向きの対策としましては、過去において特定目的住宅として二十七戸建設をいたしておりますけど、身障者の場合と異なりまして、特別な仕様も余り必要でないことから、一般住宅の中でできるだけ優先性を認めて対応してまいりたいと、そういうふうにご考えております。

次に、高齢者の雇用の問題でございますが、最近では高齢者の勤労意欲を満たすような仕事の場、あるいはこれは社会参加の場、生きがい就労の場と言えらると思っておりますが、そうした声も非常に大きくなりまして、市といたしまして、積極的にこれらの対策を検討いたしておりますし、そうした中で地域での役割を分担していただける分野も出てまいろうかと思っております。できるだけ早い機会に具体案をつくってまいりたいと、そういうふうにご考えております。

次に、幼児と高齢者の接触の機会をつくり出すということで、保育園等々についてのご意見がございました。現状としまして、施設の設置、配置の転換によって対応するということは困難であろうと思っておりますし、また現実には保護者の立場から問題があるいは意見があるうかと思っております。現状といたしましては、施設の行事あるいは地域行事の中で多くの接触の機会をおつくりいただくように考えておりました。現に日永あるいは八郷地区では、その試みも成功されておるようでございます。

続きまして、身障者の問題でございますが、心身障害者の福祉施策につきましては、ご指摘のように、今後充実に一層の努力が払われなければならないと考えております。

心身障害者のうちの児童に対してでございますが、養護学校の義務制の実施とともに、西日野福祉センターの一環

として養護学校、精神薄弱児の通園施設、心身障害児通園事業施設も整備されまして、また各地の收容施設においても、定員に欠員を生ずる状態になっておるといのが現状でございます。こうした施設、それに保育園における障害児保育室あるいは特殊学級等々も含めまして、早期治療に対する教育、福祉の両面ともです。一応の施設体系は整ったものと考えておるわけでございます。今後の問題といたしましては、その指導の内容の充実及び指導者の育成、そういう問題が非常に大きな問題だろうと思っております。そうした児童に比しまして、成人問題につきましては、施設面におきましても、量的にも対象者の要請からかけ離れて不足をおるのが現状でございます。県下の收容施設におきましても、すべて定員がいっぱいであるというのが現実でございます。市といたしまして、保護者の、通所授産施設への要請、そのもとに共栄作業所が現在西日野で機能しておりますが、三十名の定員いっぱい措置がなされておりました、今後学校の卒業者等々を考えますと、絶えず入所待ちの状況が続くのではなからうかということでは、予想しておるわけでございますが、学校を卒業した障害者が生きがいを持って毎日が送れるように、こうした状態を改善するということが福祉工場の設置をというご指摘だったと思っておりますが、社会参加の仲介施設といたしまして、小規模授産所を保護者の協力を得て設置いたしました。共栄作業所で訓練の成果が認められるものにつきましては、共栄作業所がセンター的な機能を持ちまして、相携えて福祉の場を広げていく、そうしたことが非常に具体的な方策だと私たちは考えておりました、この点につきましては、保護者の団体とも話し合いを進めながら努力しておるわけでございます。現に、野田町の三浜紙器株式会社の中に同社の協力のもとに小規模授産所が去る七月から開設されまして、七名の作業員が参加し、共栄作業所の指導のもとに試行が進んでおるのが現状でございます。

次に、児童の福祉の問題でございますが、母親の就労機会の増加等々によりまして、保育所に対する要請が非常に高いことにつきましてご指摘のとおりでございますが、現在市内には公立が二十九園、私立が十四園が機能しております。本年度、公私各一園が整備されますと、来年は定員五千五百四十人ということになります。就学前の

児童数約二万五千五百人でございますから、これと比較しますと約二〇％という、これまでの保育、要するに要保育措置目標ですか、これはもうすでに突破しておるといのが現状でございます。しかしながら、ご指摘ありましたように、団地造成等によって地域差が生じ、保育所入所に難易があるというのも事実でございますので、地域間及び児童数の変化に対応しました入所機会均等が図れるよう努力を続けたいということで考えておるわけでございます。また、去る十一月十六日現在、五十五年度の入所希望者の締め切り時点で、定員に満たない保育所がございました。それが確かに公立に多くなっておりますが、これにつきましては、現実には幼児数の減少傾向、これが非常に大きく影響していると思っております。しかし、年度中途におきましては、入所者が定員に達することだとわれわれは考えておるわけでございます。

次に、保育内容についてでございますが、保育指針に基づきまして、職員研修を重ねながら保育の充実に努めておりますし、また保育時間の延長及び低年齢化に対しましては、実情に沿った対応を考えながら、幼児にとって真に好ましい保育を目指して進んでまいりたいと、そういうふうにご考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（訓覇也男君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 公共施設の保守保安、民間委託の方向性ということについてお答えをいたします。

契約電力が五十キロワット以上の家用の電気工作物の保守管理につきましては、電気事業法で定められておりまして、それぞれの施設に電気技術の主任者を配置し、または保安協会等に保守管理を委託するなどの措置を現状では講じております。ご質問にございました、五十キロワット未満の一般用の電気工作物の保守管理につきましては、ご指摘のように、必ずしも十分とはいえない面もございます。現在、四日市の施設を全部ひっくるめまして考えてまいりますと、二百七十一施設でございます。大変多うございますが、たとえば出張所あるいは学校、幼稚園、保育園、作

業所、事業所というふうな調子です、非常にポンプ場等も含めまして、大変多くの施設がございます。その中には、それぞれの契約の電力が種類によって違っておりますが、いずれにしても、先ほども指摘ございましたように、電気事業者の、いわゆる供給者側の責任において調査をいたしており、ご指摘を受けて修繕等を実施しておるといふようなこともございます。いずれにいたしましても、保安責任の問題は事業主にあるといふふうには法律の方でも定められておりますので、多数の市民なり関係者が出入りをいたします公共施設でありますだけに、少なくとも電気設備に起因をいたしますような不慮の災害のないように、今後順次施設の点検、調査を行うように配慮をしまいたいといふふうに考えております。ただ、この場合の調査、点検管理の体制といたしましては、直接市の職員等で保安点検をし、管理をしていくという方法もございますが、もう一つは、法律にも定められておりますような専門業者に委託をしていくという方法もございます。業務の委託についてのプロジェクト等でも検討を重ねておるわけでございますが、今後順次建築物の構造等を十分配慮しながら、法で定めた工業組合などへの委託についても順次考慮をしまいたいといふふうな考え方でおりますので、ご了承を賜っておきたいと思っております。

○副議長（訓覇也男君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 学校教育におきます重要な課題につきまして、ご質疑をいただいたわけでございますが、豊かな人間性をはぐくむ教育という点は、まことにそのとおりでございます。教育はひっきょう人間教育でございます。教育委員会といたしましては、学校教育指導方針は、豊かな人間性を持った、たくましい子供の育成ということを基本といたしております。

幼稚園の就園についてお尋ねがございましたので、それにつきましては、昨年五月一日の数字によりますと、公立の幼稚園、私立の幼稚園、公立の保育所、私立の保育所を含めると、五歳児の就園率は九九％でございます。四

歳児は八〇・七％でございます。三歳児は三四・一％でございます。義務教育ではございませんので、ご家庭の事情等もあるわけでございますが、いわゆる幼児教育に対するご父兄の方の理解が非常に高まってまいりまして、このような数字になっておるかと思っております。幼児教育が生涯教育のうちで非常に重要なことは言うまでもないことでございますので、委員会といたしましては、幼稚園の先生に対する研修に来年度は特に重点を置きたいと、そういう考えを持っております。

次に、母親教育でございますが、最近の社会の傾向でございます核家族化、あるいは家族の価値観の多様化、あるいは親の指導力の低下等の諸問題がございまして、元来家庭で養育、訓育に当たるべきことがなされてない面が相当あるように思うわけでございます。特に、この父親教育というのも重要でございます。何といいたしても、父親はときどき遅く帰宅することもございます。したがって、そういう面からいいますと、父親教育と同時に最も大切なことは、子供と接する時間が一番長い母親が、母親として努むべき子供の教育と、これがなされる必要があるわけでございます。昨日も申し上げましたとおり、従来から行われております、市民センターあるいは公民館におきます家庭教育学級あるいは乳幼児学級を継続、充実していくとともに、PTA連絡協議会に委託いたしました家庭教育講座の中で、母親に対する教育の充実を期していきたいと考えておるわけでございます。また、先般答申をいただきましたので、家庭教育研究協議会の趣旨に沿って母親の、特にこれは婚前教育も含めまして母親教育の振興に一層の努力をいたしていきたいと、そう考えております。

それから、先生方の資質の向上の点でございますが、給与のあるいは処遇の点はどうかというお尋ねでございますが、これは昭和四十九年に教員の待遇を改善いたしましたして、教育界にすぐれた人材を確保するというのを目的といたしまして、いわゆる人材確保法が成立をいたしました。以来、本年の四月までに三次にわたる給与の改善がなされてきました、先生方の処遇は相当よくなったように私は判断をいたしております。大まかに申し上げますと、その給与

水準というのは、人材確保法以前は都道府県の課長補佐級と係長級との中間ぐらいが給与水準であったかと思いますが、それが本年の四月では、都道府県の部長、次長級と課長級との中間ぐらいに大体位置をしているということになります。

それから、資質の向上につきましては、一つは、言うまでもなく教員の指導力の向上というのが教育の成果に全くつながる問題でございますので、従来から先生方のいわゆる専門的な知識、技能の充実ににつきましては、努力をしてきたところでございまして、今後も校内におきます教職員の研修あるいは教育研究所主催の教職員研修を充実いたしました、この面につきましては、最大の努力をいたしたいと考えております。と同時に、先生自身が豊かな人間性を持った、りっぱな人柄であってほしいと、こう思いますもので、これにつきましては、非常にむずかしい問題も一面あるうかと思うんですが、新採教員の研修のときに常々私もこの問題につきましては、専門的な知識、技能以外に気をつけるようにということを再三申しておるわけでございます。何といたしても、最後は、先生方がやる気を起こすこと、やる気をさらに増長されることが根幹でございますので、校長を中心とした各学校、園ごとのモラルの向上には、今後力点を置きたいと、そういうふうに考えております。

それから、現代の情報化時代における教育はどうかというご質問でございますが、ご存じのとおり、いわゆる現代は、情報がはらんいたしております、テレビあるいは雑誌等、子供からいいますと、悪い影響を受ける面がずいぶんございます。性的な刺激あるいは残虐性、粗暴性、それを取り扱ったテレビ番組あるいは雑誌等もたくさんあるわけでございます。これをいかに取捨選択して判断するかということにつきましては、児童生徒はまだ未熟でございますので、一つは家庭において、家庭教育においてこの面をひとつ取り上げると、さらに学校教育においてこれを取り上げると、この両面から対処しなければならぬと考えております。それで、先ほど言いました、PTAに委託いたしました家庭教育講座等で、この問題を家庭がひとつ、特に母親が中心となってこれを指導すると、こういう面の

働きかけをいまもいたしてございますが、今後もいたしていきたいと考えております。同時に、学校教育の中では道徳の時間、それから学級指導の時間がございますので、この時間を利用して、さらに来年度から教育課程が変わりますので、普通の授業が若干減少いたします。来年度は小学校からでございますが、この空き時間を利用して、こういった面の指導を強化していきたいと、そういうふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（訓覇也男君）

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 ご答弁ありがとうございます。私たちが何と申しましたが、いまいろんなことにおいて不安を持っておりますのが教育、福祉、さらには住宅問題等老後でございます。そういうことにおいて、いまいろいろ教育長からいただきましたけれども、まだまだ私の質問に対してのご答弁になっていないように思いましたが、やはりいろいろと今後ともこの答申に基づいて、りっぱなこれからの四日市の市民としての教育、四日市市を育てていただく子供たちの教育のために真剣に取り組んでいただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

また、福祉の面につきましても、やはり四日市市が非常に財政硬直化の中で後退するといっても、福祉の後退だけは許されません。やはり、福祉の後退ということは、われわれは歯どめをかけてまいりたいと思っておりますので、今後ともいろんなものについてやってまいりたいと思っておりますが、特に四日市市にやはり福祉工場というものは当然おつくりを願いたい、私たちも努力をしてまいりたいというふうに思います。

それと、電気設備に対する保守委託でございますが、やはり電気事業法に基づきまして、電気を供給する者が二年に一回の目視点検をやっておるだけでございます。ただ、今まで私たちがいままで知った範囲内によりますと、その指摘をされた後半年たっても、一年たっても修理されていないという現況がございまして、ですから、今回は、そういう専門家に任せて、指摘があったら、本当に大きな災害を生み出す原因でございますから、速やかに修理を願いたい、

専門家にお任せを願いたいということでございますので、いま総務部長のご答弁、考慮を願ったということで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（訓覇也男君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十三分休憩

午前十一時六分再開

○副議長（訓覇也男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 順序に従いまして、質問させていただきます。

緑化対策について、この問題については、再三にわたりご質問申し上げている課題ではございますが、最近豪州の各都市を歴訪する機会を得ましたので、この問題について感ずるところがございましたので、若干ご提言申し上げて、多少なりともお役に立てば幸いに存じます。

申すまでもなく、自然との触れ合いは、人間の心を豊かにするとともに落ちついた居住環境を自然の中にはぐくみ、私どもの人生に潤いを与えてくれます。しかしながら、このごろの私どもの街の周辺は、それとはうらはらに大きな異変が起こっております。それは、年々松の紅葉がそれからそれへと拡大をし、緑の天敵マツクイムシの猛威にさらされていることでございます。この調子でいくと、松の絶滅もほど遠くないと考えられますが、私はこの光景を見るにつけ、いかにも行政の無能さと人間力量の限界を見せつけられたような感じがして、情けなく感じます。また、それと同じようなことに、公園、街路の維持管理、路上の清掃の不始末が目につきます。しかしながら、私は、その原

因が決してその衝に当たる人の責任でなく、むしろ市民の公德心の欠如と行政制度そのものに問題はありはしまいか、この点深く掘り下げ、反省する必要があるのではないかと考えます。以下、緑化対策について、二、三申し述べてみたいと思います。

緑化計画を進める中で一番大事なことは維持管理であると存じますが、しかしながら、従来ともすれば理解されず、むしろ軽視され、ないがしろにされたことはまことに残念であります。したがいまして、そういった措置の積み重ねが、実の伴わない緑化計画に終わっているのではなからうかと思っております。国の事情は違いますが、シドニー市では、公園の維持管理費が年間十億を下らないと聞いております。次に、維持管理に次いで大事なことは、市民参加ということです。緑を育てるには膨大な労働力と経費が必要ですが、そういったことも市民参加によって容易に可能にすることはできます。先ほど申し上げた、公德心の高揚もまたきわめて大事なことの一つですが、この際市民の協力を得るための手だても積極的に進められてはいかかかと存じます。最近、花いっぱい運動が公園緑地課において計画されているかに聞いておりますが、大変結構なことだと存じます。計画倒れにならないよう、また市民の協力を得るよう努めていただきたいと思えます。

次に、従来の反省を踏まえて原点に戻り、緑化計画について見直しを図る必要があるのではなからうかと存じます。それは、まず第一に、機能を高めるための近代化、合理化を図らなければなりません。比較的人手を要する事業であります。まず機械化をして効率を上げるよう見直しをするともに、また計画の中に、西洋の造園技術のすぐれた部分を導入し、維持管理を軸とした造園計画も一つの前進ではなからうかと存じます。

次に大事なことは、植樹には実のなる木を植えて、野鳥や小動物が生息できるための配慮が必要かと存じます。年々減少しております野鳥、小動物を昔に戻すことも忘れてはならない大事なことで、松の木の絶えた後にそういった植樹が行われたらどうか、いまから研究をしていただきたいと思います。また、再生利用として、処理場から出るケ

ーキの活用を図ることも花の栽培にきわめて効果があるのではなからうかと存じ、ご一考を煩わしいと思います。

最後に、緑化計画が決して目先のものでなく、百年、二百年を見越したりっぱなもので、次の世代に引き継ぐだけのりっぱな、調和のとれた計画であってほしいと希望する次第でございます。豪州では、大樹の下には必ず若芽が配してあり、次の世代へのための深慮のほどに感銘をいたした次第です。緑は、市民にとってかけがえのないものであり、この際官民一致して緑化推進に努力をいたさうではありませんか。この点、理事者の基本的態度並びに実のあるご所見をお伺いしたいと思います。

次に、過密化地域の居住基盤整備について、この問題につきましては、議会において、また市政懇話会において再三提起されながら、いろんな理由のもとにその対応がまだ示されず、地域住民として不満をかこっておる問題でございます。ここまで私が申し上げれば、四郷のことだなどお察しがつくとおり、あわせて橋北の一部を指すものでございしますが、ご承知のとおり、過密がもたらす連鎖的な環境悪化が問題視されるもので、現状は、今日の新しい都市形態から見れば見難されたかっこうで、基礎的な生活環境基盤が失われていると申し上げても過言ではございません。過去は、集落として一時的に栄えたかもしれませんが、今日のような、生活様式が一変した今日、残された構築物に手もつけないといった方が本音で、廢墟に等しいものであります。住みよい都市の建設が本市の基本構想にとうたわれているとおり、また定住構想を国の施策として打ち出されておる今日でもありますれば、この問題を避けて通る行政のあり方は、決してほめたものではないと思えますが、いかがなものでございましょう。特に四郷地区は、戦時中海軍燃料廠を造成するため大半の土地を取り上げられ、南部丘陵地域はいまでもその国の管理するところとなっております、その一部は、ご承知のとおり、県下一のベッドタウンとして笹川団地がございしますが、皮肉にも近代的完備された住宅地域であり、旧村落とは明暗半ばする、きわめて複雑な四郷地域でもあります。因果的には戦争のための犠牲者であり、また母屋がすたれて新屋が栄えている顕著な例でもございます。本市といたしましては、常時浸水地域問

題がほぼ解消を見た今日、次の施策の重点は、立ちおくれた生活環境の立て直しにあると考えます。シビルミニマムを持ち出すわけではございませんが、防災面で、また衛生面できわめて憂慮される地域でもあるうかと存じ上げます。格差是正が言われております今日、行政の公正な執行を地域の住民は待ち設けるものでございます。この点について、ご所見をお伺いしたいと思います。

次は、国際親善について、国際親善の旗印のもとに、このごろは全国的に世界各国との都市提携が頻繁に行われ、それぞれに華やかな、むつまじい交流が深められておりますことは、まことに意義のあるものとして喜ばしく感じます。特に本市におきましては、過日、市長を団長とする中国視察団が訪中をして、日中友好の実を示され、また天津との都市提携について話し合われ、実現に大きく前進したかのように聞き及んでおりますが、まことに私どもとして心の温まる事柄として受けとめております。また、他方においては、四日市の一番街とシドニーとの商店街提携がこられた過日、シドニーにおいて調印をされるというように、本年は、都市提携について積極的に官民一致して取り組み、そのもたらした成果は、国際親善の上から高く評価されるものと思えます。およそ国際親善とは、お互いの人間関係を通じ、善意の輪を広げるものでありますことは申すまでもなく、文化、経済を中心とした互恵の精神、さらに相互理解に根差したものであることは当然のことながら、それと同時に、人種を超越した人道上の問題につながる崇高な人間愛の結実であり、世界平和をあわせてその意義は大きなものがあると思われまします。私どもは、都市提携に当たっての心構えとして、常によき先人であり、よき隣人であり、よき友人であるような謙虚な気持ちで接することが礼であり、いやしくも一時的な儀礼行事としてないしは真意のない一片の社交辞令では相手方に傷をつけ、糾弾のそしりは免れないものと存じます。私どもは、相手都市の長所を十分に市政面に導入を図るとともに、風俗、習慣を通じ市民生活の向上に役立たせることができますれば、大きな意義があろうかと存じます。聞くところによりますと、最近、神奈川県がシドニーに所在するニューサウスウェルズ州との間に、また愛知県がビクトリア州との間に提携の

交渉が行われ、着々準備中と聞き及んでおりますが、それと並んで四日市市としては、聞き捨てにならないことを耳にしております。それは、横浜市の港管理組合の議員が、過日大挙してシドニー港の親善訪問をされ、横浜開港百二十年の記念行事として、シドニー港との提携を港湾当局に申し込んだとのございます。それが事実とすれば、本市との親善ないしは港湾提携に今後大きな影響を与えることは必至であり、早急に対処されることが必要ではないかと考えられます。また、中国との定期航路の開設についても、その実現を待たれるものでありますが、したがって、一日も早い実現を図るには、現在の四日市港の貿易実績をさらに積み重ね、指定港としての内容充実を図る一方、中国と常にたゆまない交渉を進めるべきと存じます。ところで、本市は、すでにロングビーチと姉妹提携を、またシドニー港との間に港湾提携を結んでおりますが、さらに他都市との提携を含め、この際官民一体の積極的な親善外交を展開する必要があると存じますが、市長にこれについての基本的姿勢ないしはご所見についてお伺いいたします。

次いで、保安上の問題点について、この問題点につきましては、昨日山路議員から厳しく問われたものでございますが、重複の点がございしますが、私は角度を変えて質問させていただきたいと思っております。

すでにご承知かと存じますが、十二月七日の新聞紙上で報道された、津の子供会水死事故の判決について、各方面に大きな反響を呼んだことは改めて申すまでもありませんが、本市におきましても、他山の石として早急にその問題点についてご研究をいただき、安全対策を打ち立てていただくことが目下の急務と考えます。今回の判決の特異性として、善意無償の奉仕活動といえど、過失責任は免れないという、いわゆる善意否定、責任の問い直しが争点とされ、これによって考えられることは、今後地域の奉仕活動及び福祉の後退は、この判決によってやむを得ないものと考えられ、とりわけ子供会活動を地域社会の連帯の軸にしようと努力されております地域奉仕活動の方々には大きな衝撃とならぬはずはございません。それを裏づけるかのように、新聞にある人の談話としてこんなことが書いてありました。

「この種の事故を個人の責任にしていいものでしょうか。社会全体の責任としてとらえるべきではなからうか、被害者の親も納得し、周到な準備をしたその上で起きた事故の責任をとられたのでは、これではボランティア活動に支障が起きたら、すべて子供にとって不幸です」と感想が載せられてありました。そのとおりだと思います。事故責任の所在が個人か団体か、それとも自治体か国か、それが今後判決を中心に大きく揺れ動くのではないかと考えます。本市にとっても、ここまで来たボランティア活動が、福祉が後退しては大変でございます。またそれでは、子供や老人、いわゆる社会的弱者が不幸になります。この際、この種事故の責任の所在を明確にするため、法的な面より、また道義上の問題を含めてご研究をいただき、一日も早く奉仕活動の方々にご安心をいただき、精神的な動揺をなくすることが、これこそ行政の責任ではなからうかと存じます。もちろん、事故を発生させないための安全対策についてもあわせて十分考えていただく必要があると思っております。

また、それとは別に、本市にありましては、子供を対象とした桜のアスレチックを初め多数の集合する、市民ホールのような市民のつながりのある多くの公共施設に目を向けたとき、これまた万一事故の場合の責任の所在、安全対策について考えられているかどうか心配されるのであります。今日の趨勢として、被害者意識を強く持たれる人が多くなつてまいりました今日、なおさらのことであります。理事者においては、十分な体制をとられていると存じますが、常に関係者の安全教育、理論、技術についての研修会、事故補償体制の確立、監視体制の強化等々、万 one のために平素の訓練と体制づくりが必要かと考えられます。理事者の基本的な態度並びにご所見についてお伺いいたします。第一回目の質問を終わらさせていただきます。

○副議長（訓覇也男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） 二点の問題につきまして、担当部長としてお答えをいたします。

まず、緑化対策でございますが、非常に、大変われわれに対していいお話を伺ったと思ひまして、お礼を申し上げます。お話を申し上げます。

お話がありましたように、緑豊かな町づくりということが、私どもの現在の非常に基本的な理念でございます。自然の景観や展望というものを活用した公園づくり、そういうものを総合的に進めていきたい、その中で市民生活を潤いを持たし、また生きがいを持たせるといのが公園緑地課の努めでございます。その中で、それと相反するようにマツクイムシが非常にたくさん発生いたしました。それを伐採しております。そのことは、また一つの効果も出ておりますが、反面切った後の植樹と、補植ということが問題になっております。私どももそのことにつきましては、産業部等とも十分協議いたしました。木の種類を変えまして補植はいたしております。すでに私どもが行いましたのは、これ、公園内でございます。倒伏したマツクイムシが四十八本、それに対しまして補植いたしましたのが約三万本になっております。当然補植いたしますと、若い木でございますので、小さい木でございますので、当然本数多くなりますが、このような実績の中で進めております。これからもそのように取り扱っていききたいと思っております。特に南部丘陵公園につきましては、ご承知のように、国有地でございますので、いろいろの手續を得ながらこれを行っていききたいと思っております。

また、維持管理等の問題で、いろいろのお考えを導入してということなのですが、私どもが現在管理を行っておりますのは、中央緑地公園とあるいは霞緑地公園または諏訪公園のように、近隣公園的な主として大きい地域的な公園につきましては、市の直営工事あるいは専門業者の導入ということをもって行っておるのが主体でございます。しかし、全体といたしまして、たくさんの方々の児童公園なりまたいろいろの公園が建設されておりますが、これらにつきましては、ややもいたしますと手が行き届いていないという感がありまして、皆様からもいろいろのご指摘を受けたり、あるいはまた問題を提起されておりますのも事実でございます。私どもは、直営ということを中心によ

ておりますが、最近におきましては、各種の団体あるいは自治会の方々、婦人会の方々あるいはロータリークラブの方々等たくさんの方が自発的に街路の清掃なり、児童公園等の清掃にご参加をいただいております。まことにわれわれといたしましてはありがたいことでございます。この場をお借りいたしまして、お礼かたがた感謝を申し上げます。また、お礼かたがた感謝を申し上げます。このようにして、このこれからの公園の維持管理をどういうふうにしていくかということがいま公園緑地課の一つの課題になっております。この問題につきましては、予算とか人員とかいうことをかけ離れた別の問題として私どもは取り組むべきことであって、その中でまた予算なり、人員というものが出てくるかもわかりませんが、いずれにいたしましても、基本的なわれわれの考え方というものを整理する必要がある時期に來たと考えておりますので、今後ともいろいろのご意見も賜りまして、前進をしていききたいと思っております。

それから、花いっぱい運動でございますが、私の方で最近計画いたしておりますのは、市民全部の方々はこの花いっぱい運動にご参加していただくことによりまして、木に対する愛着なり、町に対する愛情あるいは木に対する認識というものを深めていただきたいという趣旨でございます。それから、近々各出張所あるいは自治会の方にお願ひいたしました、実践をしていきたいと思っております。またその節につきましては、議員方にもいろいろと奉仕を賜りたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。その時期につきましては、一月に入りましたらなるべく早い機会に実施していきたいと考えております。この運動につきましては、今後一年限りではなくて、春秋の緑化週間にあわせてまして永続的に続けていきたいと、そして町を緑豊かなものにしていききたいという考え方でございます。

この際にご報告申し上げますが、その他の公園づくりとか町の緑化につきましても、多くの企業や団体の方々からも大変ご協力いただき、ご寄付をいただいている実情でございます。その方々に対しましてお礼申し上げますとともに、皆様にもご報告を申し上げておきたいと思っております。

なお、この過密地域の問題でございますが、これも全くご指摘のとおりでございます。この問題につきましては、過去の議会におきましても、また今議会の山路議員の場合におきましても、いろいろとご指摘がございました。私もこの街づくりの中では、個々の問題として取り上げることなく、やはり市街地というものを全体的にとらまえ、あるいは都市のあり方というものをとらまえながら物事を計画していく必要があると思っております。たとえて具体的に申し上げますと、道路をつくるというと同時に、その中の公園なりあるいは下水道整備、いろいろの公共施設も含めてバランスのとれた街づくりということを取り組む必要があると思えます。そういう問題を今後は、都市計画が一つの中心になって私は進めていくのが都市計画課の本来の任務だというふうに考えておりますので、こういう点につきましては、今後皆様方のご指導等仰ぎながら前進していきたいと考えております。

また、ご指摘の地域でございますが、これはお話にありましたように、新時代感覚の非常にあふれております新しい住宅団地と、また一方、古い歴史のある街が対照的に見られる、四日市におきましても非常に珍しい地域でございますが、私はこの街につきまして、一つの考え方でございますけれども、この歴史ある古い市街地というのは、またそれなりに一つの風情があると思っております。街づくりの中で古いものと新しいものとをどうして調和させていくかということもまた一つの課題だというふうに考えております。だんだんと古いものが壊されまして、新しいものになっていく、これも非常に結構なことではありますが、それだけに一抹のさびしさもあります。したがって、こういうふうな古い歴史のある、風情ある街の改造という問題につきましては、環境問題の改善を考えながらも、その街自体の特色というものを十分生かした都市づくりということを進める必要があると思っておりますので、この古いものと新しいものの調和ということを考えながら、このご指摘の地域につきましては、今後の課題として十分慎重に検討していきたいというふうに考えております。

なお一つ、申し忘れましたが、緑化計画の見直しの必要性の中で、具体的に西欧の導入の方法なり、実のなる木を植えて、野鳥、小動物を楽しませたらどうかというふうなお話でございます。非常にいい発想でございます。私どもは、テレビ等で西欧の状況を見たり、本で見る程度であります。非常に西欧の方々はこの公園づくり、街づくりがどうも上手なような気がいたしてなりません。私どももその点に、いいところは学び、また日本は日本的な風情も持つ必要もありますので、いろいろの面を考えて今後勉強を続けていきたいと思えますし、特に後段の野鳥、小動物というものが、自然をさらに一層に生き生きとさせるというものにもなっておりますので、そのことも考えながらこれからの緑化計画は、ただ単に木や花を植えるということではなく、総合的に検討を続けていきたいと考えておりますので、いろいろとご意見を賜りながら、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

○副議長（訓覇也男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 国際親善についてお答えをいたします。

現在四日市は、アメリカのロングビーチ市と都市提携をいたしておりますが、ちょうどロングビーチ市の人口約三十五万ぐらいでございます。また大きな港を持っておりまして、石油の産地でもあると、そういったことから、両市の性格が似ているということで、お互いの親善交流を深めながら市民同士の心のつながり合いを深めていくこと、こういうことで提携をしたらかなりな年限がたっております。今度新たに中国との友好条約の締結を契機といたしまして、中国のどっかの都市と友好都市提携を結んで、相互の国民の理解を深めながら相互の福祉の向上に寄与することができればということをお願いして、中国天津市との提携をお願いいたしておりますが、この都市提携という問題についての中国側の考え方は、いま日本と中国との間に大変多くの提携の申し込みがあるということから、それと現在中国が進めております四つの近代化というものと絡みをどう考えるかというのを総括しなければならぬという時期に当たっているのです、いましばらく協定そのものについては待ってほしいという申し入れがあ

りますが、天津市との、天津市革命委員会との話し合いの中では、都市提携が結べるか結べないかということは一つのポイントではあるとしても、相互の交流をもっともっと深めようじゃないかという申し合わせをいたしております。その後天津市の方からは、私のもとへ手紙が参っておりまして、この経済的な交流も深めたいという意思があまりのようでございますので、今後そういった面について私どもも努力をしてみたいと思っておりますし、さらに過日、中国大使館の参事官が四日市へご視察においでになられました。わずかな時間ではあったのですが、いろいろとお話し合いをいたしまして、最終的にはこの天津市との友好都市提携について、大使館としても努力をいたそうということをお話し合いました。雑談の中での話でございますが、国が違ってもあるいは国籍が違っても人情には変わりはありませんという話が、雑談の中ではあったが、取り交せたことは、大変私も心強く思った次第でございます。

さらに、この一番街の方々がことしの初めに、オーストラリアのシドニー港と四日市港が提携をしておるが、市民同士の交流というものが非常に少ないではないだろうか、一番街がどうかシドニー市の商店街と提携をすることはどうだろうかという申し入れをことしの初めに私は受けたわけでございます。それを受けて、それは大変結構なことだと思ふということで、早速オーストラリア大使にその旨をご連絡いたしました。大使館の方で大変な努力をいたされました、シドニー市の商店街にはこういう商店街があるぞということで、幾つかの商店街を挙げられまして、大使館の方から連絡をとってみるということで、連絡をとっていただいた。その結果、セクターポイントという商店街が提携をしたいという意思があるということがわかってまいりまして、一番街の方々がオーストラリアへ行かれました、その場で提携が結ばれたのでございます。提携して一体何をするんだということは、オーストラリア大使もそういうこと、どういふことをするんだという疑問を持っておみえになられました。私どもは、市民の交流をまず深めるといふことが一つ、それからオーストラリアの物産を四日市市でみんなに買ってもらったら、オーストラリアとしてはひとつお

互いの交流が深められていいのではないだろうか、こういう提案をしたんですが、当時大使が私に言っておりますことは、ただそういう物品の販売ということだけでなしに、もう少しオーストラリアと日本との間にある資源の交流の問題を四日市市で考えたらどうかというお話がございました。まことにこれもまた提案でございます。四日市市にはオーストラリアから羊毛が入っております。最近の羊毛の傾向は、わずかつではございますが、五十二年、五十二年、五十四年と、少しづつ対前年度比の取扱量がダウンをしてきております。それでも四日市市に入ります羊毛の輸入量というのは、日本全国の中で約六〇%を占めておるといふ大きな比重を持っておりますので、オーストラリア大使の方でもこの点については大変な関心をお持ちのようでございます。そういった羊毛の問題ももちろんですが、もっとほかの資源も日本は四日市へ入れたらどうかという申し出を受けておりまして、たとえば石炭であるとか、LNGであるとかいったようなものがとれるようでございます。もともとこの国際親善ということは、お互いの交流を深めながら人類の相互理解を求めて、そして相互の福祉の向上を期していくところにあるうかと思っております。私も言葉が余りできませんし、余りというか、全くできない、特に中国の方々は日本語以外には話ができませんので、大変お互いの交流を深めるのになかなかむずかしいと思っておりますが、言葉はわからなくても、動作あるいはお互いの心の底にあるもの、真心さえあれば通じるわけでございます。こないだ来られました、話余談になりますが、ロングビーチ市の代表の方々が、お別れをするときには涙を流しておられました。私は、ここに国際親善の意義があるんだなあというふうに思ったのでございますが、そういう心の交流だけでなしに、やはり物の交流ということもきわめて大切な問題でありますので、当然に考えなければならぬことではなからうかというふうに思っております。オーストラリアのみならず、カナダ等との提携あるいは資源の交流ということは、今後考えてまいらねばならないかと思っております。そういった意味での四日市港の整備ということは非常に大切なことでありますし、四日市市に活力を生み出してくる一つのゆえんではなからうかと、かように考えております。来年に入りますと、このオーストラリアの一番街と

の提携に基づいた、一番街でのオーストラリアフェアということをいま計画をされておるようでございますので、市も管理組合もこれに協力をしたらいかがかというふうにご考えておるのでございます。

横浜が開港百二十周年を記念いたしましたして、このシドニー港との提携を申し入れておるといふことでございますが、私の聞いておりますところでは、シドニー港の方では、四日市港との提携もあるようで、日本の国内でよく調整をしてくれというような回答があったというふうに聞いております。よその港がシドニー港と提携をするということについて、私どもはちゃちゃを入れるというわけにはまいりませんが、われわれの方は、毎年管理組合から使節団も派遣をされておられることでございますし、羊毛がメインポートになっておるといふ、ファーストポートになっておるといふことでもございますので、そう簡単に四日市から横浜へ乗りかえるということにはならないと思っております。それよりも、われわれとしては真心をもってオーストラリアとのおつきあいを進めながら、さらに物の交流もこれにつけ加えてまいればよろしいかというふうにご考えておる次第でございます。

天津との提携はそんなことでございますけれども、四日市港の中国貿易というのは、本年一月から九月までの状況を見ますと、輸入が三十九億ばかり、輸出が約四十九億ということでございます。対前年度比にいたしますと、一八七・九兆と大きく飛躍をいたしております。残念ながら、まだ中国船の四日市への定期的な入港ということが行われておりませんので、主としてこれは、日本船によります中国との提携でございますので、今後は中国船が四日市港へ入ってもらうということについて努力をいたしてまいりたいというふうにご考えておる次第でございます。四日市の地場産業であります万古陶磁器業界におきましても、広州交易会に参加をされまして、さらに来年の二月であったかど記憶をいたしておりますが、陶芸作家協会が中国へ渡って、中国の陶芸品の勉強にいくということになっておりまして、私もこの使節団について、いろいろと便宜を計らいながらコメントも、メッセージをお渡しをして、勉強をしてきていただくこと、かように考えておる次第でございます。

非常に取りとめのないことを申し上げましたが、要は、真心を持って諸外国とのおつき合いを進めていく、これを進めることによって、四日市市の市民の方々の福祉の向上に寄与をいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

○副議長（訓覇也男君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 四番目の事項についてお答えいたします。

津の子供会の判決は、ご存じのとおり、ボランティアの方に対する刑事責任が問われた判決でございます。こういった方々が引率された場合に事故が起こった、その事故につきまして、刑事責任が問われることの可否、あるいはいやあだれに刑事責任があるのかというふうな問題につきましては、新聞によりますと、今後裁判が続くようでございますので、今後の上級裁判所の審理の動向を見守っていききたいと、そう考えております。

それから私は、何よりも肝心なことは、この判決によりましてボランティアの方が精神的な動揺をされなことが肝心なことだと実は考えるわけでございます。したがって、適当な機会に関係者の方に寄っていただきまして、といひますのは、子供会の判決ではございましたけれども、青少年の野外活動というのは、PTAの方が引率される場合もございます。その他青少年関係団体がほかにございますので、適当な機会に関係者の方に寄っていただきまして、一つは保険制度への加入の問題もございます。もう一つは、安全指導の意味からの研修もございますので、そういう会議を持ちまして、こういう事故が起こらないようにできるだけの措置を講じていくということで、この非常に有意義なボランティア活動が消極的にならないように配慮をしていきたいと、そう考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（訓覇也男君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 公共施設の関係の保安上の問題についてお答えをいたしたいと思います。

多数の市民が使用をいたしておりますあるいはまた利用をしておる学校、社会教育施設、福祉施設あるいは地区市民センター、市民ホール、病院等々いろいろな公共施設があるわけでございますが、その保守管理等については、担当部局でそれぞれ配慮をいたしてまいっております。特に危険防止、安全対策につきましては、これらの施設の建設の段階で建築基準法だとかあるいは消防法だとか、いろんな厳しい規制もございまして、それに適合した設備を設置するように決められておるわけでございますが、年々法改正もございまして、厳しくなっておりますというのが実態でございます。以前からございました施設につきましても、必要最小限度の設備改善を行っておりますというのが実態でございますが、ご指摘のように、万一これらの公共施設の中で人命にかかわるような事故が発生をいたしましたような場合には、当然管理上の責任というものを問われることになるというのが最近の事例でございますが、したがって、私どもといたしましては、先ほどご指摘のございましたアスレチックなんかにつきましては、当然保険制度等を利用しておるわけでございますが、まず施設面等での安全対策、さらに安全教育等を実施してまいりたいというところで、特に設計段階でのチェックだとかあるいは竣工検査時のチェックを厳格にするだとかあるいは安全管理上の改善、点検を行っていく、あるいは日常の管理を徹底するというような考え方で、公共施設におきます不測の事態のないように安全教育研修を強化してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（訓覇也男君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 ありがとうございます。私の質問の中身が理事者に十分ご理解いただいたものと考えまして、何も申し上げることはございません。ただ、一般質問の中に、議会が開かれるたびに同じ質問が出てまいることが多々ございまして、それは理事者が十分にその問題に対して対応していないか、また都合によって実行できない場合は、質問者に納得のいく説明がなされているかどうか、そういうことだと思えます。どうか議会内だけの対応だけやなしに、質問者の真意をおくみ取りいただきまして、二度と同じ課題の質問が出ないように、理事者の一層のご努力をお願いいたします。質問を終わらしていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（訓覇也男君） 山中忠一君。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 ただいま私どもの会派の後藤長六君が質問をさしていただいたんですが、後藤長六君の当地区は、四日市の西日野というところでございますが、四郷という前旧地区についての、私は後藤長六君の過密地域の住居の基盤の整備という話が出たんだと、恐らくこれは当地でも相当の不安の声が出て、行政の指導は足らぬのやないかというところも出ておりますが、先ほど都市計画部長の説明を聞き、まず親切のある説明で、考えていただいてくれるんだなあということは察知はしたんですが、こういう市の行政の考え方が私は甘いと、都市計画部長を悪く言うんじゃないんですけれども、これじゃやっぱり対応ができぬと、世の中は一日一日と移り変わっておりますと、天災というものいつ来るかわからぬと、いま東海地区では大きな地震があると、市長を初めコンビナートへ行ってその消火の練習をしてみたり、市役所で防火対策ということで訓練をやらせられると、こないだも、まだここ十日ばかりですが、消防隊が来てやっておりましたが、そういうような折に考えておると、将来はやらなきゃならぬだということに、私は打つ手があると思うんです。そんなににわかにあの四郷地区の西日野を七メートル道路を通しなさいって、十メートル道路を通しなさいって、できっこはないんです。できっこないから考えなきゃならぬということです。私は、もしもいま東海地震があすにもあの日野地区で火災でも起こったとしたらどうするんだと、ここ一月ばかり最近、私の同業者の製

綿業でございますが、小さい工場の火事を出した。ここではもうとてもこういう危険なことは日野地区ではできぬだといふので、新しい土地を求めて、人さんに迷惑のからぬようにといふことでございましたが、しかし、四郷地区ではなかなか地域、区域の割り方が細かいので、たまたま自分が希望しるところには、ここは住居地域といふので、そういう工場は立たぬじゃないかといふことで、大変市の方でもご心配を煩わして一時許可というようなことで済んでおります。それぐらい地区住民も認識はしておるんです。ここに平井清三さんもうちの収入役として名乗ってってもらいますが、まずそういう天災でも来られたら平井清三さんも一番先に私は被害をこうむられるんじゃないだろうか、あすにも市役所へ出てくる顔を見られるだろうかといふことを感じます。それぐらい危険だと思いません。そこで私は考えていただいてやりたいと、街の整備ということはむずかしいと、いかにこれを、このまますを防火していくかといふことが大変肝心じゃないんですか、四郷地区でも東日野からあの山の中腹にでも一本八王子の裏までつけてあって、それに水道管を引くと、いまの笹川の水ではどうい私はもう間に合わないと思います。四メートルも五メートルも水位が下がって川底と、私もしばらくの間消防ポンプを預かって燃料廠におりましたが、たまたま石原産業の防火に行つて、四メートル以上のところへ給水管を、私は何にも知らぬので、エンジンを吹かしたくつた。ガツンガツンといふとまって、大変私は責任を問われてしからぬのがございますが、恐らくそういう結果になるだろう、長時間やったら。そういうようなことでございますので、特にどうい指導をするかと、まず、たとえやはり一朝事のあつたときにはどこへ避難をするんだと、防火設備はどこへ持っていくんだといふようなことを先に私は行政指導で四郷地区民に与えるべきだと、そういうようなことがないときにただ考えておりますでは、私は考えてさえおればやはり助ける道があると、最小限度に私は災害を防げるだろうと思ひますので、そういうのんきな考え方はひとつやめてもらつて、できることからよう市長が言われますが、できることがあるんだから、できるところからそういうひとつ指導をしていただきたいと、特に一つお願いしたい。まあ別に返事ももらわぬとして

○副議長（訓覇也男君） 暫時、休憩いたします。

午後零時四分休憩

よろしい、考えていただいて即時これを実行に移してもらえるものから移すといふ約束をひとつしていただければ結構でございます。特にお願いしておきたいのは、消防長にも、あれで防火体制がいいのかといふことも再検討していただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時二分再開

橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 地震対策についてお伺いたします。

先般の九月議会におきまして、多くの議員よりの防災体制についての質問、理事者の答弁された事柄はできる限り避け、第一次災害時における人命尊重という問題点に重きを置くとともに、今般国が中央防災会議の地震防災基本計画作成専門委員会で作案をつくり直しておりますこれらについて、逐次質問を申し上げます。

まず、強化地域と四日市市について、東海地震が目前に近づき、警戒宣言が発令されたときの地震防災基本計画は、東海地震の前兆現象がキャッチされ、市長の名で警戒宣言が発令された場合の応急対策の基本的事項を対象とするものであり、国の基本方針としては、人命の尊重を最優先とし、続いて社会的、経済的影響が大きいものから逐次実施するとし、正確な地震予知情報の周知、関係機関の連携、地域住民との一体的対応を図ることを目的としております。また、警戒宣言の内容が、数時間から一兩日に大規模な地震が発生するおそれがあるとなる見込みのため警戒宣言が

発令される時間帯において地震予知情報の伝達の経路や方法、応急対策の実施要綱の確保、食糧や医薬品、応急復旧資材の確保、避難対策、緊急輸送対策をきめ細かく決めておくとしております。この中で、警戒宣言が発令されたとき避難の対象となるのは、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域に限られ、一般住民は、原則として逃げないとの方針が出されたほか、陸海運輸機関及び電話等流通機関、その他電気、ガス、水道等各分野にわたりきめ細かく検討され、また学校、幼稚園、社会福祉施設などは、生徒、入所者の保護方法と保護者への引き継ぎを決めておくことが義務づけられたのであります。四日市は、政府当局の発表した強化地域には入っておりませんが、このことは、四日市市が地震のおそれないと保証されるものでも決してないのであります。このことを理由として、四日市においても前記のようにすべきと考えますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

次は、地震対策の心構えについて、地震の心得は何よりもまず火災に対する心得が大事のように考えられがちですが、しかし、火災というものは地震に伴われて起こる第二次災害なのであり、その対策を重視する余り、地震そのものから受ける災害が軽視されているように思われてなりません。言うまでもなくそれは、建築物の崩壊による圧死、あるいはそれによりけがを受けた人をどうするかということであり、できれば逃げ道を考えておくことが大事なことではないでしょうか。誤解のないように申し上げますが、地震が起きたらすぐ逃げ出せというのでもなく、また大揺れの間はじっとしておれ、外に出れば必ず何か落ちてくるということでもありません。つまり、地震対策には一刻たりとも油断をしないよう、常日ごろより心構えて万全を期すべきことが必要であるということであり、先ほど申し上げましたように、津波及びがけ地崩壊地域以外の一般住民は、原則として逃げない方針と定められましたが、それにはむしろ必要以上の混乱を防ぐことに重点が置かれたがためと思われ、しかし、これも二通りあると思います。突然ぐらっと来たときと、警戒宣言が発令された場合には、考えが異なると思えます。つまり、残念ながら私が見ますところ、警戒宣言発令の体制は、まだまだ完全なものとは言えません。警戒宣言が間に合わない形勢も多分

にあるような気がしてなりません。最悪の場合、つまりぐらっと来た場合、あなたの家庭を守るのはあなた以外になるのであり、またあたりまえのことながら、ほとんどの住民が異なる地形と異なる家屋に住んでいるがため、みずから避難方法も違ってまいります。ただ単に画一的方法論に終始するのではなく、たとえば地質の強弱、道路の幅員、空地までの距離等、また建物も鉄骨づくりか木質か及び地震に弱いと言われているブロックベいの有無等参考資料を与え、家族会議あるいは常日ごろより話し合いをすることにより、ぐらっと来たら屋外に逃げるべきか否か等々突発的な最悪事態に冷静に対処できるよう、それぞれの家庭に合った方法を考えておくよう指導し、一人でも多くの人命を救ってほしいのであります。いかがでしょうか、お伺いをいたします。

また、警戒宣言が発令された場合は、ちゅうちょすることなく危険と思われた家族は、市の指定の避難場所等々に避難すべきだと思いますが、これには市も慎重に避難場所を決定しておくべきか、それとも一般住民は原則として逃げない方針との国の指導との関連において、どのように考えられるでしょうか、お尋ねいたします。

次は、公平な人命尊重について、三十数年前、すなわち昭和十九年の東海地震当時、私は国外にいましたので見ておりませんが、終戦後復員してまいりました内容でございます。私の町内で二戸が崩壊し、そのうち一戸では子供三人下敷きとなりました。その子供三人を助け出したのは、近くの旅館に泊まっていた海軍の兵隊であり、同じ町内の人も手伝ったのですが、子供を助け出すのにかわらぬ下にひいた垂木、天井板、地棟、柱、二階の畳、板等々取り除くのに道具もなく、苦勞したそうです。そのときもし火災が発生しておれば、時間的に見て三人ともに焼け死んでいただであらうと言われております。それでも消防士、警察、消防団、警防団も一人も来なかったそうです。後日、何ゆえに早急な救助ができなかったのかと尋ねましたところ、東洋紡績において地震でへの近くに逃げた従業員がそのブロックベいが倒れて多くの死傷者が出たので、そこへ行っていただであらうと言われました。市も先般地震防災訓練を大々的に実施され、それはそれなりの成果をおさめられ、私も理事者の皆さんのご苦勞に対し、感謝の意

を表するものであります。しかし私は、この部分的な市の防災訓練を目にして、果たしてこの程度のものでよいのかはなほ疑問に感じるのであります。私は、常日ごろ地震に対し非常に関心を持っており、大地震は起こり得ると、その危険性が叫ばれている今日、最悪の場合市消防は一体どうするのか、いままでの訓練でよいのかと本当に心配でならず、このことが絶えず頭から離れないのであります。つまり、現実を起こった三十数年以前の東海地震の災害よりももう少し大きな災害が起こり得る可能性は大きいのでございます。これを想定した場合、たとえば北消防署管内で富田地区において数戸、富洲原も数戸、大矢知、八郷、羽津等各地区でも数戸の家の崩壊により、各地ともその二、三戸の家族が下敷きとなり、しかもそのうち一、二カ所より火災が発生し、第三コンビナートよりも火の手が上がったと仮定した場合、このようなとき北消防署はどうすべきか。中、南消防署も同じような状況であり、助けを求められず、家の下敷きになった家族を救うのは一体どうするのか、三十数年前のように、被害の大きい個所に集中してしまい、各個人の家において生命の危険にさらされている者も同じように一刻も早く救い出すことが大事ではなからうか、いや、それが先決であろうと思うのであります。市長及び教育長によく考えておいていただかないと、これらの最優先であるべき人命問題が取り残されるおそれが多分にありますので、市長及び消防長の考え方についてお尋ねをするとともに、教育長にも、先ほど申し上げました問題点を含め、つい最近文部省は、幼稚園や小中学校などの児童生徒の保護は通学方法、交通機関の状況を考え、それぞれの事態に合うように具体的な県市町村の強化計画の中で定めよと言われましたが、どのようなお考えを持ち、いかように指導しておられるのか、また福祉部長には、同問題の観点から、社会福祉施設などの入所者の方法について、あわせてお伺いをいたします。

次は、非常食の備蓄について、大地震が起きたとき、一番重要なのが水であります。四日市市は東海地区の中でも恵まれたる水源地を市の北の端から南の端まで数多く持っており、すべての水源が機能を果たさなくなることは考えられず、水源地については誇りを持っております。次に大切なのが食糧で、急場しのぎに欠かせないのが非常食で

あります。東海三県の自治体の手持ちはどうか、各県三、四市を拾ってみますと、まず愛知県より申し上げます。名古屋市は大き過ぎて別といたしまして、人口三十万前後の市及び特に人口の少ない市の状況を説明申し上げます。人口三十万余りの豊橋市、乾パン六千七百三十食、米飯かん詰め三千七百三十二食、人口二十四万余りの春日井市、乾パン一万食、米飯かん詰め五千食、人口二十五万余りの岡崎市、乾パン一万八千食、人口の最も少ない、四万二千余りの岩倉市、乾パン二千八百食、米飯かん詰め一千食、次に岐阜県でございますが、人口四十万余りの岐阜市、乾パン三万食、人口の最も少ない、七万三千余りの多治見市、米飯かん詰め三千四百四十食、次に三重県でございます。人口十四万余りの津市、乾パン三万五千食、米飯かん詰め一万八千食、人口八万五千余りの桑名市、乾パン千八百食、人口十五万余りの鈴鹿市、米飯かん詰め千五百二十食、人口二十五万余りの四日市市、乾パン一千七百五十食、以上九月十日現在の東海三県の主だった市の非常食の備蓄量でございます。財政難というところの事情もありますが、他市と見比べどのように感じられておられますか、お伺いをいたします。また、非常食というと、すぐに乾パンとの発想がありますが、乾パンは旧軍隊のように、食べる訓練を受けた場合は役に立つと思えますが、食べたことのない人、特に子供などは食べられないでしょう。いまの非常食は、日ごろから食べられるもので、しかもワンランク上質なのがいいと私は考えております。当市も台風及び集中豪雨等の被害の折、被害家族に乾パンを配ったりあるいは夜通し警備している市職員に配給したりしておりますが、その折見聞きしておりますと、本当に喜んで食べることができたのか疑問に思いました。しかし、永久保存ができない悩みもあり、また予算面でもやむを得ないこととは思いますが、いまだ一度見直すべき時期に来ていると思えますが、いかがでしょうか。

次は、消防団についてお伺いたします。大地震が起きれば、先ほども申し上げましたように、市の消防はコンビナートあるいは商店街等被害の大きいと思われる個所に出動されることは明白であります。そうしますと、あちらこちらの建物の崩壊による人命救助あるいは火災の発生による被害を最小限度に食いとめるのは、地区消防団の活躍に

担うところが大きいのではなからうかと思っております。市内二十七地区のうち二十二地区は消防団をつくり、火

災及び台風、豪雨時等の水害の節も地区民を守るためいち早く出勤してくれるのが消防団であります。このように、いまこそ消防団を必要とするとき、市の中心で人家の最も密接である共同、同和、中央、港、浜田の以上五地区には、なぜ消防団が結成されていないのでしょうか。また、五地区とも中消防署管内でありますので、中消防署では地区消防団の必要性はないのでしょうか。この五地区に対して火災及び地震等非常時には、他地区と違った計画があるのかどうか、この三点についてお伺いをいたします。また、必要とするならば、早急に地域の皆さんにお願いをして、できる地区から消防団を結成する考えはありませんか。

なお、笹川、三重、あかつき、その他の団地については、いかようなる考えを持っておられるのかお伺いをいたします。

最後に、北勢沿岸流域下水道について、北勢沿岸流域下水道の浄化センターの建設が川越町亀崎の造成地のために、川越町亀崎区民総会で同センター建設に同意しないことを決めたと聞いておりますが、このことは当市、特に北部地区にとりましては、重大なる関心を払わざるを得ないのであります。したがって、その内容について詳しくご説明を下水道部長にお願いをいたしまして、第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 本年八月に、大規模地震対策特別措置法によります防災対策強化地域六県百七十市町村の指定がございまして、三重県の沿岸部は候補には挙がっておったのでございますが、指定からは除外されたのでございます。これは、四日市地域が地震から安全だということを意味するものではございませんが、昨年五月に発表されました県の地震被害想定調査報告書によりますと、東海沖地震に関する限り木造建物の倒壊といった観点から見ますと、

地域の被害程度は、ごくわずかにとどまるというような予測がされておりますが、当市の場合臨海部の砂質地盤の液化化現象が心配をされておるところでございます。この見地からいたしまして、市の防災対策につきましては、当面大地震に備えまして、市民、関係防災機関の協力のもとに二次災害を極力軽減をすべく自主防災組織づくりを臨海部の住宅密集地区を重点に進めておることはご承知のとおりでございます。このほか地震の発生に備えまして、避難所の総点検、防災無線の整備拡充を図りますとともに、耐震性防火水槽の設置、市民防災手帳の各戸配布、ブロック建築等に対する指導強化あるいはコンビナート、ガス供給事業所に対する保安点検、安全指導の強化等を推進をいたしております。市の防災対策の一層の充実を期してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。地震がありました場合に、同時に何力所かで被害が起きるわけでございますので、この点が最も憂慮されるわけでございます。特に家屋の倒壊あるいは道路の陥没等が障害になるということが想定されますので、防災機関が目的の地までに到達するのがある程度の空間が生じるであろうということはあらかじめ推測ができるところでございます。この空間地帯におきまして、倒壊家屋からの人命救助あるいは発生をいたします火災の消火、これを適切に実施をすることが大変重要なことでございますが、そのためにはどうしてもその地域の市民の方々のご協力を得なければならぬというふうに考えておるのでございます。もちろん、先ほど指摘のありました中央部におきましては、消防団がないわけでございますけれども、消防団のある地域では、できるだけそういった団の方々のご活躍にもご期待を申し上げなければなりませんし、それから私どもが本部をつくっておりますが、たとえば同時にコンビナート火災があったからといって、そちらに集中的に人員配置をするというようなことを考えるのでなしに、やっぱりこの人命尊重という意味からいきますと、各地域へこの防災の駆けつけた人々を割り当てるといふ方法を講じてまいりたいというふうに考えておるのでございます。さらに、五十三年度からは百トンの耐震防火水槽の建設にあわせて、周辺地域の皆様による自主防災隊の結成を進めておりまして、すでに浜田地区ではこの防災隊が結成をされております。防災

隊としては、日常の訓練に励んでおられるほか、さらに近く五隊が結成をされる運びになっておりまして、今後ともこれを進めてまいりまして、一人一人の連帯に基づいた初期の防災体制というものを確立してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。もとより消防といたしましても、これら地震災害の特性を十分に承知をいたしておりますので、有事に即応できるよう平素から消防職員の訓練あるいは消防団員の方々の非常参集訓練等たび重なる実施を行いまして、消防力の事前の分散配備計画を確立をしたりあるいは道路障害の排除と、そして迅速な救助救出活動に資するために、工作車その他の材料の増強、配備の計画を進めまして、全力を挙げて適正かつ人命尊重を最優先とした活動を行うよう体制整備に努めてまいり所存でございます。

以上、私からこの地震ということについて、考えておりますことをお答え申し上げました。落ちておりますところは、それぞれ防災関係の担当の方からお答えを申し上げたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） ただいまのご質問の中に、地震に対します心構えということについてご指摘がございました。そのことに触れさせていただきます。

市民に対します地震防災意識の啓発の問題につきましては、先般から申し上げておりますように、市民防災手帳の各戸配布あるいは防災地図の作成、その他総合訓練などをいたしまして、これまでに対策を講じてまいっておるわけでございますが、大変おくれておりましたが、やっと近く配布することができまして、わが家の防災手帳というものを大体でき上がってまいりまして、近く配布をいたす予定にいたしております。その中にはまず、先ほどご指摘がございましたように、まずぐらっと来たらどうするかあるいはいわゆる地震予知情報が出た場合の措置はどうするかあるいは日ごろの自分とこの、わが家の地震対策はどうするかというような項目に、大見出しに分けまして、火の始末

だとかあるいはまず出口を確保するとか、いろんな項目につきまして、それぞれ注意を喚起いたしております。特に昭和十九年の事例も踏まえてご指摘がございましたが、やはり各家庭でまずみんなで話し合っていたら、それから家族間の連絡方法を考える、あるいは避難場所を一遍考えておく、それから子供の身元確認書をどうするかというようなことまでも注意の中に実は入れております。もちろん消火あるいは落下物の対策あるいは建築物と地質の関係、それらについてもご準備をいただくような考え方を含めまして、この手帳の中に記載をいたしております。そのほかに、いままでの中ではどうしても地震が出たということになりますと、これは調査で出たようでございますけれども、まず自分の家庭との連絡、まず家の方へ向けて走ってというのが一般的に出されておる事例でございます。それだけに、確かに家庭への走るということも大事かも知れませんが、その場におきます対策ということもそれぞれお考えをいただかなければならないであろうと、いわゆる人命尊重あるいはその地域ぐるみあるいは職場ぐるみということもお考えをいただくべき問題であろうというようにすることも含めまして、地震等災害が発生をいたしました場合には、被害を最小限度に食いとめるのにはやはり市民の皆さん方の冷静沈着な行動が最も大事な問題になってくようというふうにご考えられますので、今後各家庭、職場、地域ぐるみでこのことについて話し合っていたら、いろいろな考え方の機運を醸成してまいりたいというふうにご考えております。

簡単でございますが、心構え等につきましてのお答えをいたしたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） ただいまの質問の三項について、私からお答えをさせていただきます。

第三番目の公平な人命尊重についてでございます。地震発生の場合、ただいまご指摘がございましたように、まず第一に尊重されなければならないものは人命であるということ、まことにごもっともなことでございます。私どもも

そのように考えております。しかし、地震という異状な事態のもとでそれがふだん考えておるようには実行できるのかどうかということにつきましては、はなはだ自信がございません。先ほどご経験なされたような事態もないあるいは絶無を期するということも申し上げにくいような状態になるのではなからうかと、このように考えております。そこで、こういった場合にそれじゃどうすればいいんだということでございますが、私どもとして現在考えておりますことは、市民の皆さん方一人一人がいついかなるところで地震に遭われても自分の置かれた状態に適切に対応していただける、まず第一に、その場に合った身の安全を図っていただく。よく例示として私ども座談会、指導会等で申し上げておりますが、こういう部屋の中におった場合に机の下へもぐる、強い家具のそばに身を寄せるといようなことを申し上げておりますが、まず身を守っていただくということでもあります。次に、素早く火の始末をしていただく、ここらのところが、先ほど指摘ございました、地震対策即火災対策じゃないかというような疑問を生ずるゆえんかと思っております。いささか脱線いたしますが、過去の地震の実例をちょっと見てみますと、関東大震災におきまして、地震の直接被害による倒壊家屋等によって圧死された方というのは約二千だそうなんです。金銭に見積もって物的被害が当時の金で一億、それに対しまして、第二次災害でありますところの火災によって亡くなった方が十五万、物的被害が五十億、そういった経験を踏まえて火を出してもらわないようにという指導、啓蒙活動というものは、強く行っておりますし、実施していただきたい、かように期待しております。次に、自分が、自分の家が安全なれば、被害を受けなかったら、壊れてしまったらもうまく逃げ出したら、先ほど実例を挙げられましたような事態に力を貸していただきたい。自分が安全なれば、自分の家が安全であれば、隣の家を助けてやってほしい、自分の家が手をつけられぬような状態なら、まだ手つけて何とかなるというような人に力を貸してやってもらいたい、こういうようなことをお願いいたしました、交通も途絶いたしました、通信も途絶するであります、そういった事態のもとで、とりあえず市民の皆さん方が一人一人対応していただく、こういうことを考えてお願いしております。

次に、もう一つ市民の皆さん方にそれぞれの地域に自分たちの地域は自分たちで守るといような意味合いで、自主防災組織の結成をお願いいたしております。幸いにして非常に積極的な協力が得られまして、昨年は三地区、本年は五地区、来年度の出初め式には全部参加していただけるようであります。百トン水槽を中心にいたしました三十人の自主防災隊、可搬式動力ポンプ等を備えていただいて、その他火災防衛、救助等に必要な機材も整備していただいております、さらに月一回の訓練も励行しておっていただく、またこれからつくられるものについてはしていきたい、かように思っております。

次に、伝統的に古い歴史を持っております消防団の方々の特性を生かして、十分にご活動をお願いできるように、消防団の訓練等におきましても、地震の場合を想定してそれぞれの区域で十分に働いていただけるようにいたしております。

最後に、私ども常備の体制でございますが、第一次地震発生時に備えての訓練の徹底、計画の樹立、装備の充実等を図っておりますが、万一地震の場合に皆さん方にご迷惑をかけては申しわけないということで、市内に散在いたしますところの危険物等の予防査察にも十分に配慮をいたしておるということでございます。常備消防の体制につきましては、判定会議が招集された段階で自主的に全部職場に集まる、いわゆる非常招集の形をとります、警戒宣言ではございません。判定会議が招集されたということを聞けば、直ちにそれぞれの職場につくように、こういうふうな措置も、訓練も数回行ってあります。

そのようにして、ただいまご指摘のありました人命の尊重について、万全の配慮をしていきたい、かように考えておりますので、よろしくご了承をいただきたいと思います。

ちょっと最後に、事があったときに消防はコンピナートに集中してしまったり、常日ごろ言っておることは、地震対策と言えばコンピナートのことを言っておるじゃないかというふうなお話ございましたが、コンピナートにつき

ましては、ふだん毎日コンピナートの安全対策に心を砕いて、いろんな施策を推進いたしております。さらに防災体制についても、相当以上の体制をとってもらっております。こういう場合にコンピナートとしては、一応一時的に自主的に対処していただけるとこれまで持っていた。さらに理想を申し上げますならば、たとえ地震が発生したとしても、コンピナートからは問題が起きないっていうようなことを目標として努力をさせてもらっております。最後に、これを一つつけ加えさせていただきたいと思っております。

次に、第五番目の消防団の関係でございます。従来消防団は、地域防災の中核といたしまして大変重要な役割を担われまして、その責任をりっぱに果たしておられます。地震を想定いたしました場合、最も頼りになる、最も力強い組織ではなかるうかと、このように考えております。そこで、この消防団のない地域があるが、どうするかという第一点のご質問でございます。

ご指摘のように、市の中心部、共同、同和、中央については、現在のところございません。昭和二十六年まで中央分団という名称のもとにあったのでございますが、二十六年に消滅したと、さらに浜田、港につきましても、港分団という名のもとにありましたが、昭和四十二年になくなっております。伝え聞くところによりますと、財政的な問題、人員的な問題等々が原因であったようでございます。これについて、要らぬのか、どうするんだということでございますが、必要性は十分に感じ、あらゆる機会をとらえまして、何とか再現できないものかという努力をいたしておりますが、まだ実っていないという実情でございます。これの対策といたしまして、現在、先ほど申し上げました、自主防災組織を結成していただく過程で、消防団のないところについては、重点的でないということ前提として結成を考えていくということで、いま申し上げた地域の中に、八カ所のうち四カ所がこの分団が抜けておるところに設置いたします。そうして現在のところ補いながら、その中から団結成ができる機運の醸成をしていきたいと、かように思っております。

次に、団地の消防団の関係はどうなんだということでございますが、団地もそれぞれ旧の地域があるわけでございます。具体的に例を申し上げますと、笹川団地でございますが、四郷の地域でございます。坂部団地につきましては、三重の地域でございます。それぞれに分団がございます。それぞれの分団が新しい団地については対処しておるという現状でございますが、必ずしも旧地域と同じようにうまくいっておるという状態ではございません。大きく変わったということ、いままだなじみのない人たちの交流が始まっておるということ、しかし、これは私どもも消防団の方も十分に意を用いながら、旧地域同様うまくやっていくように持っていきたい、かように考えて努力をいたしております次第でございます。私の答弁は、以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

地震に対する心構えについてでございますが、学校の方はどうなっておるんだと、こういうご質問でございますが、各学校におきましては、安全教育の一環といたしまして全教職員、全児童生徒が地震という不測の事態に迅速に対処するにはどうしたらいいかというふうな、てんでに対処しておるわけでございますが、まず子供に対する指導でございますが、これは各学級におきまして、学級指導の時間に地震に関する知識、それから発生時の安全の心得を指導しております。教師の方は、地震防災指導の手引きという教師用資料がございますので、それに基つきまして子供に對しましては、私、ここへ持ってまいりましたが、これは小学校の三、四年生用でございますが、これを三、四年生全部の子供に配布いたしておりますが、これによりまして、先ほど申し上げました指導をいたしております。話が少し細くなるわけでございますが、たとえば学校におりますときは、教室ですぐに机の下にもぐれとかあるいは運動場におりますときは運動場の真ん中へ集れとか、あるいは家にいますときは、火の始末をして机が置いてあれば机

の下にもぐるといふように、実際の指導の内容があるわけでございますが、そういうぐあいに児童生徒につきましては、指導をいたしております。また、それぞれの学校におきまして、防災計画を樹立いたしまして、地震を想定いたしましたして、同時にこれは火災の併発が予想されますので、それを含めて避難訓練を大体年に数回程度実施をいたしました。基本的な行動の習慣化に努めておるわけでございます。いずれにいたしましても、何よりも肝心なことは、たとえば児童生徒が在校時の場合ですと、最初の五分間が大切でございますので、地震発生と同時に担当教師が迅速的確な判断、指導をすると、これがもう何よりも大切なことでございます。したがって、委員会といたしましては、学校の教職員に対するこの面の指導を強化していきたいと、そういうふうにご考えております。

なお、学校と父兄との連絡組織を確立いたしますと同時に、学校の防災機能が十分發揮されますよう設備を整えまして、点検補充を常に怠らぬようにしていきたいと考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 引き続き公平な人命尊重について、そうした中における福祉施設における地震対策につきまして、お答え申し上げます。

福祉施設における地震対策につきましては、日常生活の場としての収容施設でございますし、あるいは通所、通園施設との違い、あるいは対象者も乳児あるいは幼児、心身障害者あるいは老人ということになっておりました。それぞれこうした対応が非常に弱い方々だということでございます。そうした方々の皆さんの命を預かっておるといふことでございますので、特にこの災害に対する対策については慎重を期しまして、人命尊重に心がけておるといふことでございますが、まず一つといたしまして、施設面でございますが、ほとんどの施設が現在鉄筋、鉄骨化されまして、年ごとに強化されてきます消防法等の基準によって、それぞれまず施設面についての改善に努力しておるといふ

ことが第一でございます。しかし、地震がいつ起こるかわかりませんので、こうした生活あるいは通園生活のいつでもどこでも災害に対する心構えができていくということが非常に大切なことだと考えておりますので、職員はもとよりのこと、入所者あるいは保護者も含めまして、防災教育の機会をできるだけ多く持っておるわけでございます。特に二次災害の発生防止あるいは避難方法を中心にして、毎月一回は訓練あるいは教育を繰り返すということを行っております。そうした中には地域の方々のご理解、ご協力もお願いいたしておるわけでございます。

なお、去る九月には、地震体験者を保育園六カ所へ巡回願ひまして、地震体験をさせる等努めておりますが、今後さらに検討を加えまして、人命の安全を期してまいりたいと、そういうふうにご考えております。

引き続きまして、非常食の備蓄についてお答えいたします。ご指摘がありましたように、非常食の備蓄につきましては、当市の場合、これのみで十分だ、そういうふうには考えておりません。従来、当市の非常食につきましては、非常時のときには、伊勢湾台風を初め多く、近くは四十九年の災害等風水害の経験をしておるわけでございますが、いずれも米飯の炊き出し、これがおおむね円滑になされたことあるいは他の食糧備蓄の方法に多くの問題があること等もございまして、現在までのところ、食糧事務所を初め農協あるいは関係業者との連携を密にいたしまして、その炊き出し方法によるのが適当であろうと考えておったわけでございます。しかし、万一あるいは緊急の場合のために、最も保存のきく乾パン備蓄、これを続ける必要があるだろうと思っておりますし、またほかに、たとえば米飯かん詰め等の適当な保存食を加える必要、そういうものも考えなければならぬと思っております。また数量的にも、ご指摘のとおり、非常に少ないことでございますので、その点につきましても、今後増加という方向で真剣に検討してまいりたいと存じております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） この際理事者に申し上げます。

ご答弁は、要領を得た簡潔な内容をお願いして、議事進行にご協力をお願いいたします。

下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 第二点についてお答えを申し上げます。五十一

三重県を事業主体といたしまして促進しております北勢沿岸流域下水道事業北部処理区でございますが、五十二年から十五年計画ですでもう着工しておることはご承知のとおりでございます。その第一期の事業としまして、桑名、四日市、朝日町、川越町、二市二町を対象としまして、五十一年から五十七年までの七九年計画で三百六十億の事業費で浄化センターと幹線管渠の建設を行う予定になっておるわけでございますが、すでもう五十三年度までの事業といたしまして、県の開発公社が先行取得しております川越町埋立地の浄化センター建設用地費としまして十六億二千万円、用地費として支出させております。また、試験、ボーリング関係の試験費、建設事務所の築造費等の工事費としまして四億五千二百七十三万円が支出されておるわけでございまして、五十四年度も引き続き用地費と、それから工事費が計上されておりますが、その用地費につきましては、すでに執行済みでございます。ご指摘の新聞紙上でよくご存じのことでございますが、現在工事には着工できない状況となっておりますので、私どもが県に對しまして問い合せました結果を端的に申し上げますが、この事業の連絡協議委員会におきまして、川越町の地元対策につきまして種々ご検討をいただきました結果、浄化センター周辺地区環境整備事業が承認されまして、これをもって知事みずから再三にわたり地元と折衝を重ねられましたわけでございます。また、八月十三日付、知事名で川越町に對し、八月末日をタイムリミットとする文書回答を求められたわけでございます。しかし、去る十月二十八日に開催されました川越町亀崎地区の区民総会におきまして、地区住民の同意を得るに至らなかったというところでございまして、その後県及び川越町におきましては、地元説得に努力を重ねていただいております。承っております次第でございますが、県としましては、八月十三日付の文書回答を待って、今後の対応を考えたいというこ

とでございます。私どもが現在県から聞いております状況でございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 ご答弁ありがとうございます。ご答弁が丁寧過ぎまして時間外になつたらしく、議長から注意もらっておりますので、私、もう二、三点質問したかったですけども、これからの問題は要望にとどめますので、よろしく願いをいたします。

くだいようですが、火事と言えばまず必要なのが消防であることは言うまでもなく、この事柄が消防士、消防団員の心をくすぐり、火事は自分の手で消すのだという心理があつても当然であろうと思います。しかし、この心理が大きな火災は自分の手でという功名心に変わりと大変であります。地震のときでも火災が起つたとき、火災の大きい方に集中してしまい、小さな火災、そして一人の命の危険性が見落とされるおそれがなきにしもあらずなのであります。このような弊害を取り除くためにも、地震時に限り第一次火災発生の場合に市消防が出動した場合、地区消防団は、その地区内における建物の崩壊による人命の危険性の排除に邁進し、また火災の状況等を見きわめ、確かめた後市消防に合流するように常日ごろより市消防及び消防団員との話し合いを重ねていくことが第一であろうと考えるのであります。そして、これらのことが公平なる人命救助と公平なる火災の消火という最大の目的に一步も二歩も近づいたために必要なことだと思つております。また、もう少し細かく考えてみますと、家の崩壊により柱などの下敷きとなり、苦しんでいる人を外から助け出そうとしても、機具、工具等がなくては、前に申し上げましたように、長い時間を必要とするものであります。一刻も早く苦しむ人を助け出すためには、最小限度の機械工具等が必要であり、またその設置場所を全住民に知らしめておくことも必要だと思つております。そして、これらを自治会長がとりいよくにすべきか、または地区消防団ごとにも備えるか、いずれにしてもどれかに実施していただきたいと思います。

れを具体的に申し上げますと、理事者の皆さんは、すぐに予算がということが頭に浮かんだと思われませんが、私は直ちにりっぱな機械を整えよといっているのでもありません。木造の家を取り壊す場合、一番能力を発揮するのがメートルほどのくぎ抜きで、これはここにも使用できます。また、柱に下がっている地棟あるいは横木等を取り除くのは掛矢ではないかと、それらを考え、考慮して一番金のかからない、一番能力を発揮できるものなどを考え、全地域に行き渡るように早急に実施していただきたい、その後逐次機械等を取り入れていただきたいと思っております。

また、最後でございますが、地震対策で最大の難問題は、何といたっても避難場所の設置ではないでしょうか。時間帯によっては建物が必要となります。今日まで避難場所の設定についてはいろいろと論議されましたが、これらは答弁上の言葉でしかないような気がしてならないのであります。そして、どの程度の地震とどの程度の安全性に対する確信を持って建築物、避難場所を決定されるのか、はなはだ疑問に思うのは単なる私の危惧でしょうか。

以上、この三点につきまして、ご答弁は結構でございます。要望にとどめさせていただきますが、実行に移していただくことをお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午後二時五分休憩

午後二時十六分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 質問通告に従いまして、発言させていただきます。

第一点目は、福祉切捨て、高物価、重税に反対し市民生活を守るための市の対応についてであります。

市長もご存じのように、財政再建初年度と称して進められている政府、大蔵省の来年度予算編成の方向は、大企業奉仕の諸施策や軍事費などの温存を図る一方で、国民生活にかかわる諸経費に大なたをふるうなど、もっぱら国民に犠牲を強要するものとなっております。政府、大蔵省のこうした国民犠牲の予算編成姿勢を端的に示すものの一つは、老人医療費の有料化、結核療養の有料化、さらに児童手当の廃止といった福祉、社会保障に対する露骨な攻撃だと言わざるを得ません。

十一月三十日の衆参両議院での本会議でわが党の議員がこの政府の姿勢を厳しくただしたところ、大平首相は「従来にも増して福祉、社会保障制度の合理化を図る」などと述べ、あくまで福祉の切捨てを貫く姿勢に終始しました。これらの福祉切捨て策が来年度に限って提示されているのではなく、将来にわたる福祉、社会保障の全面的後退の突破口となっていることです。

政府、大蔵省はこれだけ切っても、「財政が困難となればさらに国民に負担増を求めざるを得ない」と表明しており、実際にも、支給年齢引下げ負担増を盛り込んだ年金制度改悪、薬代の半額を患者負担とする健康保険制度改悪などの作業を急ピッチで推し進めているところです。こうした一連の事実、大平内閣が掲げている日本型福祉社会、家庭基盤の充実なるものの反国民的な本質を改めて示すものであります。

財政再建を進める上で、何よりも重視しなければならないのは、国民生活の擁護、とりわけ福祉、社会保障の一層の充実という課題を最優先させる立場に立つことです。福祉の向上が八十年代に課せられた国民的責務であり、政治が追求しなければならぬ人類普遍の義務的課題であるだけにきわめて当然のことです。ましてや今日、自民党政府の悪政のもとで高物価、重税、雇用不安など国民生活が直面している苦境を考えるならば、それは一層切実であります。

このような中で、市長のとられる立場についてお尋ねします。

第一点は、自民党政府が進めている福祉切捨てに対して、市長はどのような態度をとられるかという問題です。市民生活を守る立場から、福祉切捨ての政策に反対の立場を明らかにして、関係機関を通じて働きかけるのかどうかであります。

第二点は、相次ぐ公共料金の値上げがメジロ押しになっておりますが、市民生活を圧迫する公共料金値上げに反対の立場を明らかにして、これも関係機関へ働きかけられるのかどうかであります。

第三点は、いま生活に直接のかかわりのあります石油製品の問題でございます。今日の石油製品の値上げは驚くべきものであります。安定供給と価格の高騰から、市民生活を守る立場から、灯油、軽油、石油製品の低廉確保と量の確保について特別の処置を講じていただくことができるのかどうか。また、国に対して国民生活安定緊急措置法や買占め売惜しみ防止法、石油需給適正化法の生活関連三法を発動することによって市民生活を守るように働きかけられるのかどうかお尋ねいたします。

第五点目は、税金問題です。政府は五十五年度から一般消費税を導入する計画でありましたが、国民の厳しい審判に遭い、五十五年度は導入についてはあきらめました。五十六年度には導入をしようとしております。五十五年度については、一般消費税にかかわる新たな増税制度を導入しようとしておりますが、このような重税に対し、市民生活を守る立場から反対の立場を明らかにして、関係機関を通じて働きかけられるのかどうかであります。これらの問題は、法案として提出されてから反対運動をしていたのでは遅いわけであり、法案として出させない取り組みが必要でございますので、いまから立場を明らかにして取り組んでいただきたいと思っております。

第六点目は、具体的に四日市市において福祉の後退や受益者負担などの名目で公共料金の値上げを行わないことを明確にしていきたいと思っております。

具体的には次の点についてお伺いいたします。

第一に、国保料、保育園・幼稚園保育料、水道料、スポーツ施設の使用料など市民生活を圧迫する市の諸料金、手数料を値上げしないことについて。

第二に、法定外扶助費を大幅にふやし、生活保護家庭、寝たきり老人、障害者、低所得者層に対する越年、夏期手当の増額、灯油の支給など特別援護措置を十分に講じることについてであります。

この問題でつけ加えますならば、きょう聞きましたところによりますと、県が生活保護家庭について千円の灯油券を発行したと聞いております。差額の分だけ支払えば、そのチケットを持っていけば灯油一かんが買えると、このような処置も県が講じておりますので、市におきましても、生活保護家庭に対しての灯油確保を、支給をお願いしたいと思います。

第三が、不況とインフレの中で低所得者や身体障害者の生活は一層圧迫されております。身障者事業資金貸付制度の拡充や広く市民を対象とした生業、生活、教育、住宅、医療等の総合的で長期の低利、無担保、無保証の福祉資金融資制度を設けることについてでございます。

第四番目が、身体障害者の授産施設を建設するとともに、精薄児者の授産施設について地域的な配置を考慮して増設を図る点についてでございます。

第五に、重度の心身障害児者と介護人の通院、通学等の交通費、燃料費等の助成についてでございますが、かねてから要望してまいりましたが、検討するとの返事を伺ってききましたが、来年度に実施していただけるのかどうか、この点をお尋ねいたします。

第六に、高齢者や身障者の就労対策は大変なものがございます。市独自に事業団を創設、その就労を保障することが必要になってきておりますが、この対策についてお尋ねをいたします。

第七に、国民健康保険加入者の生活状況は今日の不況とインフレの中で大変困難な状態を迎えております。その立場から、国保の葬祭や助産給付の増額、傷病手当の支給を被保険者負担をなくして実施することが必要であります。また、老人保険医療制度を公費負担で、国保とは別建てにすることが財政上からも必要になってきております。それと同時に、この国保財政に対して国、県の補助金を増額するなど国保財政の市あるいは被保険者の負担の軽減を実現するよう国、県へ強く働きかけることについて、市長の考えをお尋ねいたします。

第八に、義務教育における父母負担が今日大変な状況になってきております。義務教育は無償である、こういう立場から就学援助制度の枠を広げ、基準、手続を实情に合った合理的なものに改善すべきだと考えておりますが、市長の考えをお伺いいたします。四日市の受給率が、全国平均は四・五％ほどでございますが、二・五％と低くなっております。この点についてお答えをお願いいたします。

第二点目は、公害から市民の健康を守るための指定地域解除の問題についてであります。市長、あなたもご存じのように、わが国の環境行政が不況を口実にした財界の公害巻き返しの中で大きな曲がり角に立っています。

その第一は、昨年七月の環境庁が国民の命と健康を金で売り渡した二酸化窒素の環境基準緩和の強行であります。それを受けて、三重県では全国に先駆けてことしの六月、二酸化窒素の環境基準緩和が行われたわけでありまして、いま公害患者の切捨てを目的とした公害健康被害補償法の見直し、すなわち指定地域解除の動きがあります。経団連がパンフレットをつくり、国会議員、官庁、大企業等に配布しておりますが、その内容は「公害はなくなった」とか、「いまの公害病は大気汚染による被害ではなく、喫煙や親のしつけ、アレルギー等が原因」と決めつけているわけでございます。しかし、現実には窒素酸化物、粉じん等の複合汚染によって患者はふえ続けておるところでございます。四日市市においても患者はふえ続けておるところであります。

先日発表されましたが、環境庁がこの見直しの第一弾として、大気系公害病の指定疾病の一つであるぜんそく性気管支炎の患者認定を六歳を限度として、他の三つの疾病、慢性気管支炎、気管支ぜんそく、肺気腫に鑑別、いずれにも該当しないものは更新しないとして打ち切る措置を検討していることが明らかになれたところでございます。市長もご存じのごとく、昭和四十八年の公害健康被害補償法策定の際の国会では、四疾病、いわゆるぜんそく性気管支炎、慢性気管支炎、気管支ぜんそく、肺気腫に限らず、公害によると認められる疾病はすべて救済の対象とすべきだと論議され、附帯決議もされているところであります。また、子供には慢性気管支炎というのはいり得ないとして、慢性気管支炎の症状の子供についてはぜんそく性気管支炎へと病名を切りかえられてきた経過があり、ぜんそく性気管支炎患者を他の三つの疾病に移行させることはほとんど不可能であり、この認定要件が六歳以上の患者の切捨てを図るものであることは明白であります。

このように、一方では財界が多額の政治献金をばらまき、公害の巻き返しを行うと同時に、それに呼応して環境庁による患者切捨てが行われようとしております。

四日市公害認定患者の皆さん方も指定地域解除の動きに大変心配され、全国的にも反対の署名を集めると同時に、国へも申し入れられ、そして市長にも公害指定地域解除反対を国へ申し出るよう要望書が提出されたところでありませぬ。

市長にお尋ねいたしますが、これらの指定地域解除や患者切捨ての問題についてどのように考えられているのか、患者、市民の立場に立って反対するのか、それとも賛成されるつもりなのか、お尋ねいたします。

また、これらの問題は環境庁が方針を出してから取り組んでいたのでは遅いわけでありませぬ。いまから取り組むべきだと思ひます。市長が国に対してどのように働きかけようかとされているのか、お尋ねいたします。

一言つけ加えますならば、昨日十二日に、全国公害患者の会連絡会の皆さん方が環境庁長官らに申し出も行われたそうでございます。三重一区の民社党の衆議院議員は、十一日にこの連絡会の皆さん方の要望にこたえ、全く逆なで

するような回答をされたそでございます。その発言の中身は、「公害指定地域は解除すべきだ。大阪、東京は無理でも、四日市はすぐにでもやりたい」と、このような発言をされたそでございます。この発言を受けて、市長はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

第三点目は、市民の健康を守るための保健センター設置についてであります。昨日も質問があり、一部重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

保健センター設置については、わが党の小井議員も機会あるたびに取り上げてきたところであります。保健行政が治療ばかりでなく保健予防、そしてさらに健康増進の総合的な対策強化が重要な課題として取り上げられてきております。その対策が遅々として進まないわけであり、保健センターの建設については、県の保健所との関連はあります。次の諸点からも急がれているわけでございます。

第一には、障害児の早期発見、早期治療を行い、一人でも障害児を少なくしていくこと。第二には、全市民の健康を増進させていくこと。第三には、以上の二点の結果に、病院へかかる回数も減少し、国保財政の建て直しも図れることでございます。

知多市においても保健センターを設置、母子保健から老人保健に至るまでの一貫した保健サービスが効果的に展開できるように配慮をしてあるとのこととす。

先日、私どもも大津市へ行き、勉強させていただきましたが、大津市では県の保健所とは別に、市独自で健康センターをつくり、そこには医師、看護婦、保健婦を配置し、乳幼児からの検診の制度化を行い、障害児の早期発見、早期治療に取り組みと同時に、大津市民の健康管理にも取り組み、大きな成果を上げているそでございます。

四日市市においても、二十五万都市でありながら、しかも公害問題を抱えながら、県の保健所しもなく、きわめて不十分な活動しかできないような体制に置かれ、市民への保健サービスが全く貧弱な状態でしかないことからしても、

保健予防あるいは健康増進の総合的な対策の強化は緊急の課題であります。したがって、政府の市町村保健センター整備等の施策の問題点の是正を迫りながらも、県に対して保健所の抜本的な充実を求めると同時に、二十五万都市にふさわしく、医師、看護婦、保健婦等の要員配置を行い、保健センターの建設を行うべきだと思います。市長のお考えをお聞きたいとす。

昨日の市長の答弁では、保健センターは必要であり来年度の課題としたこととありましたが、私が不思議に思うことは、すでに前期の基本計画の中では保健センター構想が出ていながらも、今回の基本構想からは外されていることとございます。二十五万市民の保健予防や健康増進対策の強化について必要性がますます望まれているにもかかわらず、外されたということについては、あわせてお尋ねいたします。

また、地域組織づくりの上では、地区市民センターに保健係、保健婦などを設置、地区の健康づくりの組織に取り組むべきだと思います。市長のお考えをお尋ねいたします。

以上で、第一回目の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 大変多項目にわたっての質問でございますので、また先ほど議長からご注意も受けておりますので、簡単に答を申し上げます。それから、私が漏れたところはそれぞれ担当の方からお答を申し上げますので、ご了承をお願いしたいと思います。

今日の国会で、国家財政の状況と相まって福祉、教育、予算等について、あるいは公共投資そのものについても種々議論になっておることは私も承知をいたしております。公共料金は値上げがない方がいいというのはだれしもそうであろうというふうな思うんでございますが、それぞれ事情があるうかと思ひます。たとえば、私の方では今議会に

水道料金の値上げのご審議をお願いしておりますし、名古屋市でも下水道料金の値上げが審議をされて、与党であります共産党さんなり社会党さんなりは賛成をされております。したがって、私は公共料金値上げということについては全面的に賛成できるものではございません。慎重に取り扱ってまいりたいと思っております。さらに、この公共料金を全く将来にわたって現状のままですと据え置いたままで過ぎるといことは、私は大抵できないことではないだろうか、かように考えておりますので、市民の方々のご理解を得ながら、できるだけ抑えた価格で私は料金設定を進めていくべきであると、かように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

それから、石油製品の問題について、生活関連三法を発動させるように国の方に働きかけようというご指摘がございました。

今日、石油製品が値上がりをしておるということは事実でございますし、問題はその量がどうなのかということでございますが、量的には大体確保されているようでございます。四十八年当時のオイルショックのときと違っています。備蓄量はすでに百日を超えておるといことでございますので、私は量的な確保についてはそう心配ないのではないだろうかと思っております。ただ問題は、値段の問題でございますが、市内の家庭用はもちろんのこと、農業用あるいは水産用、工業用など産業界が必要といたします石油製品の量の確保と安定、さらに民生用の量の確保と価格の安定ということについては、われわれは関係業界と十分話し合ひまして、無理な価格の押しつけにならないように今後とも努力をしております。この三法の発動ということについては、現在国の方では発動する意向がないようでございますし、三重県の方においても国に要請しようというような構えもないようでございます。そういった状況でございますので、私の方としては状況を見ながら対処をしてみたいと、かように考えております。

それから、税金問題について先ほどご議論がなされて、市長どう考えるのかということでございますが、税金も高くない方がよろしいわけでございますので、できるだけ適正な課税にしてほしいというふうに考えておりますし、先ほど、いまの政府は五十六年度に消費税の導入を考えているというご指摘がございましたが、私は、いまの政府は五十六年度に消費税を導入しようという考えは持っていないのではないだろうか、新聞紙上等で察する限りでございますが、かように考えております。

国といえども、財政のつじつまを合わせなければならぬという問題がありますので、どういうふうに財政のつじつまを合わせようとしておられるのかということについては私も関心を持って見っておりますが、これは国の問題でございますので、国会議員と政府との間で十分ご議論をいただきたいなというふうに思っております。

ただ、地方自治体の税金というものに関係をしてみますと、私どももいろいろと国の方にそれぞれの機関を通じて働きかけを行っておることは事実でございます。主として私が行っておりますのは、地方に対する税源配分ということで、国の方に種々な働きかけを行っておると、たとえば、重油関税の石油基地への配分でありますとか、あるいは石油税特別会計の既設の基地に対する配分額の増額でございますとか、あるいはその用途をもう少し幅広くしてもらおうよというような形でお願ひに上がっております。

なお、きょうの新聞紙上を拝見いたしますと、住民税の課税最低限の引上げということが課題になっておるようでございますし、当然に生活保護家庭に対する保護基準と課税最低限の問題とは関連がありますので、私はこれはぜひ上げてもらいたいなというふうに思って、今後そういった面での働きかけはやってまいりたいということをおし上げておきたいと思っております。

それから、法定外扶助料あるいは生活保護家庭に対する灯油券等につきましては、いろいろ部内で議論をいたしておりますが、昨年度のままというわけにはまいらないので、その辺の処置は講じてまいりたいというふうに思っておりますが、灯油券等についてはよく研究をいたしまして、今後の状況も把握した上で結論を出してまいりたいというふうに思っております。

その他身障資金の貸付けあるいは福祉資金の融資制度等に關しましては、こういった方々の救済方法を総合的に見て逐次その内容を充実してまいりたいというふうに思う次第でございます。

それから、高齢者事業団については、先ほど福祉部長の答弁で明らかでございますが、いま煮詰めている段階で、早く結論を得てまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、老人医療保険制度を別建てにせよという働きかけをやる気はないかというお話でございますが、これは昨日も答弁の中で申し上げましたように、すでに私は国会の方に陳情いたしております、そのときの様子ということも若干かいつまんでございますがお話を申し上げたとおりでございます。やはり国保とは別建てにしてもらうのが一番今日の段階でベターではないだろうかというふうに考えておる次第でございます。

国保財政について、一般会計からの持出しが五十四年度はご承知のように三億五千万と、年々この持出しが上がっておりますということでございますので、私は国、県に対してこういった問題について何遍も何遍も働きかけを行っておりますが、今日の段階では、国の方もみずからの財政的な問題もあるかと思えます。なかなか私どもの意見が取り上げられないというのが実情ではなかるうかと思えます。

また、義務教育についても、当然に現状の制度を来年度は私の方は切り下げずに行っていくというふうに思っておりますし、できるだけそういう方向で努力をしてみたいというふうに考えておる次第でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以下の点については、それぞれ担当の方からお答を申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 公害から市民の健康を守るための指定地域の解除の問題についてお答えさせていただきます。

二酸化窒素にかかわる環境基準の改定に伴う規制のあり方につきましては、六月あるいは九月議会におきましても三輪助役からお答え申し上げたとおりでございますが、ご承知のように、五十三年七月国の基準が一時間値の一日平均値が〇・〇四PPMから〇・〇六PPMの中で、またはそれ以下ということに改正されております。また、ご承知のように県条例もそれに伴いまして改正されたことでございますが、本市におきます五十三年度の測定結果を申し上げますと、四商の測定局で〇・〇三四PPM、南中学で〇・〇三八、三浜小学校で〇・〇三五、北高校で〇・〇三でございます。いずれも環境基準の以下となっておるわけでございまして、今後とも市民の健康を十分に保全できる環境基準の保持を前提に各種の施策を進めてまいりたいと思えます。

公害健康被害補償法に基づく指定区域につきましては、同法第二条で、事業活動その他、人の活動に伴って相当範囲にわたる著しい大気の汚染が生じ、その影響による疾病が多発している地域が指定を受けておるわけでございまして、四日市といいたしましても健康被害の主たる原因となっております。二酸化硫黄の環境基準がご承知のように五十一年から環境基準を達成しております、新規の認定患者も低下しております。このような現況にありますが、指定地域の解除につきましては、その詳細がまだ定められておりませんので、したがって、その対応策はいまのところ考えておりませんし、もしその時点があった場合でも、公害対策審議会にお諮りいたしまして対処してまいりたいと考えております。

先ほどのせんそく性気管支炎の認定の問題につきましては、国の方で検討されているという新聞報道で私も読みましたが、まだ具体的に環境庁から通達がございませんので、その内容については承知しておりません。したがって、認定業務につきましては、ご承知のように認定審査会に諮りまして認定しておりますので、かかる問題が提起された場合にやはり認定審査会にお諮りして対処してまいりたいと思えます。

次に、健康づくりの問題でございますが、きのうも高木議員の質問に對しまして市長がお答えさせていただいたと思いますが、やっぱり人間生活の幸せなのは健康であろうということでございます。健全な心と健全な身体ということでございますが、健全な心はやっぱり教育でございます。身体は体力づくりであろうと思えます。

きのう高木議員も指摘になりましたように、現在福祉なり教育なりいろいろな分野にわたりました。健康づくり型になっておりますので、きのうも市長が申し上げましたように、来年度の課題といたしまして、環境部を含めまして福祉、教育、それから地域の問題でございますので地域づくりを含めた市民部で、四部で一応検討をしてみたいと考えております。

○議長（大谷喜正君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 保健センターの問題では、一点ちょっと落ちていたと思うんですけども、なぜ基本計画、前期の構想に乗せておりながら今回の構想に落としてきたのか、そのことが明白にお答えになっていないわけでございます。

また、この指定地域解除の問題、審議会で検討されるということでございますが、それでは、市長の立場としてどうなのか。審議会が何でも決めればそれに従っていくのかどうか。また、六歳児以上のせんそくの問題でも認定審査会とすることでございますが、市長としての政治的な責任をどこに置くのか。いわゆる、この四日市での公害問題は企業と同時に行政も批判されたわけでございます。ですから、ただ単に審査会や審議会に任せる、このことではなくて、市長みずからがどのような政治的な責任をとるのか、この立場で回答をお願いしたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 公害認定の問題でございますが、これは政治的に決めるというよりも、むしろ私は科学的判断に基づいてその科学的判断の結論を得て政治的に市長がどうするかということを考えるべきだと、かように私は思っております。したがって、そのために公害対策審議会というのをお願いして、そこで審議をしていただいて、その答申を踏まえて私が自分の態度を決めるべきではないだろうか。その前に、私が先に何か言うということは大変失礼なことにもなるかと思えます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に、五十五年度の予算編成と施策に關してお尋ねをしたいと思えます。

先ほど佐野議員が触れましたが、五十五年度の国家予算は財政再建を口実に徹底した歳出の削減を中心として緊縮予算と新たな負担増を押しつけるなど、国民に歳出歳入両面にわたって大きな犠牲を強いるものになるうとしております。これがまた国家財政に劣らず危機に瀕しております地方財政に対しても、地方交付税の引上げを認めないことなど、何ら打開策をとらず、逆に負担転嫁さえ押しつけてくるというようなことから、一層困難が加わることは必至でございます。すでに、地方自治体の五十五年度予算編成について、政府は国と同一基調を求めており、これがそのまま実行されますと、住民のための施策、サービスの切下げ、負担増が加重されることになることは明らかでございます。福祉、文教関係の切捨てのほか、一般公共事業費におきましても総額として対前年度伸び率ゼロの水準に抑制するなどということも言われております。

こうした中で、四日市市においては五十五年度予算をどのように編成し、どのような施策を行おうとなさるのか。

昨日来、五十五年度予算編成に關する二人の議員の方の質問がなされましたが、すでに財務課を中心に作業に入っているという中にありましても、余りその輪郭が明らかではございません。その基本となる本市の財政需要の見通し

について、市長は昨日、かなり悲観的な状況にあることを答弁されました。九月議会のいわゆる交付団体への移行の時点ではかなり楽観的なお話をなさったわけですが、十二月議会に入りましたら、途端に悲観的な状況にあるというふうなご答弁をなされました。来年度の予算あるいは施策を含めた今後の市政のよりどころにすると言われますところの市の総合計画、この中の財政試算の達成すら困難であるというふうにお聞きしたわけでございます。しからば、財政対策はどのようにするのかということにつきましては、経常経費の思い切った削減、受益者負担の適正化という名の市民負担の増、補助金の不拡大、こういうことと、さらには石油化学関係産業のことを指すんでしうか。そうした産業政策面での思い切った対策をとり、活力をつけるようにするなどという方策をお聞きしたにすぎません。

受益者負担の適正化という名での市民負担の増には問題があると思います。先ほど佐野議員の質問に対して、名古屋の例まで出されてお話になりましたけれども、やはりその適正負担、受益者負担の求め方にあると思います。全体の財政の運営、その仕組み、その是正に対する対応の姿勢、こうした中できちんと位置づけられて、市民の理解と納得を得るといふ形でなければならないと思うわけでございます。また、経常経費の思い切った削減という点では、果たしてどのような余地があるのか余り定かでもございません。また、国際情勢の動向に大きく左右される不安定でいわば構造的な弱点を持つ石油化学産業の増設に大きな期待をつなぐ、このような姿勢にも大きな問題があると思います。

私は、四日市市の独自の財源難の打開策という面に限ってみましても、かねてから幾つかの提案をさしてもらってきたところですが、重ねて次の諸点について善処を求めたいと思います。

何と申しましても、大きな比重を占めております港湾費の負担の合理化の問題です。かねがね、市長は私のこの問題の指摘に対して、県との協定があるというお話ですけども、これほどの財政負担を伴うに至っている今日、しかも午前中でした市長のご答弁にもございましたが、羊毛輸入にしましても、全国の六割も引き受けて四日市に

落ちつくものはわずかでしかないという、こういう港の機能の状況からしましても、四日市市がこれほどの負担を引き続きしていかなければならないのかどうか、こういう点ではまことに大きな問題があるわけです。この点については是正を強く求めたいと思うわけでございます。

ここで、一言のもとに県との協定がある、できないというのではなくて、改めて一度この港湾負担のあり方の問題について、いろいろ各界からも含めた民主的な機関をこしらえて検討してみてもどうか、この辺を含めてお考えを伺いたいと思います。

それから、大企業法人、特に資本金一億円以上の法人に対しての法人市民税の制限税率課税をやはりこの際は実施すべきだ。

五十三年度のこうした企業の実績を見ますと、いわゆる中間税率から制限税率いっばいまで法人税割についてかけた場合には、年間一億六、七千万円の増収となるわけでございます。時あたかも、県は五十一年から五カ年の期限つきではありましたが、やはり資本金一億円以上の大企業法人に法人県民税の制限税率課税を実施してきた、これが来年の十二月で期限が切れる、しかし、引き続き継続をしたい、こういう答弁を知事はしているわけです。しかも今年度の開かれている県議会におきましては、知事は一般会計の補正予算を提案しておりますけれども、この中で、何と十五億に上る県開発公社の乱脈きわまる不良地取得の穴埋めを一般財源からする、こういうばかなことまでして、なおその同じ議会で、大企業法人の超過課税も継続すると言っているわけです。県に持っていかれて、四日市に何も残らない。四日市は何かをばかって、何かを遠慮して、これにずっと抵抗してきておみえになる。しかも、市の財政は非常に厳しいんだということをおっしゃる。こういうことは不合理なわけでございます。この点について、あくまでこの際断行していただきたい。

その上に、国は法人税を二%から四%増税をすと言っているわけです。国が実行したらますます四日市はやるに

もやれない、そういう状況になるわけです。国が法人税をなお増税する、こういう状況、いろいろ財界の抵抗がございましょうが、この中で、なぜ四日市がひとり国際的な国内全般的な機能も持つ港湾を抱え、負担をたくさんしているのに、なぜ四日市がその点で遠慮していきやならないのか納得できないのでございます。

それから、公害対策関係係費が五十三年度実績におきましても一億四千四百万ほどの一般財源持出しになっております。受益者負担の適正化と言われるならば、こうした面にも一度メスを入れていただきたい。

それから、ひとつここで市長の見解を伺っておきたいと思いますが、法人市民税の対四十八年度と五十三年度の伸び率、これが、きのうも市長が資料をいろいろ数値を挙げられました。恐らく十一月十七日付の日経の報道だと思われうわけでございますが、確かに私もそれを見ました。五百十七番目で、四十八年度対比五十三年度は六八・〇三％の伸びでしかない。六百四十六ある市のうち五百十七番目の伸びでしかないという。これは一体何が原因しているのか。幾つかは全国的にもコンビナート企業が張りついている都市があるとあります。五百十七番目の下に幾つかの都市もございすけれども、なぜこんな状態になるのか。その原因究明をいたしませんと、最初にも申し上げましたように、非常に国際的な情勢の動向も影響も受けて、そして不安定な構造的な弱点を持つと言われる、そしてしかも、政府はいわゆる不況構造業種としての対応も何にもしてくれていない。四日市ひとり市がカバーしていかなきやならない、こういう実態のもとです。その辺の解明なしに、スクラップ・アンド・ビルドとか、あるいは新しい活力源だとか言ってみたって、また同じ轍を踏んでいく形になりかねないと思うんです。この辺のところについては、そこそ科学的に一度わかりやすくわれわれに説明をしていただく必要がある。これはいま一番望んでいるところだと思います。この点を明らかにしていただきたいと思えます。

少なくとも、こうした面での積極的な財源対策をとられて、住民要求をより多く実現されるように向かって努力していただきたいと思うわけでございます。

私どもは、十一月二十七日付で、五十五年度予算と施策に関する要求ということで六項目、九十六点にわたる要望をさせていただきました。その一部はいま佐野議員も触れましたし、市長の方、当局の方でご検討もいただいていることと思えますが、限られた時間の中で、私は幾つかの問題について具体的な施策の問題についてお尋ねをしておきたいと思えます。

治水対策の問題でございます。特に時間の限りもありますので、しばらくすけれども、羽津都市下水路の整備事業でございます。いろいろ皆さんに努力をしていただきましたが、来年度、たとえば二号幹線水路は、少なくとも朝鮮学校のところまで上り、それにつながる三ツ谷川の支線あるいは羽津用水路、少なくとも近鉄の踏切からこの朝鮮学校に至るこの羽津用水路のいわば支線的、派線的水路、この連結をきちんと解決していただけるのかどうか。

それから、一号幹線水路につきましても、来年度この米洗川のところで関西線を越える、さらには一番大きなネックの一つにもなっておりますS製粉のかき形のところの問題について、事業化、具体化をするのかどうか。

先ほど、二号幹線水路につきましても、羽津病院の前まで上りませんと阿倉川にしろ羽津にしろ実際の治水効果が上がらない。そして、常時浸水地がなお続くということになるわけです。しかし、羽津病院のところまではまだ事業計画が具体化されておられません。こうしたところについて考え方を伺っておきたいと思えます。

それから、道路問題ですが、あの国道一号線、海蔵川前後のあの混雑は何らの対応もできないのかどうか、この点の方策を考えていただきたいし、それから西阿倉川の小杉線から新海蔵に抜けるところのあのネック、何らの手が打たれません。この点について考え方を伺いたいと思えます。

それから、北部埋立処理場跡地の運動広場としての活用について、来年度は具体化していただけるのかどうか、これらの点についてお尋ねをしたいと思います。

それから次の問題ですが、高等学校問題でございます。高校新設の問題にまず触れたいと思えますが、来年度の高

校進学生徒数の急増対策としては、すでに決定を見ているところでございます。桑名北校新設と既設校の定数増という形で決定を見ているところでございます。問題は、次の高校進学生徒数の激増に当面する五十八年度に向けての対応と対処をどうするのかということで、市長の考えを伺いたいと思います。

五十八年度の高校進学生徒数の激増に対応するためには、県下では北勢、中勢を中心に五十八年度新学期までに三校の新設が必要だと言われておりますが、これに向けて早くも鈴鹿、松阪、員弁郡下の町村、こういうところで高校誘致運動が起っておりおると聞いております。今後誘致合戦が展開されるわけでございますが、四日市においても、県の全面的な責任で県立高校を四日市に新設させるために行動を起こすべきであると思うんですが、お考えを伺いたいと思います。

なお、高校新設に対する国庫補助制度は五カ年の時限立法となっております。これを県を初め他の市町村自治体とともに恒久法化し、なおかつ補助増額を図るよう、政府関係機関に強く求めるべきであると思いますがいかがでしょうか。

次には、県立工業高校の移転とその後の跡地利用の計画の問題です。

この問題について、私は九月議会でも取り上げたわけですが、私の質問に的確にお答えをいただいている点もあり、その点も含めて次の諸点についてただしたいと思っております。

県立四日市工業高校の鐘紡跡地への移転は決定的になりつつありますが、その用地買収、整地、校舎等施設整備建設費、それから現在地の売却費についてどのような見込みを立てておられるのか。資金不足が生じた場合の対策について、県市の考え方は現在どういう形になっているのかを明らかにしていただきたいと思っております。

それから、せかくの工業高校移転は良好な環境が保障されなければならないと思っております。この点、鐘紡跡地とその周辺は、現在工業地域であり、問題があるということから、いま策定中の用途地域の変更計画の中で準工業地域にする案

が検討されていると聞くわけですが、果たして準工業地域にすることで良好な教育環境が保障されるのか。鐘紡跡地のうち、工業高校敷地と予定される以外の敷地はどうなる見込みかについてお答えをいただきたいと思っております。

工業高校移転後の跡地活用に関して、九月議会でも市長は、現工業高校敷地は商業地域として用途決定されている場所でもあるし、近鉄四日市駅の西玄関にもなるので、それにふさわしい町づくりをするために、どう活用するかについて私どもの案を固め、皆さんにお諮りし、県に働きかけたい旨表明されましたが、このことは商業地域としての用途に即して商店街を形成することを活用計画の基本においておることでしょうか。先日、市長は私どもにこれとは若干ニュアンスの違うようなことをお話しなされましたが、市長自身の考えをさらにお伺いしたいと思うわけでございます。

それとともに、付近の商業関係者を初め、広く市民各階層からなる真に民主的な検討機関を設置して対処されるように求めたいと思っております。

最後に、用途地域の変更に關しましてですが、こうした都市計画は一たん決定されますと、住民の私権制限を初め住民の生活や町づくりに大きな影響をもたらすものであります。住民間での徹底した論議を保障し、十分な理解と納得を得てまとめられるべきものであると思うのでございます。このことは、今回の用途地域の見直しによる変更が微調整にとどまるものであったとしても、例外にすべきではないと思っております。市当局は今回の見直しについて、すでに広報で住民に知らせた、あるいは地区懇の場で説明したところもあると言われておりますけれども、まだまだ市民の間に用途地域の見直し問題が周知徹底し、それぞれの意見や要望を行政当局にどのように出してよいのか、その手段、方法すらわからないのが大方でございます。現に、変更に関する要望もごく限られたものであり、それらの要望事項がすべての関係住民の合意になり得るものかどうか疑問もあるところでございます。私は、変更計画の市原案の決定までに素案を全市民に示し、たとえば少なくとも自治会等の組織的な協力を得て、十分論議され、合意が形成される

よう努力をすべきであると思いがいかげん。お伺いします。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十四分休憩

午後三時二十六分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 簡単にお答をいたします。

まず、九月議会に四日市の財政の問題について私はご答弁を申し上げました。そのときは楽観的なことを言って、今回は悲観的なことを言うということですが、私は決して違ったことを言っておるわけではございません。今回ご答弁を申し上げました中にも、いま直ちに四日市の財政が赤字団体になるとかそういう心配ではございませんということをお断り申し上げたはずでございます。将来の展望について申し上げただけの話でございます。しかも、その前提として、このままで推移するならばという条件がついているはずでございますので、よく答弁をお聞きをいただいで分析をしていただければ、そう違ったことを言っているつもりはございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、港湾費の問題でございますが、確かに港湾費が四日市にとってかなりな負担になりつつあるというのは実際でございます。しかし、港というものが、四日市の町での他の都市にないすぐれた特徴でありますので、私は港の事業というものは進めていかねばならないと考えております。

もちろん、その中には経費の合理化あるいは負担区分の割合等は十分研究をしてみらねばならないかと思っておりますので、今後そういったことについての検討は積み重ねてまいりたいというふうに思いますが、県と市との協定についていま直ちにこれをどうしようという考えはないわけでございます。むしろ、四日市の港湾の形態あるいは地先の地域の問題がクローズアップをした段階でこの問題を考えるべきなのではなからうかというふうに思っておりますので、なおよく研究をしてみたいと思います。

それから、大企業法人の不均一課税あるいは公害対策費の負担の問題でございますが、税金を上げるということについてはいろいろ問題があるかというふうに思っています。私も、時期を考慮しておることとかをかつて申し上げたつもりでございます。頭から課税をしないとあるいはイデオロギー的に考えて課税するというようなことは考えておりません。私は、四日市の財政の状況なりあるいは企業の状況なり、そういったものをよくにらみ合わせて、いいタイミングを求めながら、企業側に負担してもらわなければならないという考えでおることについてご理解をいただいております。

それから、法人市民税というのは、法人税にスライドをしてアップをされるわけでございますから、国の方が法人税率をアップすれば、そのはねっ返りは当然法人市民税の方にもはねっ返ってくることは間違いないというふうに考えております。

五十五年度の予算編成に当たって、私は余り大きな変革ということは考えておりません。できるだけ現状の範囲内でやれるように努力をしまいたいというふうに考えておるのでございます。確かに水道料金等の若干の値上げはお願いをするいたしましたし、その他について大きな変革を求めるということを考えていないということをご承知おきを賜りたいと思います。

それから、五十八年度の高校進学の問題にどう対応するかというご質問がございましたが、私もできれば高校を一

校、この地域に新設をしようようなことを考えておりますが、県と私の方との折衝の限りでは、朝明高校の土地の問題をそれまでに解決をしてもらわないと困るといふ強い申し入れを県関係の各方面の方々からいただいておりますことをご紹介申し上げます。

それから、工業高校跡地の問題でございますが、私は商業地域であるからというふうに申したつもりはございません。地区指定は商業地域に、用途としては商業地域になっておりますということを申しただけでございます。その商業地域にふさわしいものをということになれば、ショッピングセンターとかそういうことになっていくだろうというふうに思うんですが、私は、四日市の商業界の現状を見て、果たしてそういうことでいいかどうかということには大いに疑問を持っておるといふふうにご理解をいただいております。いままに思っています。

なお、跡地の利用の問題につきましては、前の方のご質問にお答えをいたしております。いま、こちらとして考えを取りまとめ中である。

それから、新しい高校を建設する資金は県の開発公社の方で準備をしていただくというつもりで私はやっておりますし、従来、そういう話し合いであったことも事実でございますので、そういうふうにやってもらおうと。一般会計から持ち出さないというのは県も市も同じような考え方で今日まで来ておるんではなからうかというふうにご考えております。

じゃあ一体どうするかということでございますが、跡地を処分したお金で新しい工業高校を建設すると、こういうようなことでいままでも県と市の間で話が進められてきております。

処分をする先はどこなのかと、これは全く決まっておりますし、あるいは場合によっては公共用地をとるといふようなことも考えなければならぬのではなからうかというふうにご考えておる次第でございます。

なお、工業高校は改築移転ということになりますので、これは都市計画区画整理事業の一環としてやりますので、

その事業で見なければならぬものは見ていかざるを得ないと、かように考えております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） 工業高校の中の一点と用途地域につきましてお答えをさせていただきますと思います。工業学校の移転先が、将来準工業地帯になるというふうにご仮定いたしましたも、学校環境としてどういふものにごえられるかということで、具体的にはそういうご質問だと思っておりますが、現在、まだ事務的にいろいろと県と今後どうしようかという具体的な問題については詰めていこうかという段階でございます。その中で話として出ておりますのは、非常に学校環境を侵さないようなものを跡地の処理についても地主側に強い要請をしてほしいという話が出ております。私も、学校がせっかくならば移って学校環境にふさわしくないというふうなことは、これは元も子もなくならないという感覚もございまして、そういう点につきましては十分心得ておるつもりでございますし、もうすでに正式の問題ではありませんが、鐘紡さんとの話の中では、こういうものを踏まえてお話を続けております。

ただ、まだ鐘紡の方から正式に跡地につきまして、こういうものを申し込まれておるといふことはきておりません。ただ、私が雑談等の中で伺っておる段階では、いわゆる学校環境にふさわしくないと思われるような、特にたとえばキャバレーとかあるいは騒音のある工場とか、公害につながるようなものをつくられるというふうなものは聞いておりません。事務所とか倉庫業というふうなことに話を聞いております。

これらの問題につきましては、今後十分ですね、そういうふうなレイアウト等もいただきながら、県あるいは地主側、私も含めていろいろと検討されるべき問題と考えております。慎重に扱っていききたい。そして、工業高校の環境を侵さないようにしていきたいというふうにご考えております。

用途地域の問題でございますが、これは十一月の末だと記憶しておりますが、建設委員会の協議会を開いていただ

きまして、中間ご報告的にさせていただきました。その中で、資料等も含めましていろいろごらんいただきながら、皆様方のご意見をいただいた。その節にも、非常にいまのご意見のようなことも承っております。その後も、地域振興課といろいろと協議をいたしておりますが、私どももいたしましたし、全体といたしましてなおさらに地域の方々にこういうことがあるんだと、やっておるんだということも含めましてPRを続けたいと思ひますし、二月ごろになりますと、一つの原案というものが大体でき上がってくるようにいま見通しております。この原案をもちまして、それぞれの地域に意見を入るときがございしますが、その段階でさらにです、地域の方々からその問題だけではなくて、新しいご希望なりご要望が出るかもわかりません。そういうものを含めまして、逐次整理をしていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この問題につきましては、先ほど申し上げました建設委員会の協議会の場なり、あるいは山路議員のご質問に市長が答えておりますように、いろいろな手段、方法をもちまして埋めていきたいと考えております。

○議長（大谷喜正君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 治水対策のうち、羽津都市下水路一、二号幹線につきましてお答えを申し上げます。すでに、一号幹線の一部と二号幹線の国道の手前までは完了いたしておるわけですが、ポンプ場につきましても、千二百一台、千八百二台と完成をいたしておるわけですが、本年度、一号幹線につきましては五百三十メートル、ポンプ場から上流五百三十メートル上ります。二号幹線につきましては国道一号線を越える百八十メートルを現在施工中でございます。

新年度も引き続きまして、幹線水路の延長を施工する計画でございますが、一号幹線につきましては、国庫補助の関係もございしますが、国鉄関西線までは進めたいと考えております。また、S製粉付近につきましては、地区の地形的な事情をよく調査しまして、地元の実情もよく調査させていただきまして、また下流の状況等も勘案しながら、最も効果的な計画を樹立いたしまして、国、県と詰めてみたいと考えておる次第でございます。

二号幹線につきましては、朝鮮人学校付近まで改良を進めるよう国に要望をいたしておるわけですが、三ツ谷川の支線、羽津用水路との連結につきましては、浸水対策効果を一層高めますため受け皿となっております。水路の進捗状況を見きわめながら対処をいたしてまいりたい所存でございます。

本年度、現地調査を行ひまして、施行年次、施行方法などにつきましては、他の事業との関連もございすし、国、県との協議も必要でございますので、いま直ちにというわけにはまいりませんが、緊急を要する浸水対策、治水対策でございますので、私も年次計画を立てて、できるだけの努力を続ける所存でございます。よろしく願ひいたします。

○議長（大谷喜正君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） ただいまご質問の国道一号線と西阿倉川小杉間の道路問題についてお答えさせていただきます。

まず、国道一号線でございますが、ご指摘の海蔵川以北三ツ谷地区の道路は幅員約九メートルの二車線道路でございます。ご承知のとおり、この間につきましては、両側に人家が連櫓いたしておりまして、これを拡幅となりますと買収方式にしるあるいは路線的な区画整理方式にしる非常にむずかしい問題であろうかと存じます。また、この路線は建設省所管の道路でございますが、現在のところ具体的に各区の計画については聞き及んでいないわけでございます。

しかしながら、本市を縦断いたします国道は三路線でございます。すなわち、国道一号線、二十三号線、東名阪自動車高速道路の三路線でございますが、これらの日交通量の容量は約九万台で、近く満杯になることが予測されるわけでございます。昭和六十五年には交通量が日、約十六万台に達するのではないかと推測がされております。このためにはどうしても国道バイパスが必要であるということから、現在建設省において検討が進められております。計画案が市に提示された段階で、十分検討いたしましたして対処してまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に第二点、西阿倉川小杉間の道路の問題でございますが、すでにご案内のとおり、この路線そのもののバイパスといたしまして羽津山線を昨年度より鋭意補助事業として進めておりますが、本年度も引き続き、用地買収等を現在交渉中でございます。本年度で約三分の二を買収が終わる予定でございますので、これを一日も早く完成するように国、県に要望してまいるとともに、国道一号線から近鉄線までの間も、現在用地取得など交渉中でありまして、今後とも早期完成について努力してまいりたいと存じます。

また、ただいま指摘の、新海蔵橋からこの路線に至る間、一部ネックがあるわけでございますが、去る九月議会におきまして堀内議員からも指摘があった箇所かと存じますが、ちょうどこの路線に取りつける部分約百メートル近くですか、非常に狭くなっております。これにつきましては、従来からもいろいろ局部的な改良でございますので、改修計画を進めてまいりましたが、なかなか地元の方のご理解、ご協力が得られなかったということも聞いておりますが、しかし再度計画も練り直しまして、折衝を進めてまいりたいと存じております。その際には地元の皆様のご協力、関係議員のご協力をお願いいたしまして私の答弁を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 北部埋立処分場の跡地につきましてご説明いたします。北部埋立処分場は本年七月埋立てを終了いたしました。その跡地は、地盤が非常に不安定であります。地元大矢知地区の強い要望もございまして、荒整地をいたしまして、現在ソフトボールの運動場にご利用されておるわけでございます。

将来計画につきましては、本土地がまだいわゆる環境部の行政財産になっておりますし、また借用地の返還等の手續、あるいは都市計画法上の都市施設としての変更の諸手續を経た上で恒久的な施設の計画を考えたいと思っております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 法人市民税の伸び率が四十八年度対比五十三年度においては六八〇しかかない、全国五百七十七番目だと、これはどういふ原因と見られているのか、全くお答えがございませんでした。この点は、非常に今後の四日市における産業政策ともかかわりますし、ひとつご見解を伺いたいと思えますし、いま十分にお答えいただけないとするならば、その辺のところについての研究調査をしていただきたいと、その結果をご報告いただきたいと思うわけでございます。

それから、資本金一億円以上の大企業法人に対する法人市民税の制限税率課税の問題、時期を考えているんだと、頭からこれを課税しないとか何とかと言った覚えはないというお話でございました。しかし、そのタイミングがやはりいまじゃないかなと思うわけでございます。それとも、来年度予算編成を市長がなされましても任期途中であるわけですが、この市長選へのお考えはいかかなものかもあわせて伺っておきたいと思えますが、そういうご配慮があるのかですね。これはしかし、そういうご配慮で、いま市の財政が厳しくなっている、しかし市民要求はずいぶんたくさんあると、それはしかし両方とも抑えておきたいと、こういうことではいただけないんですね。やっぱり市長選に

まけて出られるんですか。出られるとするならば、その辺のところをもきちっとやはりしていただかないかぬと思うわけでございます。時間もまいりましたのであれですけども、さっきの問題はお答えをいただきましたと思います。

それから、工業高校の移転先の環境を風致文教、こういう良好なものにしていただくという点で最大限の努力をひとつ払っていただきたいというわけですね。準工業という形は再検討いただきたいということです。そして、現工業高校用地ですね、これについて市長は非常に一つの考え方を示されたわけでございまして、そのためにも、一遍各界の機関を集めた機関を民主的に討議される場合、一度保障していただきたいというふうに思います。この点を特に要望しておきたいと思うわけでございます。

それから、国道一号線の問題ですけども、六十五年で、まだ十年の先で、あのままあんな状態をですね、四六時中といってもいくらいあんな状態になっているのをですね、ほっといいいんですか。消防自動車、火事なんかあったらどうするんでしょうね。何かいい対応をひとつ、もっと早期に考えていただくように積極的な手を打っていただきたい。

それから、治水対策の面ですけども、羽津都市下水路について申し上げましたが、いろいろいままでもご尽力いただいていることに敬意を表しますが、いまもう少しですね、もう二百メートル三百メートル思い切って延ばしていただくこと、それと支線、派線をつないでいただくこと、このことで、いま五〇兆の効果しかないものが八〇兆効果がぐっと上がるという、こういう局面なんですね。ですから、こういう点については、たとえば変な話かも知れませんが、この間のいわゆる債務負担行為のときにも申し上げましたけれども、あのような手法も十分講じていただくとえば、ある市なんかはですね、市の指定金庫、そういうところに縁故債で低利で融資させて、やっているところもあるんですね。

一体、指定銀行である三重銀行から四日市市はどれだけ市債のうちの比率を占めているのかわかりませんが、そうした活用もあらゆる工夫、努力をしていただくと、こういうことをせびしていただきたいというふうなことでございます。この点は、羽津都市下水路に限らず、治水対策の問題について全般的に迫られているところの問題についての対応として望むものでございます。

あと幾つか申し上げたところについてお答えいただきました。私の質問とさせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 法人市民税の制限税率いっばいまでの課税の問題について、おまえは選挙のことを考えているんじゃないかというような意味でのご発言でございましたが、私はそんなことは毛頭考えておりませんし、来年度とするかなどということを考えるよりも先に、来年度の予算の編成をいかに皆さん方に納得をしていただくかというところでいま苦心をしているということだけ申し上げておきます。

○議長（大谷喜正君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 先ほどは私の質問と同内容のものが橋本議員から質問されましたので、できる限り重複を避けまして理事者にお尋ねをしてみたいと思っております。

地震及び防災対策についてお伺いをするものでございます。近年のわが国における火山活動の活発化と地震などは、関係する専門家において予想外のため驚異とされているのが現状でございます。また、国民も異常なほどの神経を遣っている今日ではないかと考えております。しかも専門家の間では、近い将来、関東大地震級の海洋型巨大地震すな

わち東海沖地震が起こるものと悲壮なほどの問題が提起されております。

私たちがここに居住しております伊勢湾に面した行政といたしまして、大きな問題ではないかと思うのでございます。しかも、当市では大規模な石油化学コンビナートがあり、さらに心配は加えられているのでございます。建設以来二十数年を数えており、かなり腐食部分も考えられますし、また埋設管も各地の道路下にあり、付近の住民は不安の毎日でございます。去る五十三年六月十四日、三重県が、東海沖地震を想定いたしましたして、県下の震度分布図を発表されました。それによりますと、この分布図を担当されました学者は、宮城県沖地震の被害規模を上回るのには確実と、このように言われております。

この分布図は、県下各地の震度を震動加速度すなわちガルで算出してあります。ご承知のように、一ガルは毎秒一センチメートルの速さで変化するのでございますが、当四日市北部が二百ないし二百二十ガルという恐ろしい状態に変化するという調査を発表されております。新潟地震の場合は、液状化現象であったと言われております。したがって、津波も長時間にわたってあったということでございます。当市が、この二百ないし二百二十ガルでどれほどの被害があるのでしょうかと心配せずにはおられません。また地震の発生する時期と時間の問題によりまして、被害の状況は異なるのでございます。

新潟及び宮城県沖地震は、関東大地震と異なって、火災による被害が少なかったのが不幸中の幸いであろうかと思えます。ただ、新潟県でも宮城県沖地震でも学校における研究化学薬品による火災が主なのでありまして、特に被害をこうむったのは、ブロックべいによる破壊が死傷者を多く出したと言われております。

さて、四日市市制八十周年記念で発行されました「目で見る郷土史四日市のあゆみ」の中に、四日市を含む地質、地層が記載されております。それによりますと、沖積期の初めの図を見ますと、おおむね南は河原田より北は大矢知に至る、いわゆる南北の線から丘陵地より東が海であったとされております。この南北の線が四日市断層となっている

ように思われます。これに加えて、三滝川あるいは朝明川など各河川に面した左右が非常に軟弱な地盤であると考えられます。

このような当市に、東海沖地震、さらにはそれを上回ります地震が起きた場合、大変な被害が想定されるのでございます。しかし、私の心配とは別に、それほどの心配はないであろうと言われるお方もいらっしゃいますので、将来とも心配がなければ幸いですので、そのように折り合いの思っております。

しかし、私は先日、仙台市と新潟市を視察させていただきましたので、これを参考にさせていただきますながら、もし当市が最悪の場合を想定いたしましたことを考え、次のことにつきまして市ご当局がどうお考えか、また具体的に調査なり対策をお立てにならっしゃるかをお答え願いたいと思うのでございます。

まずその第一点は、四日市における埋め立てた造成地の面積はどれほどありますでしょうか。おわかりになりましたら、昭和初期くらいからでよいと思っておりますのでよろしく願いたいと思えます。なお、海岸と内陸部とに分けてお答えいただければありがたいと、こう思っております。

なぜかならば、これは新潟及び仙台でいろいろお伺いしたところによりますと、埋立造成地は約五百年かからなければかたいものとならない、このようなお考えがあるようでございますので、お伺いする次第でございます。

第二点は、それらの埋め立てた造成地に公共下水道の施設設備はどれほどあるでございましょうか。また、その地域は安全でありますでしょうかということをお伺いしたいのでございます。

第三点は、同じく水道の断水のおそれはないかということでございます。さらには、断水した場合に飲料水の確保はできたでしょうかというところも、水洗便所の使用は大丈夫でしょうか、お伺いするところでございます。

第四点は、住民の避難について、特に、臨海工業地帯などには先ほども申し上げましたように道路下に危険な埋設管がたくさんございます。そこに住する皆さんはどう避難したらよいのか。また、高層や雑居ビル、病院などの停電

した場合などの避難対策はどうなっているのか、お伺いしたいのでございます。

第五点は、被害その他の状況を市民にPRして、いろいろなパニックを防止するための対策はどうお考えかということでございます。

第六点は、交通問題でございます。この問題は県が行うべき問題でございますが、異常なほどの渋滞が想像されます。復旧に大きな影響を及ぼすということでございますので、その対策をお伺いするものでございます。まず停電を想定いたしましたして、信号機あるいは遮断機の利用ができなかった場合、さらに夜間であった場合、どう対策をお考えかということでございます。

第七点は、先ほども出しましたが、食料品の問題もでございますが、それは割愛させていただきますが、プロパンなど燃料をどうしたらよいかということでございます。仙台市にいたしましたしては、それらの器具を安く販売されたと聞いております。この点についてお考えをお願いしたいと思うのでございます。

第八点は、先ほども申しましたように、当市は石油化学コンビナートが林立しております、爆発物やあるいは火災、さらには石油、ガスなどの貯蔵タンクの亀裂による油の流出、あるいは悪臭などの事故はどうか。安全であるうか。さらには、百メートルを超す煙突がたくさん林立しておるのでございますが、その辺は大丈夫でございますか。仙台の場合におきますと、ちょうど定期修理の期間中に地震が起きたそうでございまして、しかも、建設時以来安全であると言われておりましたこの貯蔵タンクも亀裂をいたしまして、油の流出が発生したのでございます。こういう点は大丈夫でございましょうか、お伺いする次第でございます。

第九点は、地震と火災はつきものでございまして、先ほどもお話がございましたが、その火災に対する対策はどうか。

先ほども、各地域においてその防災対策を進めておるとに聞いておりますが、まず消火栓の破損も考えられます。

さらには先ほども申し上げましたように、雑居ビルあるいはスーパー、デパートなどたくさんその大勢の方々の出入りもあるわけでございますので、そこら辺の対策、あるいは事故防止としてどういうふうにお考えになっていらっしゃいますか、お伺いしたいのでございます。

第十点は、不幸にして被害が出た場合の救急医療体制は可能でありましようか。仙台におきましては、当初考えておったことが不可能であったと、あくまでも地域ごととその防災の対策の中に関係のお医者さん、いわゆる開業医が混在しているいろいろの手当てをされたと聞いておりますが、四日市においてはどうお考えでしょうか、お伺いしたいのでございます。

第十一点は、これらの不幸を未然に防止するためには、最大の努力が要請されますが、まず四日市の地質や地盤はどうなっているのかと、それに従って各地で具体的な対策も生まれてくるのではないかと考えられます。しかしながら、この調査は、先ほどもお答えのように、机上の上でそういう地質の図面ができたのか、実態調査をされたのかをお伺いしたいのでございます。そういう上に立って、当市が中心となりながらももっとも具体的に関係機関に対して強力な働きかけをしていただくことが大切であろうかと思っております。

この点についての大綱十一点を申し上げましたが、何とぞよろしくご回答賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 公共下水道施設の整備面積と水道が断水したときの水洗便所の関係につきましてお答えを申し上げます。

現在、五十三年度末の数字でございますが、公共下水道の水洗化につきましては、全市でその整備面積は九百五十四・八ヘクタールでございます。そのうち旧市街地、河原田、大矢知を結ぶ断層とおっしゃいましたですが、その旧

市街地につきましては整備面積は六百十九・四ヘクタールでございます。そのほか、高花平、笹川、あさけ、坂部、三重団地等新市街地の整備面積が三百三十五・四ヘクタールあるわけでございます。

それから、上水道の断水によりまして、下水道施設が特に水洗便所の使用がどうかという問題点でございますが、当然、水洗便所の使用は不可能となるわけでございますので、緊急に仮設便所を設置して対応をしなければならぬかと思っております。

また、宅地内で汚水排水管、水洗便所から汚水管につなぎます宅地内の汚水排水管であるとかあるいは汚水ますの破損等につきましては、水圧のございませぬ自然流下のパイプでございますので、緊急な応急対策としては、簡単に修理が、個々において対応してもらおう場合もございませぬし、直ちに指定業者を派遣して修理をするというような考え方をいたしておる次第でございます。

そのほか、下水道施設が被害を受けました場合には、市で指定をしております上下水道指定業者あるいは建設業者等に動員要請をお願いしたりいたしまして、緊急な施設復旧の対応をいたしたいと考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 第三点の水道の災害時における対策についてご説明申し上げます。先般の仙台の災害のときに配水課長を急遽派遣いたしましたして、その実態を詳細に調べてまいっております。それに基づいて、従来からも立てておりましたが、その対策を強化して今日に及んでますが、その概況をご説明申し上げますと、水源地、配水池あるいはまた水管橋、こういった付近の管が破損いたしますと非常に被害が多く出ますので、その焦点になる管には可撓管という管を用いまして、この管は接続点にゴムが張りつけてありまして、少々の地震でも耐え得ると、

大体マグニチュード六・五くらいまでは十分に耐え得るといふうな力を持っている管を使用いたしましたして、これは全部と言いませんが、そういった危険な箇所には早急に管を布設いたしまして、地震のときの破損を防止するような対策を講じています。

しかし、何分地震が起きて断水の危険ということは当然考えられるわけでございますが、地震発生後直ちに水道局としてとるべき措置は、まず飲料水でございます。飲料水の量は大体普通飲料それから炊事等にお使いになる量が三トンから五トンくらいでございますので、これは、現在持っておりますタンクを仙台の震災後急遽新しいのに取りかえまして、三・五トンの給水タンク車を買いかえることによって強化するとともに、二十リットル入りのポリタンクを二百用意いたしましたして、緊急の場合、これを小型車に積んで運ぶという態勢をとっております。これらを活用することによって応急的な給水対策は可能であると思っております。と同時に、あとふるへ入ったりあるいはまた洗面をしたりのあるいはまたそのほか衛生的な配慮等をいたしますと、大体二十リットルから三十リットル程度の水が必要とされるんでございますが、これは応急仮設管を配置することによって処理するといふうな対策を進めておりまして、なお地震災害等に対しては四日市だけの問題でなくて、広域行政の立場で、少なくとも北勢地域はお互いに協力するということ、年に一度あるいは二度程度の災害対策会議を持ちまして、助け合うという体制を整えております。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 幾つかございました中で、まず埋立地の面積はどのくらいあるかということでございますが、十分な調査ができておりませんのをおわびを申し上げますが、昭和の初期からと仰せられましたけれども、大体海岸線で私どもがいま現状で承知をしておりますのは、昭和の初期からの全部についてはちょっと収録をいたしておりますが、大体百八十七ヘクタールぐらいが埋め立てされたんだというふうな思っ

おります。さらに昭和の初期からということになりますれば、もう少しふえるのではないだろうかというふうに思っております。

それから、内陸部におきます地盤と埋立ての関係でございますが、これは宅地開発をいたすにいたしましても、山を切り盛りをいたしたりしております。さらに、個人住宅を建てるにいたしましては田園等の埋立て等が行われておりますので、埋立面積等についてはちょっと調査をしかねるという事情でございますので、ご了解を賜りたいというふうに思います。

それから、避難の問題でございますが、避難の問題につきましては、当然地震が起きましたら避難を考えたいかなきゃならないということで、先ほど橋本議員のご質問の中で申し上げてまいりました防災手帳の中には、一時的な避難地、いわゆる公園だとか学校のグラウンド等の問題を指定しております。それからさらに、公共施設でいわゆる二階建て等の建造物の堅牢なものについて避難場所としての指定をいたしております。そういう中で、それぞれの地域に合った形でそれぞれをいitたくなりあるいはご研究、家族会議等でご検討いただいで、避難場所をお決めいただいでおると、あるいはそれ以外にも、近くでちょうど手ごろなところがあるというようなこともあるかと思っておりますので、それらについてはそれぞれの家庭でご検討を賜りたいというふうに思っております。

それから、地質の問題でございますが、地質の問題については、私も全く素人でございますので、十分承知をいたしておりますけれども、四日市の地質図を実は地震対策のために作製をいたしております。近くで上がることにはいたしておりますが、これは、四日市の南高校の校長先生の赤嶺先生を代表といたします同学校の地学クラブに委託をいたしまして、調査をまとめていただいたものでございます。四日市のいろんなデータがございますので、それを取りまとめいただいたものでございますが、それらの報告書によりますと、どうしても四日市は地盤の上では全体としては非常にかたい層も多いんでございますけれども、臨海部につきましては、先ほど市長も申し上げましたとおり、

一部やはり粘土層等が下部にありまして、地盤の液状化現象が心配される向きもあるということでございます。それらについては、今後地盤調査をさらにもう少し細かく地域的にも調べていかなければならないというふうに考えておるわけでございます。

被害の程度等につきましては、確かに県の調査報告書の中では、駿河トラフが単独で動いた場合には、単独で動いた場合には三重県の方では被害はごくわずかにとどまるであろうというような、木造建物についての表現をいたしております。しかし、地盤の関係についてはそれぞれ地域的には事情もあると思っておりますので、さらにもう少し細部にわたって研究を私どももさせていたきたいということで、答弁とさせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 先ほどの八点目、九点目の質問について私からご答弁を申し上げます。

八点目の質問は、コンビナートのタンクと地下埋設配管の地震時における損傷についての対策ということでございましたが、この席でたびたびご説明申し上げておりますように、コンビナートにおいて危険物、高圧ガス等を運搬するために使われております地下埋設配管につきましては、埋設時から事故の発生時に至るまで非常に行き届いた措置が講ぜられておるように思います。特に、地震時の状態について申し上げますと、地下埋設配管に設置されております地震感知機が震度四を感じいたしますと、自動的に停止するという装置になっております。高圧ガスの場合と石油類の場合とは若干違うんですが、高圧ガスの場合は、自動的にこれは遮断されます。石油類の場合は、制御室でボタンを押すことによってとまってしまう。その後、窒素または水でもって配管内に入っておる内容物を全部押し出してしまふ、こういうような装置になっております。

それから、タンクの安全施設でございますが、これは、昭和五十一年の六月に消防法が改正されました、タンクの

耐震性というものが相当大幅に強化されております。たとえて申し上げますと、タンクを設置します場合に、基礎基盤の強化の問題、それから建設途上における中間検査の実施、それから点検・検査体制の強化というような措置が講ぜられることになっておりますが、そのほかに、もし不幸にしてそういったタンクが亀裂を生じて油を漏らしたというような場合を想定して、流出油防止堤というものがタンクの周辺につくられております。さらにその外側に流出油防止堤、防油堤と申しますものと防止堤という二重の防護措置が講ぜられておいて、万一の事態が起きても被害が拡大されないというような措置が講ぜられておることでございます。

次に、第九番目の火災に対する対策はということでございましたが、前のご質問でも本日お答えしましたように、地震のときにまず火を出さないようにということで、いまわれわれ広報指導を強めておるわけでございます。同時に、消防団を含めまして四日市消防といたしましては、地震を想定して、第一に訓練の徹底を図っておることでございます。さらに、あらゆる機会をとらえまして、装備の充実、組織の整備というようなことを考え、それを集約いたしまして、耐震火災消防計画というものをつくって、これによって行動していくことを考えております。

さらに、前にも申し上げましたように、一般民間の方々にもお願いして、自主防災組織の結成を推進いたしております。それぞれの自主防災組織に百トンの水槽と三十二からなる自主防災隊、装具といたしまして可搬式の動力ポンプその他必要な消火機材を保持していただいて、直ちに活動に移れるというようなことで、この自主防災組織の組織化は先ほども市長から話ございましたように、漸次広めていく所存でございます。当面、新五カ年計画において二十五つくるというような計画を持っております。八、九の質問について以上答弁いたします。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 二、三漏れたようでございますので、追加してご説明を申し上げます。

避難の問題を申し上げましたが、パニックの問題とそれから交通問題でございます。

かねがね申し上げておりますように、防災無線等の整備をいたしまして、情報の収集、伝達機能をできるだけはっきりさせていこうということで整備をしておりますが、いずれにいたしましてもいよいよパニックのような状態が絶対に出ないという保証は実はございません。それだけにやはりこれは日ごろのPR、さらには皆さん方のご協力ということになるかと思えます。そういう意味におきましては、十分PRに努めてまいりたいというふうに考えます。

なお、交通問題等につきましては、関係機関で十分調整をしながらそれぞれ、もちろん停電の場合もありませんし、信号、遮断機の問題もございましょう。それらについては関係機関協力し合って進めていくというような考え方をいたしております。

なお、生活物資、燃料だけではございませんが、生活物資全般にわたりますは、いよいよ災害ということになりますれば当然確保しなけりやならない問題でございますので、この点につきましては、関係機関挙げて、うちの計画の中で十分確保できるように対処をしてまいりたいというふうに考えます。

さらに、救急医療の問題につきましては、地域防災計画の中では一応救急医療に対します医療機関等が指定はしてございますけれども、実際には、いざとなりますと、全市的に発生をいたしますとなれば、必ずしもそのように作動をしないということもあるかと思えます。一般の避難場所に四日市市立病院を挙げておったわけでございますが、それは医療の問題もあるということで、避難場所から外したというような経過もございます。お説のように、地域単位でそれぞれPRをしながら、救急医療につきましても関係機関のご協力を得たいというふうに考えております。

○議長（大谷喜正君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ただいまご答弁をちょうだいしたわけでございますが、まだ一、二落ちているように思いますが、まず市長に見ていただきたいのがございます。

〔市長に資料を手渡す〕

新潟におきます地震誌を見ますと、先ほどもちょっと前段の部分で津波のことを申し上げました。これは約一・八メートルにわたる平均値の波の高さがあったということでございます。そうなりますと、いわゆる堤防が崩れたりあるいはそういう時期において津波が押し寄せてくる。特に、先ほどもご答弁の中で、新潟によく似た液状化現象が四日市はあるんじゃないかというお話でございましたが、そういう場合の問題につきましてもかなりの浸水という心配もございます。また、水道管が破裂いたしましたして水害を起しているところも多々あるわけでございますが、非常に距離の長い区間においてこういう津波が発生しておるわけでございまして、この東海沖地震の震源地がどこかということに問題があるかと思いますが、しかし、伊勢湾の奥の方に位置する四日市でございますので、どれだけの津波が来るか想像できないわけでございますが、非常に似通った環境がございます。それは、新潟の場合ですと、いわゆる信濃川の中に入ってからの問題の被害が多かったように思います。こういう問題を考えますと、なお、この伊勢湾の奥に位置する四日市もかなりの被害があるんじゃないだろうか、こういう心配をしてるわけでございます。でき得ることならば、こういう科学の時代でございますので、そういう自然推移の症候はやむを得ぬといたしまして、波を打ち破る何かの方法はないものだろうかという気が、この前行ってしてきたわけでございますが、そういうものも含めましてひとつ今後の対策の一環としてお願いできればありがたいと思っております。

次に第一点でございますが、大体の図を書いてきましたけれども、いわゆる被害の特に多かったのはこういう山を削って埋立造成地をしたところ、あるいは河川をあるいは海を埋め立てたところ、あるいはたんぼを埋め立てたところと、いろいろその被害の実態が違うわけでございまして、特にこういう山の場合ですと、こういう境目の問題

が一番被害が多かったというような例がございましたので、そういうところに特に、少なくとも最近造成されましたあるいは建築されましたそういうところにつきましても、十分な対策がとれるようにひとつ指導をお願いしたいと思っております。また仙台市の状況などを見ましても、先ほども橋本議員がおっしゃってございましたブロックベいの倒壊によりまして、死傷者がほとんど十三人でしょうか、そのうちの十一、二人はこのブロックベいや門柱の破壊によって亡くなっておるという現状がございますので、そういうものも含めて、将来そういう埋立造成地の地域の建築の問題のあり方なども含めてお考えいただければありがたいんじゃないかというふうに思っております。

また、公共施設の問題についてのあれも全部被害状況出ておりますし、また私も仙台、新潟にやらしていただいた状況報告も提示させていただいておりますので、ひとつ資料をごらんいただければありがたいと思っております。

また、私たちが身近にしております静岡県にいたしましては、先ほどもご答弁の中にございましたけれども、強化地震対策の地域と指定されておりました、いわゆる静岡市だけでも二千万所に及ぶ、そういう避難のことを、対策を考えなければいけない、しかも来年の三月までにその計画をしなければならぬというようなことが言われております。当市におきましてもやはり地震の被害が少ないと言われておりましたが、そういうところに見習って私は計画をするのが妥当ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

また、埋設管の問題につきましては、仙台でちょうどいいしてきましたこれによりまして、こういうふうには水害が起きておるといふようなことも、こういうようにひとつ、しかしもうすでに数カ月もなっておるにもかかわらず、そうならば、当市が具体的な対策の部分として予算にできれば来年度から計上でできればありがたいんじゃないだろうかというふうに考えておるわけでございます。

また、避難の問題につきましては、新潟市の場合ですと、避難標識を各学校に、いわゆる市民あるいは他のところからいろいろと旅行などおいでになった方につきましても避難場所の明示がわかるようになっております。こういう

ところで、やはり当市民だけの問題じゃなくて、やはり遠くからの旅行者あるいは仕事の関係の方がおみえになったときでも即座に避難場所がわかるような体制はどうでしょうか、お伺いする次第でございます。

また、先ほどお答えになりました仮設トイレでございますが、こういうものはやはり持ち運びというのが大変でございます。また、すぐに間に合うわけございませんが、たとえばこの庁舎が水道、断水した場合、いわゆる二千数百人あるいはお客さんを含めてかなりの人数がわずかの時間でこれを処理するということにつきましては大変な問題があるのではないだろうか。したがって、できるならばそういうところに近いところがすでに公共施設としては設置するような努力はどうでございますか。お伺いしておきたいと思っております。

それから、県が発行されましたいわゆる震度分布図はすでにごらんになっていらっしゃるわけですが、私も見せていただきました。これによりますと、特に危険地域と予想をされておりまして、天カ須賀とかあるいは磯津とかいうようなところが危険であるというふうな図面の上でなっております。これはあくまでも図面の上でございます。先ほども地質の分布図等も発表することでもございましたので、そういうものも含めまして今後の対策をどうしたらいいかということについてご検討いただければありがたいのではないかと、このように思っております。

先ほどもまだお答えいただけない問題につきましては、たとえば市民に状況報告のPRをどうすべきかという点でございますが、これは仙台にいたしましても新潟にいたしましてもほとんどがトランジスタラジオとかあるいは自動車のそういうラジオを通していろんな細かいことまで放送があったので、非常にその点はありがたかったというふうなことでもございました。こういう情報時代でございますので、各家庭にもそういうものがあるかと存じますが、あくまでもマスコミの方々のご協力がなくしてそういうパニック状態が起きないというふうな方向も聞いてまいりましたので、そういう方々に対する話し合いも具体的に進めていただきたいと、こういうふうにも思っております。

次に、心配されるのは幾つかございますが、やはり時間の関係もございまして、また次回ということもございまして、それに残すいたしました。たとえば先ほども消防長が、企業の方は安全であると、また私もつい最近二、三の企業へお邪魔いたしました。いろいろそういう対策も伺ってまいりました。非常に努力をいただいているということはよくわかります。しかしながら、やはりいざというときにあるいは予想外のところに事故が発生するわけでございます。特に私は心配されるのが軟弱と言われているという臨海工業地帯において、たくさんな大きな備蓄のいろんなものが、ガスや重油などございますので、そういうところが亀裂した場合に、いわゆる仙台の場合ですといろんな騒ぎはあったそうです。水路から流れていったとかいろいろ問題があったそうです。ございますけれども、そういう点も最悪の場合を考えて、ぜひとももう一度そういう問題についても練り直していただくとはできないかというふうな気がしてなりません。

また、地域におきますそういう防災の組織ができておるわけですが、そういうところに、先ほど申し上げましたように医師会のいわゆる開業医の方々も含めてそういう防災会議などをしていただいているかというふうな考えております。

もう時間が来たようでございますので、私はあくまでも安心して住める都市にしたい、そういうふうにお互いにお互いにお互いでございますが、最近こういうことが書かれておるのがございます。「みんな考えよう都市づくりの基本理念」という論壇の中で、「ふるさとづくりこそ都市計画の基本理念でなければならぬ」というようなことが掲載されております。あくまでも地震のみならず四日市全体の幸せな都市づくりをするためにはやはりふるさとという気持ちを忘れないで、いろんな対策を考えていただければありがたいと思っております。

以上で私の質問は終わりますが、若干の答えをいただいております。ありがとうございます。

○議長（大谷喜正君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 仮設トイレの件でございますが、下水道指定業者はこれは常に確保しておるものでございます。各戸の水洗化事業をやりますときに一時それを設置しまして使用いたします関係上、確保いたしておりますし、またプレハブ専門業者でこれは市販いたしておるものでございます。

それから、高層アパートとか市役所などの大人数の施設の対策としてはというご指摘でございますが、こういう高層アパート等、また市役所などには必ず確保さるべき空地というのが必ずございます。これらを利用いたしました対策を考えてまいりたいと思っておる次第でございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 仙台、新潟地震の状況等から判断をして、強化地域に準じた形の諸計画を進めよということにつきましては、私もそのつもりで細部にわたって今後とも詰めてまいりたいというふうに考えております。それから、避難場所を町に明示をせよということですが、このことについては他の都市でも現実に行われておることでございます。実は、そのことも計画をいたしました。ところが、内容の中でももう少し避難場所、避難地等については詰めた上で考えてみたいというようなこともございましたので、見送っております。将来に向かって、適当ないい方法があれば、かわるいい方法があれば、さらに検討を加えていきたいというふうに思います。

それから、パニックを想定するというところでございますが、確かにPRをするのに報道関係者のご協力を得なくてはできないということでございますし、防災計画の中では、報道機関との連携ということですでにそれは協議をいたしております。かねがね協議をいたしておるわけでございます。また、特に防災手帳の中では小型のラジオですか、それらもいわゆる必需品の中に取りそろえておくようなパンフレットも入れておるわけでございますので、報道機関のご協力を得て進めたい。ただ仙台の場合等では、駅前に電光掲示板みたいなものが出されたということがございまして、非常にパニックをとめるのに効果があったということは聞いております。そういうような全体を含めまして考えてみたいというふうに思っております。

○議長（大谷喜正君） 本日は、この程度にとどめ、あの方方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時四十三分散会

昭和五十四年十二月十四日

四日市市議定会定例会會議録（第四号）

四日市市議 会

○議事日程 第四号

昭和五十四年十二月十四日(金) 午前十時開議

第一 一般質問

- 第二 議案第一一四号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第三号)……………議案質疑、
委員会付託
- 第三 議案第一一五号 昭和五十四年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)……………
- 第四 議案第一一六号 昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号)……………
- 第五 議案第一一七号 昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第三号)……………
- 第六 議案第一一八号 昭和五十四年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)……………
- 第七 議案第一一九号 昭和五十四年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第二号)……………

- 第八 議案第一二〇号 昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算……………
- 第九 議案第一二一号 昭和五十四年度四日市市水道事業会計第一回補正予算……………
- 第一〇 議案第一二二号 昭和五十四年度四日市市農業共済事業会計第二回補正予算……………
- 第一一 議案第一二三号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正
について……………
- 第一二 議案第一二四号 四日市市税条例の一部改正について……………
- 第一三 議案第一二五号 四日市市休日応急診療所条例の一部改正について……………
- 第一四 議案第一二六号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について……………
- 第一五 議案第一二七号 町の区域の変更について……………

第一六	議案第一二八号	字の区域の変更について……………	議案質疑…
第一七	議案第一二九号	町及び字の区域の廃止及び変更について……………	委員会付託
第一八	議案第一三〇号	町及び字の区域の廃止及び変更について……………	"
第一九	議案第一三一号	市道路線の変更について……………	"
第二〇	議案第一三二号	工事請負契約の締結について……………	"
第二一	議案第一三三号	委託協定の締結について……………	議案説明…質
第二二	議案第一三四号	昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第四号)……………	疑…委員会付託
第二三	議案第一三五号	昭和五十四年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)……………	"
第二四	議案第一三六号	昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第三号)……………	"
第二五	議案第一三七号	昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第四号)……………	"
第二六	議案第一三八号	昭和五十四年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第三号)……………	"
第二七	議案第一三九号	昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算……………	"
第二八	議案第一四〇号	昭和五十四年度四日市市水道事業会計第二回補正予算……………	"
第二九	議案第一四一号	昭和五十四年度四日市市農業共済事業会計第三回補正予算……………	"
第三〇	議案第一四二号	四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について……………	"
第三一	議案第一四三号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	議案説明…質
第三二	議案第一四四号	四日市市職員給与条例の一部改正について……………	疑…委員会付託
第三三	議案第一四五号	四日市市営住宅条例の一部改正について……………	"
第三四	議案第一四六号	工事請負契約の締結について……………	"
第三五	議案第一四七号	委託契約の締結について……………	"

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十四名)

- | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 青 | 山 | 井 | 伊 | 伊 | 小 | 宇 | 小 | 大 | 大 | 金 |
| 山 | 井 | 藤 | 藤 | 藤 | 川 | 田 | 川 | 島 | 谷 | 森 |
| 峯 | 道 | 信 | 雅 | 良 | 四 | 武 | 喜 | 正 | 正 | 正 |
| 男 | 一 | 敏 | 市 | 郎 | 雄 | 正 | 正 | 正 | 正 | 正 |

○出席議事説明者

市

長

加

藤

寛

嗣

渡 山 山 山 山 山 森 水 松 前 堀 堀 古 福 平 橋
 辺 本 中 路 口 口 野 島 川 内 市 田 野 本
 一 忠 信 安 幹 良 辰 弘 新 元 香 行 増
 彦 勝 一 剛 生 孝 吉 郎 一 男 士 衛 一 史 信 蔵

野 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜 川 川
 呂 崎 川 田 村 口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸 野 村 口
 平 貞 平 正 信 基 三 光 正 長 寛 博 也 幸 洋
 和 芳 蔵 巳 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等 善 二

助役	三輪喜代司
助役	坂倉哲男
収入役	平井清三
市長公室長	阿南輝彦
総務部長	斎藤久美
財政部長	伊藤治郎
市民部長	矢田三郎
福祉部長	岩山義弘
産業部長	谷沢文男
環境部長	川合一文
都市計画部長	美濃部一博
建設部長	石井三夫
下水道部長	奥村仁夫

病院事務長 藪田裕

消防長 渡辺靖三
岡本林衛

教育長 山鹿静夫
六田猶裕

水道事業管理者 村山了
黒川薫

技術部長 黒川薫

○出席事務局職員

代表監査委員 吉田耕吉

事務局長 佐々木晃精
議事課長 小坂大之
議事係長 山崎大之
主事 山口克彦
主事 金森伸夫

午前十時一分開議

○議長（大谷喜正君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十五名であります。

本日の議事については、お手元に配布の議事日程第四号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 一般質問

○議長（大谷喜正君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 おはようございます。

それでは、ご通告の順序に従ってお尋ねいたします。

まず初めに、福祉行政についてであります。私は、四日市市内に活力のある福祉の場をつくらうではないかと叫ぶ者の一人でございます。ただいまは日本にとっても三重県にとっても、はたまた四日市にとっては、地方の時代と言われるきょうこのごろに至りまして、福祉を生む福祉政策とは何であるかが求められていると思っております。高度経済成長時代が過ぎ去りオイルショックを境にして低成長時代が叫ばれてから今日まで、福祉の質、量ともに広げようとする大合唱は急に声をひそめて、福祉の切り捨て論がまかり通る気配となってきたのであります。福祉を主張する多くの学者の方や政党、政治家の間から反撃の論議が矢継ぎ早に出されますが、財政的危機を迎えた国及び地方自治体の中で財政配分のあり方に対する議論にはなり得ても、財政悪化の根源のごとく言われはじめたことに大きな抵抗を感じるものでございます。そこには福祉を生む福祉政策についての議論ではなく、財源論に終わっているからにはかならないのであります。明るい福祉都市四日市と題しての基本構想の中に、「都市は市民の暮らしの場として健康で心豊かな生活が実現されなければなりません。」とあります。要に、市民みずからの健康づくりの意欲向上を図りながら、保健医療機関や地域組織と一体となって健康の増進、疾病の予防と保健サービスや医療、救急体制等の充実に努めながら市民の保健衛生を向上させる体制づくりの推進が大切ではなからうかと思っております。そこで、医療の

整備改善だけで健康が守れるものでしょうか、お尋ねいたします。国民の医療費が年間十兆円に達する時代を迎えまして、政策者の目が医療費の軽減の方法のみに集中して、医療における薬の使い過ぎや検査の過剰などが非難の的となっております。さらには、一部の水増し請求が全医師に対する批判にまでエスカレートされ、いわゆる医師税制に不公平の典型として感情的な議論が交わされています。もちろん必要以上の医療費に対するむだ遣いがあれば当然是正をしなければならぬし、制度の改革にも取り組まなければならないことと思っておりますが、私はいま一度われわれの健康に対する考え方を整理してみようと思っておりますが、いかがですか。

そこで私は、健康を維持・発展させる方法として、（仮称）共同保健委員会の設置をしようかと思っております。病院や診療所で患者を待つ医師像が日本には定着しておりますが、疾病を治療するよりも予防することが最も大切であるかは論をまたないと思っております。生まれながらにしてあらゆる環境に適応し健康を維持できる人もあれば、わずかな環境の変化や生活態度でバランスを崩したり局所的な疾病に悩む人もいます。生体側の能力差だけではなく労働環境や居住環境の優劣によって健康は大きく左右されると思っております。したがって、私は、かねてから地域保健所との連携のもとに地域の開業医、歯科医の代表をはじめ市内各種団体代表によって構成し、地域における住民の健康の状況をよく把握し今後の保健計画を立てることを目的として、医療従事者と住民並びに行政が真剣に話し合う中で真の保健活動が求められると思っておりますが、いかがですか、お尋ねいたします。幸いに一昨日の高木議員のご質問に対して市長は、「保健に対する地域の組織づくりに着手する」とのご発言をいただいておりますので、よいご回答を期待いたします。

次に、環境行政についてありますが、このたびお聞き及びのとおりに、財団法人三重県環境保全事業団より産業廃棄物埋立処分計画について、計画発表がございました件につきましてお尋ねいたします。この計画案によりますと、用地所在地が市内桜町字中馬谷と字ツブリ川にまたがっての地内に約三十三万平方メートルのうち十六万五千平方メートルは買収地で、

あと半分の十六万五千平米は借地とのことで、その土地の所有者は名古屋鉄道株式会社、また、個人地主若干名とあります。埋立処分計画の量は二百五十万トン以上となり、埋立てに関する期間は昭和五十六年九月から六年間以上のこと。また、造成地跡地利用計画として、イ、借用地については土地所有者に返還する、ロ、買取地については二通りの考え方で、一つは市及び県と協議の上で公益的事業用地として利用する、二つ目は、地元福祉に寄与する事業用地として利用する、とあります。また、開設準準計画として、去る十月から十一月中に地元桜地区の方々に説明を

終わり、十一月より昭和五十五年六月までに一、測量設計、二、環境アセスメント、三、用地買収交渉、とあります。さらに、昭和五十五年七月より十二月までに法的手続を完了して、昭和五十六年一月より昭和五十六年九月までに施設の建設が完了、とあります。私は、この計画の中の所在地である市内桜町字中馬谷及びツブリ川地内に産業廃棄物埋立処分場を設置する計画を、他の場所に変更していただきたいことをお願い申し上げるものでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（法律第百三十七号）第一章総則第一条に、「この法律は、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」とあります。さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令によりますと、「産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と断されている場所で行うこと。」となっております。したがって、市長はじめ理事者の皆さん並びに議員の方もご承知のとおり、埋立設置場所の下流が三滝川でございます。その三滝川より四日市市上水道の三滝西水源地を基点として、三滝西三号並びに二号、四号井戸がございます。さらに下がりますと、三滝水源地から三滝五号と四号の井戸がございます。これは四日市市の北西に位置する朝明水源地と南西に位置する内部川水源地と並んで、四日市の三大水源地の中でも中心部の上水道の幹線に当たっておりますのでございます。それを考えてまいりますと、素人の考えではございますが、大いに危険をはらんだこの計画に対しましては、所在地となる場所に対して絶対反対したいと考えておりますが、いかがですか、お伺いいたします。

したがって、この計画に反対するものではなく、計画の場所につきましては、変更を、根本から発想の転換をさせていただきたいことを切に切にお願い申し上げますとともに、加藤市長の考えをお尋ねいたします。

最後に、平山物産対策についてお尋ねいたします。一昨日金森議員よりの質問に対してお答えがございましたが、私は私なりになるだけ重複を避けまして、再度ご質問申し上げます。加藤市長は、さきの議会におきまして私の平山物産対策に対しましては、昭和五十四年三月三十一日までに平山物産の悪臭問題に終止符を打てるようなニュアンスの発言をして以来、今日に及んでいる現況でございます。金森議員の質問に際しまして、加藤市長は、魚滓処理推進協議会に五点ほどの指摘をされましたが、関係の方々からは異論がなかったと申されましたが、五点とは何か、お聞かせいただきたいと思っております。

この平山問題につきましては、ここ十年来の問題でございます。また、経営者の姿勢の問題もある中で、私はそうやすやすとうまく解決の運びに至るものではないという、また、うまくいくであろうかという心配をするものでございます。さらに市長が処理されております市内の魚滓を集めて静岡市の平金産業へ転送処理の件ですが、魚滓の収集状況がいまだに五〇%を上回らないことをお聞きいたしました。先々心配でならないのでございます。したがって、加藤市長が今後ご発言のとおり実行できますことをここに確約いただけるように願っています。第一回の質問とさせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） 福祉のあり方につきまして、福祉というものは市民の連帯並びにそれぞれの分担意識を強めることの重要性、この心の福祉を進めていくということになると、きわめてそのことが重要になってまいることがある。うご指摘のとおりでございます。狭義にとらえますと、手を差し伸べる側とそれを受ける側との間に常に信頼と協

調があつてこそ初めて本當の意味での心の通つた施策ができるのではないだろうかというふうに考えております。財政が老人医療の負担というものについてかなり大きな負担をしておると、その中には乱診乱療というようなことが言われておるのでございますが、もともとおっしゃるように、病気になる前に健康を保つ、あるいは病気を予防するというようなことと、それから病気になる場合の医療とある程度体が回復をした場合のリハビリテーションと、これらうまにかみ合つて体系的に整備をされて初めて十分な対応をしたということが言えるのではないだろうかというふうに思つておるのでございまして、そういった意味でこの市民の健康づくり対策ということが大変重要ではなからうかと思つた。ただこの健康づくり対策というのは、医療機関あるいはたとえば保健センターのような健康教育でございますとか、健康診査でございますとか、健康相談でございますとか、そういったような業務を取り扱う機関、それがあるだけで十分とは申せませんが、やっぱり地域の実情に応じた住民に密着した施策を推進することが肝要ではないだろうかというふうに考えておりました。高木議員のご質問にお答えをしたようなことを来年度におきまして立案してまいりたいと、かように考えております。もちろんこれは私どもが役所側だけで考えていくということではございませんで、ご提案のような保健委員会をつくるつくらないは別といたしまして、やっぱり保健関係者、専門家の方々あるいは地域の方々のご意見をお伺いしながら取りまとめたいというふうに考えておる次第でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

第二点の、産業廃棄物については、環境部長の方からお答えを申し上げます。

それから、平山物産問題でございますが、この問題については何遍も議論になっておることでございますし、それから、議会側の公災害対策特別委員会でもお話を申し上げてまいりましたとおり、今日まで対策が確立をされていないということに対しては、私は大変遺憾に思つておるところでございます。ただ、問題の性格上四日市だけの力で全面的な解決を図ることができなかったということで、今日までその解決がおくれておることは大変申しわけないというふうに思つておりますし、私自身も何遍か県あるいは関係者の方々と折衝しながら一日も早くこの問題を解決をしたいということで、今日もその考えには少しも変わりないわけでございます。いろいろ県市の間でのやりとりがございますが、県の方としては五十六年六月までには新しい化製工場を操業に持ち込んで、現在の平山物産の工場を閉鎖したいという目標を立てておりますので、私も五十六年六月にこだわらなければならないと思つますが、一日も早くそういった体制づくりができるように、従来も努力をしておりましたし今後も努力をしておきたいというふうに考えておる次第でございます。幸い県の方でもようやく重い腰を上げていただきました。魚滓処理の対策協議会というものを発足させて、その中で問題の解決を図つていこうというお気持ちになつていただきました。この十二月の七日に三重県広域魚滓処理対策推進協議会という名称でスタートをいたしましたのでございます。

私が冒頭に当たりまして申し上げましたことは、五点ほどあると申しましたが、それはすでに従来のご公書——当市の中で議論をされておりますことを集約的に申し上げたこととございまして、格別変わったことを申したわけではございません。まず現状の平山物産の操業が四十トンを超している特質があるということで、市と平山物産との間の防止協定が守られていないと。そういう事実について黙つて見過ごしておくわけにはいかないとはいえないかと。やはりこの現状の悪臭を少しでもなくそうと思えば、この協定を守らせるべく県市で努力をしなければいけないということの一つ。それから、平山物産に対しては県市が告発をしているということを忘れてはいけないということも申されました。第二番目には、新しい化製工場の操業というものは事業収益だけを考へて操業をしてまいつたんでは大きな考えではないだろうか。やはり魚滓の処理をきちんとして悪臭を出さないということに重点をかけるべきであり、そのためには相当地の決意が関係者の間で必要であるということも申したのでございます。それからもう一つは、そのためにやはり県市が経営のコントロールができるという体制でないと、とうてい新しい化製工場をどこに設けをするにいたしても、その地域の住民の方々のご協力は得られないということも申したのでございます。それから、住

民の方々のご協力を得るためには、その地域に対します環境整備等の事業費というものも建設費の付帯的な費用として見込むべきであるというようなことを要請いたしましたのでございます。それからまた、この新しい化製工場ができて平山物産の工場が閉鎖をされないと、両方で操業をしているというようなことになる。また、その新しい化製工場ができてから、そのことに対しては、市、あるいは関係者の間で相当な決意が要するのではないだろうかということも申したのでございます。それからもう一つは、これは県の事務当局が勝手に考えた案でございますが、ぜひぶん南の方から魚津を運んでくるための手段といたしまして、途中に中継地を三カ所設けて新しい化製工場へ持つてくるといふような、まあ事務当局の案だと私は思うんですが、それを初めて七日に見ましたので、この案では住民の方々の納得は得られないと。やはりたとえば、市場を三重県の中に三つこしらえる。そして、中央卸売市場は三雲村へ、北勢関係では私の方の北勢中央公設卸売市場というものを設ける。それから、南の方には伊勢市の方に設けるといふような案でございますから、全体の広域的に魚津処理をするということになれば、中央卸売市場のものまでわざわざこっちまで持ってきて処理をするというのは納得性が出てこない話ではないだろうか。やはりこの魚津処理の地域配分というものを十分念頭に置いて今後に対処しなければいけないということを私は申したのでございます。まあこれに対しては、そんなに異論がなかったということをご報告を申し上げたのでございます。

来年の一月中には具体的に新しい化製工場を設置する予定地について、地域の方々のご協力を得るべく私も努力をしてみたいと、かように考えておりますので、議会の皆様方の何分のご協力をお願いいたします。以上で私の答弁を終わりたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 産業廃棄物の埋立処分経過について、お答えいたします。産業廃棄物処分の問題につき

ましては、三重県環境保全事業団の理事会におきまして、次期予定地として、桜町字中馬谷、宇ツブリ川の溪谷を候補地として討議がなされて、その概要が報告があったわけでございます。田中議員の質問の中でその内容につきましては述べられておりますので省略させていただきますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によりまして厳しい規制があることにつきましてはご指摘のとおりでございます。産業廃棄物の処分場の建設に当たっては、関係地域の土地及び水利を十分考え、水質の安全確保、農業用灌漑用水の水量の確保、また、交通条件その他社会環境条件の整備、公災害に対する十分な対策を講ずる必要があります。また、将来に問題を残すものであってはなりませんので、関係地区の皆さん方の同意が得られるものであることはもちろんでございます。現在環境部を窓口といたしまして関係部局で本事業に対する問題点を協議しているところでございます。今後立地条件並びに前述の諸問題を十分検討を加え、慎重に対処してみたいと存じております。

○議長（大谷喜正君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 第一番目の市長のお答えの、地域の組織づくりを期待いたしました。ともに私は、明るい福祉都市四日市の建設を進めるに当たりまして最も大切なことは、福祉を生み出す福祉政策、すなわちそれは政策そのものの中に循環する考え方を確立することであると私は思うのであります。これはいわゆる福祉政策ではなくて、政策全体の中に福祉を生む考え方を導入する必要があります。その福祉がまた福祉を生み出す政策全体のレベルを向上するものでなければならぬと思うのであります。高度経済成長時代に何にも増して産業が優先されたために、公害患者が多発したことは記憶に生々しいことです。職業病に認定されているかどうかは別にしまして、労働環境から特定の病気だけではなく多くの疾病にかかりやすくなっている人も多く、すなわち本人の努力だけでは健康の確保にも限界があると思えます。現代社会には政治姿勢、政策優先順位によってつくり出された健康被害が、多少の差はあれあらゆる疾病に

影響していると考えられるのであります。可能な限りの知識と経験の中から健康と安全を最優先の政治姿勢を貫くことがまず第一であり、四日市市の歴史の中で悪名高い四日市せんそくはその象徴的な出来事として心に深く銘記して、その悪名返上にはがんばらなければならないと思うものでございます。

最近週休二日制が雇用の拡大とあわせて脚光を浴びてまいりました。週休二日制は健康と安全の立場から、よりよ
い次の労働を生み出す政策として採用されるべきものであると思えます。かつて過酷な労働条件、反道徳的な長時間
労働が一般的であったころ、怠情が労働の一面における必要な徳目とされたこともありましたが、余暇は健康と安全の
ため以外の何物でもないのであります。最近の労働は専門化されているために心身の一面を部分的に酷使するおそれがあり
ますので、それをバランスのとれた状態に戻すためにも余暇は必要不可欠であると思えます。週休二日制が論じられ
るとき、中小企業者や農林漁業者の方々からそれは公務員や大企業の労働者の方々の話であると言われ、連日労働し
ていても経営の苦しい現在そのような制度は不可能であるという主張がありますが、確かに理由のある話ではありま
すが、週休二日制は決して経営上からの問題ではなく、中小企業も同様にこの制度を導入するためには法律上も幾つ
か整備していただき、下請企業ほど利益率が低く抑えられている現状を救う法的措置が必要であると思えます。そ
で、住民の生活を基本とした財政運営と、市民の理解と協力による行政運営を遂行されることを希望いたします。

二番目の、産業廃棄物埋立処分計画につきましては、私は計画に対して反対するものではないと思えます。ただ、埋
立ての場所が適当でないために反対するものであります。

昭和五十三年度地域別産業廃棄物受託量を見ますと、四十三万一千七百四十トンものうち八七％の三十七万五千八
百四十トンが四日市市内の工場から出るわけでございます。次に、桑名市の八・四、鈴鹿市の三・二、津市の〇・一
等々となっております。現状を見ますと四日市市に場所の選定をされるお気持ちはよくわかりますが、ましてや加藤
市長が財団法人三重県環境保全事業団の理事であるだけにそのご心中はわかりますが、その理事だけによくよくご賢

察の上お考えをいただきたいと思えます。

国家百年の大計に立っていただき、基本構想の目的にもありますように、市民の英知を集めて二十一世紀を展望し
た基本構想を定め、総合的かつ計画的な市政運営を図ろうとするに相反することのないように、加藤市長にお願い申
し上げます。

最後に、平山物産対策については一日も早く解決されることを願うとともに、加藤市長に申し上げたいと思えます。
大衆は愚にして賢なりと故人のお言葉にもありますように、一日も早く解決されないと、加藤市政において一大失政
にならないようご提言申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 産業廃棄物の処理の中身の大部分は、昭和産業で発生をいたしますアイアンクレーダとい
ふふうに聞いております。したがって、相当アイアンクレーは霞ヶ浦の埋立て等に使われたことをご承知のとおりで
ございまして、十分周囲に対する影響を考えて場所等についても定めてまいりたいと、かように考えております。

○議長（大谷喜正君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 いまのお答えでは納得いかないと思えます。といえますのは、いま安気に県からの指示だということ
で理事者側は立場は困りましようが、これは政治的判断でこのまま関係ないと、大丈夫だということとされますと、
これから十年、二十年、いや百年先に第二の平山問題にまで発展するんじゃないかと、こういう懸念がありますので、
再度市長のはっきりしたご返答をお願いいたします。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　ちょっと私のお答えが不十分だったかもしれませんが、私は現在言われております、申し込まれております場所について結論を出したわけではございませんで、慎重に検討をいたしておると、安心ができるという場合にのみどこへ捨てるにしても廃棄物の場所を決めたいと、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大谷喜正君）　野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君　通告に従って、質問させていただきます。

一、新基本計画と今後の財政見通し及び計画事業の推進について。新基本計画については、過般の九月に試案の段階でその内容をお聞きしましたわけですが、新年度予算編成を前にして改めてこの際基本計画と今後の財政見通し、計画事業の推進について、市長のお考えをお伺いしておきたいと存じます。

まず、今次の新総合計画基本構想の策定過程において、住民参加と住民の意思の把握に重点が置かれておりますが、基本構想の実効性を確保しそこに示された都市像を実現するための基本的な方向と、将来五カ年間にわたる施策の内容をあらわした基本計画が策定されたわけですが、この計画の目的達成のために行政運営の方策として今後どのように進められようかとされているのか、お伺いいたします。

基本計画においては五カ年間の施策目標課題といったことが明らかにされ、実施計画に当たる毎年度の予算において具体化されるわけですが、この五カ年間の施策目標達成のための行政運営の方策として、この計画を実現するための機動的な組織について、総合文化会館建設準備室を設け事業の推進に努めておられますが、一方基本構想に定めら

れた将来像や施策を具体化していくために、市の発展の方向を想定した土地利用など幾つかの計画の策定が必要とされております。したがって、これを推進するための内部管理体制の整備とあわせて調査、研究機関など計画推進のためのシステムの確立が必要と考えますが、市長の所見をお伺いしたいと存じます。

次に、今後の財政見通しについてであります。基本計画の財政収支見込みについて、一般財源の収支の想定では市税の五カ年間に於ける各年度の平均伸び率を九・七％と想定されておりますが、この収支見込みについて一般財源全般について、いま一度説明願いたいと存じます。

また、基本計画の中で財政収支見込みについては、今後の経済動向によっては相当の上下幅が生ずるものと考えられるとありますが、具体的にどのようなことを想定されているのか、お伺いいたします。

また、政府においては新年度予算編成等今後の財政見通しについてかなり厳しい見方をしており、特に地方財政対策についてはここ数年公共事業等に当たる地方債の増発と地方交付税の増額によって措置されてきたと聞いておりますが、新年度の国の財政引締めもあって地方財政対策についてはこれまでと違って、地方債の抑制、国庫補助金の見直し等を通じてかなり厳しいものになると考えられますが、政府の新年度における地方財政計画などの財政対策がわかっておりましたらご説明願いたいと存じます。

なお、政府の地方財政計画によって基本計画で予定されている計画事業あるいは新年度予算編成にどのような影響があるかと考えておられますか、この際お伺いしておきたいと存じます。

市長は、去る三月議会の当初予算審議の際本市の財政見通しについて説明された中に、年々三十五億円の市債発行をした場合昭和五十五年度で借入金と返済額とが逆転する心配があるので、今後は適債事業の選択が必要と述べられておられます。基本計画の計画事業の財源内訳によりますると、三百億円余りの起債に依存されておられますが、歳入構造の弾力性の低下に結びつきこの傾向を強くする心配があると思われまますが、これに対する見解を承りたい

と存じます。

また、市長は、常に財政硬直化について地区懇談会などで説明されており、財政構造の弾力性を見る場合一般に用いられる経常収支比率について、昭和五十二年度は七四％、五十三年度は七八・九％と上昇しておりますが、今後の財政収支見直しから見た場合昭和五十四年度、五十五年度ではどの程度の経常収支比率になるのか、参考のためお伺いいたします。

次に、計画事業が四つの施策の大綱に区分されているわけでございますが、福祉社会の充実について特に市民の要望の強い保育園の整備について、目標水準事業量に対しどの程度対応できるのか。また、教育文化の向上については学校施設の整備が最優先課題と考えられているが、これについても五カ年間において総需要に対してどの程度達成できるのか、その概要とさらに基本計画の重点施策について、所見をお伺いしたいと存じます。

次に、農業転作問題について。このたび農協を通じて山之一色町に小麦専用のライスセンターが四億八千万余りの予算にて建設中ですが、これが完成されますと麦の生産処理は、農家の作業が簡易化されます。しかし、米については収穫はここ数年豊作で、消費を拡大すべきであると叫ばれておりますが、七百万トンから八百万トンにも及ぶ余剰米が倉庫に放置されております。そして、このたびも国の施策として減反が実施されますが、この現実には生産者である農家の不安と不信感をつのらせるばかりでございます。そこで、問題の多い集団転作について質問させていただきます。

一、集団転作に対する助成金の交付について、二、農業政策に対応できる体制の強化について、であります。第一の集団転作については市と農協が一体となって農家を説得、指導しておりますが、むずかしい問題を多く抱えた転作の全市の進捗状況はいかがなものでしょうか。

生活する権利の中で利害関係が絡むむずかしい麦の転作のため、農家自体が話し合い互助制度の中で集団転作の目標に努力しております。参考までに他市の状況を見ますと、県下では鈴鹿市で種子代の全額補助、そして農機具購入に際しては国の補助に市費を加算しております。また、阿山郡阿山町では集団麦作農家へ十アール当たり一万元の助成を、その他の多くの市町村でも同様の何らかの助成がなされていると聞いております。当市においても円滑な転作を推し進める上にも、市より互助金と種子代の補助金の交付を早急に検討していただき実施されるよう、特に要望いたします。

第二点といたしまして、農業政策に対応できる体制の強化についてであります。これからも米の減反、麦の集団転作等、相当長期にわたり、よきにつけ、あしきにつけ市は助言と指導をしていかなばならぬ立場にあると考えます。これを担当する農業、農林関係職員の業務負担はますます加重されますが、農家の期待に沿える安心して仕事のできる農業政策を推し進めるためにもこれに対応した適正な人員配置と体制の強化をお願いし、市長のお考えをお聞かせ願いたいと存じます。

次に、町の区画変更について、町の区画の一部変更及びわかりやすい地番を設定することについて、お尋ねいたします。ここに申し上げる町の区域の一部変更については、地域住民が日ごろからいろいろのことにつき不自由を感じ、矛盾を感じ、たびたび問題となる事件が起こることもありますので、明快にまた具体的にお答えいただきたいと存じます。

まず、私が居住しております下野地区の例を挙げますと、現在三十八世帯の人たちは住民登録、町名と自治会の加入、町名が異なっております。そのほとんどが隣接する町との間の問題であります。中にはいわゆる飛び地になつてかなり遠隔地に及んでいる方々が相当数おられます。下野地区の場合世帯はわずかながら年々ふえておりますが、この飛び地にもまた新開地として新築が特に多く今後ますます住民生活に混乱と不便をもたらし、行政事務の遂行上も円滑を欠くことは必至であります。私がこの問題について発言いたすに当たり各地区の状況も多少調べてみ

ましたが、この件については、市内全域にわたり各地区、各支所に下野地区と同様の問題が生じていると判断をいたします。市の中心地域のように街区を整理し新しい住居地番が設定されれば、この問題は直ちに解消されるのであります。このような整理の行われない地域では、郵便物の配達、車庫証明、農村地における土木費の徴収、選挙時の入場券の配布、あるいは児童の学区の問題などにますます不便あるいは余分な労力を強いられることになるわけがあります。もちろんいろいろむずかしい法律にのっとった事務処理が要求され、そして、それはかなり専門的で厄介なことと聞いておりますが、もう少し住民の社会生活に配慮され柔軟な解決の方法を見つけられないものか、担当部長からお示しいただきたいと存ずるものであります。これには具体事例を検討した上でないと答えられないと言われるかもしれませんが、一般的などのような場合に変更が可能であるのか不可能なのか、過去にそういう実例があったと思いますが、そういうことも含めて理解しやすい説明をお願いいたします。以上、第一回の質問を終わります。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十七分休憩

午前十一時十四分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 野呂議員のご質問にお答えを申し上げますが、あらかじめお断りをいたしたいと思うんですが、大変内容の豊富なご質問でございますので、答弁を考えているうちにご質問を聞き漏らしたりというようなことがありますので、私からご答弁漏れになる点があるかもしれません。その点については担当部の方から補足をさせて

いただきますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

まず、この五カ年間の基本計画を実施をいたしてまいるためには、その基礎的な計画づくりということも必要な面がございますか、あるいは地域社会づくりを進めていくための計画でございますか、さらには今議会で議論になりました保健の地域組織づくりの計画でございますか、そういう基礎的な計画を固めていくなから、この五カ年計画を実施してまいらねばならないということでございますから、そういう計画づくりをするための機関とかいうようなことはいま特別考えておりませんが、むしろそれぞれの計画に応じたチームを編成いたしました。現在の縦割りの組織というものを横断的につないでいくような考え方で問題の解決に当たっていききたいと、かように考えております。もちろんその計画の立案に参加をさせていただく当局の方々にはそれだけ負担がふえるということでございますが、そのために新しい組織をまた別につくるということになりますと、勢い硬直化を進めていくことになりまして、逆にこの計画の推進がむずかしくなっていくと。したがって、ただいま申しましたようないわばプロジェクトチーム的な組織というものを大いに活用をしていくべきではないだろうかと思っておりますのでございます。幾つかあると思うんですが、数的にはかなりな数になるかと思っております。で、それを今度は企画調整課の窓口で個別の担当にしてまいりたいというふうに考えておるのでございます。この点ひとつご了承いただきたいと思っております。

それから、この基本計画を進めてまいる上においての今後の財政見通しについて、種々ご質問がございました。基調といたしまして、八十年、八十一年、八十二年というようなこの年代は大変苦しい年代になることは予想をされるわけでございます。たとえば公債費比率でとってみますと、五十二年は七％、五十三年度は八％、——これは決算ベースでございますが、現計予算ベースで五十四年度はどの程度になるだろうかということになるかと、九・八％ぐらいになる。まあ一〇を超すと危険ラインになるのではないかとこのように思っております。で、五十四年度の現計予算

で借入額が大体三十七、八億でございまして、返済額が三十四億ぐらいになってまいっております。したがって、借りる額と返す額とがだんだんだん接近をしてみいりまして、このままでいくと来年度どうなるかということでございますが、来年度は国の財政計画あるいは地方財政計画等を見ておきますと、起債の充当率というものをぐっと抑えてくる傾向が見えております。いままででございまして、たとえば都市計画事業については、都市下水道、公共下水道事業等については、補助費の九〇%の起債の額が認められておったということでございますが、これからはそうはいかないのではないだろうかというふうに見ております。したがって、借り入れする額が必ずしも従来のような伸び方を示していくかどうかというところに一つ疑問がございしますが、従来のままのようなペースでいくとすればほとんど来年度はとんとんになってしまつて、その次から逆転の傾向が出てくるのではないだろうか。ただ私は、そのこと自体はそう大きく、それでいいというわけではございませんが、そのことは借りなければ返していく額が先行きダウン——少なくなっていくわけですからそんなに心配なことではないのではなからうかと、こういうふうにご考えております。そこで、むしろ經常収支比率がご指摘のように高くなつていくことの方が実は心配でございまして、先ほどご指摘のありましたように五十二年度は七四、五十三年度は決算ベースで七八・九、五十四年度の現計予算ベースで見ますと八〇・八という数字が出ております。これは現計予算ベースでございまして、決算ベースになると若干下がってくるというふうに見込まれるわけでございますが、ともかく經常収支比率が八〇を超すということはいままでの財政通の間の議論では危険ラインであるということが言われておりました、一方で義務的経費の構成がだんだんにふくらんできておるといふ実態がございまして、五十二年度、五十三年度の決算ベースで申しますと、五十二年は四〇%、五十三年度は四一・七%です。そして、五十四年度の現計予算ベースでいきますと四六・一%ということでございますから、硬直化がそれだけ進みつつあるということが数字的にははっきりしてまいっております。そこで、この基本計画では毎年度の収支の状況というのは計画書の中で書かれておるわけでございますが、年間

の税収入の伸びの平均が九・三%ということになっておるわけでございます。もちろんこれは年度によって若干伸びる年度と伸びない年度とございますが、四日市の税財源の構成を見ておきますと、きのう小井議員からご指摘がありました。法人市民税の税収入の中に占める比率というものは、他の都市で占めている割合よりは若干四日市の場合には低くなつております。しかし、一番四日市で懸念をされますのは、償却資産税が年々着実に減つていっておる。大体固定資産税のうち償却資産税の占める割合は、かつては償却資産税が固定資産税の半分以上を占めておったんですが、だんだんその占める比率が、年々二億ずつダウンをしてみいりますので、先行きについて非常に心配な面がそこに一つあるということでございます。法人市民税の影響というのは、景気によって非常に強く影響されやすい。しかも、特化型の産業が四日市の主力をなしているという実態からいたせば景気の変動を非常に強く受けて、伸びない年と伸びる年とあると思うんです。これはきのう小井議員が指摘をされましたが、四十八年度というのはずいぶん伸びた年でございまして、それとの比較で五百七十七番目ということになっておるわけですが、こういうことがあるわけでございますが、そういうようなことを考えてまいりますと、これから九・三%を確保しながら、大体いまの見通しでは計画では八百四億という総事業費になっておったと思うんですが、若干それよりはふえるだろうと。まあ極力抑えたいと思うんですが、八百二十億ぐらいになるのではないだろうかというようなことを見ております。したがって、健全財政を維持してまいらうというたてまえをとっておりますので、現状のままではけいそう楽観的な見通しを将来について立てることは大変困難ではないかというふうにご思っておりますが、どこに重点を置くのかと言いますが、ここに重点を置きますということではなくて、やっぱり四本の柱がありますので、それぞれに重点を考へて仕事を進めてまいらねば、バランスのある市勢の発展というものは望み得ないというふうにご思っておりますので、ご説明いたします。

そこで、社会福祉につきましても、どうしても弱者対策というものにきめ細かい施策を講じてまいらねば、本来的

には地域社会との連帯でそういうものを進めてまいりたいと思っておりますし、教育・文化の面におきましては、教育ということになりますとやはり学校教育、そのための教育環境の整備と、さらに青少年問題というのがきわめて重要な問題でございますので、これらを中心に考えてまいりたいというふうに思っております。

なお、文化ということになりますと、これはそれぞれの地域には独特の文化がございますして、そういったものを掘り起こしていく必要があるわけでございますけれども、市民の方々がいい文化に接する機会というものをできるだけ多く持ちたいと思えば、どうしても総合文化会館の建設というものを進めてまいらねばならないと。さらに地域性を考えて、中央ばかりでないということはもちろんでございますので、北部の方に総合会館の建設というものを取り上げてまいりたいというようなことを考えておるのでございます。

それから、住みよい都市の建設でございますが、公災害、特に地震対策というものと治山治水対策というものに重点を置きつつも、なおかつ将来の町づくりということになりますと、用途地域の問題、それに関連をしました都市改造の問題、あるいは国道二十三号線の問題等の解決を図ってまいらねばならない。

それから、上下水道の整備ということとは、特に住宅環境の改善のためにはきわめて重要な問題でございますので、そういった点も見落とすことのないようにいたしてまいりたいと思っておりますのでございます。

産業の振興ということが活力ある町づくりということのために必要でございますが、これはいまさら私が議論を申し上げるまでもないと思いますが、昨日、一昨日のご質問の中でお答えを申し上げたとおりでございます。

こういったような点に留意をしながら基本計画の着実な実施を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、第二点目の農業問題に関連をいたしまして、組織強化を図っていく必要があるのではないかとこの指摘でございます。これはごもっともでございますので、適正な人員配置と適材な人をこの面では十分考えて措置をいたしてまいりたいと、かように思っておりますのでございます。

その他の点については、関係部長の方からご答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） 財政問題につきまして、市長答弁を補足させていただきます。簡潔にさせていただきます。

五カ年計画に当たりましての財政収支の見通しでございますが、もう一度これを説明すると、こういうことでございますので若干の点につきましては市長の方から触れられたわけでございますが、重複するかもわかりませんが再度お答えをいたしたいと思います。

まず、当時申し上げましたように、当時と申しますのは九月十四日にご説明申し上げましたように、五カ年計画の策定収支計算に当たりましては現行制度を基本とすると、これが一つでございます。二つ目には、推計方法は幾つもあるわけでございますが、やはり一番精度の高いと思われるのは五十三年度あるいは五十四年度の実績を精査してこれを積み上げていくという加減する要素があり、そういったものを加減しながら推計すると、こういった積上げ方式を主としたわけでございます。三つ目といたしましては、あくまでもやはり財政の健全性の確保、こういった三つを柱といたしまして策定をいたしましたのでございます。それが先だっただけで説明申し上げましたように五十八年度までの収入、支出、――これはお手元に参っておると思えますが、このような結果に相なつたと、こういうことございまして、ご指摘のございましたように、税収といたしましては五カ年間を平均いたしましたして約九％、全体の収入との伸び率といたしましては五カ年間におきまして九・三％程度と、一けた台にとどまる見通しでございます。しかしながら、経済企画庁の経済の見通し、気象庁の天気予報が当たらぬということは定評がございますが、昨日もご

指摘がございましたような、私どもではこれを正確に見通すことはなはだむずかしいわけでございます。

したがって、次のご質問に移るわけでございますが、大幅な相当の上下の幅が生ずるものと考えられる。これについて一体どういふことかということでございますが、これにつきましては、当時こういうことまで考えておいたわけではございませんが、やはり第二次五カ年計画の財政収支の策定をいたしました時点におきましても、すでに原油の問題はかなり大きな問題として取り上げられておいたわけでございます。ところが最近の新聞を見ますと二十七日程度になっておる、すでにこれは決定的なようでございます。一バーレル六ドルの値上げでございます。で、これが五十五年年度には三十五ドル、五十六年度には四十ドル、五十七年、五十八年には五十ドルまでいくんではなからうか、こういう予測がなされておるわけでございます。こういったことが日本の経済ひいては国際経済にどういふ影響を与えるか。これは新聞論調等を見ましてもはかり知れないものがあると、こういうふうな言方をいたしております。仮に日本に二百日原油の輸入が全くとまった場合には三百万人の死者が出ると、こういうことまで前通産官僚の、現在は小説家でございますが、堺屋太一という人が申しております。そういったように、経済の先行きに大きな影響を及ぼすのは原油価格であろうと、こういうことは間違いないと断言してもいいんじゃないかと思えます。

それから、国際情勢、こういったものもその後大きく変わりつつあるようでございます。ご承知のとおりアメリカとイランの関係、これに関連いたしましたアメリカと日本の関係もどうやら非常に雲行きが怪しくなってきました。こういった問題もございまして、で、世界的なインフレ傾向はご存じのとおり徐々に進みつつあるわけでございます。こういったことを考えてまいりますと非常に経済の先行きは不透明、こういう一語に尽きるのではなからうか。そういった背景がございまして、この財政収支につきましては今後の経済動向によって相当の上下幅が生ずるものと考えられるという表現になったわけでございます。

それから次に、いろいろご質問がございましたが、市長の方からも答えられましたので省略いたしますが、特に申し上げておきたいことはご質問に関連するわけでございますが、自治省を通じまして県から参っております来年度の地方の財政計画につきましては、国が非常に厳しい財政方針を打ち出しておると。そこで、地方交付税の総額をめぐる論議が最大の争点となる見通しであると。で、結論といたしまして地方交付税も相当圧縮してくるんじゃないかと。したがって、五十四年度から六億の地方交付税をもらえようになつたわけでございますが、一応この試算には来年度五十五年度は八億何がしを計上いたしておりますけれども、これも非常に怪しくなつてまいっております。

それから、起債等につきましても、国が一兆円抑えるということにつきましては、これは大きな影響を及ぼすものではないかと。その他国保につきましてもそういうことが考えられるわけでございます。大体いまわかっておりますのは以上のような非常に厳しい情勢でございますが、これを受けまして私どもも目下各課から出されました要求書をヒヤリングをいたしておる最中でございますが、あわせまして歳入の面につきましても精査いたしておるわけでございます。大体この作業は一月中旬ごろにどれだけの歳入が確保できるか、それに対してどれだけの要求が出てくるかと、こういった面を集計を早急にいたしまして、で、これの一応の作業完了を一月中旬をめぐりにしておるわけでございます。参考に申し上げますと、昨年度の当初予算は三百六十……たしか七億か八億だったと思えますが要求額といたしましては四百十数億、したがって、本年度もやはり一割程度の増額の要求は、あるいは一割以上が出ておるのではなからうかと。諸般の情勢を考えますと、かなりなたをふるわなければならぬんじゃないかと。ふうに考えておるわけでございます。

以上をもちまして、大変長くなりまして申しわけございませんが、答弁とさせていただきます。

○議長（大谷喜正君） 産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君）

第二点の農業転作問題について、お答えをいたします。まず、転作につきましては、農

業団体、農業組合等の皆さん方のご協力によりまして、また農家のご理解ご協力を得まして転作実績を上げることができましたことを、深くお礼を申し上げたいと思います。で、その実績でございますが、五十三年度におきましては転作目標面積が三百三十ヘクタールございましたが、実績といたしましては三百八十三ヘクタールと達成率が一一三％になっておりますし、五十四年度におきましては努力目標が大幅に上げられましたけれども、実績としまして四百七十二ヘクタール、達成率一三九ということになりましたこととありがたく思っておるわけでございますが、五十五年度の配分でございますが、単年度需給均衡を図るために、ご存じのように全国で五十三万五千ヘクタール、すなわち五十三年度対比が一三六％の目標を定めております。三重県下につきましては五十三年の対比で一五〇％、五百七ヘクタールということになってまいりました。したがって、私どももいたしましたはこの目標を達成するためにすでに関係機関との協議をいたしてはおりますけれども、私どもは特定作物に重点を置いて、麦、大豆、飼料等の転作をこれから具体的に地域の方々との懇談、ご説明をしながらご協力をお願いしてまいりたいと思っております。特に五十五年度の転作につきましては、集団ぐるみの話し合いによる麦の集団転作を重点に、麦の作付可能な適地を選びまして重点的に進めてまいりたいと思っております。ご理解を賜りたいと思うわけでございます。そこで具体的には、五十四年度に実施しましたような麦の大型乾燥施設とかあるいは播種機の導入とか、転作促進のための特別対策事業を積極的に導入いたしました。特に今後は転作定着化のための地域の実態に応じた条件整備に重点を置いて進めたいと思っております。五十五年度におきましてはご指摘のような個々の奨励金の積上げではなくして、水田の排水対策、客上あるいは関連農機具の機械導入というような条件整備に重点を置いて進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上です。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 町の区域の変更の問題につきまして、お答えをいたしたいと思います。町の区域の変更につきましては、現在の方式では住居表示による方式と地方自治法によります方式、二通りがございます。住居表示方式につきましては、市街地で人口密度が高い地域が連楯をし、住所の混在をしておる地域ということで、その要件になっております。それから、地方自治法の方式につきましては、該当区域の地籍を一筆ごとに調査をいたしまして、地番をもって告示する方式ということでございます。

ご指摘がございました下野地区につきましては、朝明町あるいは山城町、北山町等の飛び地が随所にごございます。これらの解決のためにはやはり住居表示方式というのは問題があらうかと、地方自治法の二百六十条によります字界の変更処分が必要であらうというふうに思っております。この方法を進めるようにいたしました場合には、町界を道路だとか河川だとか明快な事物で区画をいたします。

それから、区域内の地籍をやはり一筆漏らさずしっかり調査をやらなきゃならないという問題がございます。それから地番告示で効力発生ということでございますので、財産のこともございますし、一定期間分筆したりあるいは合筆したりしないように関係者の理解がまず必要であらうということが課題になります。これらについては、もちろん地域住民の方々はいろんな住民生活なりあるいは行政事務の推進に当たりましてもご不便を感じていただいておりますわけでございますが、土地所有者全員のやはりご理解、ご協力が要件となってまいります。ちなみに、こんなような飛び地がそれじゃどの程度あるかということでございますが、市内の他の地区についてもかなり多く見られております。いずれもそれなりの難点は地籍調査をやらなきゃならないという問題がございます。これをやるに当たりましては地籍調査に関連をいたしました人の確保、さらに日時というような問題が出てまいります。早急に解決するということにはまいりませんが、地域の方々のご不便というのを考えてまいりますとそれらのことについてはできるだけそれぞれの実態を把握いたしまして、具体化できるものから順次その方向で努力をしていきたいというふうに考えて

おります。ただ、過去の事例でございますが、最近では尾平地区のご承認を得ております。それから、青葉町、大井の川等が最近の事例でございます。いずれも財産のことでございますのでそう柔軟な形というわけにはまいりませんので、それぞれ調査いたしまして善処をするように努力をしたいというふうに考えております。

○議長（大谷喜正君） 野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君 ご丁重なご答弁、本当にありがとうございます。また、財政部長には気象庁の天気予報まで例をいただきます、本当にありがとうございます。

新基本計画は地域コミュニティ意識の一般の改善を推し進める中での諸計画で昭和五十四年度から五十八年度までの五カ年の計画であり、その間社会情勢と市民の求める行政はますます厳しさを増し、大きく変動あるものと考えられます。したがって、基本計画については長期期間内においてローリングが必要と考えますが、この対応について十分慎重に考慮されているとは存じますが、市長または助役または公室長のお考えを一言お聞かせ願いたいと存じます。

次に、農業転作に係る助成金の交付は他市においてすでに実施しておりますが、十分研究し検討して農業をも大切にする農業政策を早急に打ち出し、安心して農業に励める市農政を確立していただきたいと思っております。また、農林関係職員の適正な人員配置と体制の充実をも重ねて検討していただきますよう、強く要望いたします。

次に、町の区域変更については、早急に実情を調査して、各自治会、また各関係者ともども相談、打ち合わせの上検討されて、まず非常にむずかしいとは存じますが早くから準備をしていただき取り組みのできるように強く要望いたしました。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 一言でお答えさせていただきますが、ただいま市長からあるいは財政部長からいろいろ経済見通しにつきましての答弁がございましたが、これは確かに非常に不透明な、前の五カ年よりもより以上不透明な時代になってきておりますのでローリングは必要と思っておりますし、また、その方向で進めなければならぬと思えますが、しかしながら、新五カ年の計画につきましては、われわれといたしましてはその達成にその中でも最善の努力をしてご期待にこたえるようにしていきたいと、こういう覚悟で進んでまいる所存でございますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時三十一分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 通告の順に質問させていただきます。

まず、教育問題について二点ほどお尋ねいたします。

第一点目は、小中学校のプールの利用についてお尋ねするんですけれども、各小中学校の夏休み期間中におけるプールの利用、これについては、小学校の場合はかなり活発な利用がされておると思っています。ところが中学校になりまして、閑古鳥が鳴いているところが多々見受けられるわけです。PTA関係の人にいろいろ話を聞かせてもらっても、

もうちょっと有効な利用方法はないのかというふうな声が非常に強く返ってくるわけです。

この中学校のプールが利用されないことにつきましては、いろいろ理由があると思うんですけども、私なりに考えてみますと、子供さんが泳ぎを知らない、こういうことが一番大きな原因として出てくるのではないかと思います。ある小学校でちょっと尋ねてみたんですけども、学校にプールがあるのに、なぜほかのプールへ行くんかというふうなことで、子供さんとその親に聞いてみたんです。もちろんこれはどこかほかのプールへ行きますと、市営でも民間のところでも金を取られるわけです。どうしてそういうところへ行くんかと聞きましたら、学校のプールでは泳ぎを教えてもらえないと、そういう民間のプールに行けば一月もせぬうちに十分泳げるようになるんだというふうな、そういう答えが返っておったわけです。そういうことで、これはちょっと問題だなというところで、この質問をさせてもらうわけですけれども、教育長なんかにもそこら辺のことをちょっと聞きたいんですが、小学校で基礎的な泳ぎをいまして教えていると思うんです。ところが子供の方が覚わらないということだと思っております。そういう人なんかにはお願いをして、水泳を教えることのできる能力を持った人がぜひいぶんお見えになると思っております。そういう人なんかにはお願いをして、夏休みの期間中水泳を教えたらどうかというふうに思っております。優秀な先生がおって優秀な子供がおるところは小学校、中学校泳ぎができるんですけども、そう恵まれた条件ばかりありませんので、そういうふうなことを一遍考えたらどうかというふうに思っております。

それと、このプールにつきましては、四日市の歴史的な経過からながめてみまして、たとえばかつて海水浴場がありましたけれども、海が埋め立てられて、あるいはまた公害関係で海がなくなつたということで各小中学校にプールを配置して、市民にそのかわりに各プールを与えるんだというふうな、そういう感覚が強くなっていると思っております。ですからいま父兄の間で非常に熱望されておるのは、プールの開放をしてほしいんだというところであります。さきの議会で堀議員の質問に対して、プールを開放するんだという答弁があったんですけども、その後どういふか、んか一向にプールを開放されてないと思うんです。ですからどこに一体問題があったのか、その点含めてご答弁いただきたいと思っております。

次に、非行対策についてお尋ねをいたします。

この問題についてもこの議会の中で家庭教育ですとか、社会教育ですとか、いろいろな角度は違いますが、これに関連する答弁があったと思えます。ちょっと角度を変えまして、実態を報告させていただくというところを含めて質問をさせていただくんですが、実はこの三年間この非行対策ということで具体的なテーマを持って非行対策に取り組み、多分そうじゃないかと思うんですけども、かなりの成果を上げたことが実はあるわけです。そこら辺を少し報告をさせていただいて今後の対策について探ってみたいと思うんですけども、実は、この三年前にもある学校ですけれども、一年生から六年生まで各クラスどのクラスをとってみても万引きの生徒がいたわけです。非常にこれは困ったことだと。最初はたとえば、子供さんが新しいおもちゃなんかを持ってますと、それは一体どこで買うたんですよ、だれだれさんにもらいましたと言えば、その家へ電話をして買うたか買わなかったか、万引きしたか確認して処置をしておったんです。子供の方が利口で、ここにお見えの議員さんなんかよりも利口な子がおりました、シャープペンを買ったと千円を下さいということで家から持ってくる。ところが、シャープペンを買わずにそれをちょうだいしてくる。ですから万引きしたのかどうか発見のしようがないというふうな、そういうだんだん巧妙になってきたわけですね。こういうふうなことではだめだということで、実はこういう運動をしたわけです。

まず一つは、そういう万引き非行が全体の中にあるということを親の方はほとんど知らないという実態があったんです。ですからPTAは大体母親で構成されておるんですけども、父親全部に出てもらいまして、この実態を報告し、父親の立場からもう少し家庭教育に取り組んだらどうかということと討論会を実は持ったんです。それでそういう討論会を持ちまして、今度は学校の方でももちろん学校の先生の協力をいただいたんですけども、急がば回れとい

うことであいさつ運動から始めましょうということ、ずっと三年間繰り返したわけです。この運動でいま現在ばかり進んだあいさつができるようになったと思うんです。親の方はまだ五割くらいの人は協力していただけませんが、れども、おいおい地域的なそういう運動にも広がり始めたと思うんです。

さらにまた、簡単なことですけれども、学校で掃除があります。ところが最近家ではうきを使ってませんので掃除の仕方を知らないというんですか、掃いてごみを隣の持ち分へ捨ててしまう。隣の子はまたそれを掃き返すか、ふちへ捨ててしまうというのが大体学校の掃除だったんですけれども、これも学校の先生と、それからPTAの協力で三年前に四十五日毎日一時間詰めきりで先生が子供に教える教え方について勉強させてもらったんですけれども、そういうふうなことを通して、いまではかなり正確に掃き寄せてごみをちり取りに入れてごみ箱に持っていくというふうな、そういう掃除の仕方ができるようになってきたと思うんです。

そのほかにもいろんなことをやっているんですが、そういうふうなことを通しながら実はことし三年目ですけれども、いまだに一件も非行は発生をしていません。

最初に私が多分と申し上げたんですけれども、多分そういうふうなことを通して父親なり母親に対してかなり強力で訴えたことの私は成果が出たのではないかなというふうに思うんです。ここで見逃がしてならぬのは、先生がかなり積極的に協力をしてくれた。ですから家庭教育だなんだと言う前に、集団の中で正確にそのことを教える条件を同時につくったんじゃないかというふうなことを思うわけです。ですから後でも申し上げますけれども、より積極的な学校の先生の協力というのは非行対策に現在欠くことのできぬ条件を持ったんじゃないかなというふうにも私は思います。

まだこれから先があるんですけれども、こういうふうにしてこの非行対策に取り組んできたんですけれども、しかし、一校だけおさまっても意味がありませんので、実は先般も同じような地域ですから、中学校区を一つの縛りとしてその中でこういう運動を継続発展させたらどうかという話をしたわけです。そういう話がまとまりまして地域ぐるみといえますか、学校でおはよう、こんにちは、さようならのあいさつができると同じように、地域に帰ってもそういう雰囲気のことのできぬだろうかということで、いま運動を始めたところです。これは三年くらい重点にこの運動を繰り返して成果を引き出してみたいなというふうなことを思っているんですけれども、問題はその中学校区だけ処理してもまた四日市全域ということは大変なことです。来年の二月四日に四日市のPTA連絡協議会では、現行の組織を変えてこの問題にもっと集中的に取り組めるようなそういう条件整備をしてみたいなという討論が実はいま進行しておる最中でございます。

そういうふうな大きな運動と、それからもう一つ、この非行対策につきまして最も大事なことが私はあると思うんです。大きな漠然とした網をかぶせても非行対策になかなかなりにくいというのが実態としてあると思います。そこで、地区にも補導委員会がありますが、それと競合しないといえますか、協力していくといえますかどっちかわかりませんが、各町に少なくとも複数の身分保証を持った補導員さんみたいなものを設置していただいて、それでどこがだれがどんな状態か、ケースによってきちっと指導ができるような、そういうきめの細かさを持っていく必要があるんじゃないかと思うんです。これは私も三年くらい積み上げてきた運動の答えとしてそういう方向性が出てきたわけですけれども、その点について市の方でどういうふうを考えておられるのかご答弁をちょうだいしておきたいと思えます。

その次に、公害対策について質問させてもらいたいと思います。これは通告に二点しているんですが、二点とも三番せんじくらいでだしがらなんです。再確認の意味について、たとえばこの平山物産問題については、最初市長がこの議場でえらい元気で答弁されて、やがてそれは県の方の責任だということで、だんだんしりすぼみになっていったような感じがするんですが、最近また盛り返してきて二月くらいか来年早々に移転場所を決めていきたいんだと、

そういう交渉をしていきたいんだというふうな答弁をちょうだいしたんですが、その交渉はたとえばそこへいける見通しを持った交渉なのか、それとも一遍そこをどうやという当たってみなわからぬ交渉なのか、その辺ちょっと明らかにしてもらいたいと思います。

それからもうちょっと確認させてもらいたんですが、県市共同で告訴をしたと、それもご承知のとおりだと思うんですが、市長の回答の中で、しかしその間に住民に迷惑をかけるとかぬので内容の改善を図るんだと、こういうふうな答弁があったと思うんですが、それ具体的に何をどういうふうに改善させていこうとするのか、そこら辺を明らかにしておいていただきたいと思います。

それから今度は、認定地域の見直しの問題についてですけども、環境庁から指示があれば認定審査会に諮ると、こういうふうな部長答弁があったわけですが、市長は科学的な判断の結論を得て対処すると、こういうふうな答弁をされておりますけれども、いままでの慣例からいいますと、市長が認定地域をもうちょっと残してやりなさいというふうな、そういう態度で対応をされると、それから、きれいになったんだからもういいんやと、こういうふうな態度で対応するのは答えが違ってくるように思うんです。そこら辺でたとえば認定地域が解消されますと、ぜんそく発作を起こしたり治ったりしている人は、一遍解消されるとその後再発をしても救済をしてもらう条件がないわけです。ですから、そういう問題を含めて今後の対処をしてほしいなというふうなことなんですけれども、ただ、当面は認定地域を残してくれという事で動いてもらいたいと思うんです。動いてくれるかどうか、そこら辺答弁を聞かせてもらいたいんです。

それからその次に、心身障害者や老人についての仕事場を市の方でつくってもらえぬだろうかということなんです。これは簡単なことなんですけれども、たとえば墓地の掃除ですね、それから公園とか緑地の草むしりとか、一般の清掃ですが、こういうふうなもの。それから、それ以外にも比較的体が不自由で、あるいはまた知的能力が劣る子供さんたち、あるいは大人が作業できるような、そういうふうな職場をつくってやってもらえぬやろかなということなんです。この前も公園緑地へ行きまして、いま三人使っていると、どういう状況かといういろいろ聞いたんですけども、その人によって能力差はずいぶんありますので、答えにはなりませんでしたが、たとえばそんな人を三十人ももったら二十人くらいの監督が要るんだと、こういうふうなことがあったと思うんです。そこで、そういう奉仕の精神を持った老人の方も含めて、同じような場所で作業していただければうまくいくんじゃないかなというふうな気がするわけです。老人の場合は最低でもたばこ銭くらいは欲しいと思いますし、それからこの障害者の場合は資金でなしに仕事ができる場所が欲しいという、そういう非常に強い希望の方もお見えになりますので、そういう人たちの何かの物指しでより分けをせんらぬと思いますが、そういう仕事を与えてやってもらいたいと思います。市の直営でというのはむずかしければ、たとえばそういう民間の団体をつくって、そこへその仕事を持っていくという方向もあると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。この場合の答弁は、人事に関するとなると総務になると思いますけれども、適当にお願いしたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） ご質問の第一点の学校プールの件についてお答え申し上げます。まず中学校のプールが夏休み中余り利用されていないじゃないかと、こういうことでございますが、本年の九月末に実施いたしました小中学校のプールの使用状況を見ますと、小学校では平均いたしまして一校二十五日ないし三十日、中学校はご指摘のとおり若干数字が落ちまして十五日ないし二十日間児童なり生徒がこれを使用したしております。

それで、このプールの利用についてでございますが、まず小学校の児童が水泳いたします。これは小学生でございますので、とにかく続けて長く泳げると、こういうのが一つの目標でございます。それでそれを指導いたします教員

の指導力という点につきましては、私は、これは実態を見まして不十分であるというふうに考えております。最近では教員採用試験の場合に実技試験として水泳を取り入れましたけれども、以前はそれがなくて、いわゆる水泳を知らない人が先生になっていると、こういうこともあったわけでございます。それで教師の指導力の向上というのが私はまず何よりも大切だと、そういうふうに考えますので、その面の研修を強化していきたいと、そういうふうに考えております。これは現在小学校の体育科協議会というのがございまして、その協議会で研修会を実施しております、また指導者実技講習会というのがございまして、その研修、それからまた学校によりましては学校で独自に水泳の練達の人を呼んでまいりまして、教師が校内研修会をやっているところもございまして、それからまた教育委員会といましては、別にこの夏休みにこれは泳げない子供でございしますが、約三百名程度を対象にいたしましたという水泳教室というのを実施いたしております。しかしご指摘にもありましたとおり、やはり水泳という問題につきましては若干私はまだ不十分な点がございしますので、ご指摘にございました先生以外の方で、水泳の上手な方をお願いして子供の指導ができないかという問題につきましては研究をさせていただきたいと思っておりますが、まず教師の指導力の向上に力をいたしたいと、そう考えております。

それから次に、いわゆるプールの開放の問題でございしますが、これは本年六月議会で適当な機会に小学校のプールを開放したいというふうに考えております、とご答弁申し上げ、またその中身につきましては、親御さんが自分の子供を連れて近くの小学校のプールを使うと、こういうのはある意味で裸の家庭教育にもなるんだと、こういうことを申し上げたかと思いますが、その後検討いたしてまいりまして、本年の実態を見ますと二、三の学校につきましてさっき私が申し上げましたとおり親御さんが子供を連れて学校のプールを利用されると、それをなされた学校がこれが二、三ございまして、そういう実態もございましたし、以前申し上げました考え方もございしますので、来年度若干の小学校につきまして、いま私が申し上げましたとおり親子同伴という、こういう原則で夏休みにプールを使って

もらうと、これは大体日曜日というのが重きになるだろうと思いますが、そういうのを考えておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。ただし、学校のプールというのは他の体育施設と若干違っています管理の問題がございまして、それからまた事故のこともございしますので、慎重にその点は検討をいたしてまいりたいと思うんですが、学校及びPTAの方とも相談をいたしまして、先ほど申し上げましたような考え方で対処をしていきたいと、そういうふうに考えております。

それから、次第二点の非行対策の問題でございしますが、いろいろご提言をいただきましてありがとうございます。これは正直現在の小中学校の一番大きな課題、特に中学校の一番大きな課題であると、そういう把握をいたしておりますが、ただこういう問題は、いわゆる即効薬はないわけでございしますので、あの手、この手いろんな施策をいたしまして根気よくこれを続けていきたいと、そう考えております。

それで、まず必要なことは、私は、家庭教育の充実であろうかと、これがまず基本であろうかと思っております。問題になりましたケースを調べてみますと、ほとんど大部分は親御さんの指導力が非常に欠如している、あるいはかなり低下していると、それが放任につながり、また逆に過保護につながっているのが実情でございまして、したがって、特に親の指導力の向上、この点を一つの主眼といたしまして従来の施策を拡充いたしますと同時に、家庭教育研究協議会からいただきました答申をできるだけ具体化して、家庭教育の充実に期していきたいと、そう考えております。

それから次に、学校教育につきまして指摘されましたことは、私も全く同意見でございまして、学校教育の方にございますのは正直もう少し強い姿勢で学校が子供に臨む、ちょっと表現はまずうございしますが、いわゆるたたみ込み教育といえますか、もう少し強い姿勢でこの問題は当たる必要があるかと考えております。そのためには一つの学校におきまして校長を中心としまして、全部の先生が同じ考えで同じように子供に対処するのが根本でございまして、

それから道徳教育の徹底をもう少し単に道徳の時間ばかりでなくて、学校のあらゆる機会を通じてこれを徹底させ

まして、基本的な生活習慣、たとえば先ほどは掃除の話とか、あるいはあいさつの話が出ましたが、そういった基本的な生活習慣をこれを強い態度で生徒に教え込むと、そういったことが必要であろうと考えておりますし、同時に道徳的実践につながります道徳性というのを、これを涵養させることが必要であろうと、そう考えております。また、家庭への連絡が必要なことは言うまでもないわけでございます。

それからさらに、地域ぐるみで対処をするというのは現在の状況を見ますと、私はやはりこれも一番大きな対処の方法であろうかと、そう考えておるわけでございます。答申の中にありましたモデル地区の設定という提言は、これを踏まえた提言であろうと解釈しておりますので、先ほどお話に出ました各町で指導のできる人云々のお話は、そういう中で一度検討をさせていただきたいと、そう考えております。いずれにいたしましても、建物がりっぱになりましても中に入ります子供が非行に走っておりますは教育長としては落第でございますので、この非行防止あるいは青少年の健全育成につきましましては最大の努力を続けていきたいと、そう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 平山物産の件についてお答え申し上げます。先ほどお話の中に、最初はえらい勢いだったが、そのうちにしぼんでいって、また元気出してきたと、こういうようなお話があったのは、私は非常に心外でございます。もともと五十四年三月で平山物産をへい歐処理の許可を取り消すという方向で昨年一年県との合意の上に詰めてその準備をやってきたのでございます。ところが、ことしの四月に県の担当部長がおかわりになられまして、以後県の方針がはっきりと変わったわけでございます。

ご承知のようにこの魚滓処理というのは広域で処理をするということでございますから、四日市市がひとりではぼっててもなかなか問題解決に至らないということは、私がいまさら申し上げる必要もないことだと思います。そこでことしの四月に新しい部長さんに地元の方々と一緒に県の方に私がお供をいたしまして陳情いたしました。そのときには五月いっぱい処理しますという県の部長さんの強い発言があったわけでございます。しかし私は、そのとき県の部長さんがそういうご発言をなさったが、これはどういできないことではなからうかというふうに考えておりました。案の定やはりできません。それではどうするかということになれば、やはり広域的な魚滓処理の体制というものははっきりいたさねばこの問題が解決の方向に向かないであろう、かように考えてその点を強く県に要請をいたしております。ようやくここで県下の市町村をまとめて広域的な魚滓処理の結論をまとめようという方向に県の意向が固まってまいったわけでございます。したがって、その結論は出ておりませんけれども、そういった協議会をつくって広域的な処理を考えるとということでは関係者の皆さんの意見が一致をしたということでございますから、私は、こういった体制になれば地域の方々に、新しいプラントについてのご了解を得ることはできると、かように考えて来年の前半までには何とか決めたいというふうに思っています。公災害対策特別委員会にそういうご発言をいたしましたのでございます。そのときの委員会でのご議論の中で、一日も早くやれという強い激励のお言葉を賜りましたので、まあ年内には日程上無理だと思えますが、一月に入りましたら私はその方向で努力をいたします。かようなご返事を申し上げたのでございまして、この点ご理解をいただきたいと思います。

ほかの点については、関係者の方からご答弁申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 公害認定地域の見直しでございますが、これはきのう関係部長から佐野議員にお答えいたしておりますし、九月議会でございますか、これもやはり佐野議員に私からお答えいたしておると思うんでござい

すが、その中で申し上げておりますように、公対審等の意見を聞きながら最終的な態度を決定してまいりたいというのが現段階の考え方でございますので、ご了承いただきたいと思います。

それから心身障害者及び老人対策でございますが、これは特別市の職員として雇用するというふうな考え方でいまま進めておるようなわけではございませんので、総務部長から答弁するというようなことでございましたが、私から簡単に答弁させていただきたいと思えます。この心身障害者及び老人でございますけれども、心障者に対しては昨日も中村議員のご質問に対してご答弁を申し上げておるとおりでございます。精薄者は授産施設並びにそれに伴いましてそれと同時に小規模のものを考えておるといふことでございます。それから老人につきましては、これもこの前何かご質問がございまして、たしか松島議員と思えますが、公園緑地の方でというご質問がございましたんですが、こういうものも踏まえまして福祉部並びに社協、及び都市計画というようなところで調査をしながら、できる限り働ける場所、あるいは生きがいを感じて働ける場所というものを考えてまいりたいと思えますと同時に、生きがい農園というようなものにつきましても、老人につきましては検討をいたしておるのでございます。またご承知のように老人クラブの社会奉仕事業とか、あるいはまた高齢者の無料職業紹介所、あるいは高齢者能力活用の推進協議会、あるいはこれは五十四年度に紹介が四十件、就職三十四件にしておりますが、それから高齢者の就労機会開発研究会というような、こういうようなものを各担当部並びに職安、あるいは高齢者の退職協議会、こういうようなものの機関とも十分連携をとりながら、できる限り生きがい対策というものにつきましましては努力をしてみたい、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大谷喜正君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 このプールの問題につきましては、泳ぎの方は学校の先生にまず泳ぎを教えて指導ができるような体制をつくっていくと、結構なことだと思っておりますけれども、そんなにすぐに間に合うように思えませんので、地域の方の協力も考えるということになした、具体的にあるわけですから積極的にそういうものを申し入れて学校の先生も、それから地域の方の協力も同時に求めた方がいいんじゃないかなというふうに思っています。それからプール開放については、親子同伴で日曜日ぐらいいに開放していくと、結構なことだと思っておりますので、早々に具体案をつくって話を進めていただきたいと思います。

それから非行対策の問題につきましては一致するところとずれたところがあるんですけれども、一つは、現在この補導をやっていく上で資格の問題が何か物足らぬわけですから、町単位で十分相談に乗ってやれるような、そういう資格を持った人というんですか、そういう組織的な整備をひとつこの際検討してもらいたいと思っております。当然何かの手当が必要になってくると思いますが、それともう一つはさっきちょっと出し忘れたんですけれども、こういう非行対策をやっていく団体に対しての補助金をつけてもらいたいと思っております。いまままで幾つかの団体に補助金が出ていますが、新たに組織をされた団体についても補助金を出してもらいたいと思えます。これについては答弁もりたいと思えます。

それから平山物産の問題ですね、たしか市長は心外だと、何か便秘か最近ちょっと怒りっぽうなっただんか、答弁が理解しにくいんですけれども、この議会で五十四年の三月いっぱいまでにはきちっとすると、こういう話を当初されたと思うんです。実際にこの種の問題を処理していく場合には、先に大声を出してからどうしようかといったってこじれるのが通例なんです。ですからそういう意味で市長が怒ることよりは、むしろ私の方が怒りたいんです。しかし、目いっぱい県に対しても努力されていますので、怒ることだけは差し控えますけれども、また同じような対応が繰り返されますと、それこそ行政不信につながってくると思うんです。来年市長が立候補されなければ別に問題はないうと思うんですけれども、また別の方がやられるでいいんですけれども、もしやられるということであれば、のらり

くらりということとか、市長の方で勝手に先に怒るといふことでなしに、やっぱり政治生命をかけてこの問題を処理するといふくらい宣言をしてもらいたいと思うんです。そのことをもって私は市長の立候補声明と受け取らせてもらいたいんです。ですからここでその気を出してもらいたい、こういうことなんです。

それから、この認定地域の解消の問題では、答弁を求めずに要望意見にしたんですが、ご親切に答弁をちょうだいしたんですけれども、どうも気持ちがずれているような感じがするんです。私の申し上げているのは、解消することがいいとか悪いとかそういうこともあるんですけども、解消された後にたまたま認定されておいて、それが解消された途端に病気が治ってまた再発したときに救われる道がなくなるので、そういう点も踏まえて何とか処置してほしいと、こういうことを申し上げているんです。きれいなれば当然認定地域解消されるのが普通のことなんですけれども、ただ、通り一遍のやり方でやられたんでは弱い人がまた泣くことになる。ですから、そういうことを肝に銘じていただいて、なおかつ認定地域であり続けるようなことで努力してほしいと、こういうことなんです。わかっていただけです。わかっていたら、これは引き下がります。

それから、三輪助役の答弁、どこかこうしっくりいかぬものがあるんですけども、精薄なんかについては、実際に施設で、あるいはまた小規模のという回答は、この今議会でも出ていると思うんです。ところが回答をここで何遍努力するとか検討するとかもらっても答えにならぬわけで、実際に困っている人がたくさんおるわけですから、それが不況のときだけに健康な人の仕事場を圧迫するようではこれまた困るんですが、二十人、三十人のそういう条件をつくっても特に問題にならぬと思いますので、公園とか緑地とか手っ取り早くそういう人たちに職場を明け渡してやるような場所がありますから、よろしくお願いしたいんです。答弁聞いてますと、そういうふうにしてやるんやというんですから了解したいんですが、念のために都市計画部長のご意見を賜っておきたいと思えます。

○議長（大谷喜正君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） 心障者、あるいは高齢者の方々の雇用の問題につきまして、これは先ほど三輪助役の方からお答え申し上げました、いわゆる市の行政全体の問題でございますが、特に都市計画部の中での考えというところでございますので、現状を申し上げておきたいと思えます。

私の方でそういう方々に該当するお方を現在雇用させていただいておりますのは高齢者の方、これは平均年齢が六十歳弱でございますが十四名。それから心身不自由者の方は三名でございます。なおこういう方々につきましては今後雇用の機会がありましたら、そういう門戸はほとんど開いていきたいという考え方を持っております。なお本議会でご審議いただくことになっております十二月補正予算の中に自転車駐車場が計上させていただいております。これは各近鉄沿線の中で特にいま自転車置場の問題が起こっておりますので、とりあえず五カ所を選定いたしまして、ここに一応簡易な自転車置場を整備させていただくように計上させていただいております。この整備が終わりましたならば、特に朝の出勤時間、あるいは登校時間、こういうものをねらいまして高齢者、できればご近所の方の高齢者をお願いして、そして自転車のラッシュにおける整理整頓とこういうことをお願いしたい。こういうことを基本にいま検討いたしておりますので、具体的な実施と申しますと昭和五十五年度の予算の方から考え方が打ち出されるというふうに思っております。

○議長（大谷喜正君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。地区の補導委員会につきましては、委託料で予算化をしております。なおこの考え方といたしましては、なるべくその地区で取り組んでいただくというのは一つの新しい試みとして、私はそういう面については努力をいたしたいと、そう考えております。

○議長（大谷喜正君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私に対するご激励をいただいたものというふうに感じました。誠心誠意努力をしてまいるところをお誓い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） これをもって、一般質問を終了いたします。

日程第二 議案第一一四号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第三号）ないし

日程第二一 議案第一三三三号 委託協定の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二、議案第百十四号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第三号）ないし、日程第二十一、議案第百三十三号委託協定の締結についての二十件を一括議題といたします。ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第百十四号、五十四年度一般会計補正予算（第三号）の中で二点ほどお尋ねをしたいと思います。一つは、マツクイムシの防除対策についてでございます。このマツクイムシ防除対策委託料が計上されているわけですが、四日市における被害状況、そして実際の駆除対策、その点について簡潔に明らかにしていただきたく思います。そしていわゆる駆除方法としては伐採による薬剤散布というようなことをお聞きするわけですが、伐採した後の植樹の問題について、現状におきましては県費による造林補助、ごくわずかの造林補助でしかないというわけです。本当に伐採した後の植樹を進めるといふことになりまして、何らかの対策が必要ではないかと、この点に

ついては何らこの予算に計上もされておりませんが、その点についての考え方を伺いたいと思います。

それから、要するに被害状況から見ても、今度の五十四年度における補正も含めまして駆除対策をとるその対象面積、あるいは対象箇所といえますか、それが四日市の場合三分の一にも満たないのではないか、あとの問題をどうするかということ、それから被害を受けたものを切って倒していくということでもいいかどうか。その辺のところを今後においてどうするかということについてお伺いをしたいと思います。

それから次の問題は、平山物産対策の一環としての魚滓処理に関してでございますが、歳入を見ますと、廃棄物売払い代金一千九十七万五千元、歳出におきまして転送等委託料三千五百六十九万六千元ということになっております。この売払い代金は平金産業への魚滓の売払いということであろうかと思いますが、これが過去の四月から十月までの実績としてわずかに九百六十八トン、これから十一月から五カ月間月々百二十トンと、こういう予算の計上になっておるわけでございますが、これを一日当たりいたしますと、わずかに四トンとか四トン半ぐらいにしかありません。果たしてこの新化製工場の建設までの間のひどい悪臭の状態を少しでも抑えるという面から魚滓の持込みを抑えるという点が非常に重要な一つの対策になっていると思えますし、それからいろいろ問題はありましようが、施設の改善も可能な限りさせなきゃならぬと。少なくともその第一点の魚滓の持込みを抑えるという点では、市長が先日来のご答弁の中でも現状は一日四十トンを超えているときもあるというお話でございますけれども、前から私も問題提起をしてきたところですが、せっかく静岡へのお金をかけて転送をするという体制をとりながら一日に四トンとか、あるいは四トン半。こんな状態ではやっぱり問題だと思ふわけです。この辺のところについて、実際的に今後の対策、対応、実際前へ進めさせる実際的な対策、対応というものはどういうふうになっているのか、どうなさるのか。いろいろ計算してみますと、一トンの魚滓を平金まで転送して処理してもらうのに一トン当たり一万五千七百六十五円のお金がかかることになるわけです。この点では静岡の平金に転送する方法が一番いいのかどうか。焼却してしまう方法

がいいのか、転送の費用だけで一万三千三百六十五円かかっておるわけですね。この辺のところの問題も一つ私はあると思いますが、それだけに量を抑えるという問題でもっと徹底した対策が必要じゃないか。それからまた、転送が唯一の方法かどうか、この辺のところも含めてお答えいただきたいと思ひます。

それから次に、議案第二百二十六号の水道事業給水条例の一部改正問題でございますが、五十五年度から五十七年度まで現行料金で推移した場合には三十億余りの資金不足を生ずることなんでしょうが、この中でやはり何と申しましても北勢水道用水の受水費、この問題が非常に大きなウェイトを占めると思ふわけでございます。いま北勢水道用水の受水は一日三万三千四百トンの契約になっておって、その契約に基づいて一トン八百九十円の料金を払っておる。しかし、五十四年度の夏場におきましても最高一万二千二百五十トンしか使っていない。九月二十四日の集中豪雨被害、それにかかわる水道のいろんな工事関係とかかかって、十月二十四日に一万五千八百二十六トンという受水をしたそうでございますけれども、それにしても半分以下の水しか使っていない。これが三万三千四百トンも実際に受水をするような時期というのはい体いつごろになるのか。今度の提案されております計画期間から見ましても入ってこない。五十七年、五十八年、五十九年度になってくるだろう。その間ずっと契約水量、基本料金だけで五十五年度三億九千三百万、五十六年度も五十七年度もそれだけはずっと払っていかなきやならぬ。しかも、それが今度また基本料金も従量料金も引き上げるといふ。しかも、これが県下の県営の広域上水事業、この中で比べましても一番高い、いまのところ。鳥羽の方の関係もありましようけれども、一番高い。揖斐、長良とかああいふ大きな川に比較的近接しながら高い水を買わされる。しかも、使わなくても払っていく。この辺の問題はかねてからも指摘して皆さんもとくにわかっていることだと思ふわけでございます。私も十分承知しておりますけれども、いたずらにこういう推移をしいていいのかわるか。この辺のところの問題についても突っ込んで、もともとこの北勢水道用水に対する国庫補助も少なかつたわけでございますし、ほとんどなかつたわけですし、県費補助も少なかつた。工業用

水なんかと比べましても非常に問題があるわけです。この辺の対応についてこれだけの額が五十七年度の計画の中に計上されてきているだけにはっきりと一遍していただきたい。この辺の打開についてどんな対策をとっていただくか。これはもうしょうがないこととして上げていくだけなのか。また今度の値上げを県が上げるといふものを容認していくのかわるか。この辺のところをはっきり伺っておきたいと思ふわけでございます。

それから大矢知、朝明浄水場設備工事とか、こういうところの問題がやはり第四次変更計画を含めまして、今後の事業の推進になっているわけです。こういう大矢知水源、三岐鉄道の関発したああいふ八千代台のこの影響による水の汚染という問題等もそれだけではないでしょうけれどもある。これらについてのやはり原因なんかもある程度解明して、それに応じた浄水場建設費、あるいはそれにつなぐ送水管、配水管の建設費負担、こうしたものを正さないと本当の問題解決にならない。それからまた料金体系の今度の提案の中で、先ほども北勢水道用水の例を申し上げましたが、大口需要者に対する契約水量、向こう十年間なら十年間これだけの水は使いません。あるいはこれだけの水は使う、こういうのをきちんと契約して安定的に水源対策もとれる、安定的に水も確保できる、そして料金の面でも収入の面でも保証する、こういう考え方をますますとるべきときではないかと思ふんですが、この辺について改めてお考え方を伺いたいと思ひます。これらの手当てをなさってなお料金の値上げがやむを得ないという面があるとすれば、私どもも十分考慮するという面もあるわけでございます。この辺も余分なことですけれども、念頭に入れていただいでご答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午後二時二十九分休憩

午後二時四十二分再開

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君） ご質疑のありましたマツクイムシ防除についてお答えをさせていただきます。本来マツクイムシ防除の問題はご存じだと思いますが、森林病虫害防除法というものがありまして、被害林については、その所有者に対して知事が駆除命令を出すということでございます。当然その所有者が伐倒をするという義務があるわけでございますが、最近の異常蔓延と、しかも山林所有者の山林管理ということから五十二年にいまのマツクイムシ防除特別措置法というのできたわけでございます。したがって、県並びに市におきましては五十二年より当面措置法に基づく五カ年の計画を立てて実施いたしておるわけでございます。実施に当たりましては、いまのところ一斉防除を実施していることといたしておりますし、その内容については重点地域を定めまして、自治会、所有者の協力と了解を得て立ち木の消毒、伐倒ということで駆除しておるわけでございます。実績の議論がございましたけれども、五十三年につきましては三重、県地区を中心に約二千七百七立米を伐倒いたしましたし、五十ヘクタールの立ち木消毒をいたしておるわけでございます。五十四年度につきましては当初でご予算をいただいたわけでございますけれども、ご承知のように来年全国の植樹祭が行われるということもございまして、さらにこの沿線地域を重点に神前、川島、桜地域ということで、さらに倍額の四千立米程度を計画するということで今回二千立米の追加をお願いするということにいたしておるわけでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それからご指摘の伐倒後の緑化の問題でございすけれども、すべてが民有林であるわけでございまして、非常にむずかしい問題がございますけれども、造林補助事業を導入して松以外の杉、ヒノキというふうに植樹転換をいたすように指導しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（大谷喜正君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 転送の費用につきましてご説明いたします。

平山物産が本年三月をもって現地での操業をとめるということで、市内で発生いたします約十トン近くの魚滓を処理することにつきまして、その方策をいろいろ考えた結果転送することが一番ベターであろうと考えたわけでございます。そして、その対応といたしまして三月議会に運搬費用等の補正をお願いした際にも総務委員会に事情をご説明申し上げまして、新工場ができるまで緊急避難的な措置ということでご了承を得て転送に踏み切ったのでございます。なお今後の処理量の削減につきましては、先ほど来市長からご説明いたしました広域魚滓処理対策推進協議会に市町村、あるいはまた排出者である加工業者あるいは魚屋さん等もございすので、その方々の搬入抑制のための協力を求めながら協定量に抑えていきたいというふうに考えております。

○議長（大谷喜正君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 北勢用水を受水して、その使い方が悪いじゃないか。しかも北勢用水の受水費が非常に高いので、それが大き過ぎて料金の改正のポイントになっているんじゃないかというようなこと。これは全くおっしゃるとおりでございます。ただ北勢用水は昭和四十六年に北勢三市六カ町村が当時の水不足を解消する、なお今後十年間の水の見通し等を見きわめた上で、どうしても水が必要であるということでいろいろ作業してまいりましたが、その結果木曾川からその水を受水して浄化して使うというふうなことで計画を進めて、総工費、五十二年末で百二十二億かかっておりますが、その経費を投じて水を確保したということでございまして、その水の確保に当たって、いま申し上げた九市町村がおのの自分たちで企業体をつくって水を確保すればよかったです、何分この九

市町村にはそれだけの力がないので、その仕事を県に移管して水をつくっていただいたと。この段階で契約水量的な考え方で県に必ず水をつくっていただいたら、その水を買いますという前提で、しかもそれにまつわる地元負担金等も負担しつつ今日に及んできておりまして、ところがここ数年来景気の落ち込みとかいろいろございまして、水量の伸びが当初の計画より下回っている事情等ありまして、県水を一〇〇％使っていないというのは現状でございます。そういった過去の経緯を見て、当然四日市としてはこの三万三千四百トンの契約水量は消化しなければいけない。ところが実際にこれは基本料金の該当する分でございます、三万三千四百トンをいま全部いただいても消化し切れませんので、いろいろな企業庁に無理を言って本年度は一日平均一万トン、三百六十五万トンいただいているような次第でございます。ここでつけ加えますならば四日市の水の需要というものは五十一年、五十二年非常に険しいものがございます。ここでつけ加えますならば四日市の水の需要と非常に楽になってきております。恐らくこの水需要の伸びというものは今後続くと思えますが、四日市の水道行政を円滑に進め、市民の皆さんにご迷惑をかけないということをお前提にするならば北勢用水はどんなことがあっても負担しなければならぬ水であるというふうに考えております。

次いで、それでは会社と大口需要者に対して契約水量的な考えを持つことはできないか。これはいろいろたびたびご意見を拝聴しておりますので検討を進めておりますが、全国どこでもそういう一般市民なり、あるいは企業なり大口需要者に対して契約水量的な制度を持つておるところはございませんが、ただ私は、もし今度のこの改正料金でお示しをして、もう要らないというふうなことをおっしゃれば、本当に要らないかどうか各企業を訪問いたしましてじっくりと水需要を聞きたいと思えます。そして、どうしても要らないとおっしゃれば、われわれ水道局としては生活用水確保が前提でございますので、会社あるいは企業等と十分お話し申し上げた上で、これから今後十年間あるいは二十年間の水に対する需要ご希望をはっきりとつかまえて今後の水源確保の対策に当たっていきたくと思えます。

ま小井議員から話がありました、そういう道というものは一応検討していきたくと思えますけれども、現時点で大口需要に対して少なくならないように、水需要が減らないように足かせをかけるということは非常にむずかしかるうと思えます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 あとは委員会でのご審査をお願いしたいと思えますが、マックイムシの防除の問題では、いまお答えいただきました範囲では納得できない面がございます。防除対象が被害の状況にそぐわない。この辺の積極的な対策、それから予防対策、こういう点についてももう少し委員会審査の中で具体的にひとつ方向づけをしていただきたいたく思っております。

また、魚沼問題につきましても市内のはもとより、市外からの持込みの規制、その処置の徹底についてももう少し現在の方法なり、あるいは今後の可能性の問題、その辺の徹底的な対応の議論をしたいと思うわけでございますが、この点も委員会の方でひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから水道の関係ですが、昨年度でしたか、ある企業の節水という名での地下水くみ上げ、こういうことが起こり、そして水道財政にかなりの減収として響いてきたわけでございますが、地下水は自分のものだ、私のものだという形でやられると、しかもこれが地盤沈下の原因になって、そして都市下水やいろんな対応せにやならぬと、こういう不合理はやはり直すという意味で地下水の全面規制という問題もやはりこの四日市の北勢水道用水も受け、今後また三重用水も受ける、その負担金も払っているという事情のもとで、そういうところで逃げ道をされるという形は防いでいくべきだと。あるいはまた工業用水の転用という問題についてもその辺の歯どめをきちっとしなきゃならない。この点についてあえてお答えを求めませんが、委員会審査等の中で十分実態を説明していただきながら善処される方

向を是非打ち出していただきたいと思うわけでございます。

○議長（大谷喜正君） 喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 水道料金の問題なんです、基本的にやはりこの水道料金の問題は、市の行政の中ではわれわれはやはり物価に影響する大きな一つの問題点であるということは従来から申し述べておるわけでございます。そのような観点から、やはり諸物価の高騰の時期にこれを抑え切れないという行政については、ある程度私どもは承服しがたいものを持っております。それで、ただ水の供給屋ということで事を過ごして、将来の展望というのはこのように水のコストが上がりがり人件費が上がるからこうなるんだと、だからこれは将来四年ごとにどんどん上げていくんだというような形でなくして、何かもう一度合理的な研究をして、次にコストをダウンしていくような方法の考察はないものかどうかという点について、やはりもっと研究をすべきでないかと思うんです。やはりスタッフ等もつけて次に展望について研究をしていくということが必要ではないかと思うわけでございますが、そこらの点やはり北勢用水にしてもコストがアップされるといふふうにも聞いております。またこの問題で三重用水についてはくっとまたコストが相当上がってくる。そうすると将来私どもの水を確保するという面についてのいま水道事業管理者のお答えについては、なるほど私どもは十分水がないということではなくして、水を確保するということは将来には大切なことです。その確保するに当たって近隣市町村の負担分をわれわれが負担しなきゃならないんだと、それは説明書にも書いてあって、五十九年度近くまでは背負わなきゃならないかもわからないんです。けれども、工業用水なら工業用水のコストの安いものを何とか合理的にもっと上水に転換するようなことは、これだけの近代社会においてできないものかどうか。工業用水と一般用水とのコストの較差というものは相当大きな違いがあります。これは三重用水との関係のコストもあります。だからそういう点についてのどのような方向で問題を対処していこうとするのか。やはり将来の展望

○議長（大谷喜正君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 他にご質問もございませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、お手元に配布の付託議案一覧表（一）のとおりであります。

日程第二二 議案第一三四号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第四号）ないし

日程第三五 議案第一四七号 委託契約の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二十二、議案第三百三十四号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第四号）ないし日程第三十五、議案第四百七十七号委託契約の締結についての十四件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第三百三十四号から議案第四百四十四号までは、議員の費用弁償の額及び委員等の報酬並びに一般職の給与改定に伴う必要経費に係る一般会計ほか特別会計等の補正予算案並びにそれら関係条例の一部改正案であります。

人事院は、去る八月十日国家公務員の一般職の給与について俸給表の改定、扶養手当、住居手当及び通勤手当等の増額を本年四月一日にさかのぼって実施するよう勧告いたしました。本市といたしましても、この勧告の趣旨を尊重するとともに、市財政の現状等も慎重に検討いたしました結果、職員給与条例の一部を改正し、給料月額、扶養手当、住居手当及び通勤手当について、本年四月一日にさかのぼって三・七五%の増額をしようとするものであります。

また、社会教育指導員、各種の相談員及び家庭奉仕員並びに学校、保育園、社会福祉事務所の医師の報酬について、一般職員の給与改定との均衡、国が示す基準等を考慮して増額改定するとともに、議員が本会議等に出席した場合に支給する費用弁償の額を引き上げようとするものであります。

なお、これら改定に要する経費につきましては、議員の費用弁償の額の改定に係る見込額は、すでにご提案申し上げている追加補正予算に計上いたしておりますので、今回は一般職員及び嘱託職員の給与改定並びにさきに申し上げました校医、園医等を除く各家庭奉仕員等の報酬改定に伴う経費の不足額について、各会計それぞれに追加補正をしようとするものであります。

議案第四百十五号、市営住宅条例等の一部改正案は、公営住宅法施行令の一部改正に伴い、市営住宅の入居者資格に係る収入基準等の引上げ並びに収入の算定方法について所要の改正をしようとするものであります。

議案第四百十六号は、地方卸売市場食肉市場新築工事(第二期)の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額七億一千八百万をもって津市中央大成・松井建設共同企業体に落札決定いたしましたので、同企業体と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第四百十七号は、委託契約の締結案でありまして、富田、富洲原地域の浸水対策事業の一環としての新富洲原合同ポンプ場建設工事は、四日市港管理組合との合併施行により昭和五十三年度から施行中でありまして、本年度はすでに仮航路のしゅんせつ工事を七千四百三十三万四千円で委託契約しております。このたびの契約は、本年度予算額と今議会の冒頭で早期ご決議をいただきました四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)の債務負担行為限度額を合わせて金額三十億二千八百六十五万五千円をもって、同組合にポンプ場土木建築工事を追加委託するため契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要でございます。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大谷喜正君) 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりでございます。ご質疑がありましたらご発言願います。

佐野光信君。

(佐野光信君登壇)

○佐野光信君 議案第四百十六号、工事請負契約の締結についてお尋ねいたします。この議案は、四日市市地方卸売市場食肉市場新築工事について契約金額七億一千八百万円をもって大成・松井建設共同企業体を相手に請負契約をしようとするものでありますが、この請負契約において、第一期工事におきましては松井建設が名前を貸しただけの内容であったと、このような風評を聞いておるところであります。この共同企業体取扱要領でも目的の第一条に、「地元業者の健全なる育成に資するため共同請負制度を確立し、大規模工事、特殊工事についても受注の機会を与えるとともに経営の合理化、技術水準の向上を目的に共同企業体の結成を推進することを目的とする」、こういう目的が記載してあるわけですが、この共同企業体の出資割合とか具体的に工事を行っていく場合に実態をどうつかみ、チェックを行い指導しているのかをお尋ねしたいと思います。また、共同企業体を組む場合に大手業者と市内地元業者とが組むのだと、こういう定義になっておるわけですが、まず市内業者とはどんな基準で決めていくのか、

この問題についてお尋ねしたいと思えます。他の業者でも四日市に営業所があれば地元業者と認めていくのかどうか、これを今後とも進めていくのかどうか、この点をお尋ねします。また素朴な疑問になるわけでございますが、指名競争入札が形骸化されているような感じを受けるところであります。議案第百十三号の公共下水道特別会計補正予算で債務負担行為が二十七億からの議決をしたところでございます。またこの新富洲原合同ポンプ場の新築工事にいたしましたも大成が請ける、このような風評を聞いているところでございます。食肉市場の第一期、第二期、また今期提案されました議案第百三十二号の塩浜第一ポンプ場築造工事二億九千万についても大成が請け負っているところでございます。指名競争入札がきちっとやられているのかどうか、この点をお尋ねしたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回の工事につきましては、日常業務を継続しながら施工すること、あるいは現場が大変狭いというような問題、それから大型特殊工事である、分離発注がむずかしい、それから現場管理が困難である、そういう理由によりまして、地元業界並びにその事情に明るい大手業者との共同企業体方式を採用いたしまして総合発注をする方針のもとに指名に当たったわけでございます。八業者間の構成員指名を行いました競争入札に付したものでございます。地元業者のうち松井建設につきましては先ほども指摘ございましたが、営業所を寺方町に持っております。日常の業務を続けながら施工するというと畜場の業務の運営並びに地元事情に明るく、第一期工事の経験もございまして、他の業者とともに構成員指名の参加になったということでございます。指名審査会におきまして慎重審議して指名をいたしたものでございます。

なお、特別共同企業体の取り扱い要領等の問題につきましては、本年の三月議会でもそのことにつきましてお答えをいたしておりますので、十分おわかりをいただいておりますものと思えますが、今回の大成建設と松井建設との出資割合は七対三というふうに聞いております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 まず質問したことに付いてなかなかお答えいただかないわけですが、七対三の出資割合は私どもも知っているわけでございます。じゃ具体的に現場の実態がどうであったのか、それは帳面上ならどんなことでもできるわけでございますが、具体的に七対三の出資割合でされて、しかも地元業者の発展、経営合理化、こういうものに結びついていたのかどうか、この点をお尋ねしているところでございます。この点について明快にお答えを願います。元々営業所をつくれれば地元業者と認めていくのかどうか。この点について改めて明快に答えをお願いしたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 市内に営業所を設けたら地元業者となり得るかということですが、必ずしもそういうふうと考えておりません。

指名審査会の中では第一期工事と完成いたしました経緯から考えまして、本来随意契約が好ましいんじゃないかというようなご意見もございました。しかしながら、全体といたしまして多額の工事費がかかる工事でございますだけに、そのことについては十分配慮いたしまして指名競争入札に付したということでございます。

○議長（大谷喜正君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 営業所をつくれれば必ずしも地元業者と認めないと、そういうような発言でございしますが、それではなぜ松井の場合は地元業者と認めたのかどうか。その点を改めてお尋ねしますと同時に、回答がございませんでしたが、どのようにこの共同企業体の中身を審査したのか。本場に名前だけを貸していたというような風評があるけれども、そうでなかったのかどうか、その点もお尋ねします。

それから、ちょっとつけ加えさせていただきますと、この指名競争入札の中に大宗が外されておりますが、この点についてどういうものかお伺いしたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 再度のお尋ねでございます。私も現場管理に当たっております担当部局の方におきまして、当然共同企業体としての活動をなされておるといふように確認をいたしております。

それから指名業者の中に大宗建設が入っていないというのはどうかということでしたが、この扱い等については先般全協等でもいろいろご協議いただいておりますので、ご推察を賜りたいと思います。

〔私後する者あり〕

○議長（大谷喜正君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、お手元に配布の付託議案一覧表（二）のとおりであります。

○議長（大谷喜正君） 次に、本日まで受理した請願及び陳情は、お手元に配布しました文書表のとおりであります。

す。それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

なお、目下総務委員会で審査中の請願第十号、消火栓の設置については、取り下げの申し出がありましたので、ご了承願います。

○議長（大谷喜正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来る十二月二十一日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時十七分散会

昭和五十四年十二月二十一日

四日市市議会定例会会議録（第五号）

四日市市議会

第三	議案第一二五号	四日市市休日応急診療所条例の一部改正について	委員長報告
第四	議案第一二六号	四日市市水道事業給水条例の一部改正について	疑、討論、議決
第五	議案第一二七号	町の区域の変更について	議決
第六	議案第一二八号	字の区域の変更について	議決
第七	議案第一二九号	町及び字の区域の廃止及び変更について	議決
第八	議案第一三〇号	町及び字の区域の廃止及び変更について	議決
第九	議案第一三一号	市道路線の変更について	議決
第二〇	議案第一三二号	工事請負契約の締結について	議決
第二一	議案第一三三号	委託協定の締結について	議決
第二二	議案第一三四号	昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第四号)	議決
第二三	議案第一三五号	昭和五十四年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)	議決
第二四	議案第一三六号	昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第三号)	議決
第二五	議案第一三七号	昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第四号)	議決
第二六	議案第一三八号	昭和五十四年度四日市市土地地区画整理事業特別会計補正予算(第三号)	議決
第二七	議案第一三九号	昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算	議決
第二八	議案第一四〇号	昭和五十四年度四日市市水道事業会計第二回補正予算	議決
第二九	議案第一四一号	昭和五十四年度四日市市農業共済事業会計第三回補正予算	議決
第三〇	議案第一四二号	四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	委員長報告
第三一	議案第一四三号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	疑、討論、議決
第三二	議案第一四四号	四日市市職員給与条例の一部改正について	議決
第三三	議案第一四五号	四日市市営住宅条例等の一部改正について	議決
第三四	議案第一四六号	工事請負契約の締結について	議決
第三五	議案第一四七号	委託契約の締結について	議決
第三六	議案第一四八号	人権擁護委員の推せんについて	議案説明
第三七	委員会報告第一五号	教育民生委員会請願書等審査結果報告	疑、討論、議決
第三八	委員会報告第一六号	産業公営企業委員会請願書等審査結果報告	探 否 決 定
第三九	委員会報告第一七号	建設委員会請願書等審査結果報告	議決
第四〇	議 第 五 号	公立学校の学級編制基準改善及び教職員定員増に関する意見書の提出について	議案説明
			疑、討論、議決

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十四名)

森 水 松 前 堀 堀 古 福 平 橋 野 野 生 永 中 谷 田 高 高
野 島 川 内 市 田 野 本 呂 崎 川 田 村 口 中 木 井
安 幹 良 辰 弘 新 元 香 行 增 平 貞 平 正 信 基 三
兵
吉 郎 一 男 士 衛 一 史 信 藏 和 芳 藏 已 夫 保 介 勲 夫

佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜 川 川 金 大 大 小 宇 伊 伊 小 青
野 口 藤 藤 林 川 霸 野 村 口 森 谷 島 川 田 藤 藤 井 山
光 正 長 寬 博 也 幸 洋 喜 武 四 良 雅 信 道 峯
信 次 六 次 次 茂 男 等 善 二 正 正 雄 郎 市 敏 一 夫 男

○出席事務局職員

事務局長

佐々木晃精

代表監査委員

吉田耕吉

技術部長

黒川薫

水道事業管理者

村山了

次長

六田猶裕

教育長

山鹿静夫

次長

岡本林衛

消防長

渡辺靖三

病院事務長

藪田裕

下水道部長

奥村仁人

建設部長

石井三夫

都市計画部長

美濃部博美

環境部長

川谷合一郎

産業部長

谷沢文男

福祉部長

岩山弘

市民部長

矢田三郎

財政部長

伊藤治郎

総務部長

斎藤久美

市長公室長

阿南輝彦

収入役

平井清三

助役

坂倉哲男

助役

三輪喜代司

市長

加藤寛嗣

渡辺一彦
山本勝
山中一
山路口信
山路口孝

○出席議事説明者

議事課長	小坂
議長	板崎
主事	大之丞
主事	山口
主事	克彦
主事	伸夫
主事	金森

午後二時二分開議

○議長（大谷喜正君） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十三名であります。

本日の議事については、お手元に配布の議事日程第五号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 議席の一部変更について

○議長（大谷喜正君） 日程第一、議席の一部変更についてを議題といたします。

おはかりいたします。平野行信君の所属会派の異動により、同君の議席をただいまご着席のとおり変更したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、平野行信君の議席は、ただいまご着席のとおり変更することに決しました。

日程第二 議案第一一四号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし

日程第三五 議案第一四七号 委託契約の締結について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第二、議案第百十四号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第三号）、ないし日程第三十五、議案第百四十七号委託契約の締結についての三十四件を一括議題といたします。

本件に關する委員長長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

後藤長六君。

〔総務委員長（後藤長六君）登壇〕

○総務委員長（後藤長六君） ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第百十四号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第三号）の関係部分についてであります。特に歳出第四款衛生費の魚滓転送等委託料に論議が集中したのであります。各委員からの質疑に対し理事者から、本件は悪臭対策の一環とし、本年四月より実施している魚滓の収集、転送に要する経費であり、その現況は、市内の魚滓発生者約百八十軒のうち現収集戸数は七十三軒、一日当たりの転送量が約四ないし五トンとなっていること、本転送業務を実施するに当たっては、他の方法も検討した結果、コスト的にも最善の方法であると判断したことなどの説明がなされたのであります。当委員会は、審査の過程において特に市内の魚滓発生者の約四〇％しか収集できず、その効果が十分あらわれない現状を重視し、この対策について種々論議を交わしたのであります。理事者からは、残り六〇％の魚滓発生者対策については個々の自覚に負うところが大きく、今後は三重県広域魚滓処理対策推進協議会を中心に、趣旨徹底に努めたいとの説明でありましたが、当委員会は、悪臭発生者である平山物産にいまなお反省の兆しが見えない現時点においては、収集業務の効果を上げるため、関係地域住民のより積極的な協力を得るような体

制を組織化し、魚滓発生者の理解を得ることが問題解決のための一方途と思量し、これが実現に向かって積極的に努力されるよう理事者に強く要請いたしましたほか、収集委託内容の再検討を行うこと及び関係業界の理解と協力を得るよう積極的に働きかけることについて要望いたしました次第であります。

次に、このたび関係機関の協力を得て、来る一月十六日より夜間診療が実施される運びとなりましたことは、地域の救急医療体制の充実に大きく貢献するものと高く評価をいたすものであります。需要の多い年末年始を控え、この制度を一日も早く実現することについて意見があり、理事者から年末年始の救急医療体制については、当番医を指定して対応したいとの説明がありました。

歳入全般及び歳出第一款議会費、第二款総務費、第五款第二項労働諸費、第九款消防費並びに第二条債務負担行為、第三条地方債については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第二百二十三号四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について、議案第二百二十四号四日市市税条例の一部改正について、議案第二百五号四日市市休日応急診療所条例の一部改正について、議案第二百二十七号町の区域の変更について、議案第二百二十八号字の区域の変更について、議案第二百二十九号町及び字の区域の廃止及び変更について、議案第三百十号町及び字の区域の廃止及び変更についての七議案については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第三百三十四号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第四号）、議案第四百四十二号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第四百四十三号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第四百四十四号四日市市職員給与条例の一部改正については、一般職の給与、議員の費用弁償の額及び委員等の報酬の改定に伴う必要経費の補正及び関係条例の改正であり、いずれも別段異議はありませんでした。

次に、議案第三百三十二号及び議案第四百四十六号工事請負契約の締結についてであります。

当委員会は、特に議案第四百四十六号の四日市市地方卸売市場食肉市場新築工事第二期に関して、過日の本会議で発言のあった事項、指名業者選定経緯等々について理事者から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。理事者から、本工事は現場が狭いこと、日常業務を継続しながらの施行であること、大型の特殊工事であること、分離発注はむずかしいこと、現場管理が困難であること等によって、地元業者への単独発注には無理があり、第一期工事と同様に共同企業体方式を採用した。入札については、第一回から第三回の入札ごとに最低者が異なり、厳しい競争入札が行われたとの説明がなされ、各委員から第一期工事の実態、請負業者の実績、入札回数等種々論議が交わされたのであります。その結果、当委員会といたしましては、かねてから要望しております入札回数の限度については、好ましいとされる三回以内で落札するよう最大の努力を払うこと及び契約事務の遂行における業者に接する姿勢は、契約の公正を期するため毅然とした態度で臨むべきことを強く要望し、いずれも原案を承認いたしました次第であります。以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案については、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

川口洋二君。

〔教育民生委員長（川口洋二君）登壇〕

○教育民生委員長（川口洋二君） ただいま議題となっております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第四百十四号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第三号）の関係部分についてであります。

歳出第三款民生費につきましては、別段異議はありませんでしたが、保育所のあり方について論議がなされ、市立と私立の保育所の格差について種々指摘があり、幼保一元化、園児定数の適正化など時代に即した新しい保育行政を十分検討されんことを要望いたしました。

また、第十款教育費についても別段異議はありませんでしたが、私立幼稚園の伸長に伴い、先細りの傾向にある市立幼稚園の現状と実態を指摘し、今後市立幼稚園の特色を明確に打ち出すとともに、二年保育の確立を旨とした質的転換を行い、あわせて幼児教育行政の推進を強く要望いたしました。幼稚園、小中学校の補修費については、その予算の拡大に一層努力されんことを指摘しました。

次に、歳出第十一款第三項文教施設災害復旧費については、別段異議はありませんでした。

議案第百十五号昭和五十四年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）は、五十三年度療養給付費の精算に伴う過年度の国庫支出金の返還金の追加補正であり、別段異議はありませんでした。

議案第百十九号昭和五十四年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第二号）につきましては、本事業の充実を図るため、市費による貸付限度額の引上げについて前向きに検討されるよう要望いたしましたほか、予算計上に至る事務手続については、十分に留意するよう要望いたしました次第であります。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではございますが、これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、産業公営企業委員長にお願いたします。

松島良一君。

〔産業公営企業委員長（松島良一君）登壇〕

○産業公営企業委員長（松島良一君） ただいま議題となっております各議案のうち、産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第百十四号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第三号）の関係部分についてであります。

歳出第六款農林水産業費につきましては、転作事業の実施等農業行政の遂行に当たっては、農業協同組合等専門的組織・団体への事務の委任などによる有効活用を図るべきであるとの意見があり、また転作に係る一般作物について、適正な買い上げ等流通機構の整備に意を用いるよう要望がありました。また、マツクイムシ防除につきましては、薬剤散布による防除事業及び伐倒駆除事業が継続的に実施され、さらに今回の補正において伐倒駆除事業が強化されることとなるのでありますが、当委員会としては、特に伐倒後における造林、植樹補助の制度利用について、その活用の拡大を図るべく積極的な周知と指導に努めるよう指摘いたしました。

第七款商工費につきましては、一番街商店街振興組合等の共同施設建設費に対する補助金が計上されているのであります。資力不足により助成対象事業をなし得ない他の地域への商店街についても市としての振興策を検討するよう意見がありました。

第十一款第一項農林水産施設災害復旧費につきましては別段異議はありませんでした。

議案第百十六号昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第二号）につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第百二十号昭和五十四年度四日市市市立四日市病院事業会計第一回補正予算につきましては、別段異議はなかったのですが、本市立病院が地域の中核的公共医療機関としての位置づけから、市内における患者数、病床数等の調査を行い、今後の病院の方向づけを行うべきであるとの意見があり、また、医療サービスの低下を来すことのないよう患者数の動向に見合った適正な職員数の確保を検討するよう要望いたしました。

議案第二百一十一号昭和五十四年度四日市市水道事業会計第一回補正予算は、受益者負担に係る配水細管移設工事による追加補正が主なるものであり、議案第二百二十二号昭和五十四年度四日市市農業共済事業会計第二回補正予算は、引受面積、引受頭数、被害率及び引受共済金額の増加に伴う各勘定の補正であり、いずれも別段異議はありませんでした。

議案第二百二十六号四日市市水道事業給水条例の一部改正につきましては、巨額化する受水費、拡張事業費等による水道事業の財政窮迫を解消するため、水道料金を改定しようとするものでありますが、いわゆる公共料金の引上げは、市民の日常生活における負担も大きく、経済活動に与える影響も大きいものがあるところから、当委員会は長時間にわたり詳細な説明を求めて、慎重に審査いたしましたのであります。まず、改定の必要性につきましては、その主な理由となっており、受水費の増加につき、理事者から水源の確保については、都市化の進行により伏流水を主体とした既存水源の水質の悪化が懸念されることから、表流水主体に向かわざるを得ないこと、企業努力により抑制してきた北勢水道用水の受水についても、今後の水需要の伸びに対応するために増量が必要であり、また当該事業について、過去の経緯からも受水せざるを得ないこと、さらに当該用水の料金引き上げが来年度に予想されること等によるものであるとの説明がありました。当委員会としては、将来の水需要に対応し得る水源の確保については、その重要性を認識し、自己水源、北勢水道用水、三重用水、工業用水等について十分検討を重ねてきたところであり、既存水源の有効利用に意を用いるとともに、工業用水からの転用について、引き続き検討するよう要望いたしましたほか、省資源化時代を迎え、節水について市民の理解と協力を求めるべきとの意見がありました。料金算定の根幹であります財政計画につきましては、受水費の増高と、先に議決いたしました第三期拡張事業第四次変更計画に基づく事業の遂行及び配水管整備事業、企業債元利償還金の増高等により、今後第三期拡張計画の最終年度である昭和五十七年度までに累積不足額約三十億円を生ずることとなり、さらに原価におきましても、供給単価が給水原価を下回り、販売

収益が赤字となることから、健全運営の確保、独立採算制における原価主義等を勘案し、必要最小限の料金改定に至ったものであり、料金体系については、公式的な総括原価の配賦により算定し、さらに当委員会のかねてより主張しております市民の日常生活に密接に関連するもの等についての配意を十分考慮した上で提案したもので、平均四五・〇八％の改定率であります。家庭用平均使用料については三八・四六％、公衆浴場用平均使用料については三二・五六％の改定率にとどめ、配慮、調整を行ったものであるとの説明がありました。当委員会としては、料金改定の市民に与える影響にかんがみ、値上げを極力抑えるべく十分に検討いたしましたのであります。当委員会としては、料金改定の市は、企業努力を超える受水費の増高、拡張事業費、元利償還金の増加等の要因による財源不足のため改定のやむなきに至ったものと思し、料金についても一般家庭、公衆浴場に対する政策的配慮がとられていることから、北勢水道用水事業に対する県費助成額の拡大を積極的に働きかけるとともに、より一層の努力により経費節減に努め、企業経営の合理化、コストダウンについて十分検討すべきことを強く指摘するとともに、水道事業の経営内容、改定の必要性等について積極的なPRに努め、市民の理解を求めるよう要望し、原案をやむを得ないものとして、賛成多数により承認した次第であります。

なお、本件につきましては、財政計画算定期間の短縮により値上げ幅を抑えるべきとの立場から反対がありました。議案第三百三十五号昭和五十四年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）及び議案第三百三十六号昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第三号）については、いずれも別段異議はありませんでした。

議案第三百三十九号昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算については、市立病院に勤務する職員、特に医師の確保と定着化を図るため、十分な処遇の改善を検討する必要があるとの意見がありましたほか、別段異議はありませんでした。

議案第四百十号昭和五十四年度四日市市水道事業会計第二回補正予算及び議案第四百一十一号昭和五十四年度四日市

市農業共済事業会計第三回補正予算については、いずれも別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

福田香史君。

〔建設委員長（福田香史君）登壇〕

○建設委員長（福田香史君） ただいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、十七、十八日の両日にわたり現地視察を実施するなど、付託議案について慎重な審査を行ったのであります。

まず、議案第百十四号昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算（第三号）の関係部分についてであります。歳出第五款労働費第一項失業対策費については、別段異議はありませんでした。

歳出第八款土木費については、道路橋梁費において、高速道路にかかる道路橋の整備工事費が市三、道路公団七の負担割合で計上されているのでありますが、これに関連して市財政逼迫の折から、市財源を投入して実施する事業については、その事業内容から負担の根拠、必要性を十分検討し、極力その軽減に努めるべきであるとの意見がありました。また、都市計画費において、公園内のマツクイムシ防除事業の委託料が計上されているのでありますが、その被害はさらに広がる傾向を示しており、これら抜本的対策について関係部局と連携を密にし、積極的に取り組むべきことを要望いたしました。また、下水排水に関して市民から多くの要望が提出されている現況から、迅速に対応でき

るよう体制の確立について要望がありました。

歳出第十一款災害復旧費第二項土木施設災害復旧費については、別段異議はなかったのでありますが、被害個所の工事に欠陥はなかったのかとの発言がありました。

議案第百十七号昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第三号）、議案第百十八号昭和五十四年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第二号）、議案第百三十一号市道路線の変更については、別段異議はありませんでした。

議案第百三十三号委託協定の締結については、日永終末処理場第三系統の一部建設工事を日本下水道事業団に委託するものでありますが、市においても適時チェックを行うなど、適正な工事の執行に万全を期するよう要望いたしました。

議案第百三十七号昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第四号）、議案第百三十八号昭和五十四年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第三号）については、別段異議はありませんでした。

議案第百四十五号四日市市営住宅条例等の一部改正については、公営住宅法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでありますが、これによって応募資格者が緩和され、特に低所得者層を対象とした二種住宅の競争率が高くなることが予想されることから、長期に使用された二種住宅を二種住宅へ用途変更するなど、その対応策について十分配慮すべきであるとの意見がありました。

議案第百四十七号委託契約の締結については、新富洲原合同ポンプ場土木建築工事を四日市港管理組合に追加委託するものであり、別段異議はありませんでした。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案については、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（大谷喜正君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しご質疑がありましたら、ご発言願います。

平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 私、議案第四百十六号の工事請負契約についての二、三点をご質問したいと思います。

四日市市地方卸売市場食肉市場新築工事第二期に関する問題についてご質問いたします。

なお、この問題につきましては、四日市の市民ないし大手企業でない業者の立場に立って入札が、また予算が正常であるか、工事請負契約を実施するに当たり、納得いく内容かどうかという点でお尋ねをしたい。入札については、地元優先問題が他の会派から質問が出たこともあったのですが、何となくすっきりした回答が得られないと思いますので、関連して今回の四日市市地方卸売市場食肉市場新築工事第二期請負契約の内容について、二、三ご質問いたします。

一点は、昭和五十四年九月二十一日に入札の四日市市地方卸売市場食肉市場新築第二期工事の入札は、地元業者と大手業者の共同企業体の施行であります。市の工事予算額は七億五千五百万円であり、落札業者の最低額で大成建設、松井建設株式会社に七億一千八百万円で、両者の企業体に決定落札された。市の当初の予算額より三千七百万円を差し、節約という形になったことについては問題はないと思いますが、大成建設、松井建設共同企業体は、第一期工事を施工中であるし、同じ現場の施工であるために、落札金額七億一千八百万円と、二番札の清水建設、生川建設の共同企業体が七億一千八百万円と、その差が五十万円となっておりますが、七億以上の工事ともなれば、地鎮祭、すなわちくわ入れ式の費用だけでも五十万円前後の費用がかかるのではないかと想定します。そこで、大成

建設、松井建設共同企業体は、現に仮設事務所を使用できる状態であり、仮設材料も大部分使用ができるところでございませう。七億円以上の工事の運搬費だけでも考えてみるならば相当な金額であるし、その他のものについても大変有利に工事が進められるというふうに思います。したがって、その内容についてもチェックをどのようにされているかという点についても、いろいろと委員会でご検討された上認められたのかどうかをお尋ねします。たとえば、請負業者が施工中に既設の古材を使用した場合は、材料費、購入費の同額を差し引かれています。これは当然であると思うわけでございませう。七億以上の物件の仮設工事費や運搬についても、大きな費用として見積り細として出てくると思います。その点についての内容も十分に検討された上で落札になったかどうか、明確にご説明を願えれば幸いです。

参考のために申し上げますと、建設工事の積算資料の中で、請負工事金額の歩掛け計算法から見れば、仮設工事について、請負契約金の五割ないし七割となっているやに理解しています。工事費七億一千八百万円に五割で掛けると三千五百九十二万五千円になりますし、また七割で計算をすれば、何と五千二百九十五万五千円となります。この計算の金額が仮に計算どおりにはいかないとしても、平均の半額と考えても二千万以上の金が業者に行き過ぎて、業者が有利になっている、そのように思います。請負契約の明細内容について、当然その点は検討したんではないかと思えますが、その辺の詳細についてご説明をお願いいたします。

最後に、七億円前後の施行については、地元優先にという声の盛んに出て、何遍もこの四日市の地元業者救済策として考えてほしいと、いろいろと提案もされております。仮に四日市のAクラス級の業者で共同企業体を構成して施行することは不可能だと先ほど言われました。しかし、私は可能だと、そのように思うわけでございませう。行政側としては無理だという方向を出しているように思えてならないけれども、どう判断してそういう結果になったのか、もう少し詳しく説明をしていただければありがたいと思えます。また、あわせて今後地元優先の指名審査に十分検討

する意向はあるというふうにはいろいろ答弁されますが、現実はどういう姿となっているのか、その点もよく検討されたと思いますが、少し納得がいきませんので、ご説明をいただきたいと思ひます。

○議長（大谷喜正君） 総務委員長 後藤長六君。

〔総務委員長（後藤長六君）登壇〕

○総務委員長（後藤長六君） お答えをいたします。

積算についてどうなっているのか、おかしいことはないかと、また地元業者の請負について問題はありはしないかと、こういうご質問であったかのように聞いております。この問題につきましては、当委員会としては集中的に論議を交わされたのであります。しかしながら、積算につきましては、また請負契約につきましても、公平公正、きわめて正常に行われたと、こういうふうな理事者の答弁でございました。したがって、異議なく原案を承認したという次第でございます。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 私は、詳しく教えていただければというふうにお願ひしたわけでございますが、いまの答弁では非常に納得ができないわけでございます。確かに第一期工事は第一期工事として完了して、また別の場所で二期工事が施工されるといふうであれば、こういう仮設事務所の問題等についてはダブって予算を組む必要はないと、そういうケースも出てこないというふうに理解するわけでございますが、今回の場合については、同じ場所で引き続きその工事をするわけでございます。したがって、そういう仮設に関する部門のものは削れるんじゃないかと、それを節約すれば市の財源が豊かになるんじゃないかと、私はこういう前提で考えているわけでございます。すでにこの二期工事については、施工が始まっていると思うんですけれども、その点について確認をしながら、次の質問に移ります。

ですから、その辺のダブっての問題について、公平であるというふうにおっしゃるわけですけれども、どのように公平なのか、私は矛盾を感じるわけですけれども、もう少し詳しくお願いします。

○議長（大谷喜正君） 総務委員長 後藤長六君。

〔総務委員長（後藤長六君）登壇〕

○総務委員長（後藤長六君） 先ほどご答弁申し上げましたように、公平公正に行われた。なおかつ特殊な場所である、工事の非常にむずかしい地域であると、こういうことを報告の中にも申し上げたとおりでございますので、その点をご理解いただきたいと思ひます。その他につきましては、理事者の方にお願ひしたいと思ひます。

○議長（大谷喜正君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） 仮設工事的なものを見解をちょっとご説明申し上げておきたいと思ひますが、今回の場合が、もしも仮にこれが前契約者が引き続きやってた方が有利だというふうな判定がありますと、設計には当然そういうことも盛り込みますし、またそれは当然指名競争入札ではなくて、随意契約というような線が配慮されるわけがあります。特に仮設工事とか、たとえばいろいろの道路の進入道路がございますが、こういうふうなものは、すべて工事が終わりますと、前契約者は撤去するというふうのが原則でございます。したがって、新しく指名競争入札を行うという設計の内容につきましては、すべて新しい感覚でございます。仮に、もし仮設道路等が残っておりますと、それに残存価値があるといいたしましても、それは業者間の話し合いということになっていきます。私の方は、もしそれを次の工事に使おうといいたしますと、前契約者と私たちの間ではいろいろと話をし、了解を得なければなりません、いわゆる償却費というふうなものを当初から見えておきまして、建築物そのものちょっと設計の内容が当初から違っておりますので、そのケースケースによっていろいろございますが、原則的には新しい感覚ということでは

行われていくのが通常でございます。

○議長（大谷喜正君） 平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 第一期工事、第二期工事というのは切りをつけて次の指名入札と、そういうふうの説明されておりませぬけれども、そういうふうを決められているというふうの説明されますと、市民の人たちはそれで納得せざるを得ないと、そのように考えるわけでございます。しかし、そのようにですと、入札だけでなく、第一期工事の残ったもの、仮設事務的なものを使えるような形で、入札にどうしてもついてくる、そういう金額が削れるような方向をとることが、初めて市民や大手でない業者たちが希望している一つの方向性ではないかと、そのように考えるわけでございます。工事が大きければ大きくなるほど、たとえば四日市の市民病院にしても恐らくそういう問題で私たちはむだな、余分なお金をどうしても投入しなければならなかったんじゃないかという点において、非常に納得ができないわけでございます。この市の行政として、そういう問題についても改める一つの方向によって、そういう財源が少しでもいい、また有意義に使えるのであれば、そういう好ましい方向のものを取り入れなければならぬと、このように思うわけでございますし、たとえば特殊な、非常に場所の狭い、そういうところの工事であるというふうに申されましたけれども、もしもその二番札の清水とか生川建設がですね、地元の業者として共同企業体をつくって、それこそ二、三千万の差額であればやりますというようなケースも私は出るような今後の方向性というものを見出せないのかどうか、そういう点が非常に疑問でございます。ですから、そういう点についてももう少し今後変更をしていくような考えがあるのか、それも聞かしていただきたいわけでございます。市民の大部分の方、また大手でない企業の方には、おれたちだってできるんだと、そういうむずかしい工事だから、むずかしい工事だからと言われるからやむを得ないんだと、そういう声も大変聞くわけでございます。その辺について、もう一回回答ください。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 今後工事の中身によってもう少し改善を加えていく考え方はないかということでございますが、確かに地元業者で可能な建設工事等も当然あるわけでございます。必ずしも大手を踏まえたジョイントという考え方はかしではございませんので、地元業界でできるものと判断をいたしますものについては、その方向で指名をしてみたいというふうに考えております。

○議長（大谷喜正君） 平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 仮設の事務所の予算ってのは、そういうふうには第一段階で認められるわけですけれども、指名入札の見積明細の中には、当然諸経費、運搬費ってのも含まれていると思えます。そういう点でダブってくるような私たちが考えもいたしませんで、今後ともよく検討をしていただきたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私もこの議案第四百四十六号の問題について、改めてお尋ねをしたいと思います。

議案質疑の段階におきまして、佐野議員の方から幾つかの問題を提起さしていただきました。それに対して理事者からいろいろの回答がございましたけれども、とうてい納得するお答えにはなっていないわけでございます。しかし、その問題提起をさしていただきました以上、この議案の審議に当たられました総務委員会で、それらの問題点の解明も当然なされるべきだと思っております。しかるに、いま委員長からご報告いただきましたその内容をうかがいまして、これまた納得できないわけでございます。その上に、平野議員からも問題が提起されました。この平

野議員から提起された問題も総務委員長あるいは理事者から答弁がございましたが、これも納得できる内容でございました。そこで平野議員の提起された問題は、肝心の提起者の平野議員が下がられましたから、私はさておきましてですね、この事業でなぜ共同企業体を組んで行わなければならない必然性があつたのか、これはもう第一期工事からして問題になるわけでございますが、その当時から私は問題を提起してきております。なぜ共同企業体を組織してこの事業に当たらなければならないのか、そんな必然性がどこにあったのかと、そして共同企業体として組んで事業を請け負わず以上は、その個々の企業体がこの事業にどのようにかかわっていくのかということについて、市側がきちっとした管理、というと語弊がありますけれども、内容をしっかりとつかむ、そしてそれがそのとおりやられていっているかどうかをチェックする、こういうものをきちっと持たなければならないと思うわけです。そうしなければ名前貸しという形になって、なりかねないわけです。この辺については、一体この第一期工事を含めて、さらにそれに倍する以上のこの金額で工事をこれからしてもらうことになるわけでございますが、この大事業にですね、汚点を残していく形になると思います。これをどういうふうにしてそのチェックしていくのか、この辺のところについて、総務委員会でもこれまで詳しく検討いただいたのか、そして市民が聞いて納得できる線がどういふところで出たのかと、このことを明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、この共同企業体、大手と地元業者ということでございますが、地元業者の選定に当たつてですね、現場事情に明るい業者ということになって、そしてそれぞれ、第一期の場合もそうでしたし、今度の第二期の場合でも八社がこの共同企業体を組んで参加しているわけです。そうするとですね、ここでどうしても疑問になつてくるのは、大成、松井という、特に松井ですね、松井建設、松井建設をなぜ入れなければならない必然性があつたのかと、ほかにも事情に詳しいと言われる業者がですね、七社もあるじゃないですか、なぜ松井建設を入れなきゃならない必然性があつたのか。

〔私語する者あり〕

○小井道夫君 その松井建設がですね、しかも地元業者、もともとは地元の業者でないです。四日市へ営業所を設けた、そしたら地元業者だという、こういう四日市の請負契約上ですね、異例の措置がとられているということについてですね、どう釈明するのか、この辺のことを何遍も説明を求めているわけですね、先ほどの総務委員長のご報告の中でもこの辺の解明はなされてないわけです。したがって、こういう点についてどういう検討がなされたのかなされないのか、この辺の疑問をですね、明快にひとつお答えをいただきたい。市民が、総額十億以上に上るこの大事業をですね、こういういろいろな疑問を残したままに進めていくということにつきましては、この工事請負契約に対する市民の不信を、行政に対する不信をですね、つらしていただくに過ぎないと思うんです。この際、この辺の問題については、徹底的にきちっと市民が、だれもが納得できるこの説明をしていただきたい、総務委員長のご答弁をお願いしたいと思いますし、なお必要な部分について、理事者からのご答弁もいただけたらと思うわけでございます。

○議長（大谷喜正君） 暫時、休憩いたします。

午後二時五十九分休憩

○議長（大谷喜正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後三時十五分再開

総務委員長 後藤長六君。

〔総務委員長（後藤長六君）登壇〕

○総務委員長（後藤長六君） お答えをする前に、大変私が不満なお答えをし、大変混乱させたことにつきまして

は、おわびを申し上げます。

この問題につきましては、再三私が申し上げておりますように、入札につきましては、公正に行われております。結果論から言いますと、意識的にというふうな小井議員の質問の内容でございますけれども、そういった公正に行われた請負契約でございますので、委員会としては、もちろんこの問題については論議はされたのでありますが、異議なく承認をいたしたという次第でございます。

共同企業体に松井建設を加えたということにつきましては、理事者をお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 共同企業体に松井建設をどうして加えたかということですが、このことにつきましては、第一回の工事請負契約の案件の時点でも申し上げております。それから、ことしの三月の小井議員の質問に答えても申し上げておるとおりでございます。共同企業体方式を採用いたしましたのは、当然地元業界の育成ということがあるわけでございます。そのことについては、先般の佐野議員のご質問にもお答えをいたしました。営業所があるだけで地元業界とは考えておりませんということは申し上げたとおりでございます。松井建設につきましては、確かに営業所がございますが、あそこの現場の事情等が大変明るいついていうこともございます。そういう事情を踏まえまして、仕事を継続しながら工事を施工していかなきゃならないというような状況のもとで松井建設を加えたということで、八社で共同企業体の構成員指名を行いまして、それぞれに編成をさせていただいて入札、落札決定をいたしましたものでございます。

なお、出資割合の関連等につきましては、先般もお答えをいたしたとおりでございますが、総務委員会にもご報告をいたしております。現場には、松井建設の関係の者も出向いて現場の管理をやっておるといふふうに現場の方の担当課の方で確認をいたしております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 事情に詳しい業者が松井建設のほかにも何社かあるわけですね。ですから、あえて地元業者でない、最近、この第一期工事のわずかな期間の前にですね、営業所を設けたその業者を加えなければならぬという事情は何にもないわけです。素直な受けとめ方をすればですね、素直な理解をすれば、そんな事情はない、それなのにそれを入れてきているというところに疑問があるわけですね、これが指名競争入札だと言いながら、これが形骸化していると云々ざるを得ないような、もう行く先が決まってきたり、事前に決まっているような、こんな疑問を抱かせることになるわけです。何遍お尋ねをいたしましても、理事者からもう納得できる答弁をいただけませんし、依然として残る私どもの疑問として今日ほどどめておきたいと思うわけでございます。しかし、第一期工事の問題の段階のときに、私も指摘しましたが、この松井建設からいるいるな働きかけがあったと、そういうものに屈してこういう十億以上にも上る工事を、この指名競争入札というものも事実上形骸化したような形で押し通していくという理事者のこの姿勢、いかに困難や圧力があつたとしても、断固として公正は確保していくと、こういうことが貫徹されなきゃならぬと思うわけでございます。他の都市におけるこの種の問題についての当局の対応、これが一步誤ったために大変な施政上の混乱を起こしているという例も幾つもあるわけでございます。この際、当局がそういう問題に毅然とした、公正な立場を貫き通す、今後その轍を踏まないという立場で対処していただくことを強く求めて終わりたいと思うわけでございます。

○議長（大谷喜正君） 他にご質問もありませんので、委員長長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、議案第四百十六号工事請負契約の締結についてであります。この議案は、四日市市地方卸売市場食肉市場新築工事第二期について、契約金額七億一千八百万円でもって大成、松井建設共同企業体を相手に請負契約をしようとするものであります。私は、ここに至る経緯も含めて議案提案のときにも質疑をいたしました。不明朗な点が多々あり、反対するものであります。

まず、第一期工事におきましては、松井建設が名前を貸しただけだと、こういう風評を聞いておりますし、また一昨日も私が聞いたところによりますと、松井建設の監督は一人もいなかったと、このような話も漏れ聞いているところであり。そういう点で、もしこの事実が風評どおりであったとしたら、共同企業体を組む必要性も何らないわけでございますし、またこの共同企業体方式による指名競争入札が行われたわけでございますが、先ほどの質疑の中にもありましたように、この競争入札が形骸化されてきている、この点でも反対をするものでありますし、この松井建設がこの第一期工事から含めて地元業者として指名されたいきさつにも不可解な事実がたくさんあるわけでございます。こういう点で反対すると同時に、この特別共同企業体取扱要領の第一の目的、それから第十一の調査項目に至るまで、これらの内容について公正、厳正な取り扱いをしていただくことを要望して終わりたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 次に、小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、議案第二百二十六号の四日市市水道事業給水条例の一部改正について、これは改正ではなく、改

悪部分が含まれており、反対をするものであります。その立場から意見を述べたいと思います。

その前に、私は、四日市市の水道事業がいろいろと困難な問題に当面しながら、しかも年々人員経費を切り詰められるという厳しい経営環境のもとでよく努力され、運営されていることにつきましては、水道局の職員の皆さんに敬意を表するものでございます。また私は、水道料金の値上げ一般に反対したり、真に必要な適正化に反対するものはございません。今回の料金値上げには、市民の生活用水の大幅値上げが含まれており、市民に不当な負担増を押しつけ、市民生活を圧迫することになる一方、大企業等の大口需要者の水道料金体系の不都合が市長の政治姿勢や政策ともかかわって、またしても正されていないなど、幾つかの問題があるから反対するものであります。以下、その幾つかの問題点に即して意見を述べたいと思います。

第一の問題ですが、上水道は今日、市民の命と生活を直接支えることはもとより、社会、経済、文化等あらゆる活動に一日とて欠くことのできない大切なものであります。とりわけ都市化や環境問題等とかかわり、市民個々に井戸を掘り、飲料水を初め必要な水を確保することができなくなっており、市民はいやがおうでも上水道に依存しなければなりません。それだけに上水道が市民に良質で安全、安価な水を豊富に安定して供給することが絶対的に求められておると思います。しかるに、わが国の上水道事業運営は、公営と言いつながら企業ベースで独立採算制が強制され、その事業費、運営費のすべてを料金収入で賄うという不当なことが強いられてきております。他の公共事業と比べましても、上水道以外の公共事業には、それぞれに国費あるいは県費、市費が投入されておりますが、上水道にはほとんど、国庫補助はもとより県市費の投入もなされていないのであり、これはいかに不合理なことでもあります。四日市の上水道事業が莫大な経費を要する新規水源の確保、水質汚濁、給水区域の拡大などの対策や事業を迫られて久しいわけでございますが、そして今回の水道料値上げの要因ともなっているわけですが、その原因と責任のほとんどは、上水道事業が負うべきものでないと思うのでございます。それこそもとの原因者に適正な負担をさせると

ともに、国県市費を投入すべきであると思います。市民は税金を払っているものであり、市民生活に欠くことのできない上水の確保に国県市の税金を使ってしかるべきだと思います。こうしたことが全く改善されないところには根本的な問題があり、市民の生活用水に係る料金まで値上げが繰り返されるわけでございます。したがって、私は、こうした上水道事業運営における根本的な問題点の抜本的改善のために、国等に向けて関係者がなお一層努力されることを望むものでございます。同時に市といたしましても、次のような点について一般会計からの導入など、独自の措置をとるべきであると思います。

一つは、簡易水道の上水道への統合に係る経費について、市の一般会計から補助をすること。

二番目、県水の受水費の大幅軽減について、県に強力な運動を起こし、その実現を図るということ、これが水道事業財政における損益勘定の中の支出二割を占めるこの大きな受水費負担、この現状からして特に切実になっていると思うわけでございます。

なお、この県水の受水費あるいは受水量についての財政計画は、果たしてこれほどの量の受水を実際に必要とするかどうかという点では、いろいろ気象条件等にも影響するかと思えますけれども、それでもなお疑問を持つものでございます。この県に対して受水費の軽減について強力な運動を起こされること、たとえば県住宅供給公社の不良住宅団地のしりぬぐいのために県費が十億円一般会計から投入される事例や、あるいはまた工業用水の場合には、使わなかった料金を軽減すると、こういう事例があることもあわせて、上水道にだけ厳しいこの基本料金徴収を迫ってくる、しかも今度大幅に値上げをしようとするこの意図は、絶対に許してはならないと思うわけでございます。この点について、特別の市民的な強力な体制をとって、県に対する運動を進めなければならないと思うわけでございます。同時に市の一般会計からも一定補助をするという措置をとることを求めるものでございます。

三番目には、県水受水に必要な配水池築造、送配水管布設工事費に対して、市の一般会計から一定補助をするというわけです。

四番目に、大矢知水源の浄化のための工事費についても、市の一般会計から一定補助をするということ。

さらに五番目として、企業債の利子補給を一般会計から行うということ。

六番目には、大企業事業所の地下水のくみ上げを市条例を制定して全面的規制する、このようにとるべきだと思われるわけでございます。

第二の問題といたしまして、大企業など大口需要者の水道料金体系を合理的なものに改める必要性と、その緊要なことを指摘してまいりましたが、ぜひこの大企業大口需要者に対して契約水量を定め、その契約水量に対して水源開発費の適正負担を織り込んだものを基本料金として定めること、そしてこれに使用量に応じた従量料金をとるようにすべきであると思います。

第三に、こうした措置をとれば、ほとんど市民の生活用水は値上げしなくてもよいと思うわけですが、特に来年に向けて公共料金の値上げがメジロ押しになっております。市民生活を圧迫することが必至という、こういう情勢のもとで当面市民の生活用水の料金値上げは避ける最大限の努力をすべきであると思うわけでございます。

さらに、既設水源の確保について、水源地の環境保全について、県に規制措置の条例化をさせるべきであると思います。

さらに、三重用水の負担金を払っているわけでございますけれども、会計検査院が先ごろ政府関係機関決算結果報告をいたしました。驚くべくこの三重用水の公費乱費が指摘されているわけでございます。この点について、負担金を払っている市としてその内容を詳細に説明を求め、むだな負担金の支出とならないように、また将来の三重用水の受水費の料金の不当な価格にならないように、この点の対策もぜひ進めていただきたいと思うわけでございます。

以上をもちまして、水道事業給水条例一部改正に関する議案百二十六号について、反対の討論としたいと思います。

なお、私たちは、この議案百二十六号、議案百四十六号に反対をいたしますとともに、議案百十四号、市政調査研究費交付金、議案百四十二号、議員の費用弁償の引き上げに関する議案につきましては、棄権をさせていただきます。他については賛成するという立場を表明しておきたいと思えます。

〔私語する者あり〕

○議長（大谷喜正君） これをもって討論を終結いたします。これより採決に入ります。

まず、議案百二十六号四日市市水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大谷喜正君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案百四十六号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大谷喜正君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り三十二議案について一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第三六 議案第一四八号 人権擁護委員の推せんについて

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第三十六、議案百四十八号人権擁護委員の推せんについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案百四十八号は、四日市地区の人権擁護委員のうち、去る九月に亡くなられました杉浦敬氏の後任の委員として飯沼順三氏を推せんいたしたいと存じ、ご提案申し上げるものであります。

なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑ありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件は、委員会の付託を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第三七 委員会報告第一五号 教育民生委員会請願書等審査結果報告、ないし

日程第三九 委員会報告第一七号 建設委員会請願書等審査結果報告

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第三十七、委員会報告第十五号教育民生委員会請願書等審査結果報告、ないし日程第三十九、委員会報告第十七号建設委員会請願書等審査結果報告の三件を一括議題といたします。

本件は、教育民生、産業公営企業、建設の各常任委員長からの請願、陳情に関する審査結果の報告であります。委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 請願第十三号の国民健康保険に傷病手当実施条例等の制定についてお尋ねをしたいと思っております。九月に請願がなされ、九月議会では継続審査となりましたが、今議会で不採択という結果となっております。その不採択の理由について伺いたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 教育民生委員長 川口洋二君。

〔教育民生委員長（川口洋二君）登壇〕

○教育民生委員長（川口洋二君） ただいま出されました質問に対してお答えいたします。

請願第十三号として九月議会に提出されております、傷病手当を国保で条例を制定して支給してほしいという問題でございますけれども、九月議会に委員会慎重に審査し、その必要性はよくわかっておりますとの意見もありました。国保には運営協議会がありますので、この会の意見を聞いておくことが必要であるということで、この会の考えを質しました。そして継続にさせていただきますが、運営協議会では十一月二十二日、会を開いて審査されたのであります。そしてその結果の報告をいただきますが、その財源をどこから求めるかということが焦点になったのであります。そして、その協議会で採決の結果、実施に賛成する者二名、実施に賛成しないもの十名ということで報告をいただきました。この報告を中心にして、今議会の委員会審査し、採決の結果、不採択と決定いたしましたので、よろしくご了解をいただきたいと思っております。

○議長（大谷喜正君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 どうもありがとうございます。教育民生委員会として、一定のこの請願審査について新しい努力をなさったということについては敬意を表したいと思いますと思うわけでございますが、不採択ということにつきましては納得できないわけでございます。

現在制度化されているこの九種類の医療保険のうち、国民健康保険が最も保険料が高い上に、最も保険給付が劣悪であることはご承知のとおりでございます。中でも傷病手当につきましては、たとえば公務員共済組合健康保険にありますは、一日につき俸給日額の八割が一年六カ月以内の期間支給されますし、他の組合健保、政管健保におきま

しても、一日につき標準報酬日額の六割が一年六カ月以内の期間は支給されるというふうには、国保以外の医療保険はすべて支給されているわけであり、国保だけが支給されておられません。しかし、現在の国民健康保険法でも、傷病手当の支給を実施しようとすればできることになっております。すなわち、法第五十八条第二項、保険者は、条例または規約の定めるところにより、傷病手当の支給その他の保険給付を行うことができるというふうになっているからでございます。国保加入者の大部分を占める中小業者、農家などのこの問題を医療、生活、営業、こういうものを考えました場合に、どうしてもこの傷病手当制度を導入すると、こういう点で努力をされなければならないと思うわけでございます。

○議長（大谷喜正君） 小井君、意見はやめてください。

○小井道夫君 少なくともこういう問題につきまして、直ちに実施がむずかしいとしても、この請願の趣旨に対して請願を採択し、当局に検討を求め、さらに国全体としての問題もかかわっていることは事実でございますから、国にこの健康保険法における傷病手当制度というものを任意給付でなく義務給付にし、国庫負担、国庫補助、国保財政の国の補助というものの大幅な増加という問題とあわせて、これが具体化するような努力を市においても、また議会としても努力をするという立場をはっきりさせ、必要な意見書等を上げると、こういう形で処理されるべきであったと思っております。こういう見地から私は不採択に反対をし、直ちに採択をされるよう望むものでございます。

○議長（大谷喜正君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大谷喜正君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

○議長（大谷喜正君） なお、総務、産業公営企業の各常任委員長から、目下委員会で審査中の事件について、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔発言を求める者あり〕

○議長（大谷喜正君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、総務委員会に付託されました請願第三号一般消費税の新設反対について、それから第十二号物価をつり上げ、重税を押しつける一般消費税の新設に反対についての継続審査についてお尋ねをいたします。

この一般消費税が天下の悪税であることは、すでにご承知の事実でございます。この一般消費税の新設反対については、すでに多くの議会で市民生活を守る立場から反対決議をされているところであり、当四日市市議会においては、三度までも継続審査になってきたと、この事実経過をどのように論議されたのか、また昨日の一般新聞でも報道されておりますが、きょうの衆議院、参議院の両方の本会議で、財政再建の名前でございますが、この一般消費税については導入をしないんだと、こういう決議がなされようとしているところでございます。この決議がなされる、また自民党の税調の会長であります山中氏も、昨日の新聞では、今後とも一般消費税については導入しない、こういうことを発言しておる中で、この四日市市議会があえて三度までも一般消費税新設、この問題について継続審査されることについてご質問をいたしたいと思います。

○議長（大谷喜正君） 総務委員長 後藤長六君。

〔総務委員長（後藤長六君）登壇〕

○総務委員長（後藤長六君） お答えをいたします。

請願第三号及び請願第十二号、消費税反対についての件でございますけれども、この問題につきましては、前回に引き続き慎重に審査いたしましたのでありますが、ご承知のとおり、消費税につきましては、昭和五十五年政府予算に導入しないと政府の責任者が明言いたしておりますので、したがって、願意については十分達せられたとの意見に一致しましたので、一応継続審査というふうにさせていただきます、その間に請願者と十分ご相談の上、次期議会までに解決を図りたい、かように考えております。以上でございます。

○議長（大谷喜正君） それでは、改めて本申し出を採決いたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大谷喜正君） 起立多数であります。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第四〇 発議第五号 公立学校の学級編制基準改善及び教職員定員増に関する意見書の提出について

○議長（大谷喜正君） 次に、日程第四十、発議第五号公立学校の学級編制基準改善及び教職員定員増に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 ただいま議題となっております発議第五号公立学校の学級編制基準改善及び教職員定員増に関する意

見書の提出について、発議者を代表いたしましてご説明申し上げます。

今日学校教育においては、教育の諸条件の改善、とりわけ教育の質的な向上を図ることが強く期待されているのであります。そこで、本市議会に陳情書が提出されたこの機会に、県に対し、お手元に配布いたしました意見書を提出し、三重県における義務教育の諸条件の改善を要望しようとするものであります。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大谷喜正君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大谷喜正君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（大谷喜正君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十四年十二月四日市議会定例会を閉会いたします。

午後三時五十三分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

大谷喜正

四日市市議会副議長

訓覇也男

署名議員

橋本増蔵

署名議員

大島武雄

昭和五十四年十二月定例会会期日程

十二月

七日(金)

午前十時開会

議案上程：議案説明

(一部) 質疑：委員会付託

委員長報告：質疑、討論、議決

八日(土)

休会

九日(日)

十日(月)

十一日(火)

十二日(水)

午前十時開議

一般質問

十三日(木)

午前十時開議

一般質問

十四日(金)

午前十時開議

一般質問

議案質疑：委員会付託

追加議案上程：議案説明：質疑：委員会付託

十五日(土)

休会

十六日(日)

十七日(月)

各常任委員会

十八日(火)

十九日(水)

休会

二十日(木)

十二月二十一日(金)

午後二時開議

委員長報告：質疑、討論、議決

追加議案上程：議案説明、質疑、討論、議決

議会運営委員会決定事項

(昭和五十四年十二月一日)

◎十二月定例市議会について

一 会期日程 別紙のとおり

二 発言通告等の期限

(一) 一般質問 十二月 七日(金) 午後四時

(二) 請願・陳情 十二月十二日(水) 午後四時

(三) 討論その他 十二月十九日(水) 午前十時

三 発言順序

(一) 一般質問 ① 市民クラブ ② 清風会 ③ 社会クラブ

⑤ 自由クラブ ⑥ 日本共産党 ⑦ 公明党

④ 民政クラブ
⑧ 無所属クラブ

四 発言時間

(一) 一般質問 二十五分以内(答弁含まない)

(二) 関連質問 五分以内(答弁含まない)

(三) 議案質疑 三十分以内(答弁含む)

第1日(12月12日)

一般質問通告一覧表

(昭和五十四年十二月定例会)

発言順序	要旨	氏名	ページ
1	<p>一、四日市都市計画事業の将来展望について</p> <p>1. 都市改造計画について</p> <p>2. 用途地域の見直しについて</p> <p>3. 阿瀬知川の改修について</p> <p>二、工事請負契約期限の問題について</p> <p>三、四日市の青少年育成組織補導組織の現況について</p> <p>1. 青少年野外活動の災害事故防止対策について</p> <p>2. 育成者補導委員ボランティアの身分保障について</p> <p>3. 災害保険について</p> <p>一、社会教育事業について</p> <p>1. 家庭教育の振興方策について</p> <p>2. 文化振興事業の方策について</p>	<p>市民クラブ 山路剛</p>	28
2	<p>一、保健センターづくりについて</p> <p>二、五十四年九月の豪雨に関連した排水問題について</p>	<p>清風会 谷口保</p>	47
3	<p>一、下野地区の溜池と井堰について</p>	<p>清風会 渡辺一彦</p>	40
4	<p>一、保健センターづくりについて</p> <p>二、五十四年九月の豪雨に関連した排水問題について</p>	<p>清風会 高木勲</p>	51

11	10	9	
<p>三、市民の健康を守るための保険センター設置について</p> <p>二、公害から市民の健康を守るための指定地域解除の問題について</p> <p>一、福祉切捨て、高物価、重税に反対し市民生活を守るための市の対応について</p>	<p>二、北勢沿岸北部流域下水道について</p> <p>一、福祉切捨て、高物価、重税に反対し市民生活を守るための市の対応について</p> <p>二、公害から市民の健康を守るための指定地域解除の問題について</p> <p>三、国際親善について</p> <p>四、保安上の問題点について</p> <p>一、地震対策について</p> <p>1. 強化地域と四日市市について</p> <p>2. 地震に対する心構えについて</p> <p>3. 公平な人命尊重について</p> <p>4. 非常食の備蓄について</p> <p>5. 消防団について</p>	<p>二、過密化地域の居住基盤整備について</p> <p>三、国際親善について</p> <p>四、保安上の問題点について</p> <p>一、地震対策について</p> <p>1. 強化地域と四日市市について</p> <p>2. 地震に対する心構えについて</p> <p>3. 公平な人命尊重について</p> <p>4. 非常食の備蓄について</p> <p>5. 消防団について</p>	<p>2. 母親教育</p> <p>3. 教育者の資質の向上</p> <p>4. 情報化社会における教育</p>
<p>日本共産党 佐野光信</p>	<p>自由クラブ 橋本増蔵</p>	<p>自由クラブ 後藤長六</p>	
156	189	122	

8	7	6	5
<p>1. 幼児教育</p> <p>二、公共設備の保守保安、民間委託の方向性</p> <p>三、豊かな人間性を育む教育について</p> <p>一、福祉の諸課題</p> <p>1. 高齢者の生きがい総合対策</p> <p>2. 心障者の望みについて</p> <p>3. 児童福祉について</p>	<p>二、解決の核心を求められる平山問題について</p> <p>一、八十年代の展望と新年度予算構想及び政策について</p>	<p>三、同和問題について</p> <p>二、地区市民センターの職員配置について</p> <p>三、尾平地区関係</p> <p>二、三滝中学校周辺関係</p> <p>一、神前地区の排水対策について</p> <p>1. 高角町より曾井町関係</p>	<p>三、無謀なハンターによる流れ弾事件について</p> <p>一、五十五年度予算編成時期をむかえて</p> <p>二、幼児教育と保育制度の確立</p> <p>(一、二項目共機構と人事に関連あり)</p>
<p>民政クラブ 中村信夫</p>	<p>民政クラブ 金森正</p>	<p>社会クラブ 川村幸善</p>	<p>清風会 宇治田良市</p>
108	89	81	66

	15	14	13	12
	<p>一、教育問題について</p> <p>1. プール利用について</p> <p>2. 非行対策について</p>	<p>一、新基本計画と今後の財政見通し及び計画事業の推進について</p> <p>二、農業転作問題について</p> <p>三、町の区域変更について</p> <p>1. 産業廃棄物埋立処分計画について再考を願う</p> <p>2. 平山物産対策について</p>	<p>一、福祉行政について</p> <p>1. 市内に活力ある福祉の輪をつくらう</p> <p>2. 健康を維持発展させる方法は何か?</p> <p>3. 仮称「共同保険委員会」設置について</p> <p>二、環境行政について</p>	<p>一、五十五年度の予算編成、施策に関して問う</p> <p>二、高校問題について</p> <p>三、用途地域の変更について</p>
	無所属クラブ 野呂平和	公明党 田中基介	公明党 大島武雄	日本共産党 小井道夫
	220	210	185	169

付託議案一覧表 (一)

○総務委員会

議案第一一四号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第三号)

第一条 歳入全般

歳出第 一款 議会費

第 二款 総務費

第 四款 衛生費

第 五款第二項 労働諸費

第 九款 消防費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

議案第一二三号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について

議案第一二四号 四日市市税条例の一部改正について

16	<p>二、公害対策について</p> <p>1. 平山物産について</p> <p>2. 公害認定地域見直しについて</p> <p>三、心身障害者及び老人対策について</p> <p>1. 市が働く職場の提供について</p>	無所属クラブ 小林博次	235
----	---	----------------	-----

議案第一二五号 四日市市休日応急診療所条例の一部改正について
議案第一二七号 町の区域の変更について
議案第一二八号 字の区域の変更について
議案第一二九号 町及び字の区域の廃止及び変更について
議案第一三〇号 町及び字の区域の廃止及び変更について
議案第一三二号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第一一四号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第三号)

第一条 歳出第三款 民生費

第一〇款 教育費

第一款第三項 文教施設災害復旧費

議案第一一五号 昭和五十四年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

議案第一一九号 昭和五十四年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第二号)

○産業公営企業委員会

議案第一一四号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第三号)

第一条 歳出第六款 農林水産業費

第七款 商工費

第一款第一項 農林水産施設災害復旧費

議案第一一六号 昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第二号)

議案第一二〇号 昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算

議案第一二二号 昭和五十四年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

議案第一二六号 昭和五十四年度四日市市農業共済事業会計第二回補正予算

議案第一二六号 四日市市水道事業給水条例の一部改正について

○建設委員会

議案第一一四号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第三号)

第一条 歳出第五款第一項 失業対策費

第八款 土木費

第一款第二項 土木施設災害復旧費

議案第一一七号 昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第三号)

議案第一一八号 昭和五十四年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)

議案第一三一号 市道路線の變更について

議案第一三三号 委託協定の締結について

付託議案一覧表 (二)

○総務委員会

議案第一三四号 昭和五十四年度四日市市一般会計補正予算(第四号)
 議案第一四二号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 議案第一四三号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 議案第一四四号 四日市市職員給与条例の一部改正について
 議案第一四六号 工事請負契約の締結について

○産業公営企業委員会

議案第一三五号 昭和五十四年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)
 議案第一三六号 昭和五十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第三号)
 議案第一三九号 昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業会計第二回補正予算
 議案第一四〇号 昭和五十四年度四日市市水道事業会計第二回補正予算
 議案第一四一号 昭和五十四年度四日市市農業共済事業会計第三回補正予算

○建設委員会

議案第一三七号 昭和五十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第四号)
 議案第一三八号 昭和五十四年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第三号)
 議案第一四五号 四日市市営住宅条例等の一部改正について
 議案第一四七号 委託契約の締結について

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第一四号	五四、一二、七	地盤沈下と常時浸水域対策による資金助成または融資の制度について	四日市市松原町二番一三号 富洲原地区連合自治会長 横田三郎	伊藤信一 生川平蔵 後藤寛次 野崎貞芳	建設
第一五号	〃	観光係の設置について	四日市市諏訪町二番五号 四日市観光協会 会長 石田三治郎	後藤長六	産業公 営企業公
第一六号	五四、一二、一一	畜産団地建設反対について	四日市市山田町二三〇〇番地 小山田小学校PTA会長 矢田正広 ほか三、〇四七名	青山峯男	〃

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第一九号	五四、一二、七	カーマホームセンターの進出反対について	四日市市十七軒町十二の五 四日市金物商組合 代表 荒木長市	産業公営企業
第二〇号	〃	私立幼稚園教育振興について	四日市市元新町七一八 四日市私立幼稚園協会 会長 井柳福次郎 ほか二七名	教育民生
第二一号	〃	都市計画街路の早期着工について	四日市市東富田町一八一 富田地区連合自治会長 伊藤庄平 ほか三名	建設
第二二号	〃	大気汚染特別指定地域解除反対について	四日市市川原町一四一五 四日市公害認定患者の会 代表委員 阪紀一郎 ほか二名	総務

第二三号	五四、一二、七	公衆浴場用上水道料金について	四日市市北浜町五番五号 四日市浴場協同組合 理事長 加藤忠幸	産業公営企業
第二四号	〃	公立学校の学級編制基準改善および教職員定員増に関する県への意見書提出について	四日市市北町二番二三号 四日市市小学校長会 会長 羽場仁郎 ほか三名	教育民生
第二五号	五四、一二、八	水沢小学校体育館建築について	四日市市水沢町二六〇六番地 水沢地区連合自治会長 東川正昭 ほか七一四名	教育民生

委員会報告第一五号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十四年十二月二十一日

教育民生委員会

委員長 川口洋二

四日市市議会

議長 大谷 喜正 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第一三号	五四、九、一二	国民健康保険に 傷病手当実施条 例等の制定につ いて	四日市市南浜田町 二番一四号 中谷ビル二階 全商連四日市民主商 工会 代表 青山 幸博 ほか一名	小井 道夫 佐野 光信	願意に沿い難い。	不採択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第二〇号	五四、一二、七	私立幼稚園教育振興に ついて	四日市市元新町七一八 四日市私立幼稚園協会 会長 井柳福次郎	その主旨を了とする。 内容については十分検 討されるよう理事者に	採択

第二四号	五四、一二、七	公立学校の学級編制基 準改善および教職員定 員増に関する県への意 見書提出について	ほか二七名 四日市市北町二番二三号 四日市市小学校長会 会長 羽場 仁郎 ほか三名	要望する。	採択
第二五号	五四、一二、八	水沢小学校体育館建築 について	四日市市水沢町 二六〇六番地 水沢地区連合自治会長 東川 正昭 ほか七一四名	その主旨を了とする。	採択

委員会報告第一六号

産業公営企業委員会請願書等審査結果報告

産業公営企業委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十四年十二月二十一日

産業公営企業委員会

委員長 松島 良一

四日市市議会

議長 大谷 喜正 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第一五号	五四、一二、七	観光係の設置について	四日市市諏訪町二番五号 四日市観光協会 会長 石田 三治郎	後藤 長六	その主旨を了とする。	採 択
第一六号	五四、一二、一一	畜産団地建設 反対について	四日市市山田町 二三〇番地 小山田小学校PTA会長 矢田 正広 ほか三、〇四七名	青山 峯男	その主旨を了とする。	採 択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一九号	五四、一二、七	カーマホームセンターの進出反対について	四日市市十七軒町十二の五 四日市金物商組合 代表 荒木 長市	その主旨を了とする。	採 択

第二三号	五四、一二、七	公衆浴場用上下水道料金について	四日市市北浜町五番五号 四日市浴場協同組合 理事長 加藤 忠幸	その主旨を了し、理事者において善処されるよう要望する。	採 択
------	---------	-----------------	---------------------------------------	-----------------------------	-----

委員会報告第一七号

建設委員会請願書等審査結果報告

建設委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十四年十二月二十一日

建設委員会

委員長 福田 香史

四日市市議会

議長 大谷 喜正 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第九号	五四、九、一〇	通学路等の整備について	四日市市下海老町 二九九七一 県地区連合自治会長	高木 勲	その主旨を了とする。	採 択

第一四号	五四、一二、七	地盤沈下と常時浸水地域対策による資金助成または融資の制度について	安垣 勇 ほか五名	四日市市松原町 二番一三号 富洲原地区連合自治会長 横田 三郎	伊藤 信一 生川 平蔵 後藤 寛次 野崎 貞芳	その主旨を了とする。	採 択
------	---------	----------------------------------	--------------	--	----------------------------------	------------	--------

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第二一号	五四、一二、七	都市計画街路の早期着工について	四日市市東富田町一八一 富田地区連合自治会長 伊藤 庄平 ほか三名	その主旨を了とする。	採 択

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九

条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第 三号 一般消費税の新設反対について
 請願第一二号 物価をつりあげ、重税をおしつける一般消費税の新設に反対について
 陳情第二二号 大気汚染特別指定地域解除反対について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十四年十二月二十一日

総務委員会

委員長 後 藤 長 六

四日市市議会

議長 大 谷 喜 正 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九
 条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第一三号 日永地区における関西電波サンシャイン及びミスタージョンの出店促進について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十四年十二月二十一日

産業公営企業委員会

委員長 松 島 良 一

四日市市議会

議長 大 谷 喜 正 殿